二　電力事業

製糖業の素材革命に對する動力革命としての電力事業は、元來官營方針を以て開始された。然し、大正八年、總督府は其の施設を出資すると共に、更に民間資本をも合せ、資本金三千萬圓の臺灣電力を設立した日月潭貯水による濁水溪の水力開發が、同社設立の契機となつたことは周知の如くである。十萬キロワットの出力を豫想された日月潭發電工事は、臺灣全土の電化を企圖したものである。然し豫算編成後の原價の騰貴に加へ、關東大震災の爲に日本興業銀行よりの資金調達が絶望となり、且つ電力消化の見込も立たなくなつたので、一時工事を中止したが、昭和九年第一發電所の竣工を見た。其の間臺灣電氣興業を合併して、資本金は三千四百四十九萬五千圓になつた。之は法律形態上臺灣電力株式會社令による特別法人であり、政府の管理下に置かれる公私合同企業である。臺灣電力設立の前後から、地方に於いて電力事業を營むものが十數社に及んだ。臺灣合同電氣・嘉義電燈（後臺灣電燈と改稱した）・花蓮港電燈（現名東部電氣）・恒春電氣・南庄電氣商會・臺灣電氣興業等それであるが、之等は群小電氣事業を合併吸收し、資本集積並びに企業集中を著しく進展せしめたことを閑却し得ない。就中島内發電力の大半が、日月潭工業完成以前すら臺灣電力の獨占であつたことに徴しても、其の勢力の壓倒的強大性を知るであらう。尙、臺灣電燈が赤司系、花蓮港電燈が梅野系の夫々有力事業であつたことは、注目されねばならぬ。

三　鑛　業

鑛工業は資本主義的産業の根幹であるが、就中鑛業は鑛産物を加工材料とする機械的・化學的操作の發展と相俟つて、重化學工業を其の基礎の上に成立せしめる蓋然的可能性を有する。勿論重工業化への發展は臺灣の熱帶植民化への背馳を示すのみならず、そこに於ける克服すべからざる技術的至難性の伏在をも亦知らねばならぬ。選鑛・製錬・精製等が先づ採掘と結合される加工部門であり、此の期に於ける臺灣鑛業の發達段階も亦そこにあつたが、百尺竿頭更に一歩を進めて、石炭に於ける動力より原料への利用轉換、金屬に於ける素材より完成品への加工高度化への發展は、到底不可能であつたばかりでなく、製錬に至つては硫砒銅鑛製錬の休止等却つて後退を意味する事實の發生に、人は無關心たり得ないであらう。其等は前途に横たはる限定性として、臺灣鑛業の發達へのブレーキの作用をする。

イ　石炭鑛業

炭業に於いても資本家的企業化が遂げられた。藤田・賀田・芳川・三井・赤司・小松・丸山・山本・顏等が就中有力な炭業資本であつた。賀田氏の四脚亭炭鑛は鑛業權が臺北炭鑛を支配した芳川氏を經て三井の手に歸し、三井は其の請負稼行者顏家と共同して基隆炭鑛を設立したが、之が更に顏家の炭鑛及び藤田組・顏家共同の臺灣炭鑛を買收するに至り、臺灣業資本中最大の存在となつたのである。之に次ぐのは顏家の臺陽鑛業である。其の他丸山系臺灣炭業・小松系頂双溪炭礦・顏系中臺商事がある。顏家は炭業に於いて產業資本化し、三井との提携によつて鑛業界に牢固たる優勢力を築いたのである。炭鑛業に於ける中小企業家としては赤司・山本等が成功者として輝いてゐる。赤司鑛業は近年まで赤司系事業の有力なる一翼であつた。

三井は基隆炭鑛・臺陽鑛業等の一手販賣權を掌握し、出炭總額の大半を商業的に支配してゐるが、之に三菱商事の販賣をも加算すれば、巨大財閥による生產及び商業上の獨占的地位が如何に高いかは一層明白となるのである。臺灣炭業は無統制なる濫立の結果として零細經營を特質としてゐるから、商業資本による炭鑛支配の傾向が顯著なるは掩ふべくもない。產業資本家的進出を遂げんとした藤田組・賀田組等の敗退に引換へ、三井・三菱の商業資本が業界制覇に功を收めんとしてゐる現象は、坑區としての稼行單位規模の過小性に由因するところ蓋し多かるべきであらう。石炭鑛業は多く採掘及び輸送を根幹として發展するものである。それは炭鑛鐵道乃至炭鑛汽船會社として、經營の集約化を目的とする採掘より輸送までの一貫經營を有利とするから、原產地より消費地までの輸送線の確保を必要とするのである。然るに臺灣の石炭は北部炭田の產出に係り、消費地たる製糖業所在地が中南部平野である限りに於いて、採算的には海外販賣に仕向けるにしくはないのである。其の爲にも三井物產・三菱商事の如き大貿易資本は一層支配力を强化するに至るのである。

東洋產業の臺灣進出は既稼行鑛區の買收によつて行はれ、資本金四百萬圓の南海興業を創立、益興炭鑛（資本金百五十萬圓）を支配したものであるが、それは次期準戰段階以降の昭和十五年に屬する。

ロ　石油鑛業　臺灣の石油鑛業は淺野總一郎、寶田石油等によつて臺灣石油試掘組合なる組合組織の下に開始され、出鑛坑油田の開掘に從事したが、其の事業は一旦南北石油の手を經て寶田石油の有に歸したのである。明治末年總督府は當時經營困難に逢着した同社に補助金を交付して事業の繼續を援助した。寶田石油は大正十年日本石油に合併した。出鑛坑油田は爾來先づ回復の兆現はれ、更に產油量の著しい增加を齎した。出鑛坑は本島唯一の油井である。錦水油田は、後れて大正二年より、寶田石油が試掘に着手した。噴出瓦斯の猛烈なる爲に油井としては絶望であることが判明されたが、その代りガスを採取して揮發油を得んとする計畫の更新を見、瓦斯井として世界に知られるに至つた。出鑛坑及び錦水に產出する粗製揮發油及び原油は苗栗製油所に於いて精製され、又は島內需要に對する餘剩原油は油槽車によつて海港に輸送されてゐる。之等採油・精製事業經營者たる日本石油は、新潟・秋田兩油田、樺太及び北海道に亙る全土に油井を分布せしめてゐる我が國最大且つ獨占的石油鑛業資本であることは今更云ふを待たぬが、原油採掘より精製までの一貫經營を行ふは勿論、大方輸送をも兼營し、內臺間の海上輸送は自社タンカーを以て行つてゐるのである。因みに、日本鑛業が竹東油田及び凍子腳油田の開掘に乘出したのは次期に屬する。石油鑛業は石炭鑛業と異り、其の性質上弱小資本の分立を許さない。從つて早熟的な獨占的企業集中の發展が寶田乃至日石によつて次々に遂げられたのである。

ハ　金鑛業　金鑛業には山金と砂金とがあるが、砂金は近代的企業化されなかつたに反し、山金は領臺後早々資本家的獨占形態の下に採掘稼行せられた。領臺以來、鑛山としては金瓜石・牡丹坑・瑞芳が鼎立して著名であつたが、牡丹坑は一時隆盛であつたのみで、後に金瓜石に合併され、其の後稼行を廢止した。明治末葉、金瓜石鑛山に於いて豐富なる含金銀硫砒銅鑛床が發見され、銅山としても重要視さるゝに至つたことは注目に値する。臺灣第一の金山たる金瓜石は田中鑛業に依り、又瑞芳は藤田組により、最初はいづれも錚々たる內地鑛業資本の開發するところで、產出物は金及び含金鑛

であつた。然るに內地に於いても田中鑛業は失敗し、藤田組は萎縮したのと相俟つて、後宮系金瓜石鑛山が田中に代り、顏系臺陽鑛業が藤田組に替つた。臺灣銀行は資金供給及び產金買收の契約の下に、本島產金の吸收をなすと共に其の事業を援助したが、殊に金瓜石鑛山が斯かる金融資本への依存なしには存立し難かつたことは、餘りにも風評高い事實である。金瓜石・瑞芳二金山共に本邦屈指であるが、鐵業の合理化經營に於いては、稼行・未稼行鑛區の集積を指標とする大經營による危險の分散、採掘・運輸に跨る金屬製錬乃至化學工業兼營への作業の一貫化等を眼目とするであらう。金瓜石鑛山の如きは尙遺憾の點多く、それが一段の飛躍に備へて、次期に入つて昭和八年臺灣鑛業なる社名の下に日本鑛業傘下に歸屬を遂げ、越えて十二年日鑛へ合併を見たことは、大いに意義の存するところであらう。日本鑛業が尨大なる鑛區所有者であり、金屬鑛業としては採掘最も多く、運輸の爲に姉妹會社日產汽船を擁し、西日本に中央製錬所としての佐賀關製錬所を有し、且つ金屬製錬の多角的經營を以て著はれてゐる點に考へ及ぶ時、臺灣產金事業に對する積極的進出が、決して偶然でないことに想到するであらう。臺陽鑛業としても、瑞芳金山經營の爲には日本鑛業との提携協力なしには晏如たり得ないことは想像に難からぬところで、殊に大口株式取得と重役派遣に現はれた臺陽鑛業に對する日本鑛業の最近の接近は、之を有力に裏書するものでなければならぬ。凡そ中小鑛業資本は左の二點から大鑛業資本への依存が必至的となる。即ち第一、製錬設備を有しないこと、第二、輸送機關を有しないこと、これである。金瓜石鑛山は明治三十一年金製錬の爲に濕式製錬を開始し、越えて四十年更に含金銀硫砒銅鑛處理を目的として乾式製錬の設備を行ひ、副產物として金を產したが、大正十二年採算上之を休止するに至り、金銅鑛石は賣鑛に轉換した。之は言葉を換へるならば、日本鑛業佐賀關製錬所への依存の深刻化を意味したに他ならない。金瓜石鑛山・臺陽鑛業の兩社共に鑛石を佐賀關に送り、運搬を日產汽船に委ねたのである。

注目すべきは次期の昭和十四年に於いて地下資源開發資本として設立された臺灣產金である。臺灣拓殖と日本產金振興との兩國策會社の共同出資により、金鑛業及び砂金鑛業に從事し、先づ北部の砂金採掘より漸次タツキリ溪其の他の高位

段丘砂金の開發に着手することになつてゐる。

第二節　統制化以降の財閥

一　臺灣工業化の歴史的必然性

一　公式的外地經濟の止揚

臺灣の産業は從來米糖を二大支柱とする熱帶植民地農業を骨子とするものであつた。一言にしてこれを蓋へば、農業本位であつた。即ち公式的な外地的發展過程、熱帶植民地化といふことが、臺灣外地經濟の性格であつたのである。凡そ臺灣の工業化は、母國のそれと競爭關係を招致するが故に、母國資本の要請に背馳するが、それに引換へ、農業化は內地經濟の南方資源への依存性を臺灣に轉換せしめ、且つ臺灣を商品及び資本の輸出市場として內地經濟に從屬せしむる利益があつた。ひとは經濟の特質とする資源の貧困性及び市場の狹隘性を想起するであらう。いふところの熱帶植民地化乃至農業化とは、一方に食糧及び原料領域となるべき內外地間の經濟的補完關係の結成に他ならない。即ち或る意味では、臺灣外地經濟は內地資本主義の發展に奉仕したといひ得るであらう。工業國對農業國の交易關係への緊縛、臺灣經濟の內地從屬市場的性格賦與は、そこに本質を認むべき如くである。然し統制經濟態勢の下に起つた日本資本主義經濟體系の構造變化は、臺灣外地經濟にも著しく影響を與へずには置かなかつた。斯くて臺灣自體が熱帶植民地化より工業地への百八十度の旋回を日程に上せて來たのである。とはいへ臺灣外地經濟に對する內地經濟の指導性は決して失はれもしないし、又失はるべきではない。臺灣工業の自立性乃至臺灣經濟全般の自主性擴大に自ら限界の存するは、衆目の見るところである。

二　東亞アウタルキーの確立

國際經濟機構の異變を齎した關稅戰爭の危機の到來は、原因は遠く第一次世界大戰が結果した國際貸借關係の變動及び國際政情不安の醞釀に兆してゐる。工業國は精工業段階に飛躍すると共に自ら農業國化し、農業國も工業國化して少くとも粗工業段階に到達し、乃至は精工業段階へ迫進した。經濟的國民主義の擡頭により極端なる重商主義的保護政策へ復歸した各國のアウタルキー原則の採用は、世界貿易を著しく衰頽せしめ、外國貿易に依存する從來の後進國經濟の存立を脅かした。封鎖經濟を以ては存立し難き後進諸國家は、領土獲得乃至ブロック經濟の結成のいづれかを必要とする。日滿支ブロック經濟成立の必至性は、アウタルキー原則の補完的意味に於ける經濟的補完關係として認めねばならぬ。然しこれには滿洲國及び汪政權の誕生が前提とされねばならなかつたが、この契機を與へたのが滿洲事變及び支那事變であつた。滿洲事變以後我が國は準戰段階に突入し、劃期的なカルテル擁護法を制定した如き、統制經濟は貿易部面より强化されて來たが、事變解決の爲所要物資は主として調辨經濟に依つてゐた。支那事變は長期戰化して到底調辨主義に立脚し得ず、我が國を體制上の編成替の下に戰時段階に入らしめたのみならず、敵性諸國家英米との間に一層鋭い對立を生ぜしめたから、生産力擴充促進の緊迫性を增すに至つたのである。それにも拘らず不足せる軍需資材乃至生産財は輸入の困難を加へた。剩へ三國同盟締結、第二次歐洲大戰勃發は樞軸國の一角たる我が國の國際經濟を著しく壓迫したから、經濟的補完關係の範域を東亞廣域經濟圈の理念にまで擴大せしめ、南洋を此の中に包攝せしめたのである。此の際臺灣は經濟立地的條件、地理的位置の上から、斯かる南進政策上の重要基地となり、熱帶植民地經營の經驗から、南方發展の據點性を十分に有するものと云ひ得るであらう。元來、臺灣は領有に際して既に南進基地たる使命を帶びてゐた。

三　南方政策の推移

我が大陸政策遂行の爲に南方政策を犧牲たらしめ、露國の極東政策牽制の爲に英國と提携したのが日英同盟であつたといへる。即ち我が國は南方に於ける英國の經濟的優位の確認・尊重を餘儀なくしたのである。蓋し日本の南方發展は英國を主とする南方支配國の利害と牴觸する危險があつたからである。第一次歐洲大戰の勃發は幸に南方經濟發展の好機を惠

んだかに見えたが、同盟關係からそれは歐洲からの輸入杜絶品の輸出を主內容とする單純なる貿易的發展を限度とした。それを乘越えるには、國際協調主義の假面の下に列強を風靡したアングロサクソン的世界支配體制の鐵壁が、嶽然として聳えてゐた。大戰終了と共に景氣變動の荒浪に押流された我が商品と資本とは復歸者に道を讓つて退いた。由來、政治的勢力の伸張を背景とする强力的な商品輸出及び資本輸出なしには、眞の海外發展はあり得ない。一旦張り廻らされた臺灣銀行支店網の縮小、南方外國爲替業務に對する臺灣銀行營業方針の消極化への轉回、遠大なる意圖の下に創業した華南銀行の萎微、臺灣金庫の分身南洋倉庫の不振等も、當時としては已むを得なかつたであらう。日本外交が親英政策を止揚せざる限り、臺灣の南進基地的據點性はナンセンスであつた。而して追從的外交、親英的國際强調主義の排擊は、何はともあれ國防力の充實が前提されねばならなかつたのである。滿洲事變は自主的外交への旋回を基礎付ける國防力充實の何よりの證左であつた。剩へ、我が國際經濟は平價切下の利益に擁護されて輸出產業殷賑の進行譜を奏でた。それが爲替ダムピングでなく、ソシアル・ダムピングと視る非難はあつたにせよ、關稅障壁を突破して內地の資本及び技術は飛躍的發展を遂げずに置かなかつた。臺灣の南方政策も亦當然復舊すべく日程に上されねばならない。これが戰時下臺灣の指導的三大政策の一つとなつたのは決して偶然でないのである。

四　工業化の必至性

臺灣工業化の必至性も南方政策との關聯の下に考察されねばならぬ。所謂工業化が外部的政治的意識から招致されたか乃至は內面的經濟的必然性から齎されてゐるかを論證するつもりはない。殊に玆では後者に就いては詳しくはタツチしないい。母國工業の體系の重工業化と南方の廣域經濟圈への包攝は農業地臺灣の工業化、粗工業化乃至重化學工業化への必要性と可能性とを兩つながら附與したものである。內地工業の體系の高度化が只さへ貧困性を呈してゐた資源の涸渇化と限りある工業適地の僅少化を齎したことも、沒却し難い事實である。共榮圈の南方への擴大と工業立地條件の優秀性、斯かる客觀的情勢の推移が臺灣の經濟的據點性及び兵站基地的重要性を齎したのである。經濟權益としての南方資源の工業的利用と南方市場の確保、並びに現地調辨可能率の增大が敍上の見地から重要視されねばならぬことは言を待つまでもない。又、それの實現は同時に戰時下時局が要望する生產力擴充國策への貢獻となるであらうことも想像に難からぬところである。財閥資本による化學工業の勃興過程は客觀的條件としての臺灣工業化の趨勢を前提としたものに外ならぬ。

二　臺灣工業化の性格

一　島內工業資源の性格

臺灣の農業國的性質と其の固有的資源性とに基いて、臺灣の工業は從來植物的材料に依據した食料品工業であつた。新しく日程に上された臺灣工業化の課題も、亦一面に於いては島內有機的原料資源の上に解決されねばならぬであらう。光熱・雨量・海洋に惠まれた臺灣の資源開發解決は、當然農林畜水產各方面の工業化へ進路を取るべきであらう。斯かる有機材料の上に立つ加工業には內在的に一定限界が認められねばならぬ。數年前に於いては內地の米價政策への寄與といふ觀點から、米穀より甘蔗等工業用作物への轉換が奬勵され、或る程度まで農林畜水產各方面の工業化が臺灣工業化の日程に上り實現を見つゝあつた。それは製糖業の生產力が過剩となつたから、甘蔗以外の熱帶有用作物への農業多角化と其の工業化を必至ならしめた。然し、支那事變の長期化と共に、臺灣をもその一環とする日本經濟アウタルキー達成、即ち臺灣農業再編成が焦眉の急となつて來た際、食糧問題の見地から米糖二大產物の增產が再度重要使命を帶びて登場するに至つたのである。斯くて原料確保の困難性から米糖以外の農林畜水產加工業の發展は一層限定されねばならぬであらう。財閥資本は斯かる地盤の上に產業を築かうとはしない。

二　南方資源性の經濟的意義

蓋し南方經濟圈の經濟的補充關係への包攝は、鑛物的材料の利用を可能とし、化學工業の勃興を見るに至る。中間生產品が量的に優位を占めるところの合成化學・金屬製鍊等一聯の化學工業がそれである。近代工業技術の一大特色たる無機

化の傾向として、比較的高價少量なる有機材料から廉價大量なる無機材料への轉換を可能付ける鍵鑰は、要するに南方資源利用の上に懸つてゐる。鑛物的原料資源が蒸氣電力の動力經濟と結合するところ合成化學の發展可能性を見出す。殊に潛在的電力資源の豐富性、電源地點の優位性を有する臺灣に關する限り、エネルギー産業としては水力發電事業の擴充態勢が前提されねばならぬ。企業的進出に對する財閥資本の關心も亦斯かる科學的技術的合理性の上に拂はれてゐる。財閥資本による企業支配の本質は、實にキイ産業としての重化學工業の經營にある。生産財生産の技術的卓越性と産業への支配力の强大性が財閥資本の優越性を根柢付ける所以の一半もそこに認められねばならぬ。故に消費財生産、食料品工業乃至纖維工業の如き産業部門には概して財閥資本は依據しない。軍需工業の自立性は勿論忽緒にし得ない課題であり、南方政策遂行現地調辨主義の立前は臺灣を重工業化する。然し、それは例へば艦船修理の如き已むを得ざるものに止まるものであり、南方資源利用工業に比すれば甚しく限定性を有することは銘記されねばならぬ。

三　臺灣工業化の展開過程

一　製糖業副産工業

臺灣製糖業に於ける所謂原産地工場は從來主として、粗糖製造工場で耕地白糖は未だ盛況を呈するに至らなかつたが、最近內地精製糖工場に於ける製造資材の供給不圓滑及び耕地白糖と精製糖との公定價格上の均等化は、高生産費の上に立つ精製糖を市場から驅逐した。大日本製糖及び鹽水港製糖の東京工場、臺灣製糖の九州工場の閉鎖は斯かる趨勢の發現に他ならない。更に之を促進した技術的原因は、資材の節約を高度に可能ならしむる爲の炭酸法に代る臺灣獨自の技術たる亞硫酸法の採用である。粗工業として發足したる臺灣製糖業は遂に精工業への高度化を果した。從來內臺を通じて行はれた精粗一貫經營は合同・合併・買收等資本集中の意味を多分に包含してゐたが、意味を變じて、臺灣分蜜糖業自體の經營集中化としてのそれになつた。しかも近代的資本の至上命令たる自己增殖——擴大再生産——の遂行は製糖業が、植物的有機的材料に制約せられ、地域的には原料採集地域の北漸も凡そ限界に到達した現時に於いては、敍上の如き經營集中化にも拘らず、大勢からすれば糖業自體の發展は最早飽和狀態にあると謂はねばならぬ。玆に於いて製糖業資本による擴大再生産强行の爲には體制の現狀維持的色彩を殘すとはいへ、從來の農産加工業自體からは脫却せる副産工業への進出が必樞的要件となるであらう。糖蜜利用工業並びにバガスパルプ工業勃興の意義も亦玆に認められねばならぬ。然しそれが從來の工業體制維持への保守性を示してゐる限りに於いて、財閥資本の新たなる導入を意味するものとはならないのであることを附言し置かねばならない。

イ　糖蜜利用工業　明治四十一年、臺灣製糖橋仔頭工場が廢糖蜜を原料とするアルコール工場を創設して以來、製糖業副産工業としてのアルコール工業が逐年勃興し來り、經濟的ドミナンテン極めて高く數年前迄は本邦全産額中の壓倒的大部分を占めてゐたのである。アルコールは普通無水及び變性酒精の三に分たれるが、變性酒精の産は尠少に止まる。臺灣・明治・大日本・鹽水港各製糖はアルコール工業への進出を競つてゐる。アルコール醱酵の副産物たる酵母の製造も亦糖蜜利用工業の一つであるが、大日本製糖新竹工場が之を行ふのみで、他の工場は原料酵母として移出するのである。

ロ　バガスパルプ工業　大正八年操業の臺南製糖（現臺灣製糖）宜蘭工場を嚆矢とする臺灣のバガスパルプ製造は、昭和八年臺灣紙業設立以來、二結工場を設置して、鬼萱を原料とする亞硫酸マグネシア法を採用した。昭和十年大川系資本の下に臺灣興業が設立されて臺灣紙業を合併し、越えて十二年羅東工場を設立したが、之は後に木材パルプに轉向した。戰時段階に入りパルプ五ケ年計畫は新資源をバガスパルプに要望すること多大となつた。日本經濟の綜合的見地よりする國策的要求と資本增殖過程としての製糖業發展自體の內在的必然性とは、兩つながら相俟つて、バガスパルプ工業の勃興を促進したのである。昭和十三年、大日本製糖及び昭和製糖（後大日本へ合併した）は臺灣パルプ工業を、翌十四年鹽水港製糖は鹽水港パルプ工業を夫々創業せしめたのである。皆親會社が原料バガスを提供するのである。然し、バガス利用としては、石炭の代用燃料とすることが、パルプの原料とするより採算上有利なるが如くである。之は石炭鑛業立地條

件の劣惡性――産出地と消費地との隔絶――と相俟つて、バガスパルプ工業發展への限定性乃至障碍性を意味するものであらうことを憂へる。

ニ　農産資源利用工業

從來の臺灣工業を特色付けた要素は農産加工業であり、それすら製糖業を主とする農産加工業に偏した、戰爭段階以前の臺灣農業の指導方針たりし多角化農業への農業再編成は米糖二本建制より多角的熱帶有用作物栽培への轉換を遂行せしむるに至つた。農業體系の多角的熱帶有用作物への展開過程が齎した臺灣工業化は、在來的工業內容を或る程度變革せしめたことは認めねばならぬが、植物的・有機的材料を決して脫却し得ざるところに、現狀維持的性格を拂拭し得ぬものがある。斯かる企業部門に對して、大資本は新たなる導入を見ないのがむしろ當然であらう。一、二のものを除けば、此の分野の企業は、資本規模は概して小さいのを特徵とする。

イ　食料品工業　昭和八年、高砂麥酒を强化して資本金百五十萬圓全額拂込とし、販賣專賣としての麥酒專賣の施行を見た。又從來鳳梨罐詰工業は分立的小生產を行つてゐたが、越えて資本金五百萬圓の臺灣合同鳳梨株式會社に統合され、赤司系事業の列に入つて、技術の改善並びに經營の合理化を促進するに至つた。此の合同は重要產業に於ける企業合理化合同に就いての劃期的大事件であり、且つ本島に於ける重要產業統制法施行上重大意義の存するものである。茶の栽培及び製造に就いては、近年著しく紅茶の品質が改善された。三井財閥は昭和十一年、三井合名農林課を分離獨立せしめ、資本金一千萬圓の日東拓殖農林を創立してゐるが、之が爲に紅茶製造は一段と躍進的發展を見るに至つた。同社は尙三井系製茶業統合の見地から臺灣拓殖製茶を吸收して、資本金一千四十五萬圓となつた。又同年臺中に海南製粉の創立を見たが、其の子會社朝日製粉が越えて十五年に創業された。

ロ　纖維工業　臺中州豐原の臺灣製麻が創業古く、製麻王國安田財閥の事業として著名であり、島內黃麻を主原料として黃麻袋其の他麻布等を製造する。昭和十年臺南に創立を見た中辻系臺南製麻も黃麻製品を主とする。而して時局即應の見地より、兩社の黃麻增產こそ總督府官邊の要望である。一方、島內苧麻工場たる臺灣苧麻工業は、舊臺灣苧麻紡績の改稱したものであり、近年まで苧麻糸を生產するに過ぎなかつたが、十四年以來ラミエット及び亞麻紡織に着手した。昭和十二年、臺灣拓殖の子會社として臺灣棉花が資本金三百萬圓を以て設立され、嘉義、臺東等に繰綿工場を設置し、製品は內地移出に充てることゝした。翌々十四年には臺北州七堵に資本金六十萬圓の昭和纖維工業が創立され、テックス製造を行ふに至つた。其の翌十五年には、伊藤忠財閥の吳羽紡績が、臺灣に資本金四百萬圓を以て臺灣紡績を設立するに決してゐる。尙、日本燐寸共販は昭和十二年臺中に資本金五十萬圓を以て臺灣燐寸を創立した。之は臺灣產濶葉樹利用を目的とするのであるが、實際的には計畫未だ成功せず、移入原料によつて操業してゐる。杉原產業は昭和十三年關山パルプ工場を起工し、之は十四年操業を開始したが、臺灣拓殖も十四年臺中に於いてバナヽ纖維のパルプ製造に着手したのは、製糖業副產工業としてのバガスパルプ製造の勃興と共に、注目すべきであらう。

ハ　香料工業　亞熱帶及び熱帶に位置する臺灣は、本邦唯一の天然香料原料領域である。臺北に工場を有する高砂香料は昭和十四年高砂化學工業と改稱すると共に、事業の大擴張を行つたが、同年シトロネラ油製造業者の統制會社として臺灣香料が苗栗に創立され、又シトロネラ油等製造を目的として鹽野義商店竹來香料工場（現鹽野香料）の竣工を見たのである。

ニ　化學工業　植物油としての蓖麻子油製造は昭和十一年大川系の臺灣油脂工業が資本金百萬圓を以て創立されたに始まるが、翌十二年、杉原產業も東部臺灣に於いて油脂製造を開始した。尙、同年臺南に創立した日本興業は、資本金五十萬圓、キヤツサバ・ルートを原料としてアミノサン製造を行つてゐる。又、昭和十四年、臺灣拓殖は嘉義に化學工場を設け、甘藷を原料とし、塗料劑・アセトン等を製造する。尙、古河系有機合成は新竹に化學工場建設に着手した。

ホ　原料產業　油桐・コーヒー・規那栽培等を目的として、昭和十四年、三菱財閥は資本金六十萬圓を以て斗六に圖南產業を創立した。然し之は舊三菱合資が入手してゐた竹林造林地等を根幹として企圖されたもので、岩崎系の東山農事

が直接經營に任じてゐる。又、同年より古河系横濱ゴムは高雄州下でパラゴムの栽培に着手することとなつた。

三　海外資源利用工業

無機的、鑛物的材料は重化學工業化の基礎であり、重化學の工業は財閥系産業の據つて立つ地盤である。それはキイ産業であると共に、資本集約的企業でもある。從つて臺灣の工業化としての地下資源利用工業の勃興は、財閥資本導入の契機として重大意義を有するものである。製糖業は獨立コンツエルン化した既存企業であるが、地下資源利用工業は錚々たる內地財閥の資本を誘致した新興企業である、動力資源が臺灣經濟工業化への支柱的役割を演じてゐることは閑却し得ざる一大事實である。昭和九年に於ける日月潭發電所（出力十萬キロワット）完成が端緒となり、高雄にアルミニウム工業、基隆に合金鐵工業を勃興せしめたが、それが臺灣工業化の先導として急速度の工業化進展を促し、電力不足を惹起せしめた。昭和十二年日月潭第二發電所（四萬三千五百キロ）の竣工は之に對應したものである。又、濁水溪・大甲溪及び東部臺灣の水系をも開發中である。勿論此の他に火力發電工事の進捗がある。昭和五年松山、翌六年高雄、越えて十四年北部發電所の竣工がそれである。尙同年圓山及び新龜山火力發電工事が竣工又は着手を見てゐる。然し工業化に對する臺灣の經營立地條件を有利ならしめたものは斯かる既開發電源にはあらずして、むしろ新たなる工業導入を可能付ける豐富低廉なる潛在的電源の存在であらねばならぬ。即ち工業化の前提たる潛在的電源の開發は東臺灣電力興業に之を見る。昭和十四年創立の東臺灣電力興業は電氣化學工業を目的とする新興工業會社が、實質的には組合制度としての自家發電事業を起したものである。參加會社は日本アルミ・東邦金屬製鍊・朝鮮化學工業（新興窒素）・東洋電化工業・鹽水港製糖等で資本金を二千萬圓とし、就中日本アルミが中心をなしてゐる。之は東部臺灣の工業化に貢獻するアルミ・ニツケル・尿素石膏・燐酸肥料等の爲の動力乃至原料產業として計畫されたものに他ならず、二十六萬キロ發電計畫の遂行中である。醞つて臺灣工業化の前途は南方又は滿支地下資源との關聯の下に於ける電氣化學工業の興隆に俟つところが多い。就中南支南洋地下資源と本島電力資源との結合を基礎とする。新興電氣化學工業は正に原料資源の上に於いて外部資源の獲得を條件とする。故に、製糖業副產工業が既成經濟體制內に於いて行はれ、從つて保守的傾向顯著なるに對して、之は財閥資本の導入、工業新分野の開拓を意味すると共に、新資源獲得を前提とするものだけに、能動性に富むといへる。地下資源利用工業の勃興過程は、臺灣工業化の本格的な進展と始んど同義語の內容を有つが、準戰段階の途上にある昭和十年の日本アルミ臺灣電化の創業を手始めに、多くは戰時段階到來以降の事象に屬する。主要會社の資本規模・設立時期・資本系統を示せば左の通りである。

產出物	會社名	所在地
アルミニウム	日本アルミ	高雄
金屬マグネシウム	南日本化工	花蓮港
ニツケル	旭電化	高雄
合金鐵	臺灣電化	高雄
電氣製鐵	臺灣電力	花蓮港
硫安	臺灣化學工業	松山
尿素石膏	新興窒素工業	新竹
燐酸肥料	開洋燐鑛	花蓮港
セメント	東洋電化	新南群島
硫酸	臺灣セメント	花蓮港
耐火煉瓦	臺灣化成	高雄
硝子	臺陽鑛業	臺北
	臺灣特殊窯業	瑞芳
	臺灣硝子	高雄
	臺灣高級硝子	景尾
發電	臺灣電力	新竹
	東臺灣電力興業	日月潭
		花蓮港

資源名	資源地及び資源
燐鑛	印ヒンタン島產ボーキサイト（バイヤー法）、北支產礬土頁岩へ轉換工作中（ジヤンデー法）
マグネサイト	滿洲產
ニツケル鑛	南阿サウス・ローデシア產硅化ニツケル（後セレベス產硅砂ニツケル・ビルマ產硅化ニツケルへ轉向）よりニツケル及びコバルト
硅石	旅順、大連產硅石及び八幡產屑鐵より硅素鐵
石灰石	佛印產鐵鑛石及び比島產マンガン鑛より低憐銑
天然ガス	新竹州天然ガス
石灰石	花蓮港廳產石灰石
石灰石	新南群島
燐鑛	南洋アンガウル島產燐鑛石
石灰石	高雄附近產石灰石
石灰石	蘇澳附近產石灰石
硅砂及び鐵鑛	瑞芳金山採金後の硅化鐵鑛
特殊粘土	金門島產特殊粘土
硅砂及び天然瓦斯	島內產硅砂及び新竹州下天然瓦斯
水系	日月潭、東部水系

上記諸會社中、其の重要なるものが、主として南方地下資源と關聯する電氣化學工業である。此のことは、臺灣の南進性を具體化する要因であると共に、日本の南進政策に對する一つの推進力を形成するが、しかも臺灣の南進性自體が日本經濟體系の構成的變化に對應するものであることを忘却してはならない。左表は地下資源利用工業の主要なるものに就き海外地下資源と本島電力資源とが如何に關聯するかを示すであらう。

會社名	公稱資本金（千圓）	設立時期	資本系統
日本アルミ	六〇、〇〇〇	昭和十年	三菱系（菱鑛及び日本化成）
南日本化工	一五、〇〇〇	昭和十四年	日曹、臺拓系
旭電化	一〇、〇〇〇	昭和十四年	古河系
東邦金屬製錬	一〇、〇〇〇	昭和十三年	古河、赤司系
臺灣電化	二、〇〇〇	昭和十年	電氣化學系
臺灣電力	七七、四〇〇	昭和四年（カーバイド）昭和九年（日・月潭）	公私合同企業
臺灣化學工業	一〇、〇〇〇	昭和十二年	日本鑛業（滿重）系
新興窒素	五、〇〇〇	昭和十四年	三菱系日本化成
東洋電化	五、〇〇〇	昭和十四年	南拓及び東邦電力
開洋燐鑛	一、〇〇〇	昭和十三年（委託、昭和十五年）	日本鑛業（滿重）及び臺灣拓殖
臺灣セメント	五、〇〇〇	昭和十五年	淺野系
臺灣化成	五、〇〇〇	昭和十四年	臺拓赤司系
臺陽鑛業	一〇、〇〇〇	硫酸工場　昭和十四年	顏家、滿重（日本鑛業）
臺灣特殊窯業	四五〇	昭和十四年	前川系
臺灣硝子	三、〇〇〇	昭和十五年	赤司、日本硝子、大日本麥酒及び麒麟麥酒
臺灣高級硝子	一〇〇	昭和十四年	臺灣精機工業（高進商會）系
東臺灣電力興業	三〇、〇〇〇	昭和十四年	日本アルミ（三菱）系及び新興窒素、東邦金屬、東洋電化鹽水港製糖

四　機械製造工業

臺灣工業化の前途は實に洋々たるものを思はせるが、それは概別して南方經濟圈との聯關の下に於ける電氣化學工業の興隆と國防的觀點による機械製造工業の發展との二面となすことを得る。日本南進政策に對應する臺灣の據點性——國防的據點としての位置の重大性——は、現地支辨主義に基いて次の如き兵器工業の移植乃至發達を促進した。

昭和十年鐵道部官營の松山工場が竣功し修理工場的段階を逸脫して自ら機關車等の製造をなし得るに至つたのを第一歩に、越えて十二年三菱重工業は船渠事業の經營の爲に資本金百萬圓を以て舊基隆船渠を基幹とした臺灣船渠を創立し、翌年は高雄工場を竣功して、資本金三百萬圓へ增資した。豐田系豐田自動車は昭和十二年臺灣國產自動車を資本金百萬圓を以て設立し、修繕並びに組立を目的に事業を開始した。翌十三年、高進商會を中心として、精密計測器具及び工作機械を製造する資本金十八萬圓の臺灣精機が創立されたが、之は十五年事業の發展に即應して、百萬圓に增資された。元製糖事業資本の共同出資に成つた臺灣鑛工所の高雄工場は、昭和十四年始めて小型機關車を製作し、從來の製糖機械修理の技術段階を脫却して一般的機械工業への進出を果し、しかも翌十五年には優秀ヒースプラウ製作に成功し、資本金四百萬圓に倍額增資した。東京芝浦電氣が本年松山工場を建設し、電氣產業へ乘出したことも注視さるべきである。

第三節　典型的財閥資本の展望

敍上の記述に依つて、コンツエルン活動の史的過程を素描した次第であるが、主要財閥の夫々に就いて、簡單ながら以下個別的に一應の要約を遂げるであらう。

一　土地資本財閥

イ　林本源系

林本源製糖に於ける封建的土地資本の產業資本化に失敗した林本源は、土地資本として止まり、唯僅

かに華南銀行に對する關係から銀行資本化を遂げた。分割的遺産分配制度と土地資本の比重低下とは、林本源の經濟的勢力を漸次低下せしめた。一家は各房離反的色彩を濃厚にしてゐるから、土地資本は概ね個人所有形態であり、普通の意味に於ける同族會社ではない。財閥としては近代的産業資本を有せざるところに劣弱性が認められる。嘗ては陳中和財閥と共に製糖業を經營したのであるが、林本源の轍を踏んで、陳家の新興製糖も先般臺灣製糖に併呑さるゝところとなり、且つ鹽業二社建再編制の强行に烏樹林製鹽をも手放して、陳中和財閥は産業資本から隔絶されるに至つた。陳中和物産（資本金百二十萬圓拂込濟）を唯一の根據とする陳中和財閥は商業資本であるが、林本源と或る意味では對蹠的である。尙、地元唯一の損害保險たる大成火災は、林家（林熊光）の支配事業から大倉系に移り、三轉して三菱系損害保險トラストの一翼となつたものである。今は多少林本源柏記の投資があるに過ぎない。

林本源系

大永興業	林熊徵	五、〇〇〇	華南銀行	林熊徵	二、〇〇〇
朝日興業	林熊光	一、〇〇〇	福興建業	林熊光	二〇〇
高雄興産	林熊祥		大有物産	林熊祥	三、〇〇〇
林本源興殖	林柏壽	一、〇〇〇	林本源柏記	林柏壽	二、〇〇〇

ロ　林獻堂系　土地資本大安産業に據る遺制的地主で、中部臺灣に於ける土豪的存在である。大東信託は經營者統制形態に於ける傘下事業である。臺灣製麻は資本的には安田財閥系事業であるから、事業の根幹は土地資本である。

林（獻堂）系					
大安産業		二、〇〇〇	大東信託		二、五〇〇
			臺灣製麻	安田系	一、四〇〇

二　商業資本型

イ　中辻系　中辻系は、重田系と共に、小賣大商業たるデパート的資本を本據とする。又、中辻系は地盤が古いだけ産業資本化をより高度に果してゐる。高橋系は同じ商業資本でも機械卸商である。三者中、中辻系は雜産業化へ、高橋系は小型ながら重工業化への轉換を果しつゝあるかに看取されるであらう。

中辻系					
盛進商行		一、〇〇〇	盛進商事		三〇〇
東光興業		六〇〇	東光		五〇〇
資生堂臺灣販賣		一〇〇	臺灣肥料		二、〇〇〇
重田系					
菊元商行		七五〇	東亞商工公司		五〇〇
高橋系					
高進商會		一、〇〇〇	臺灣畜産		一、〇〇〇
臺灣精機工業		一、〇〇〇	臺灣電氣製鋼		四〇〇
			臺灣鋼材配給		四五〇
			臺灣日産自動車		四八〇
			臺南製麻		二、〇〇〇
			臺北鐵道		一、〇〇〇

三　産業資本型財閥

イ　顏系　石炭及び金を根幹とする産業資本化に成功し、日本的標準からいへば小型ながらも、重工業資本として最近頓に其の比重を增大したものが顏コンツエルンである。臺陽鑛業が中心事業で、基隆炭鑛を三井と共同經營をなし、之等に關聯ある事業の派生を見たのが、コンツエルンの展開過程であるといへる。企業支配に於ける有機的關聯性の存在即ち內部的に技術的連繫を有する點、一大特質たるを失はぬが、コンツエルンとしての强靱性も亦多くそこに見出し得るであらう。事業が瑞芳金山と北部炭田との一帶に限られてゐるのも、コンツエルン全體の生產技術的な自然的發展に對する證左と考ふべきであらう。最近に於ける朝鮮鑛業界への進出並びに硫酸製造の開始は、益々前途の洋々たるを思はしむるものがある。臺陽鑛業は一家の同族會社であるが、基隆炭鑛を除き、爾餘の系統事業も多かれ少かれ同族的色彩を有す

る。本島重工業界に於ける牢固たる優勢力からしても、まさに代表的財閥である。最近日本鐵業が臺陽鑛業に對し五萬株を越える資本參加をなし、重役派遣をなしたことは、時局柄からも刮目すべきであらう。

顏　系

臺陽鑛業（顏・滿重系）	一〇、〇〇〇	基隆炭鑛	三井・顏共同	七、〇〇〇	
海山輕鐵	五〇〇	基隆輕鐵		六〇〇	
義和商行	五〇〇	瑞芳營林		一、〇〇〇	
臺陽拓殖	一、〇〇〇	臺灣興業信託		一、〇〇〇	

ロ杉原系　杉原系は元來杉原産業の前身杉原商店を本據とする商業資本であつたが、近來製油・製米・肥料其の他熱帶作物利用工業への産業資本化を計畫し、目下着々其の實現を期しつゝある。又、分派資本は未だいづれも搖籃時代を出でないのである。杉原産業の今日あるは移出米等の商業資本としての活躍の如何は、明日の課題でなければならぬ。

杉原系					
杉原産業	五、〇〇〇	臺灣國産自動車		五〇〇	
南邦産業	四〇〇	高雄中央卸市場		二〇〇	
興亞製鋼	八〇〇				
ハ阿久澤系	赤糖生産と栽培企業が阿久澤系資本の生命である。源成農場は兼營を除き、改良糖廊中最大の資本である。南隆農場は熱帶有用作物を栽培する資本家的企業である。				
阿久澤系					
阿久澤商行	三、五五〇	三五公司南隆		一、四〇〇	
ニ櫻井系	櫻井組を本據として雜産業を分派せしめて來たが、最近櫻井鑄鋼を設立したことは特說に値するであらう。全體を通じて觀るに、分派資本相互間の有機的緊密性を缺き、モザイツク型財閥といふ感を禁じ得ない。櫻井系は梅野系・辜系と共に、非生産コンツエルンである。				
櫻　井　系					
櫻井組	一、〇〇〇	櫻井鑄鋼		一、〇〇〇	
中田製作所	一二〇	臺灣爆竹		六五〇	
關子嶺興業	二〇〇	關子嶺軌道		一五〇	

ホ梅野系　東部臺灣に於ける最大の資本閥である。東部電氣が最大の事業であり、其の他小型雜産業の集合したものである。投資額は比較的少く、經營者統制型支配を特質とする。然しその存在は今や歷史的意義を有するに過ぎぬ。

梅　野　系					
朝日組	二五〇	臺灣農產工業		七五〇	
櫻組	一五〇	東部電氣	三、〇〇〇		

ヘ辜系　大和行を骨子に、大和興業其の他多數の系統事業を擁してゐるが、雜産業的・モザイツク的色彩が濃厚であり、且つ資本の近代的樣相に於いて缺如するものがあるを認めざるを得ない。

辜　系					
大和行	二、〇〇〇	大和興業		一、〇〇〇	
大和製氷	三〇〇	大裕茶行		三〇〇	
集大成木材	三〇〇	臺灣漁業		二〇〇	
臺灣鑄造	八〇	中部漁業		五五	
大和拓殖	二〇〇				
大和興業	三〇〇				
大裕茶行	二〇〇				
臺灣漁業	三〇〇				
高砂鑄造	一二〇				

四　內地型財閥

イ　赤司系　株式所有の分散傾向と遊有主義の普及は經營者統制形態と被傭重役とを必隨的に發生せしめたが、現代企業管理の技術的高度化は管理職能の遂行者として練達の人赤司氏を求めた。赤司系支配企業の多くが經營者統制形態を採る所以はそこにある。赤司事務所・赤司農場は暫く措き、赤司系投資額の比較的多きは臺灣軌道に止まるであらう。爾餘の支配事業は投資小額である。

赤司系事業は管理コンツエルンであり、眞のコンツエルンではない。臺灣パルプ工業の如きは大日本製糖の直系的支配企業ともいへるし、資本的背景を有する點では、滿洲製糖・東邦金屬製鍊・臺灣合同鳳梨・臺灣纖維工業等も五十歩百歩である。東邦炭鑛の如く、株式分散傾向の著大なるものは經營首腦者が實權を掌握し得るが、さうでない場合は被傭重役的性格を帶ぶることになる。然し、いづれにせよ、管理コンツエルンであることは眞のコンツエルンではない。何はともあれ、赤司財閥の脆弱性は之である。

後宮系及び保險資本故望月軍四郎氏は赤司系と資本的に提携關係が深い。又、日糖・鐘紡・鈴木(味の素)・古河・野村等は企業管理上に於ける赤司氏の背景を形成する。赤司系とは斯かる基礎の上に成立つ管理コンツエルンである。支配企業に對する株式所有率の低率性が一大特質をなしてゐる。顏系の如き生産コンツエルンとは凡そ隔絶した相貌を呈してゐる。

赤司氏は臺南州斗六で燒酒釀造業を起し、傍ら樟腦製造業を營み、臺灣製腦の社長となつた。前者は酒專賣法の實施後廢し、後者は專賣局に讓渡した。又、舊斗六製糖前身の創立を始めとし、製糖業に入つては、沖臺拓殖・大安・新竹・沙轆・內外等小製糖會社を主宰し、之等のあるものが臺銀資本を背景として統合され、昭和八年昭和製糖が設立されるや、社長に就任し、越えて十四年成功裡に之を日糖に讓渡した。今や赤司氏は企業管理者としては日本的存在として知られ、事業家としての本據を東京に置いてゐる。

赤司系最大の事業は資本金三千三百萬圓、拂込二千六十二萬五千圓の東邦炭鑛である。昭和十一年資本金五百萬圓であつたものが、時局ブームの恩惠に浴して急激な膨脹を遂げたのである。然し、昭和十三年の炭價引下以來、利幅の收縮は業績を壓迫し、加ふるに災害も伴つて局面は惡化し、現に再建工作を樹立しつゝある。臺灣では赤司系大事業たる臺灣合同鳳梨が輸出産業であつたゞけ、英國市場の梗塞は當社の營業方針に根本的轉換を迫り、米國の資産凍結も亦斯かる情勢を決定的ならしめる。東邦金屬も亦原料難に逢着してゐる。

赤司系　註—(臺)は臺灣に於ける企業

赤司農場(臺)　雨龍炭鑛　二五〇
赤司事務所　茅沼炭鑛　四、〇〇〇
臺灣パルプ工業(臺)　日糖系　一〇、〇〇〇　櫛形炭鑛　五五〇
滿洲製糖　糖業聯合會　一〇、〇〇〇　野上鑛業　五〇〇
臺灣纖維工業(臺)　野村系　二、〇〇〇　多々良製作　二、〇〇〇
臺灣合同鳳梨(臺)　東洋製罐系　七、二〇〇　東邦金屬製鍊(臺)　古河系　一〇、〇〇〇
東邦炭鑛　三三、〇〇〇　滿洲造酒　一、〇〇〇
深坂炭鑛　一、五〇〇　內外ビル　日糖・赤司共同　一、〇〇〇
臺灣軌道(臺)　五〇〇
臺灣化成(臺)　赤司・臺拓系　五、〇〇〇
東邦人造纖維　後宮系　一五、〇〇〇
東邦採鑛　望月系　三、〇〇〇
臺灣皮革(臺)　一〇〇
臺灣センスパイプ(臺)　五〇〇

ロ　後宮系　臺銀資本を背景に金瓜石鑛山を經營した後宮系がそれを日本鑛業に二千萬圓で賣却したことは、日本鑛山史上空前の大事件と云はれるが、それだけに資金力は豐富である。臺灣煉瓦・東海自動車・後宮炭鑛・金井鑛業に對する持株率は相當に大きく、金瓜石を失つた以後は金井鑛業及び臺灣煉瓦が後宮系の根幹事業といふべく、東邦人造纖維・東杵島炭鑛に對する支配はむしろ經營者統制形態に屬する。赤司系に對する資金提供者であることは沒却し難い事實である。企業家として日本的風格を具備する點、赤司氏に次ぐのは後宮氏である。

後宮系　註—(臺)は臺灣に於ける企業

臺灣煉瓦(臺)　三、〇〇〇　東海自動車(臺)　八〇〇
臺灣窯業　六〇〇　後宮炭鑛　一、〇〇〇
臺灣製紙(臺)　一、〇〇〇　金井鑛業　五、〇〇〇
臺銀系　二四〇

東邦人造纖維　一五、〇〇〇　滿洲製糖赤司系　一〇、〇〇〇
東杵島炭鑛　五、〇〇〇　南日本汽船（臺）商郵・後宮　五、〇〇〇

五　臺拓コンツエルン

臺拓系　臺灣拓殖は準戰段階途次にある昭和十一年單行法によつて設立された特別法人である。其の事業は島內に對する拓殖事業及び拓殖金融を行ふと共に、南方經濟圈に對する拓殖金融をなすにある。企業の設立・參加を通じて、數年を出でざるに約二十の事業を傘下に收め、早くもコンツエルン形態を露呈するに至つた。然し單獨に設立したものは小型企業であり、その大なるものは臺灣棉花を最とする。

臺　拓　系

臺灣拓殖	三〇、〇〇〇	臺灣野蠶	五〇〇	南邦產業	四〇〇
臺灣棉花	三、〇〇〇	臺灣海運	六五〇	星規那產業	二五〇
印度支那產業		南興公司	四五〇	南日本鹽業	日曹・大日鹽・臺拓　一〇、〇〇〇
印度支那鑛業		臺灣化成	五、〇〇〇	南日本化學	日曹・南日鹽・臺拓　一五、〇〇〇
福大公司	日糖系　六、〇〇〇	日本水產	二、〇〇〇	臺灣產金	臺拓・日本產金　二、〇〇〇
臺灣畜產興業	臺拓・日水共同　五、〇〇〇	臺拓共同鑛業		臺灣皮革	一二〇
臺灣パルプ工業	日糖系　一〇、〇〇〇	開洋漁鑛	一、〇〇〇		

六　糖業コンツエルン

イ　臺灣製糖系　三井によつて創立されて以來、四十年間終始一貫して、甘蔗一本建を以て精進して來た。傘下の南國產業は爪哇で栽培企業を經營し、森永製菓は明糖系明治製菓と共に製菓界の一大雙璧である。明糖と共に內容最も秀で尨大な內部資產を擁してゐる。古往は問はず、現今三井の株式所有は極めて低率であり、企業の支配は經營者統制形態であるから、獨立コンツエルンと見るを至當とするであらう。本年新興製糖を合併した。

臺灣製糖系

臺灣製糖（拂込）	六四、二〇〇	森永臺灣殖產	五〇〇	南國產業	三、五〇〇
森永キヤンデイ・ストア	六五、八〇〇	森永關西牛乳	五〇〇	臺灣不動產	三、〇〇〇
森永食品工業	一、五〇〇	森永三島煉乳	六〇〇	滿洲製糖	一〇、〇〇〇
森永牛乳	二、〇〇〇	森永八丈煉乳	一、〇〇〇	森永製菓	一〇、〇〇〇
森永煉乳	一、〇〇〇	廣島牛乳	一〇〇	臺灣倉庫	二、〇〇〇
森永東北農產	一、五〇〇	森永製品販賣（三十社）	五〇〇	アルコール輸送	二、〇〇〇

ロ　明治製糖系　臺灣糖業界では產糖額に於いて灣糖・日糖に一籌を輸するが、甜菜糖に於いては北海道で之を直營し、樺太で子會社樺太製糖を分派せしめてゐることを閑却してはならぬであらう。製菓部門では明治製菓を經營して森永製菓と對立し、製乳部門では森永より優勢で、獨占的企業集中を高度化してゐる。直系販賣機關として明治商店を擁し、農村の商品經濟に强烈な支配力を及ぼしてゐる。昭和護謨は子會社スマトラ興業と森村系南亞公司の合併したものであるが、南洋でゴム園を經營し、內治で三田土ゴム、日本再製ゴム等を經營し、一貫企業への集約經營を行つてゐる。明治製糖は製糖業を根幹とし、製菓と護謨とをその雙翼とするものであるが、製菓及び護謨部門の比重增加は漸次其の傾向を顯著ならしめるであらう。三菱によつて創立されたが、現在三菱系持株は問題にならぬ程低率である。

明治製糖系

明治製糖（拂込）	五八、〇〇〇 四五、二〇〇	河西鐵道	二、〇〇〇	昭和護謨	一〇、〇〇〇
明治商店	七、〇〇〇	極東煉乳	一、五〇〇	滿洲製糖	一〇、〇〇〇
明治製菓	一一、〇〇〇	北陸煉乳	一七〇	明菓產業	五、〇〇〇
樺太製糖	五、〇〇〇	滿洲明治牛乳	一、〇〇〇	滿洲明治製菓	一、〇〇〇

三田土ゴム製造　一、二〇〇　臺灣倉庫　二、〇〇〇
日本再製ゴム　五〇〇　アルコール輸送　二、〇〇〇

ハ　大日本製糖系　大日本製糖は藤山一家と三菱系（東京海上及び明治生命）とを大株主とするが、藤山系の支配はむしろ經營者統制形態にある。昭和十年新高製糖、昭和十四年昭和製糖を合併し、本年又帝國製糖を併呑して、遂に資本額・產糖額共に最大の製糖會社となつた。即ち島内二十の製糖所を動員すれば臺灣全產糖の三分の一以上を產出する態勢が整備された。分派資本としては内地にアルミの日東化學、甜菜糖の北海道製糖等があるが、臺灣ではバガス・パルプの臺灣パルプ工業と、臺拓より委讓された福大公司とを主要なものとする。帝國製糖の合併は、當社による海南島開發成績にも寄與するところ蓋し多かるべきであらう。藤山同族系事業は概ね小型である。日糖が元來内地精糖業として出發したことは他の製糖資本と趣を異にする。

大日本製糖系

大日本製糖	（拂込）八五、〇八二	集成社	一、〇〇〇
日東化學工業	二〇、〇〇〇	日本金錢登錄器	二、〇〇〇
臺灣パルプ工業	一〇、〇〇〇	有隣生命	三〇〇
福大公司	六、〇〇〇	恒豐製粉（支那）	一、〇〇〇
藤山同族	八、〇〇〇	興亞商會（支那）	二、〇〇〇
大阪會館	二、〇〇〇	ゲダレン農作	

ニ　鹽水港製糖系　鹽水港製糖は鹽水港パルプと北滿產業とを二大雙翼としてゐるが、根幹企業たる臺灣の製糖業に對する派生資本部分の比重が頗る大であることは、内部蓄積即ち補足資本の寡少性と相俟ち、注視すべきところである。整理會社の隨一と稱せられた當社も、故槇社長指導の下に回復の軌道に乘つたとは一應考へられるが、今尚莫大なる外部負債を累積せしめ、三井金融資本の企業參加が行はれてゐることは否定し得ない事實である。子會社に對する投資は證券保有會社たる新榮產業との二重投資によつて强化されてゐることに徵しても、外觀・内容共に一個のコンツエルン化せるものであることを、容易に看取し得るであらう。

鹽水港製糖系

鹽水港製糖	（拂込）三六、九三七	花蓮港木材	七五〇
新榮產業	六〇、〇〇〇	開洋興業	五〇〇
鹽水港パルプ	二五、〇〇〇	臺灣農產工業	一、〇〇〇
北滿產業	五〇、〇〇〇	臺灣生藥	五〇〇
		鹽糖	宏金採金
		鹽原	鹽糖製品販賣
			新竹拓殖軌道
			新興

七　内地財閥系事業

イ　三井系　商業資本三井物產の活動を中心に、石炭の基隆炭鑛と製茶の日東拓殖農林を兩翼とする。その石炭すら商業的色彩が濃厚である。三井系資本の進出は古いだけに、夙に島内第一流の炭鑛と製茶を起したが、準戰段階及び戰時段階に於ける新興工業部門への資本導入に於いては、消極的態度を示したに止まる。臺灣電化は電氣化學系統子會社であり、電氣化學は企業支配上經營者統制の範疇に入るべきものであるから、通説とは反するが、三井系でない。ジヤアナリスティツクには三井系として疑はれぬ臺灣製糖も、實は三井の圈外にある。日本樟腦には抑々商業的に關係した。最近鈴木系勢力の復歸を無視することは出來ぬ。

三　井　系　（以下臺灣關係事業のみ摘出）

三井物產	三〇〇、一四九、五	高雄酒精	岩井・三井共同 三〇〇
三井生命	二、〇〇〇	大日本セルロース	東京芝浦電氣GE 三井系 二七九、九〇〇
日東拓殖農林	一〇、四五〇	基隆炭鑛	三井・顏 七、〇〇〇
日本樟腦	鈴木 三井 六、〇〇〇	**三機工業**	共同 五、〇〇〇

ロ　三菱系　三井が日東拓殖農林（前身は三井合名）基隆炭鑛、日本樟腦を支配した間、三菱は圖南産業（前身は三菱合資を支配したに過ぎなかつた。然し、現在は商業資本三菱商事及び日本郵船と重化學工業資本日本アルミニウム（拂込三千七百五十萬圓）及び臺灣船渠（拂込五百萬圓）を二大支柱とする。準戰段階以降に於いて、重化學工業へ著しき進出を遂げ、臺灣に於ける三井系勢力を壓倒したのである。日本アルミは本邦一流の事業であり、臺灣船渠は島内民間重工業（機械）資本の最高峰である。しかも三菱系日本化成の朝鮮化學合併により、その子會社新興窒素も三菱系事業の一環となつた。又、東臺灣では動力産業を支配する。最近高雄に一大機械工業の設立を企てゝゐる。

三　菱　系

三菱商事	一〇〇、〇〇〇	臺灣石油販賣（有限）	一、〇〇〇	新興窒素	五、〇〇〇
明治生命	二、〇〇〇	高砂麥酒	四、二〇〇	朝鮮化學系	一〇六、二五〇
大成火災 三菱 大倉	五、〇〇〇	臺灣硝子	三、〇〇〇	日本郵船	五、〇〇〇
日本アルミニウム	六〇、〇〇〇	古河電工（古河・三菱）系	一〇、〇〇〇	南日本汽船 商船 後宮	五、〇〇〇
東臺灣電力興業 日本アルミ系	三〇、〇〇〇		六〇〇	東亞海運 郵商共同	七三、〇〇〇
臺灣船渠	五、〇〇〇	圖南産業	一〇〇		

ハ　安田系　安田は帝國製麻を傘下に擁する製麻トラストである。臺灣には臺南製麻があるが、臺灣製麻及び臺灣黄麻を兩翼とする安田系製麻資本は臺灣に於いても優勢である。

安田系					
安田生命	五、〇〇〇	臺灣黄麻	三〇〇	東京火災	一三、五〇〇
臺灣製麻	一〇、〇〇〇	帝國海上火災	一、四〇〇		
淺野系					
日本鋪道	二、〇〇〇	臺灣セメント（淺野セメン場の委任經營に當る）	一〇、〇〇〇	淺野物産	一〇、〇〇〇
臺灣地所建物	五、〇〇〇			淺野セメント	一二三、三一〇

大　倉　系

大倉商事	一〇、〇〇〇	**大倉土木**	一〇、〇〇〇
日本自動車	三、〇〇〇	大成火災 三菱 大倉	五、〇〇〇

ヘ　古河系　準戰段階以降古河財閥の臺灣進出は著しいものがある。旭電化工業・高砂化學工業・東邦金屬製錬・臺灣有機合成の四個の重化學工業を傘下に擁するが、それ等は皆島内一流事業として重きをなしてゐる。樟腦副産油處理の新興化學工業としての撰鑛油工業を起すや、高砂化學は俄然注目の對象となつた。然し東邦金屬は原鑛石入手に苦惱する。南阿ノウエル・ゴーヂ鑛山の高品位ニツケル鑛は愚か、セレベス産砒化ニツケル鑛輸入も意の如くならず、三轉して國内資源を求め、目下探鑛中である。

古　河　系（註）

帝國生命	一、二五〇	高砂化學工業	二、五〇〇
旭電化工業	一〇、〇〇〇	臺灣有機合成	五、〇〇〇
東邦金屬製錬	一〇、〇〇〇	橫濱ゴム	一〇、〇〇〇
東臺灣電力興業 三菱系	三〇、〇〇〇	日本農藥	一、二〇〇

ト　滿洲重工業系　日本鑛業は金瓜石鑛山及び竹東油田・凍子脚油田等の經營をしてゐる。金瓜石鑛山が後宮系事業を繼承したものであることは冗言を要しない。臺灣化學工業は其の子會社で、原料を親會社より受けて硫安製造を行ふ。日本水産は食料品・冷凍工業及び漁業（捕鯨等）を經營する獨占資本であり、臺灣畜産興業及び拓洋水産は其の分派資本である。

日本鑛業は臨戰體制即應の見地から、最近石油鑛業部門を日本石油に讓渡することになつてゐる。

註　生産會社ノ營業所アルモノ

古河電氣工業
富士電機
東亞化學製錬

日本鑛業は臨戰體制即應の見地から、最近石油鑛業部門を日本石油に讓渡することになつた。尙、日本石油の原油採掘部門は國策會社帝國石油へ讓渡されることになつてゐる。

滿洲重工業（舊日産）系

日本鑛業	三六〇、二二五	日本水産	九三、〇〇〇	拓洋水産	日水・臺拓共同　二、〇〇〇
臺灣化學工業	一〇、〇〇〇	臺灣畜産興業	日水・臺拓共同　五、〇〇〇	日産生命	一、〇〇〇
臺灣肥料	二、〇〇〇	高雄製氷	五、〇〇〇	日産汽船	二六、七〇〇
開洋漁業	一、〇〇〇	基隆冷藏	三〇〇	臺陽鑛業（顏・滿産日本鑛業）	一〇、〇〇〇
東部振興水産	一、〇〇〇	臺灣油脂	一五〇		

チ　日曹系　日曹コンツエルンは目下再建工作進行中であるが、臺灣の鹽業關係には別に影響を蒙らないとの由である。日曹系事業は臺灣の鹽業及び鹽工業の獨占資本である。

日曹系

臺灣製鹽	五、〇〇〇	南日本鹽業	一〇、〇〇〇
		南日本化學工業（大山綱武）（昭和一六、一二、一）	一五、〇〇〇

第三章　栽植式珈琲園經營構造

緒論　第一節　臺灣珈琲産業概要（珈琲の外國依存性と國内生産的意義――珈琲栽培可能性と栽培適地性格――珈琲栽培沿革――珈琲栽培概況）　第二節　臺灣珈琲園經營形態（資本需要度――土地需要度――勞働需要度――栽植式中規模經營）　第三節　珈琲園經營體と農場立地（自然的位置――交通的位置）　第四節　土地獲得方法（土地獲得方法――官有林野貸渡形態――官有林野拂下形態）　第五節　經營管理組織（農場經營形態――農場設備――管理組織）　第六節　珈琲園勞働組織（勞働給源――勞働種族――勞働獲得方法――珈琲園勞働者數――珈琲園勞働賃銀）　第七節　珈琲園收支狀態（珈琲園投資狀態――珈琲園收入狀態――珈琲園收支狀態）　第八節　珈琲園小作經營（珈琲園小作經營――移民入植條件――珈琲栽培契約――小作移民收支狀態）　第九節　珈琲産業の特質並に將來性（經營立地――經營形態――勞働組織――將來性）

緒　論

南方共榮圈は如何にして確立するか、その具體的方策が重要問題である。されば、單なる數量的資源調査より資源開發形態の研究へと發展すべきである。指導國家は高度國防國家を建設する上に於て諸地域に於ける物的資源と人的資源を科學的に調査研究し、大東亞共榮精神に基きこれを合理的に結合せしめ、南方拓植形態を確立すべきである　栽植企業は南

方共榮圏を確立する重要手段たり得るを以て、栽植企業構造を研究し、大東亞共榮型栽植企業形態を構想することは極めて重要である。臺灣は我國唯一の栽植企業地であり、從つて臺灣の栽植企業を研究することは臺灣の産業上ばかりでなく、南方共榮圏確立上極めて必要である。臺灣では砂糖、鳳梨、茶、珈琲、規那及び新興作物等を栽植式にて經營してゐるが、勞働構成上よりすれば、珈琲園經營が最も複元的構造を有してゐる。即ち、內地人が資本、技術、經營能力を以て本島人並に高砂族を小作者並に勞働者として使用せる經營形態である。斯る複元勞働型栽植企業構造は南方共榮圏確立方策の研究上示唆に富み資すること多きを信ずるものである

第一節　臺灣珈琲産業概要

第一項　珈琲の外國依存と國內生産的意義

第一款　外國依存性　我國に於て珈琲を飲用し始めたのは近年に屬するも、今や民衆の重要なる嗜好飲料となるに至つた。然るに、珈琲は熱帶性樹木作物なるを以て、我國では從來生産の擧ぐべきものなく、大部分はこれを海外よりの輸入に待たざるを得なかつた。而して珈琲は大部分これを原料豆として輸入し、國內に於て焙煎、調製するのであつて、加工製品として輸入するは極めて少量である。我國に輸入された珈琲は再輸出することなく、且つ生産の見るべきなきを以て輸入量を以て大體消費と看做す事が出來る。我國に於ける珈琲輸入數量並に價格を示せば次の如くである。

第一表　珈琲輸入數量並價額

年次	輸入數量	輸入金額	百斤當價格	陸揚價格
明治四三年	一一四、一六〇斤	圓	圓	圓
大正四年	一七〇、五〇〇	—	—	—
同九年	五一六、八三〇	—	—	—
同三年	二、二四一、四〇〇	一、三八四、〇〇〇	六一・七四	七七・八四
同四年	二、九七九、九〇〇	一、九二六、〇〇〇	六四・六三	八〇・七三
同五年	三、一四四、三〇〇	一、三九五、〇〇〇	四四・三六	六〇・四六
同六年	三、七七九、五〇〇	一、一七五、〇〇〇	三一・〇八	四七・一八
同七年	四、五九二、三〇〇	一、九七一、〇〇〇	四二・一九	六四・二九
同八年	四、〇六二、五八九	二、〇六八、〇三七	五〇・八一	七二・一九
同九年	四、八七〇、六九三	二、二二六、〇四二	四五・七〇	六七・〇八
同一〇年	五、七二一、一八二	二、三〇三、四八八	四〇・二六	六一・六四
同一一年	九、四六四、五五七	三、五五三、四二一	三七・五五	五八・九三
同一二年	一四、二八五、三一七	六、六〇二、七八七	四六・二二	六七・六〇

かく大正初期には僅かに十萬斤乃至二十萬斤を輸入したに過ぎなかつたが、其の後逐年增加し、特に最近著增を來たし、百斤當價格は每年變動常なきも大體低廉化傾向を辿つてゐる。即ち大正十四年には輸入量百三十五萬斤、價額百十二萬圓であつたが、昭和十二年には輸入量千四百二十八萬斤、價額六百六十萬圓に達してゐる。

第二款　國內生産的意義　かく珈琲は國民の嗜好飲料であり、これは大部分外國特に南米より輸入するを以て、輸入防遏より輸入制限に當面せねばならない。されば必然的に汎米ブロックへの依存を脫却し、南方共榮圏より輸入するか、不急産業としても可及的に生産に進出する必要に迫られてゐる。我國は珈琲を自給自足するは不可能としても混合材料珈琲として幾分なりと生産すべきである。臺灣は幸にもこの熱帶性樹木栽培圏にあり、珈琲栽培適地が相當存在するを以て、地理的特殊使命を果す事が出來る。且つ臺灣は尙ほ山地開發の餘地があり、珈琲は山地開發に於ける適作物なるを以て臺灣に於ける珈琲産業は山地開發的見地よりしても意義深きものである。而して臺灣に於ける珈琲の栽培技術並に經營方法は南方圏に於て熱帶農業を經營するに當り資する事が少くないのである。

第二項　珈琲栽培可能性と栽培適地性格

珈琲樹は大體赤道を中心に南北二十五度を限界とする熱帶圏に分布する。而して垂直的には純熱帶地に於ては殆んど低地より約六千呎の高地に及ぶものである。乍併、珈琲栽培と氣候との關係は之を一概に論ずるを得ず、栽培品種によつて夫々適應氣候を異にする。例へば、ロブスタ種及びリベリヤ種等は熱帶低地の氣候に適し、アラビヤ種は熱帶高地の氣候

を理想とするが如くである。尤も稍々理想を離れるが、熱帶に於て低緯度より高緯度となるに從つて、高地より低地に其の適地を發見する事は現在各地の栽培狀況がこれを證明してゐる。

第一款　温度　珈琲栽培の適温は其の種類によつて異なるが、大體十八度乃至二十四度とせらる。而して一般に高温の影響よりは低温の被害が大にして殊に霜害は最も恐るべきものである。純熱帶地に於ても海抜三千米以上の地に及べば時に霜害を被る事がある。而して標高は栽培の絶對的條件ではなく、要は温和的氣候を求むるにある。臺灣は北緯二十二度より二十五度の間にあるを以て、珈琲栽培適地の限界點に立地する。而して年平均氣温は攝氏二十一度六乃至二十四に選定するに當つても低温地を避くることを第一條件とする。櫻井技師は恒春、嘉義及び花蓮港に於ける實績に徴し、平均最低温度の攝氏二十四度を以て適地決定要素となし、經濟的栽培可能なるは臺南州とし、アラビヤ種栽培に最も安全確實であるのは高雄州、臺東廳及び花蓮港廳であり、殊に廣大肥沃なる傾斜地を有する東部臺灣に於て珈琲栽培は有望である。又臺中州と雖も地味が甚だ肥沃であり、冬季寒風の吹き荒まざる適地に於ても冬季輕き霜害を受くる事があり、珈琲を以て經濟作物となすのは危險である。又新竹州は臺中州に接する地方即ち芭蕉が經濟作物化せる地方では相當の試作價値を認むと云はれてゐる。

第二款　雨量及濕度　珈琲は乾燥を忌むものであり、相當の雨量並に濕度を必要とする。適當なる雨量は氣温並に土質によつて異なるが、大體年二千五百粍内外が平均的に分布するを理想としてゐる。臺灣の雨量は大體年千六百粍乃至二千粍であるが、南北が期を異にして分布するを以て可成平均を失してゐる　氣温上より見て珈琲適地と目すべき臺灣南部に於ては降雨は夏季に多く、冬季は少きを以て、土濕の保有に努むる必要がある。然し一面主要開花期たる三、四月並に收穫期たる十月乃至十二月に降雨少きは受精結實並に收穫乾燥上より見て極めて好都合である。一般に夏季は降雨甚だしく、臺南では六月より九月に至る四ヶ月間が年總雨量の七五%餘を占むるを以て、被覆作物等により園内に於ける土砂の流亡を防ぐ事が肝要である。

第三款　風　珈琲の生育には和風が好適にして暴風は最も恐るべきものゝ一つである。殊に開花期に於ける強風は著しき減收を招く事がある。從つて、風當りの烈しき位置は之を避くべく、更に暴風が襲來する恐れある所には防風林を設け、或ひは防風的地勢を選びて栽培をなす必要がある。本島は屢々暴風の襲來を受くるを以て栽培上最も考慮を要すべきものである。尚鹹風の來る海岸地帶並に長期に亙る季節風地帶は共に適地とはなり難いのである。

第四款　地勢及土質　地勢は緩傾斜で排水が良きを可とする。珈琲樹は樹齡十五年乃至二十年にして主根の長さ三米餘に達するものなるを以て、この主根を健全に發育せしむるためには、下層土の排水を良好ならしむるを要する。從つて下層土は石礫を交ふるか又は砂質なることが望ましい。表土は肥沃なる赤色土を良好とすると云はれてゐるが、これも栽培上左程重大なる關係を有せざる如くである。只豐富なる有機質の存在を望む點に於ては見解が一致してゐる。尚ほ强度のアルカリ土壤及び酸性土壤は共に排斥するを安全とし、又灌漑の便あるは頗る有利とするも、特に之を望む必要はない。然し附近に相當の用水を得る事は果實の調節上不可缺の條件である。

第三項　珈琲栽培沿革

第一款　領臺前民間栽培　臺灣で始めて珈琲を栽培したのは光緒十年（明治十七年）である。當時臺北大稻埕の德記洋行に關係のあつた一英人が比島マニラ（一説にはセイロン島）より珈琲苗百本を齎し、原住民をして臺北州海山郡三角湧の蕃地に栽植せしめたところ約十本活着した。翌年更にマニラより種子を輸入したが之は發芽を見なかつた。而してその後再び苗木を購入して移植したところ、活着が良好にして且つ土質に適ひ盛んに繁茂した。然るに光緒十三年に至つて生蕃の爲に開墾小屋は燒かれ、栽培者は死亡するに至つたが、此の地に於て得られた種子が臺北州文山郡冷水坑或ひは七星郡汐止附近に於て栽培せられ、一時は相當の生産を見るに至つた。斯くて李春生なる者が之を石臼にて搗碎炒製して試

飲したるに香味が甚だ佳良なるを以て、之を倫敦に送付したところ、意外にも好評を博して一等品となるに至つた。然るに其の後は全く衰頽して領臺當時には僅かに數樹を殘すに過ぎなかつた。

第二款　領臺後官廳試驗栽培　領臺後明治三十五年に至り恒春熱帶植物殖育所が創設せらるゝや、總督府田代安定技師は冷水坑に殘存せるマニラ系統の母樹より種子を得て栽培を試み、他方小笠原に於て栽培されてゐた爪哇系統の種子を入れ、試作を行つた。恒春熱帶植物殖育所の氣候、風土が珈琲栽培に適したるを以て發芽後三年目より結實し、其の面積も三甲歩餘に達し、明治三十八年より收穫があり、同四十一年以後は年に一石餘の生産を續けた。斯くて明治四十年に東京に於て開催された勸業博覽會には同所産の珈琲を出品し、又大正四年の御大典に際しては特に國産品の故を以て恒春産珈琲の御下命があつた事は特記すべき事である。猶ほ同所に於てはアラビヤ種ばかりでなく、各種の珈琲を試作したが、何れもアラビヤ種に及ばざる事を確めた。降つて大正六年殖産局園藝試驗所嘉義分場が開設されて以來、恒春の各珈琲品種を取り寄せ試作したところ、アラビヤ種の成績は優良にして諸先進國に劣らざる事を認め、昭和三年に企業的計畫の有望なる事を發表した。更に士林園藝試驗支所に於ても試作したが、栽植十年にして盛果期に達し、其の中優秀なるものは一本當二封度の生豆を得た。又大正元年臺東廳が總督府殖産局よりアラビヤ種の種子の配布を受け、之を同廳卑南區呂家警察派出所構內に植付けたところ、成績良好にして昭和八年銹病が發生し、これを伐採する迄には既に樹齡二十年に達し、約十本は根廻り一尺餘にも及んでゐた。

第三款　內地人移民村農民式栽培　花蓮港廳下に於てはこれと殆んど期を同じくして豐田村移民指導所にアラビヤ種を試作したが、此れが後に同村に於ける原木となつたと云はれてゐる。即ち豐田村に於ては船越與曾吉氏が米國に於て珈琲栽培を見聞せる知識に基き、大正六年珈琲栽培に着目し、指導所の試作珈琲より種子を得て先づ自宅に試植したが、成績頗る良好であつた。之に自信を得て昭和二年より擴張し、同氏の誘導の下に同村を始め吉野村及び林田村等にも栽培者が續出し、昭和五年頃より少量乍ら花蓮港の土產品として商品化を見るに至り、その栽培面積も十甲餘に達した。然るに、昭和六年頃より銹病の發生が顯著となり、益々蔓延の徵候があり、珈琲產業の將來に及ぼす被害の大なるを慮り、昭和八年全島的に發生樹を伐採してその絕滅を期する事となり、同移民村に於ても淚を飲んで切棄て折角の苦心も水泡に歸した。

第四款　內地企業家栽植式栽培　臺灣では民間珈琲栽培は東部の內地人移民に依つて先鞭を付けられたが、內地系企業家は昭和二年頃より西部に於て試驗所等の成績に刺戟せられて栽培を試みる者が出現して來た。即ち高雄州屏東郡鹽埔日の出鳳梨農場、臺南州嘉義郡番路庄內外食品會社農場及び臺南州斗六郡圖南產業株式會社農場等に於て數甲宛を栽植し、何れも相當の成績を收むるに至つた。更に大阪住田物產株式會社は花蓮港廳舞鶴臺地に於ける官有地四百餘甲の拂下げを受け、昭和五年より之が栽培に着手した。此が臺灣に於ける大規模經營の嚆矢である。一方木村珈琲店は臺南州嘉義郡嘉義市紅毛碑と臺東廳新港郡都蘭庄高原に、又東臺灣珈琲產業株式會社は臺東廳關山郡日之出に夫々事業地を得て栽培に着手し、其の他栽培を企圖するもの二、三に止まらず、本島の珈琲栽培も愈々本格的に企業化するに至つたのである。

第四項　珈琲栽培概況

第一款　珈琲栽培分布　臺灣は局部的に珈琲栽培に適するが、實際には如何に栽培せられてゐるか。昭和十二年には栽培面積が四百四十六甲二分六厘、收穫高が六萬六百三十三斤、昭和十三年には栽培面積が四百二十八甲五分二厘、收穫高が七萬六千八百九十五斤であつだ。

第二表　地域別珈琲栽培狀況（昭和十四年度）

州廳別	栽培面積 甲	收穫面積 甲	栽培樹數 本	結實樹數 本	收穫高 斤	價額 圓	百斤當平均價格 圓
臺北	〇・八一	〇・二八	一、八九四	八三四	二四	二七	二〇・八
新竹	〇・六三	〇・〇三	四三〇	三〇	三〇	一五	五〇・〇〇
臺中	二六・三三	六五・六八	一七九、三四七	三八、一〇八	三三、五八〇	八八・三	
臺南							

花蓮港廳		四六・四九	一・四二	一・九三	一・三六	一・四六	一・二八	九・〇四
臺東廳		一・九三	〇・五二	〇・五九	〇・四九	〇・三七	〇・三四	〇・三五
高雄州		三一・四二	九・九二	一〇・八二	一〇・八九	一〇・四五	一〇・四四	八・四一
計		八〇・四四	一二・三六	一三・三〇	一二・三四	一二・二五	一一・八六	九・八〇
	港東	三三・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
	雄	四七・四四	五・三六	六・三〇	五・三四	五・二五	四・八六	二・八〇

即ち珈琲栽培面積は花蓮港廳四六・四九%、臺南州三一・四二%、臺東廳一九・九三%、高雄州一一・〇八%となつてゐる。この栽培面積は宅地栽培、蕃人授産栽培及び企業的栽培を包含してゐるが、企業的栽培が大部分を占めてゐる。

第三款　珈琲栽培奬勵　臺灣に於ける珈琲産業は總督府の栽培奬勵と企業家の努力とにより發展しつゝあるが、こゝに高雄州農會が計畫しつゝある珈琲栽培奬勵計畫を示せば次の如くである。

高雄州珈琲栽培奬勵計畫

高雄州下の珈琲栽培の適否を見るに氣候風土等の自然要素は斯作物に最適し、州立農事試驗所及び各地の栽培實績に徴するも品質收量共に外國の生產地に匹敵し或點頗る良好なるに加へ、生產費も又極めて廉價に供給し得るを以て、國產自給の方針に基き之が適地に集團栽培を奬勵し、併せて地方特殊產業　確立を期せんとする。

一　奬勵方法　(一)　期間＝昭和十四年度乃至昭和十八年度五ヶ年繼續事業

(二)　奬勵區域＝鳳山、旗山兩郡下

二　奬勵據定面積並栽植奬定本數（甲當二千五百本）

年次別	鳳山郡 面積	鳳山郡 本數	旗山郡 面積	旗山郡 本數	計 面積	計 本數
昭和十四年	一五・〇〇甲	三七、五〇〇本	五・〇〇甲	一二、五〇〇本	二〇・〇〇甲	五〇、〇〇〇本
昭和十五年	五・〇〇	一二、五〇〇	五・〇〇	一二、五〇〇	一〇・〇〇	二五、〇〇〇
昭和十六年	一〇・〇〇	二五、〇〇〇	一〇・〇〇	二五、〇〇〇	二〇・〇〇	五〇、〇〇〇
昭和十七年	五・〇〇	一二、五〇〇	五・〇〇	一二、五〇〇	一〇・〇〇	二五、〇〇〇
計	三五・〇〇	八七、五〇〇	二五・〇〇	六二、五〇〇	六〇・〇〇	一五〇、〇〇〇

三　生產豫想高（價格百斤當五十圓）

年次	收穫高 斤	豫想價額 圓	年次	收穫高 斤	豫想價額 圓
昭和十七年	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	昭和二十四年	三一〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇
昭和十八年	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	昭和二十五年	三四〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
昭和十九年	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	昭和二十六年	三六〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
昭和二十年	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	昭和二十七年	三九〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇
昭和二十一年	二一〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	昭和二十八年	四一〇、〇〇〇	二〇五、〇〇〇
昭和二十二年	二七〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	昭和二十九年	四四〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
昭和二十三年	二九〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	昭和三十年	四四〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇

即ち昭和二十八年及び同三十年度の最盛期には收穫高四十四萬斤、價額二十二萬圓の生產を擧げることが出來る。

四　普及方法　斯作經驗者又は栽培者をして現地で苗圃を設置せしめ、檢査の上毎年苗五萬本の範圍内に於て一本宛二錢の補助をなすことにしてゐる。珈琲の栽培は單に肥培のみならず、病虫害驅除豫防に注意すべきは過去に於て銹病の發生により州下珈琲園の大部分を廢耕したる實績に徴するも明らかなれば奬勵を勝入補助し、以て徹底的防除を期せんとしてゐる。

五　指導監督　かく養成せる苗木を適地に集團的に栽培せしめ、州郡街庄技術員をして常に栽培地を巡視せしめ、植付肥培管理其の他栽培上諸般の技術の指導を行はしめる。尙ほ支會長は各作業終了後各關係耕作者より報告書を徴し、其の旨會長宛報告する事にしてゐる。

第二節　臺灣珈琲園經營形態

臺灣の珈琲産業は如何なる構造を有し、珈琲園は如何なる經營方式にて運營されてゐるか。臺灣に於ける珈琲園の經營

形態は樹木作物としての珈琲の技術的特殊性により決定さるゝばかりでなく、臺灣の特殊性格によつても影響さるゝことが少くないのである。即ち一般に珈琲産業は栽植式經營が多いやうであるが、臺灣の特殊事情を加味した所謂臺灣型經營形態を構成してゐる。されば資本需要度、土地需要度、技術需要度及び勞働需要度と云ふ見地より珈琲園が栽植式であるか、農民式であるか、栽植式とせば規模は幾何であるか、又その經營は直營であるか小作であるかを檢討する。

第一項　資本需要度

第一款　樹木作物（回轉度）　珈琲樹は多く種實で繁殖し、播種後四十日乃至五十日で發芽し、一年乃至二年で定植しその後三年目頃より結實し、七、八年頃最盛期に達し、收穫期間は二十年乃至四十年と稱されてゐる。珈琲樹は短期作物より長期なれど樹木作物としては資本を据置くことが僅少にして、栽培期間よりすれば大中小農經營に適することになる。然るに、臺灣には短期作物が多く、本島人は長期作物を好まず、且つ新興樹木作物の栽培には長じて居らないのである。而も珈琲樹には所謂隔年豐凶と云ふ內在的循環性があるばかりでなく、生産と價格との不一致よりの危險性があり、かゝる點よりすれば資本家的企業が抵抗力が大となる。

第二款　珈琲加工度　珈琲は果實が赤熟すると直ちに摘採し、この收穫珈琲豆を廣場に運搬して精洗、脫肉、乾燥、脫穀、選別且つ精製する。その加工度は顯著ではない。而して加工調製設備としては乾燥場、脫肉機、水洗場、醱酵槽、脫穀機、熱風乾燥機等を要し、更に宿舍、倉庫、農具舍、畜舍、肥料小屋等を設置せねばならない。かく珈琲園を經營するに當つては珈琲を栽培且つ加工するを以て、それに要する資本を固定する必要がある。而も珈琲加工調整度は顯著ならざるを以て適正面積を經營するには農民には困難なるも巨大資本家たるを要せず、從つて中規模經營を妥當とする。

第三款　風病害設備　珈琲樹は和風を好み、暴風の襲來を最も恐れる。然るに、臺灣は季節風地帶にしてその被害も甚大である。されば珈琲園を經營するに當つては防風的地形を選定するを良とするもこれには限度があり、耐風性品種を育成することも必要であるが、他面、相當面積に亙り、防風林を設置せねばならない。

臺灣に於ける珈琲産業の發達に對し一大障害は銹病の發生である。この誘病を防除するため珈琲樹を伐採、廢耕するに至つた。即ち珈琲栽培に當つては銹病に對し藥劑撒布をなし、科學的技術的に處理せねばならない。これには資本技術を要するを以て栽植式に適する。

第二項　土地需要度

第一款　土地獲得難易　珈琲園を經營するに當つては相當面積の栽培適地を獲得する必要がある。臺灣に於ては平地は人口が稠密にして對抗作物が多く、新興作物の進出は中々困難であり、土地獲得は殆んど望み得ない。然るに、珈琲樹は平地には銹病等もあり、大體に於て山脚地方に立地し、傾斜地に好適するものである。斯かる地帶は一般に人口が稀薄にして對抗作物もなく、土地も官有原野が多く、從つて土地獲得も容易である。されば企業家は斯かる山脚地帶にして珈琲栽培に適し、而も相當面積が纏つて居る土地を獲得し、珈琲園を造成せんとするのである。

第二款　本源的投資　珈琲園を經營するには相當廣い面積の土地を獲得しなければならない。而して、この土地は既墾地であれば高價で買收しなければならず、原野を墾下げるとすればこれを開墾しなければならない。臺灣では多くの場合、原野を墾下或は貸下してこれを開墾して珈琲園とするのである。土地に加工し、本源的投資をなすにあらされば利用することが出來ないのである。斯かる見地よりすれば珈琲園經營は本島人農民よりも內地人企業家に適すると云はざるを得ない。

第三項　勞働需要度

第一款　勞働需要性　珈琲栽培は開墾、植付、除草、施肥、藥劑撒布、剪定等一年を通じて勞働を需要すること多く

特に開發、結實するに至れば迅速に收穫せねばならず、一時に多量の勞働力を必要とする。この收穫勞働は婦女子の勞働を好適とするを以て家族勞働單位が要請される。加工調整過程は注意深き取扱ひと熟練とを要する。即ち樹木作物であるが收穫時には繁忙となり、且つ相當の熟練を要請する。臺灣では三百甲を經營するには大體勞働者二百人を要し、かくて高砂族を勞働者とし、本島人を勞働者或は小作人として使用してゐる。

第二款　高砂族勞働者　珈琲園は山地に立地し、附近に蕃社が存在するを以て高砂族が勞働者となつてゐる。高砂族は一般栽培には適するとしても、剪定、藥劑撒布、加工調整等は困難であつて監督費を增大する。珈琲園經營者は高砂族を雇傭する場合には警察と交涉せねばならず、且つ高砂族には指導を必要とするを以て、斯かる見地よりすれば企業家經營に適するものである。

第三款　本島人勞働者　珈琲園は高砂族を勞働者とするが、高砂族勞働者が不足し或は比較的低地に立地する珈琲園では本島人勞働者を雇傭する。乍併、斯かる地方は多くは人口が稀薄なるを以て移民勞働或は移民小作により經營しなければならない。本島人は高砂族より技術的には優れてゐるが、西部平地にて短期作物を栽培してゐた者を東部山地で長期作物を栽培せしむるためにはその入植に種々なる困難がある。

第四項　栽植式中規模經營

臺灣に於ける珈琲園經營は內地人移民が副業的に栽培したが銹病で失敗し、本島人資本家は新興樹木作物及び土地拂下等の關係上餘り進出せず、農民は栽培に馴れず、且つ自家用なく、結局內地人資本家が大部分を經營してゐる。即ち臺灣に於ける珈琲園は栽植式經營で、その規模は珈琲園設備、土地並に勞働獲得度等よりして中規模たらざるを得ない。臺灣に於ける資本家的珈琲園經營は大體六園にして、昭和十六年に於ける經營面積は二千二百八十四甲餘、植付面積六百九十三甲餘、收穫可能面積二百七十甲である。農場別面積を示せば次の如くである。

第三表　經營主體別珈琲園面積

經營主體	經營面積	植付面積	收穫可能面積	栽培豫定面積
住田物產株式會社農場	四三六・二八 甲	三一〇・〇〇 甲	一七〇 甲	— 甲
木村珈琲店嘉義農場	三〇一・〇〇	一一七・三八	三〇	—
同　臺東農場	五六四・三〇〇	一四八・〇〇	五〇	二五〇
東臺灣珈琲株式會社農場	八六一・六〇〇	五六・〇〇	—	四六五
臺灣珈琲株式會社農場	三一一・〇〇	三一・〇〇	—	不明
圖南產業株式會社農場	—	三〇・〇〇	二〇	—
計	二、二八四・三八八	六九三・三八六	二七〇	七二五

斯く資本家的珈琲園は數百町步を占め、經營面積と植付面積が農場に依り著しく異なるは事業着手が最近に屬するを以て擴張過程にあるが故である。臺灣では珈琲園は中規模經營で時點により異なるが、大體五十甲乃至五百甲が經營單位とされてゐる。こゝに於ては資本家的六珈琲園中、主として最も重要な住田農場、木村兩農場、東臺灣農場の四農場に就き分析せんとするものである。

第三節　珈琲園經營體と農場立地

臺灣に於ける珈琲園は大部分住田物產株式會社、木村珈琲店及び東臺灣珈琲產業株式會社により經營されてゐる。住田物產會社と木村珈琲店は商業資本より產業資本へと進出したものである。住田物產は資本金五十萬圓にて輸出入業、仲立業、委託販賣業、珈琲栽培業、農產業並に附帶事業を行つてゐる。就中、木村珈琲店は橫濱に本店を置き各地に支店を有し、珈琲を販賣し、食堂を經營し、かくて販賣會社が珈琲園經營にまで進出し、一貫作業をなせるものである。東臺灣珈琲產業株式會社は木村珈琲店の傍系會社であり、株式は殆ど全部木村珈琲店關係者が持つてゐる。即ち木村珈琲店が土地拂下關係より會社を設立せるものである。各農場の立地を示せば次の如くである。

第四表　珈琲園立地

經營主體	所在地
住田物產株式會社農場	花蓮港廳瑞穗區舞鶴

かく木村珈琲店嘉義農場は西部にあるが、他の三農場は東部に立地する。されば、木村珈琲店は西部と東部に珈琲園を經營してゐることになる。而して斯かる珈琲園は大體、山脚

木村珈琲店高原農場　臺東廳新港郡都蘭庄高原　地方に立地するが、農場により自然的並に交通的條件を少から
同　嘉義農場　臺南州嘉義市紅毛碑　らず異にするものである。
東臺灣珈琲產業株式會社農場　臺東廳關山郡關山庄日之出

第一項　自然的位置

第一款　溫度　各農場は如何なる溫度を示してゐるか、氣溫觀測の結果を見れば次の如くである。住田農場は年平均二十二度二、最高二十六度九、最低十七度一、木村高原農場は年平均二十二度九、最高二十七度一、最低十七度七、木村嘉義農場は年平均二十五度五、最高二十九度九、最低十五度九である。斯くの如く溫度に於ては各農場とも珈琲栽培に適するもので特に最低氣溫の高き時は霜害による被害も無く良好である。

第二款　雨量　珈琲が成育するには相當の雨量を要し、且つその分布が平均的なるを必要とする。各農場の雨量は一千五百粍乃至二千五百粍であり、降雨量に於ては不足がない。乍併、その分布狀態は農場に依り異なり、これが經營に少からず影響を及ぼしてゐる。住田農場では十月及び十一月頃に雨量が特に多く、これが收穫調整に大なる支障を來してゐる。卽ち天日乾燥による事が出來ないため、熱風乾燥によらなければならず、これには設備を要し、品質が低下する不利益がある。他の三農場の分布狀況は大體一月乃至四月頃が雨量少く、五月乃至八月に至り急激に增加し、十月以降は少量となつてゐる。この分布狀態は可成り良好であり、開花より成熟期迄の溫潤と收穫期における乾燥は珈琲樹の成育を良好ならしめ、又收穫調整を容易にし、亦火力熱風乾燥設備等を要する事なく、從つて固定資本も少く有利である。

第三款　風　元來、强風は珈琲樹に顯著なる影響を與ふるものである。各農場の珈琲樹は昭和十四年三回に亙る暴風雨により相當倒伏してゐる。住田農場、東臺灣農場及び木村嘉義農場は周圍が開けて居るを以て風を遮ぎるものがなく、從つて風當りが强い。然るに、木村高原農場は自然の防風地をなし、冬季北東季節風を避くる事が出來るばかりでなく、夏季に於ける颱風に對しても憂が少いのである。住田農場は東西に防風林を設置して居り、風の方向が一定せる場合は防風林によりある程度被害を減少し得るが、夏季の颱風は方向が一定せず、防風林もその用をなさゞる事がある。又耐風對策としてはアラビヤ種とリベリヤ種を混植することも考へられるが、この方法も完全に耐風の目的を果す事は出來ない。要は自然的に防風地帶を形成する所に珈琲を栽植する事が肝心である。

第四款　地勢土質　住田農場は一般に地勢が平坦であるである。卽ち全面積の三分の二は平坦地にして五分の二は緩傾斜である。かく平坦地なることは管理は非常に便利であり、甲當生產費を低下しうるが、他面、乾燥期には乾燥し易く、雨期には土壤水分が過多となる傾向がある。從つて、乾燥豫防法を講じ、排水設備をなすにあらざれば將來思はざる被害をうくるものと思考せられる。

木村高原農場は北溪の左岸に位する西面傾斜地で平均標高三百米內外、最高三百六十米である。而して傾斜度は概ね十五度以下の緩傾斜なるを以て、管理も比較的容易であり、土砂の流亡も少く、且つ雨期に於ける停滯水による被害も僅少である。土質は砂岩及び頁岩を母石とし、集塊岩の糜爛せる土壤を被覆し、有機質の含量は少い。

木村嘉義農場は地勢が複雜であり、且つ農場內には民間登錄地が散在してゐる。農場內の道路は巾が狹く、二十度內外の急傾斜なる所が多く、又小川等もあつて、物品を搬出し、勞働者が就働場所へ往復するのには非常な不便である。土質は一般に赤色粘土と粘質壤土であつて、一般に肥沃である。

東臺灣日之出農場は標高は百米乃至三百米であり、傾斜度は十度乃至十五度內外の緩傾斜である。土質は有機質に富み良好である。

一般的に各農場は地勢、傾斜、土質ともに珈琲栽培適地と云ふ事が出來る。

第二項　交通的位置

住田農場は北緯二十三度五、北回歸線上にあり、花蓮港市より臺東線にて約三時間、瑞穗驛より約一里の鐵道沿線にあ

り、交通物品の運搬には至極便利である。その間大巾の自動車道路が通じ、日用品の購入、その他職員の雜用も瑞穗に於て充足し得、生産品搬出に當つては船積港たる花蓮港に搬出する事が容易である。

木村高原農場は海岸山脈盆地、卽ち馬武窟溪上流北溪左岸にして、臺東街より約四十粁の地點にある。臺東街より新港小馬に至る間三十二粁は指定道路たる臺東上大和道路の一部であり、海岸山脈東方海岸地方の幹線道路が通じ、小馬より高原に至る約五粁は幅員三米の比較的緩勾配の道路で自動車の運行が自由である。高原より本農場に至る約三粁は巓溪越道路の一部で狹隘であり、片車を通ずるのみである。斯くの如く臺東街よりはなる、事遠く且つ自動車の運行が自由なる道路迄には三粁あり、從つて生産品の搬出或は農具機械の搬入には不便である。然し目下工事中の花蓮港臺東間の道路完成の曉には自動車の運行は自由となり、道路が本農場の中央を通過するを以て著しく便利となる見込である。

木村嘉義農場は嘉義中心街より一里餘、その間幅員六米の道路が通じバス、トラツクの運轉もあり、山奥にて事業を行ふが如き生活上の不便なく、又生産品搬出その他機械農具の搬入も非常に便利である。

東臺灣日之出農場は臺東街より臺東線にて約二時間、鐵道沿線にあり便利であるが、河川の增水期には橋も流され對岸月野との交通が途絶し職員及び移民の食糧も缺乏するに至る事がある。

かくの如く各農場は山脚地方にあり、左程山奥に立地せざるを以て市場との交通には不便を感ぜず、最も不便なるは木村高原農場である。

第四節　土地獲得方法

第一項　土地獲得方法

企業家が珈琲園を經營するに當つては直營を原則とするを以て、土地獲得は第一要件となる。而して土地獲得方法は臺灣の事情よりして官有原野を埀下或は賃借するか民有地を買收するかである。卽ち比較的平地々方では民有地買收法を採用し、山地々方では官有原野の埀下或は賃借法に依るのであるが、兩者を併用する場合もある。木村嘉義農場は割合に平地に立地するを以て官有地が少く、民有地を買收せざるを得なかつた。嘉義農場は嘉義農事試驗場の試驗栽培を企業化せんとせるが故に、農場を試驗所と短距離に置く必要より、小松仁三郎氏所有造林地三百一甲を買收し　昭和八年十一月農場を開設した。住田農場も比較的平地にあり、官有森林原野豫約賣渡四百五甲餘と民有地買收二十五甲を併用してゐる。卽ちこれらは土地所有權を獲得するのである。木村高原農場と東臺灣日之出農場とは官有森林原野貸渡形態を採用し、長期賃借を行つてゐる。

第二項　官有林野豫約賣渡形態

官有林野豫約賣渡は住田農場が採用せる形態である。住田物産株式會社々長住田多次郎氏はサイパン島に於ける同會社の實績に依り臺灣に珈琲企業を計畫し、適地を調査した結果舞鶴臺地を選定した。この舞鶴臺地は東部農產試驗地に連絡する企業地であり、昭和四年六月には鳳梨栽培適地として、昭和五年四月には珈琲栽培適地として指定せられた地域である。而して住田物産株式會社は昭和五年に豫約賣渡願を提出した。然るに、當時既に槇哲氏は鳳梨栽培を出願して居り、總督府は殖產局に對し意見を求めた。殖產局は鳳梨と珈琲との優劣竝に特殊作物奬勵上何れに許可すべきかに付き研究を重ね結局兩者間にはさしたる優劣なく、鳳梨は輸出增加の爲有望なるも差當り珈琲は輸入防止上有利なるを以て出願人の誠實に照し、試みに經營せしむる事として昭和五年十一月十八日四百五甲餘を成功期間を六ケ年、年貸付料甲當二圓十錢、賣渡金甲當四十二圓にて許可することにした。其の願書內容を示せば次の如くである。

官有森林原野豫約賣渡願

土地ノ所在　花蓮港廳瑞穗區舞鶴

第二部　第三章　栽植式珈琲園經營構造

一原野　四百五甲六分六厘四毛二糸　畑ニ開墾ノ見込
一ヶ年ノ貸付料一甲ニ付二圓十錢
成功後ノ賣渡地代金一甲ニ付四十二圓

右ハ臺灣官有森林原野豫約賣渡規則ヲ遵守シ別紙起業方法書竝ニ實測設計圖ノ通リ無相違成功可致候間豫約御拂下被成下度此段奉願候也

昭和五年　月　日

大阪市北區老松町一丁目二十一番地
住田物產株式會社
代表者取締役社長　住田多次郎　印

臺灣總督石塚英藏殿

當局に於てこの出願の趣きを許可したる場合には企業者は官の命令條文を遵守せねばならない。其の命令書は次の如くである。

命令書

一　成功期間ハ昭和五年十一月十八日ヨリ昭和十一年十一月迄六ヶ年トス
二　地代金ハ一甲ニ付四十二圓貸付料ハ一ヶ年一甲ニ付二圓十錢トス
但シ滿期ノ年ニ於ケル貸付料ハ日割ヲ以テ計算ス成功期間經過後ニ於テ成功賣渡反地許可又ハ許可取消ノ月迄貸付料ヲ徵收ス其ノ納期ハ官ノ指定スル所ニ依ルベシ
三　臺灣官有森林原野賣渡規則第二十五條ノ場合ニ於ケル工作物其他ノ物件ニシテ指定ノ期間内ニ除去セザルモノハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス
四　官ニ於テ事業上其他ニ付指示命令シタルトキハ之ニ遵フベシ
五　天災其ノ他ノ事變ニヨリ許可地ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク花蓮港廳長ニ屆出ヅベシ
六　第四項、第五項ニ違背シタルトキ又ハ公益其ノ他官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ返地ヲ命ズルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ損害ヲ生ズル事アルモ官ニ於テ之ガ賠償ノ責ニ任ゼズ
七　許可地ノ所有權ハ賣渡許可後地代完納ノ日ニ移轉ス

住田物產株式會社農場はその後事業が着々進行し、昭和十五年三月二十九日事業が成功して賣渡許可となつた。尙ほ本農場地租は年二回合計四千四百二十圓（附加稅、地租割をも含む）である。

第三項　官有林野貸渡形態

木村高原農場と東臺灣日之出農場は官有林野貸渡方法により土地を獲得せるものである。木村高原農場は木村珈琲店主柴田文次氏が高原附近（舊名ハラパツン）が珈琲適地なる事を知り、未だ東部臺東の山地が何人にも顧みられなかつた時代に木村珈琲店直屬の珈琲園として經營せんと思ひ貸渡願を提出したるものである。出願面積は五百六十四甲五分であり、一ヶ年貸付料は甲當一圓二錢である。本農場地域は大正十一年八月臺東開拓株式會社に於て豫定存置願を提出したるも不許可處分にせられたる所である。

東臺灣日之出農場は昭和十二年願書を提出し、昭和十四年十一月十五日附指令第一萬二千六百四號にて許可になりたるものである。出願面積は八百四十一甲八分二厘二毛五糸であり、借地期間は二十ヶ年である。いづれも廣大な面積を長期に亙り低廉貸付料にて貸借してゐる。木村高原農場の命令書の內容は次の如くである。

命令書

一　貸渡期間ハ昭和九年十一月十七日ヨリ同二十四年十一月十六日迄十五ヶ年トス
二　貸付料ハ一ヶ年一甲ニ付金一圓二錢トシ初年ニ在ツテハ其ノ半分ヲ官ノ指定スル期間内ニ其ノ以後ニ在リテハ翌月分ヲ其ノ前

年九月ヨリ十二月末日迄ノ間ニ於テ官ノ指定スル時期ニ納付スベシ、但シ一年ニ滿タザルトキハ月割ヲ以テ計算ス

三　借受人ハ其ノ土地ヲ許可ヲ得ズシテ他人ニ貸渡シ讓渡シ若クハ擔保ノ目的ニ供スル事ヲ得ズ

四　借受人ハ許可ヲ受クルニアラサレハ豫定ノ方法ヲ變更スル事ヲ得ズ

五　官ニ於テ事業上其ノ他指示命令スルコトアルトキハ之ニ遵フベシ

六　官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ其ノ他官ニ於テ必要アリト認メ返地ヲ命ズル事アルトキハ之ニ遵フベシ此ノ場合ニ於テハ返地命令ノ翌月ヨリ起算シ月割ヲ以テ既納料金ノ過剩額ヲ還付ス

七　將來法令ノ發布ニ伴ヒ本命令條項ニ變更ヲ及スコトアルモ異議ヲ述ブル事ヲ得ズ

八　前各項ニ違背シタルトキハ許可ヲ取消ス事アルベシ此ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルモ官ハ其ノ賠償ノ責ニ任ゼズ

九　返地ノ場合ニ於テ區域内ニ存在スル借受人ノ施設シタル工作物其ノ他ノ物件ニシテ指定ノ日限内ニ除去セザルトキハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス

十　借受人ノ便宜ニ依リ貸付料納付後期限前ニ返地スルモ既納料金ハ之ヲ返付セズ

十一　天災其ノ他ノ事變ニ依リ許可地ノ全部又ハ一部分ガ利用不可能ト爲リタルトキハ直チニ其ノ返地ヲ出願スベシ

第五節　經營管理組織

珈琲企業家は會社或は本店資金を以て、森林原野を開墾して珈琲園とし、農場に諸設備をなし、職員を定住せしめ、指導監督をなさしめ、直營或は小作方式にて經營を行つてゐる。然らば、珈琲園は如何に經營されてゐるか。農場經營組織農場設備及び農場管理組織につき述ぶれば次の如くである。

第一款　農場經營形態　珈琲園を經營するに當つて、土地は如何に利用されてゐるか。各農場土地利用面積を示せば次の如くである。

第五表　農場土地利用面積（昭和十六年度）

農場	農場面積	利用面積	割合	利用面積内譯						
				珈琲園	他作物用地	建物敷地	道路敷地	防風林	保護林	
住田農場	四二四・六六四二甲	四二七・六六四二甲	九八・二%	三一〇・〇〇〇〇甲	七一・〇〇〇〇甲	五・〇〇〇甲	一〇六・八四二甲	二一・〇〇〇〇甲	—	
嘉義農場	三〇・〇〇〇〇	一四二・二〇〇〇	九八・二	二九・〇〇〇〇	三三・〇〇〇〇	〇・二〇〇〇	—	—	—	
高原農場	三六四・三五〇〇	二六九・〇〇〇〇	四八・二八	一四七・二〇〇〇	一四〇・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇	—	七四・〇〇〇〇甲	
東臺灣農場	八四二・八二〇〇	三一〇・〇〇〇〇	二六・二三	五八・五〇〇〇	一三五・〇〇〇〇	二・三〇〇〇	—	—	—	

かく各農場は土地利用度を異にしてゐるが、これは地形或は土質等により影響さるゝも、他面開發年度にも關聯する。住田農場は利用度が九八%で極點に達してゐるが、木村兩農場は約四七—四八%弱で擴張途上にあり、東臺灣農場は二六%で出發途上にある。

第二款　單一耕作度　農場經營者は大體珈琲を專業的に栽培してゐるが、珈琲園面積は農場面積に對して住田農場七五・二九%、嘉義農場二九・五三%、高原農場二六・〇三%、東臺灣農場六・九四%である。而して、これは多種耕作をなすが故に珈琲面積が僅少ではなく、他作物面積と對比すれば次の如くである。

第六表　單一耕作度

農場	利用面積	珈琲面積	割合	作物面積	割合	他作物種類
	四二七・六六四二甲	三一〇・〇〇〇〇甲	七四・七三%	七・〇〇〇〇甲	一七・〇三%	デリス、茶、移民雜作（甘藷、落花生等）
住田農場	一四二・二〇〇〇	一〇六・二〇〇〇	七四・六八	二三・〇〇〇〇	一六・一七	果樹、水稻
嘉義農場	二六九・〇〇〇〇	一四七・二〇〇〇	五三・六五	四〇・〇〇〇〇	一四・八九	柑橘、芭蕉、牧草
高原農場	三一〇・〇〇〇〇	二六・三五〇〇	八・四八	一三五・〇〇〇〇	六八・一八	開墾完了
東臺灣農場						

かく珈琲面積は利用面積に對し、嘉義農場が最も高率にして、住田農場が之に次ぎ、高原農場は過半、東臺灣が最も低率である。而して他作物面積は大體一四%乃至一七%で、東臺灣農場が六八・一八%を示せるは開墾完了地面積を包含せ

るためである。住田農場に於ける他作物は移民勞働者に貸與せる雜作地を包含し、木村兩農場では珈琲植付後三年目まで間作を許してゐるが、こゝには小作地間作物を包含してゐる。

第三款　經營狀態　各農場は會社或は本店に直屬してゐるが、珈琲園は直營と小作の兩方式で經營されてゐる。勿論、直營は中央集權的一律耕作度が大であり、典型的栽培企業形態である。珈琲ではこの兩方式を單一に採用し或は併用する。住田農場は本島人移民勞働に基き全部を直營を以て管理し、木村高原農場と東臺灣日之出農場とでは地元高砂族或は本島人移民勞働に基き、大部分を直營、一部分を小作にて經營してゐる。然るに、嘉義農場は地元本島人勞働に基き、經營面積の二二%を直營とし、七八%を小作經營してゐる。かく珈琲園は第一全部直營、第二大部分直營一部分小作、第三大部分小作一部分直營の三形態とすることが出來るが、嘉義農場でも直營が好成績を納めて居り、大體に於て珈琲園は直營を原則としてゐる。

第二項　農場設備

珈琲園に於ける農場設備は經營者の資本力、立地或は農場規模により異なり、農場設備費は地形、建築法、使用材料、据付機械により異なるものである。一般に珈琲園は巨額な設備を要せざるも相當な設備をなしてゐる。各農場に於ける農場設備を示せば第七表の如くである。

かく農場設備を全般的に見て住田農場が最も完備し、木村兩農場と東臺灣日之出農場は事業が進行途上にあり、今後整備の計畫である。苦力小屋は住田農場では移民勞働者に貸與せるものであり、木村臺東農場では番人勞働者泊込用のものである。苦力小屋は住田農場に於ては集團的であり、東臺灣日之出農場に於ては分散的であるが、この苦力小屋の位置は指導上極めて重要である。

調製加工設備は住田農場と木村兩農場とでは著しく異つてゐる。これは收穫面積によるばかりでなく、住田農場は容易に電力を利用することが出來、從つて電力による脫肉脫殼が可能であり、加工費を低下してゐる。木村兩農場は山地なるを以て、電力を利用出來ず、重油發動機により作業をせねばならず、從つて能力も著しく劣つてゐる。重油發動機による場合

第七表　珈琲園設備

種目	内譯	住田農場	木村高原農場	木村嘉義農場	東臺灣農場
家屋	事務所	五棟	一〇坪　一棟	六八坪　三棟	二棟
	社宅	七〃	五〇〃　二〃	事業所兼用	四〃
	二戸構	四〃	一五〃　一〃	五〇坪　四棟	
	農夫宿舍	一〃　七〃			
	苦力小屋	二〃　一九〃	一〇〇坪　二棟	一二坪　一棟	
		三〃　五〃			
		四〃　七〃			
調製加工設備	火力乾燥場	一棟			
	熱風乾燥場	一〃			
	乾燥場	一〇個	五〇坪　一個	四五〇坪　一個	
	脫肉機	三臺	二臺	六臺	
	脫殼機	二臺	二臺	二臺	
	電氣發動機	五馬力　二臺			
	重油發動機		三・五馬力　一臺	二馬力　一臺	
	石油發動機	一臺			
其他	倉庫	二棟	三〇坪　二棟	一〇坪　一棟	一棟
	農具室	五棟	一〇〃　一〃	一〇〃　一〃	二〃
	堆肥舍	二棟	二〇〃　二〃	一五〃　一〃	二〃
	畜舍	一〇棟	八七〃　六〃	一六〃　二〃	二〃

は能率が劣るばかりでなく、今日の如き油を入手することが困難なる時代にあつては人夫の手廻り作業による外なく、従つて不利である。火力熱風による珈琲果粒の乾燥は品質低下を來すばかりでなく、多くの費用を要するを以て不利である。

第三項　管理組織

第一款　住田農場　各農場は一切の管理を支配人に委してゐる。住田農場は直營地を四分場に分ち、各分場に各々事務所、宿舍を設け、農場主任、監督、監督補、農夫を駐在せしめ、移民勞働者を事務所附近に集團的に生活せしめ、管理に當らしめてゐる。管理組織を示せば次の如くである。

第八表　住田農場管理組織

階級別	内地人	本島人	高砂族	計
支配人	一人	一人	一人	一人
書記	一	一	一	一
庶務主任	一	一	一	一
農場主任	四	一	一	四
農夫	一	二	一四	一六

即ち支配人の下に庶務會計主任↓書記、農務では農場主任↓農場主任↓監督↓監督補↓農夫↓勞働者、工務では工場主任↓運轉手↓勞働者となつてゐる。

第二款　木村系農場　木村兩農場と東臺灣日之出農場は木村系の資本により經營さるゝを以て、東臺灣珈琲産業株式會社常務伊藤道顯氏が一切を支配してゐる。木村系三農場は住田農場の如く整然たる管理系統なく、人的要素も貧弱である。東臺灣日之出農場は第一、第二農場の二つに區分してゐるが、木村兩農場には之等の區別がなく、仕事の分擔も判然と定めて居らず、農場員は適宜に分擔を定められ、管理に從事してゐる。管理組織は次の如くである。

第九表　東臺灣日之出農場

階級別	内地人	本島人	高砂族	計
庶務、會計主任	一人	一人	一人	一人
農場主任	一	一	一	一
監督	二	一	一	四
常傭農夫	一	一	九	九

第八表　木村珈琲店農場管理組織

農場名	階級別	内地人	本島人	高砂族	計
高原農場	農場主任	一人	一人	一人	一人
	監督	二	一	一	四
	常傭農夫	一	一	九	九
嘉義農場	農場長	一	一	一	一
	農場主任	一	一	一	一
	監督	二	五	一	七
	常傭農夫	一	二	一	二

かく木村系三農場に於ては農場長と農場主任は皆内地人であるが、監督は十六人中、内地人六人、本島人九人、高砂族一人である。常傭農夫は三十一人中、本島人十二人、高砂族十九人である。

第六節　珈琲園勞働組織

第一項　勞働給源

各農場はその立地により附近に勞働給源を有するか、競爭的勞働需要體が存するか、勞働賃銀が過高であるか等により勞働者を獲得するに難易が生じて來る。而して附近に勞働量が少く、勞賃が高き場合には他地方から勞働者を移植する必要が生じてくる。西部は本島人の人口が稠密にして比較的勞働者を獲得するは容易であるが、東部に比して生活程度が高く、從つて賃金も高く、且つ木村嘉義農場の如く市街に近く附近に農事試驗所等勞働需要體が存在する場合には賃金が高騰し、勞働者を獲得するは中々困難である。木村嘉義農場に於ては勞働供給源としては附近の姜母寮と紅毛碑は子供の出役のみにて、山子頂が最も勞働者が多い。

住田農場は附近にアミ族の四蕃社二十戸が存在し、これが勞働給源を構成する。木村高原農場附近には高原蕃社があり、總戸數百六十五戸、このうち高砂族八十八戸、高砂族人口男五百五十人、女五百六十人計一千百十人、勞働可能人員男三百人、女七十人である。本島人は男百七十五人、女百二十二人であつて、會社員が五戸、日稼が二十戸、他は農業に從事してゐる。而して東臺灣日之出農場附近には日之出蕃社が存在する。

かくの如く東部臺灣に於ける住田農場、木村高原農場、東臺灣日之出農場は夫々附近に蕃社が存在する。高砂族は大部分農業者であり、その耕作作物の主なるものは水稻、陸稻、粟、落花生、甘藷、里芋等である。從つて農繁期には農場に勞働者として出役するもの少く、又勞働量に於ても木村高原農場は比較的豐富であるが、住田農場、東臺灣日之出農場は少い。近年東部臺灣は官廳工事が多く、これらの勞働者としても高砂族を使用するを以て益々勞働者の不足を告げてゐる。珈琲園經營には多くの勞働者を要するを以て、殊に住田農場と東臺灣日之出農場とでは高砂族の勞力不足を補ふ必要が生じて來てゐる。その方法として住田農場では殆んど全部の勞働者を、東臺灣日之出農場では一部の勞働者を西部よりの移民を以てこれに充當してゐる。兩農場は鐵道沿線に位置するを以て、本島人移民の入植に當つて便利であり、移民誘致も困難でないが、住田農場は花蓮港市街に近く、花蓮港市の發展と共に本島人勞働者の需要は大となり、農場に入植せる勞働者も定着性がなく、市街地に流出する傾向にある。

第二項　勞働種族

內地人企業家は珈琲園を經營するに當り、本島人と高砂族とを勞働者として雇傭する。西部では本島人が多く、東部では高砂族が多く、本島人が少きを以て、西部では地元本島人を使用し、東部では地元高砂族を使用し、不足を西部よりの本島人移住勞働者を雇傭せねばならない。されば、珈琲園はその地域により地元本島人、移住本島人、地元高砂族を組合せて經營してゐる。例へば、木村嘉義農場は地元本島人に依存するが、木村高原農場は地元高砂族を雇傭してゐる。然るに住田農場では大部分を本島人移民勞働者に依り、一部分を附近の高砂族で補つて居り、東臺灣日之出農場では地元高砂と本島人移民勞働者を併用し、且つ開墾には請負勞働者を用ひてゐる。珈琲園勞働者として本島人は智能あれど監督を嚴重にしなければ能率が擧らず、高砂族は技術水準が低く、指導と監督を要するものである。從つて、本島人と高砂族とでは作業も適材適所的役割を有するのであるが、現在に於ては質的問題より量的問題が重大である。而して移民勞働者は全生活を勞働賃銀に依存し、住居も集團的に珈琲園に立地するが、地元勞働者にとつては勞働賃銀は全收入の一部であり、多くは本業を有し、副業的に農閑期を利用して珈琲園勞働者となる者もある。從つて、住居も散在的にして高砂族は十日間位にて交替する。かく移住勞働者は全面的に珈琲園に依存し、地元勞働者は背後地を有するを以て、中央集權的支配度は前者が後者より大である。

第三項　勞働者獲得方法

第一款　本島人移民勞働者　農場が西部より本島人勞働者を招致するに當つては住田農場では苦力頭制を採用し、東臺灣農場では會社職員が出張し、入植條件として家屋建築費五十圓、每年醫藥費三十圓を支給してゐる。住田農場では會社と苦力頭の契約に基づき、苦力頭をして西部就中新竹州より勞働者を入移せしめてゐる。會社と苦力頭との契約は大部分口頭契約である。苦力頭は勞働者を一人一日供出すれば手數料として大人八錢、子供三錢の割にて會社より支給される。移民勞働者は苦力頭との契約期間を二ヶ年としてゐるが、會社より住居一戶當五坪乃至十坪、價格八圓、農具（鍬、鋤、鎌、平鍬、採根鍬）及び雜作地二步乃至三步を支給される。

第二款　本島人請負勞働者　東臺灣日之出農場で本島人を請負勞働者として雇傭してゐる。請負勞働者は苦力頭との契約により入植し、主に開墾事業に從事する。苦力頭は自己が雇傭せる勞働者をして立木を伐採せしめ、原野を開墾せしめる。彼等はその立木を利用して炭を燒き、その木炭を會社に賣却し得る外二十圓の補助金を與へられる。

第三款　地元高砂族勞働者　東部珈琲園では地元高砂族を雇傭するが、これは義務苦力制度によるものである。例へば木村臺東農場が地元蕃人（高原派出所管轄）を獲得するに當つては義務苦力供出願を廳警務課勞働組合に提出し、勞働組合に於ては地元蕃社の苦力臺帳により割當數を決定し、その割當數により農場より供出を受くるのである。高砂族勞働者は人夫出役通知書を持參して入園する。この際、彼等は十日分の食糧（米、粟、麥、甘藷等）、寢具（毛布）、鍋釜等を携帶する。

第四項　珈琲園勞働者數

第一款　年次別勞働者數　珈琲園勞働者數は地域別並に年次別に勞働需要度を異にしてゐる。住田物產では最初平坦草生地を開墾したが、瘠薄なりしを以て、比較的肥沃な傾斜樹林地を開墾し、平坦地には綠肥を鋤込み、地力の回復を圖つた。この平坦地と傾斜地に於ける年次別の勞働需要量を考察すれば次の如くである。

第十表　年次別勞働需要度

地帶	年次	開墾	植付	管理	防風林、道路、排水溝	採收	計	摘要
		人	人	人	人	人	人	
平坦地	第一年	一〇〇	四〇	一八二	六〇	—	三八二	開墾は伐採燒拂二〇人、木採掘五〇人、整地三〇人、植付は穴堀一五人、豫措一五人、植付一〇人
	第二年	—	—	一八〇	一〇	—	一九〇	管理は除草六回九〇人、伐採二回一二人、中耕培土四〇人、施肥三回一八人、藥劑撒布三回一五人、綠肥播種五人
	第三年	—	—	一七一	一〇	五七	二三八	採收は女、一本當一瓩、一人五瓩
	第四年	—	—	一九〇	一〇	七五	二〇〇	採收は女、一本當二瓩、一人二五瓩
	計	一〇〇	四〇	七二三	九〇	一三二	一、〇八五	
傾斜地	第一年	三三〇	四五	二三三	六〇	—	六六八	開墾は伐採燒拂三〇人、木採掘一五〇人、階段作一五〇人、植付は植付豫措二〇人、植付二五人
	第二年	一五〇	—	二三八	三〇	—	四一八	管理は除草中耕七回一四〇人、伐採六回三〇人、施肥三回三六人、藥劑撒布二回一二人、綠肥播種五人、剪定五人、補植一〇人
	第三年	一〇〇	—	二二〇	二〇	五七	三九八	採收は女、赤實一本當二瓩、一人當二〇瓩
	第四年	—	—	一九六	—	九〇	二八六	
	第五年	—	—	二六六	—	九〇	三五六	
	第六年	—	—	二八一	—	一四〇	四二一	採收は女、一本當四瓩、一人當二五瓩
	計	五八〇	四五	一、四三四	一一〇	三七七	二、五四六	

かく平坦地と傾斜地を比較するに、傾斜地は平坦地に比較して開墾勞働が著しく多い。而して年次別勞働需要度は初期には開墾、防風林等が多く、初期には收穫が漸次增加し、管理は終始一貫相當量を示してゐる。

第二款　季節別勞働者數　珈琲園を經營するには多くの勞働力を要し、且つ季節的に繁閑の差が大である。然らば月別に幾何の勞働者を雇傭してゐるか、木村嘉義農場に於て直營地三十三甲を經營するに年九千五百六十一人を要するが、その月別使用勞働者數は次の如くである。

第十一表　木村嘉義農場月別勞働者數（昭和十六年度）

月別	勞働者數	勞働者割合	月別	勞働者數	勞働者割合	月別	勞働者數	勞働者割合
	人	%		人	%		人	%
一月	七三八・八	七・七三	五月	八〇〇・二	八・三七	九月	一、二五〇・一	一三・〇七
二〃	六〇九・五	六・三七	六〃	六四三・九	六・七三	一〇〃	一、一五七・七	一二・一一
三〃	四九八・五	五・二一	七〃	五〇四・四	五・二八	一一〃	四一八・六	四・三八
四〃	五七三・一	五・九九	八〃	六九〇・六	七・二三	一二〃	一、六七五・七	一七・四三

嘉義農場は珈琲を主體とし、多少他作物もあり、この勞働者數はこれらを包含するを以て、珈琲園に於ける勞働者數の月別變動はより顯著となると思ふ。即ち勞働者が九月以降一月迄急激に增加せるは收穫季節であるがためであり、この季節に於ても繁閑の差が大である。

第三款　勞働移動性　住田農場に於ける移民勞働者數は現在男百四十三人、女七十五人、子供四十一人にして四分の三は廣東人であり、四分の一は福建人である。彼等は農場附近に家屋を支給され、集團的に生活してゐるため、監督指導よりすれば好都合である。而して彼等は會社とは何等契約なく、苦力頭との契約のみで移住せるものなる故、その移動に關しては何等束縛なきため定住するもの少なく、二年乃至三年を以て他に移り移動性が甚だ大である。之は東臺灣日之出農場に於ける移民に付いても見られる所であり、常に勞働者の獲得に力を注がねばならず、且つ珈琲栽培殊に調製加工に於て熟練を要するを以て、かくの如き勞働者の移動は經營上重要な問題である。

第五項　珈琲園勞働賃銀

第一款　作業別支拂形態　珈琲園に於て開墾、植付、除草、藥劑撒布等比較的勞力を要する作業は大人の勞働に適し、收穫は子供、婦女子等の勞働に適する。各農場に於て開墾と除草は甲當賃銀、一本當賃銀或は年三回全地除草賃銀等請負契約にて支拂ふこともあるが、一般に能率が悪く、仕事に忠實ならざるを以て、監督を嚴重にしなければならない。

第二款　季節別賃銀　**第十二表**　木村嘉義農場月別賃銀數（昭和十六年度）

月別	勞働者數	總勞働賃銀額	單位賃銀	月別	勞働者數	總勞働賃銀額	單位賃銀
一月	七三八・八人	五九一・〇四圓	〇・八〇圓	八月	六九〇・九人	五五二・四八圓	〇・八〇圓
二月	六〇九・五	四八五・八〇	〇・八〇	九月	一、二五〇・一	一、〇〇〇・〇八	〇・八〇
三月	四九八・五	三九八・八〇	〇・八〇	一〇月	一、一五七・七	九二六・一六	〇・八〇
四月	五七三・一	四五八・八〇	〇・八〇	一一月	四一八・六	三三四・八八	〇・八〇
五月	八〇〇・二	六四〇・一六	〇・八〇	一二月	一、六七五・七	一、三四〇・五六	〇・八〇
六月	六四三・九	五一五・一二	〇・八〇	計	九、五六一・一	七、六四六・五〇	〇・八〇
七月	五〇四・四	四〇二・六二	〇・八〇				

第三款　種族別賃銀　珈琲園は大體十時間勞働で晝間一時間休み、高砂族賃銀は十日毎に決算支拂する。勞働賃銀は農場により季節により異なるばかりでなく、種族によりても異る。高砂族賃銀は廳令を以て規定してゐる。

この規定賃金以外に農場により多少異なるが、勞働者の能率により、又仕事の遲速により歩增制を設けてゐる。尙住田農場に於ては移民所有牛を以て牛耕をなせる場合には割增金を與へてゐる。各農場の賃金は殆んど差なく、西部に於て幾分安い樣である。

第十三表　種族別勞働賃銀（昭和十六年度）

農場別	種族性子供別	賃銀（日給）	備考
住田農場—本島人	男	一圓二五錢—一圓四五錢	四階級あり、五錢の差を附け、高砂族は十錢安い。
	女	九〇錢	
	子供	三〇錢—七〇錢	
木村臺東農場	男	九〇錢—一圓一〇錢	
	女	七〇錢	
	子供	五〇錢	
東臺灣日之出農場	男	一圓二〇錢—一圓三〇錢	
	女	八〇錢	
木村嘉義農場—本島人	男	一圓—一圓一〇錢	
	女	七五錢—八〇錢	
	子供	七〇錢—七五錢	

第七節　珈琲園收支狀態

珈琲企業者は原野を開墾して珈琲園となし、珈琲樹を栽植して收益を擧げる。元來、珈琲樹は永年性作物なるを以て、最初は專ら投資のみにて收益は極めて少きも、珈琲樹が成長するに從ひ、漸次收支償ふに至るものである。珈琲園收支狀態を木村高原農場に就き述ぶれば次の如くである。

第一項　珈琲園投資狀態

珈琲園に於ける十五年間の投資狀態を見るに年次に依り異り、第一年目乃至第五年目は比較的少く、第六年目より增加

し、第十年目に至つて顯著なる投資を要し、それ以後は殆んど增減がない。即ち第一年目以降は開墾費、家屋建築費及び事務費等の支出が多く、第六年目乃至第九年目は手入費、肥料費及び收穫費等が增加してゐる。

第十四表 高原農場事業年度配當

第一年目

種別	內譯		面積	摘要	小計(圓)	總費額(圓)
開墾	建物敷地		二甲	一甲當人夫二八〇人一日六〇錢 甲當一六八圓以下同樣	三三六・〇〇	
	苗圃		一〃	〃	一六八・〇〇	
	計		三〃		五〇四・〇〇	五〇四・〇〇
家屋建築	事務所	一棟		建坪 一五坪 坪價 八〇圓	一、二〇〇・〇〇	
	宿舍	三〃		〃 二五〃 〃	六、〇〇〇・〇〇	
	浴室及便所	一〃		〃 六〃 〃 四〇〃	二四〇・〇〇	
	苦力小屋	一〃		〃 一五〃 〃 一〇〃	一五〇・〇〇	
	常傭小屋	一〃		〃 一五〃 〃 一〇〃	一五〇・〇〇	
	農具小屋	一〃		〃 一五〃 〃 一〇〃	一五〇・〇〇	
	計	八棟			七、八九〇・〇〇	八、三九四・〇〇
農場員招致		三戸		一戸當支給旅費 一五圓	四五・〇〇	四五・〇〇
事務費	主任	一人		年俸金 一、八〇〇圓	一、八〇〇・〇〇	
	農場員	三人		內 一名 六〇〇圓 二名 五四〇圓	一、六八〇・〇〇	
	事務所備品			椅子、机、印刷物、棚	二〇〇・〇〇	
	出張交際費				五〇〇・〇〇	
	計				四、一八〇・〇〇	一二、六一九・〇〇
苗養成費			一甲	甲當 一、〇〇〇人	六三・五〇	
引水作業飲料水				竹材三〇〇間 間口賃金四〇錢	一二〇・〇〇	
農具購入				鍬 鍰 牛車 噴霧器	二二五・〇〇	
耕牛購入				二頭 一頭 六〇圓	一二〇・〇〇	
肥料費					五三・〇〇	
野獸柵				二〇〇間	二八〇・〇〇	
種子購入				一俵	一〇〇・〇〇	
計					九五一・五〇	一三、四九〇・五
醫藥費					三〇〇・〇〇	
總計					一三、八七〇・五〇	一三、八七〇・五

第二年目

種別	內譯		面積	摘要	小計(圓)	總費額(圓)
開墾			三〇・〇甲	甲當 二八〇人	八、四〇〇・〇〇	八、四〇〇・〇〇
家屋建築	常傭宿舍	一棟		建坪 一五坪 坪價 一〇圓	一五〇・〇〇	
	苦力小屋	一〃		〃	一五〇・〇〇	
	堆肥小屋	一〃		〃	一五〇・〇〇	
	牛小屋	一〃		〃	一五〇・〇〇	
	牛車小屋	一〃		〃	一五〇・〇〇	
	計	五〃			七五〇・〇〇	九、一五〇・〇〇
事務費				前表に同じ	四、一八〇・〇〇	一三、三三〇・〇〇
植付			五〇・〇	甲當 七〇人	二、一〇〇・〇〇	
補植			五〇・〇	〃 三五人	一、〇五〇・〇〇	
苗養成費			一・〇		四七・〇〇	
種子費				一俵	一〇〇・〇〇	

野獸柵		九〇〇間	四二四・〇〇	
肥料費		五〇〇俵	二、〇三三・〇〇	
修繕費			四三一・九五	
薬劑費			三三・五〇	
計			六、六四八・四五	一九、九六八・四五
醫藥費			三〇〇・〇〇	
總計			二〇、二七八・四五	二〇、二七八・四五

第三年目

種別	内譯	面積	摘要	小計 圓	總面積 圓
開墾		五一甲	第一年目同様	八、四〇〇・〇〇	八、四[illegible]〇・〇〇
植付		五〇	甲當　四二圓	一、〇五〇・〇〇	
補助		五〇		一、〇五〇・〇〇	
手入		五〇	第二年目植付ノ分 甲當　一五九圓	七、九五〇・〇〇	
苗木養成費		一甲		四七七・〇〇	
種子費			一俵	一〇〇・〇〇	
野獸柵			九〇〇間	三〇〇・〇〇	
肥料費				四、〇五三・〇〇	
薬劑費				三三・五〇	
修繕費			家屋、水路、農具	四九〇・五〇	
計				一六、五四三・〇〇	二四、[illegible]四三・〇〇
家屋建築	宿舎　二棟		建坪　二五坪　坪價　八〇圓	四、〇〇〇・〇〇	
	常備宿舎　一〃		〃　一五坪　〃　一〇〃	一五〇・〇〇	
	計　三〃			四、一五〇・〇〇	二九、〇九三・〇〇

事務費	増員　三名	内　二名　年俸　八四〇圓	五、八八〇・〇〇	
		一名　〃　二四〇圓	五二〇・〇〇	
	計	給料、出張、備品	六、四〇〇・〇〇	
總計			三五、四九三・〇〇	三五、四九三・〇〇

第四年目

種別	内譯	面積	摘要	小計 圓	總費額 圓
開墾	畑	五五甲		九、二四〇・〇〇	九、二四〇・〇〇
家屋建築	倉庫　一棟		建坪　二坪　坪價　四〇圓	一、六〇〇・〇〇	
事務費	八名			六、四〇〇・〇〇	
醫藥費				三〇〇・〇〇	
道路擴張		一、一五	既成道路擴張　三、五〇間 間口　三五錢	一、一〇三・五〇	一八、六四三・五〇
植付		五五		二、三一〇・〇〇	
補植		五五	甲當　二一圓	一、一五五・〇〇	
手入		一〇〇	第二、三年分	一五、九〇〇・〇〇	
苗木養成		一		四七七・〇〇	
種子費			一俵	一〇〇・〇〇	
野獸柵			九〇〇間	三〇〇・〇〇	
肥料費			一〇俵	六、二三三・〇〇	
薬劑費				三三・五〇	
修繕費			家屋、水路、農具	一、四六八・三五	
計				二七、九八五・八五	四六、六二八・三五
總計				四六、六二八・三五	四六、六二八・三五

植替事開　第五年目

種別	内訳	面積	摘要	小計	総数額
地拵費		五甲		〇〇・〇〇圓	〇〇・〇〇圓
整地費	主任一、場員六、牧夫一		給料、出張、交際、備品	〇〇・〇〇	
事務費				〇〇・〇〇	
植付費		一五五五		〇〇・〇〇	
苗木費		一五五五		〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
補植費			第二、三、四年度分	〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
修繕費	二、一一〇俵			〇〇・〇〇	
収穫費				〇〇・〇〇	
サック購入費	五〇〇枚		珈琲收穫用　一俵　四錢	〇〇・〇〇	
種子費	二、四五〇枚		一俵收穫費分　四五〇〇錢甲	〇〇・〇〇	
苗木費				〇〇・〇〇	
成木費			家屋、道路、水路、農具	〇〇・〇〇	
人夫賃				〇〇・〇〇	
植付費				〇〇・〇〇	
補植費				〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
計				〇〇・〇〇	〇〇・〇〇

植替事開　第六年目

種別	内訳	面積	摘要	小計	総数額
事務費		四六甲		〇〇・〇〇圓	〇〇・〇〇圓
整地費	八名		給料、出張、交際、備品	〇〇・〇〇	
植付費				〇〇・〇〇	
苗木費		四六		〇〇・〇〇	

肥料費　第七年目

種別	内訳	面積	摘要	小計	総数額
苗木費		六〇甲		〇〇・〇〇圓	〇〇・〇〇圓
補植費				〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
成木費				〇〇・〇〇	
人夫賃				〇〇・〇〇	
植付費				〇〇・〇〇	
補植費				〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
計				〇〇・〇〇	〇〇・〇〇

植替事開　第七年目

種別	内訳	面積	摘要	小計	総数額
地拵費		四六甲		〇〇・〇〇圓	〇〇・〇〇圓
整地費				〇〇・〇〇	
事務費				〇〇・〇〇	
植付費		一五五五		〇〇・〇〇	
苗木費		一五五五		〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
補植費			第二、三、四年度分	〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
修繕費	二、一一〇俵			〇〇・〇〇	
収穫費				〇〇・〇〇	
サック購入費	五〇〇枚		珈琲收穫用　一俵　四錢	〇〇・〇〇	
種子費	二、四五〇枚		一俵收穫費分　四五〇〇錢甲	〇〇・〇〇	
苗木費				〇〇・〇〇	
成木費			家屋、道路、水路、農具	〇〇・〇〇	
人夫賃				〇〇・〇〇	
植付費				〇〇・〇〇	
補植費				〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
計				〇〇・〇〇	〇〇・〇〇

植替事開　第七年目

種別	内訳	面積	摘要	小計	総数額
地拵費		六〇甲		〇〇・〇〇圓	〇〇・〇〇圓
整地費				〇〇・〇〇	
事務費				〇〇・〇〇	
植付費		一五〇六六〇		〇〇・〇〇	
苗木費		一五〇六六〇		〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
補植費			五ケ年以上すぎし	〇〇・〇〇	
手入費			労力一七五人　甲賃一〇五圓　手入所要	〇〇・〇〇	
修繕費				〇〇・〇〇	
収穫費				〇〇・〇〇	
サック購入費				〇〇・〇〇	
種子費				〇〇・〇〇	
苗木費				〇〇・〇〇	
成木費				〇〇・〇〇	
人夫賃				〇〇・〇〇	
植付費				〇〇・〇〇	
補植費				〇〇・〇〇	
手入費				〇〇・〇〇	
肥料費				〇〇・〇〇	
計				〇〇・〇〇	〇〇・〇〇

收穫費	一一、〇〇五俵		第二、三、四年度分	四、五〇一・〇〇	
農具購入			鍬　二〇　噴霧器　二	九〇・〇〇	
修繕費				一、一〇〇・九二	
計				六〇、七三三・八五	
總計				七八、五三三・八五	七八、五三三・八五

第八年目

種別	內譯	面積（甲）	摘要	小計（圓）	總費額（圓）
開墾		五五		九、二四〇・〇〇	九、二四〇・〇〇
事務費				七、四三〇・〇〇	
醫薬費				三〇〇・〇〇	
植付		五五		二、三一〇・〇〇	
補植		五五		一、一五五・〇〇	
手入			第四、五、六、七年度分	四四、八四四・〇〇	
苗木養成		一		四七七・〇〇	
種子費	一俵			一〇〇・〇〇	
薬劑費				一一三・八九	
肥料費	三、七二〇度			一四、八四〇・〇〇	
サック購入費				二〇〇・〇〇	
收穫費	一八、二七〇俵			七、二〇八・〇〇	
修繕費				一、〇四九・一七	
計				七三、三九七・〇八	八九、三五七・〇八
總計				八九、三五七・〇八	八九、三五七・〇八

第九年目

種別	內譯	面積（甲）	摘要	小計（圓）	總費額（圓）
開墾		五五		九、二四〇・〇〇	九、二四〇・〇〇
事務費				七、四三〇・〇〇	
醫薬費				三〇〇・〇〇	
植付		五五		二、三一〇・〇〇	
補植		五五		一、一五五・〇〇	
手入		二一六	第五、六、七、八年度分	三四、三四四・〇〇	
		一五五	五ケ年以上	一六、二七五・〇〇	
苗木養成		一		四七七・〇〇	
種子費	一俵			一〇〇・〇〇	
薬劑費				一七〇・八五	
肥料費	四、二六〇俵	四二六		一七、〇九三・〇〇	
	一〇″		苗圃用		
收穫費	三四、五七六俵			九、八三〇・四〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				八二、八〇四・二三	
總計				九九、七六四・二三	九九、七六四・二三

第十年目

種別	內譯	面積（甲）	摘要	小計（圓）	總費額（圓）
開墾		六七		二一、二五九・〇〇	二一、二五六・〇〇
事務費				七、四三〇・〇〇	
醫薬費				三〇〇・〇〇	
補植		六七		一、四〇七・〇〇	
植付		六七		二、八一四・〇〇	

種別	内譯	面積 甲	摘要	小計	總費額
手入		四二六	第六、七、八、九年五ヶ年以上	六六、三九四・〇〇	
收穫費	三、一九一俵		第二ヨリ第七年度分	一二、七六六・二〇	
苗木養成				四七七・〇〇	
種子費				一〇〇・〇〇	
藥劑費				一七〇・八三	
肥料費	四、九四〇俵			一九、七七三・〇〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				一〇四、九五一・〇三	
總計				一二三、九二七・〇三	一二三、九二七・〇三

第十一年目

種別	内譯	面積 甲	摘要	小計	總費額
開墾		五五		九、二四〇・〇〇	九、二四〇・〇〇
事務費				七、四二〇・〇〇	
醫藥費				三〇〇・〇〇	
植付		五五		二、三一〇・〇〇	
補植		五五		一、二五五・〇〇	
手入		二三七	第七ヨリ第十年度分	三七、六八三・〇〇	
		二五六	五ヶ年以上	二六、八八〇・〇〇	
藥劑費				一七〇・八三	
肥料費	五四八俵	五四八		二一、九二〇・〇〇	
收穫費				一五、七三〇・四〇	
サツク購入費				二〇〇・〇〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				一〇七、〇九八・二三	

種別	内譯	面積 甲	摘要	小計	總費額
總計				二二四、〇五八・二三	二二四、〇五八・二三

第十二年目

種別	内譯	面積 甲	摘要	小計	總費額
事務費				八、四四〇・〇〇	八、四四〇・〇〇
醫藥費				三〇〇・〇〇	
手入		二六二	第八ヨリ第二年分所要勞力二六五人	三六、八八八・〇〇	
		三一六	植付五ヶ年以後の分	三三、一八〇・〇〇	
藥劑費				一七〇・八三	
肥料費	五、四八〇俵	五四八		三一、九二〇・〇〇	
收穫費	四四、六三〇、	四二六	第二、第九年度分	一七、八九二・〇〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				一二一、〇九九・八三	
總計				一二九、八三九・八三	一二九、八三九・八三

第十三年目

種別	内譯	面積 甲	摘要	小計	總費額
事務費				八、四四〇・〇〇	八、四四〇・〇〇
醫藥費				三〇〇・〇〇	
手入		一七七	第九、十、十一年迄	二八、一四三・〇〇	
		三七一	第二—第八年度分	三八、九五五・〇〇	
肥料費		五四八		二一、九二〇・二〇	
收穫費		四九三	第二—第一〇年度分	一九、九一七・二一	
藥劑費				一七〇・八三	
修繕費				一、〇四九・〇〇	

計		一二〇、一五五・二三	
總計		一一八、八九五・二三	一一八、八九五・二三

第十四年目

種別	內譯	面積 甲	摘要	小計 圓	總費額 圓
事務費				八、四四〇・〇〇	八、四四〇・〇〇
醫藥費				三〇〇・〇〇	
手入		一二二	第十、十一年度分	一九、三九八・〇〇	
		四二六	第二—第九年度分	四四、七三〇・〇〇	
藥劑費				一七〇・八三	
肥料費	五、四八〇俵			一一、九二〇・〇〇	
收穫費				三三、一三九・二〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				九九、四〇七・〇三	
總計				一〇八、一四七・〇三	一〇八、一四七・〇三

第十五年目

種別	內譯	面積 甲	摘要	小計 圓	總費額 圓
事務費				八、四四〇・〇〇	八、四四〇・〇〇
醫藥費				三〇〇・〇〇	
手入		五五	第十一年度分	八〇、七四五・〇〇	
		四九三	第二—第十年度分	五一、七六五・〇〇	
藥劑費				一七〇・八三	
收穫費	五、五八九六俵		第二—第十一年度	二三、三五八・四〇	
修繕費				一、〇四九・〇〇	
計				一五六、〇八八・二三	
總計				一六四、八二八・二三	一六四、八二八・二三

第二項　珈琲園收入狀態

珈琲園植付面積は第五年目は五十甲であるが、十五年目には五百四十八甲に達し、漸次增加する。珈琲收穫は大體第五年目頃より開始され、當時は甲當四十俵（四十瓩入）であるが、漸次增加して第十一年目には最高に達し、甲當百六俵を示すが、その後は漸次減少してゐる。從つて、珈琲總收量は第五年目二千四百五十俵が漸次增加し、第十五年目には五萬五千八百九十六俵となつてゐる。この每俵單價を三圓八十錢とすれば、第五年目は九千三百十圓であつたが、第十五年目は二十一萬二千四百四圓に達してゐる。かくて第五年度乃至第十五年度十一年間に於ける珈琲總收量は三十三萬九千十俵、總價額は百二十八萬八千二百三十八圓となる。

第十五表　各年度收入見込價額（一俵四十瓩入）

年度	總面積	甲當平均收量 甲	總收量 俵	單價 圓	總價額 圓	摘要
第五年度	五〇	四〇	二、四五〇	三・八〇	九、三一〇・〇〇	第二年度植付分
第六年度	一〇〇	五七	五、七〇〇	〃	二一、六六〇・〇〇	二—三〃
第七年度	一五五	七一	一一、〇〇五	〃	四一、八一九・〇〇	二—四〃
第八年度	二一〇	八七	一八、二七〇	〃	六七、四二六・〇〇	二—五〃
第九年度	二五六	九六	二四、五七六	〃	九三、三八八・〇〇	二—六〃
第一〇年度	三一六	一〇一	三一、九一六	〃	一二一、二八〇・〇〇	二—七〃

第三項　珈琲園收支狀態

年度	總面積	甲當平均收量 甲	總收量 俵	單價 圓	總價額 圓	摘要
第一一年度	三七一	一〇六	四四、七三〇	〃	一四九、四三八・〇〇	二—八〃
第一二年度	四二六	一〇五	四四、七三〇	〃	一六九、九七四・〇〇	二—九〃
第一三年度	四九三	一〇一	四九、七九三	〃	一八九、二一三・〇〇	二—一〇〃
第一四年度	五四八	一〇一	五五、三四八	〃	二一〇、三二二・〇〇	二—一一〃
第一五年度	五四八	一〇二	五五、八九六	〃	二一二、四〇四・〇〇	二—一一〃
計			三三九、〇一〇		一、二八八、二三八・〇〇	二—一一〃

珈琲園に於ける各年度の支出額と收入見込額とを對比すれば次の如くである。即ち第一年度乃至第五年度は差引十六萬四千九百五十四圓損失となつてゐるが、第六年度にはその缺損は更に多く四十四萬百八十五圓となつてゐる。乍併、第七年度には缺損額は三萬六千七百三圓に激減し、第八年度は一萬九千九百八十四圓、第九年度は六千三百七十五圓となつてゐる。而して第十年度となるや、缺損より利益に轉換し、七千三百五十三圓を利益し、第十二年度には五萬百三十四圓、第十五年度は九萬七千六百五十六圓利益してゐる。かく前半は缺損であるが、後半は利益となり、十五年間に總計利益額は七萬九百十四圓に達してゐる。

第十六表　各年收支計算

年次	收入	支出	差引	摘要
自第一年度至第五年度	九、三一〇・〇〇	一七四、二六四・八七	一六四、九五四・〇〇	損
第六年度	二一、六六〇・〇〇	六五、七四五・七九	四四〇、一八五・〇〇	〃
第七年度	四一、八一九・〇〇	七八、五二二・八五	三六、七〇三・八五	〃
第八年度	六九、四二六・〇〇	八九、四一〇・〇六	一九、九八四・〇六	〃
第九年度	九三、三八八・〇〇	九九、七六四・二三	六、三七五・四三	〃
第一〇年度	一二一、二八〇・〇〇	一一三、九二七・〇三	七、三五三・七七	益
第一一年度	一四九、四三八・〇〇	一二四、〇五八・二三	二五、三八〇・五七	〃
第一二年度	一六九、九七四・〇〇	一一九、八三九・八三	五〇、一三四・一七	〃
第一三年度	一八九、二一三・〇〇	一一八、八五九・〇三	七〇、三一八・三七	〃
第一四年度	二一〇、三二二・〇〇	一一八、一四七・〇二	九二、一七五・五七	〃
第一五年度	二一二、四〇四・〇〇	一一四、七八四・二三	九七、六五六・五七	〃
計	一二、八一八、二三八・〇〇	一、二一七、三二三・一八	七〇、九一四・八二	〃

第八節　珈琲園小作經營

第一項　珈琲園小作經營

第一款　小作經營發生理由　珈琲園は大體農場を直營するを原則としてゐるが、木村珈琲店系嘉義農場、臺東農場、日之出農場では農場の一部を小作經營してゐる。中央集權的一律耕作度よりすればこの小作地は第二圈を形成する。然らば、木村珈琲店は如何なる理由により小作經營を採用するに至つたか。嘉義農場は西部にて特殊事情にあり、特にその小作移民は元海外食品會社鳳梨農場小作人であつたが、昭和十三年頃より長年の鳳梨栽培の結果土地は瘠薄となり、小作條件も劣惡化せるため、珈琲園の小作人となるに至つた。木村珈琲店嘉義、臺東兩農場が小作經營を採用せる理由を述ぶれば次の如くである。

一　嘉義農場は地形が複雜にして且つ横に細長く、珈琲植付適地が集團的ならざるを以て、直營地として管理するは不便なるため、小作移民を點在管理せしむるに至つた。

二　嘉義農場は市街地に近く勞働者を獲得するは時期により難易があり、必要勞働量を必要時に獲得する事が困難なりしを以て、直營地を縮小し、小作地とするに至つた。

三　臺東農場は土地貸下期間中に當初の栽培豫定面積の開墾を終了せんがため、小作移民をして開墾せしめ、開墾費を節約して面積を増さんとした。

四　臺東農場は蕃社に近く、高砂族勞働者を獲得するは比較的容易なるも勞働量に於て不足なるため、小作經營を採用するに至つた。

要する珈琲園小作經營は土地並に勞働條件に制約され、その制約下に於ては直營より小作が便利なる方法であり、且つ管理費を節約し得るためである。

第二款　小作經營面積　珈琲園小作經營は農場により異なる。即ち嘉義農場は大部分が小作經營であり、臺東農場は大部分が農場直營で小作經營は二十三甲餘、植付本數は二萬一千百七十六本に過ぎず、日之出農場も一部分を小經營となしてゐる。嘉義農場は小作經營が主要部分を占めてゐるが、それも原住農民に小作せしめたのでなく、大部分は小作移民である。農場直營小作別經營面積並に植付本數を示せば次の如くである。

第十七表　農場直營小作別面積並植付本數（甲當二千八百本）

年度	農場直營 經營面積	農場直營 植付本數	小作經營 經營面積	小作經營 植付本數
昭和九年	二・三二七四 甲	四、六〇四 本	—	—
昭和十年	一五・二三三三	四二、五〇六	—	—
昭和十一年	一二・九二四七	三二、二一三	二一・四六三〇 甲	六四、七七〇 本
昭和十二年	一・三五〇〇	三、五三六	二九・三〇〇〇	八八、三四四
昭和十三年	〇・六五〇〇	一、七二二	一四・〇一〇〇	四一、七七〇
昭和十四年	〇・一〇〇〇	二〇〇	一〇・四〇〇〇	三〇、五八〇
昭和十五年	—	—	四・一二〇〇	一〇、四五〇
昭和十六年	〇・六〇〇〇	一、五〇〇	四・九〇〇〇	一四、六八〇
計	三三・一七五四	八六、二八一	八四・一九三〇	二五〇、五九八

かく最初は農場直營であつたが、昭和十一年より小作移民を開始し、昭和十六年現在に於ては合計經營面積割合は農場直營が二七%弱、小作經營が七三%強となり、大部分が小作經營となるに至つた。

第三款　小作移民數　然らば農場小作移民數は幾何であるか。嘉義農場は四十六家族、臺東農場は十一家族、日之出農場は十家族である。嘉義農場に於ける小作者名、契約面積並に家族員數を示せば次の如くである。

第十八表　嘉義農場小作者名、契約面積並家族員數

小作者氏名	契約面積	家族人員	其内大人	其内子供
黄某	〇・六二六二 甲	八 人	四 人	四 人
劉某	三・七三五六	七	五	二
吳某	二・〇〇〇〇	五	三	二
邱某	二・〇〇〇〇	六	四	二
林某	三・〇九六〇	二	一	一
陳某	〇・七〇〇〇	三	二	一
陳某	二・一三二〇	四	四	—
徐某	一・〇〇〇〇	五	三	二
張某	一・四一四〇	三	三	—
吳某	二・〇〇〇〇	二	二	—
張某	三・〇〇〇〇	八	六	二
場某	一・五〇〇〇	三	二	一
彭某	二・〇〇〇〇	四	二	二
邱某	二・〇〇〇〇	五	三	二
吳某	二・〇〇〇〇	五	二	三
葉某	三・〇〇〇〇	五	四	一
場某	一・〇〇〇〇	三	二	一
王某	三・〇〇〇〇	八	五	三
陳某	三・〇〇〇〇	五	三	二
劉某	二・〇〇〇〇	五	四	一
劉某	四・六三二〇	一〇	六	四
黄某	一・九四二〇	三	三	—
李某	八・七三七〇	六	六	雇人使用
周某	三・〇〇〇〇	四	四	—
周某	二・〇〇〇〇	六	四	二
謝某	三・〇〇〇〇	六	三	三
江某	二・〇〇〇〇	五	三	二
徐某	二・〇〇〇〇	七	五	二
張某	五・〇〇〇〇	一〇	七	三
羅某	二・〇〇〇〇	六	四	二
陳某	〇・七九七二	五	三	二
何某	五・〇〇〇〇	九	六	三
陳某	一・五一〇〇	五	三	二
莊某	一・五〇〇〇	三	三	—
黄某	一・四〇〇〇	三	三	—
對某	三・〇〇〇〇	一〇	六	四

かく小作人は四十六家族二百四十八人で全部本島人である。而して毎戸契約面積は六分二厘六毛二絲乃至八甲七分三厘七毛で平均戸當二甲四分五毛、人當五分である。即ち農場は分割小作をなし、毎戸經營面積は狹小であつて、農民式經營で副業的に栽培してゐる者もある。

第二項　移民入植條件

珈琲園が小作移民を招致するには移民希望者に直接申込ましむるのと先住移民をして誘致せしむるの二方法がある。而して農場は移民誘致手數料として毎家族五圓乃至八圓を支拂つてゐる。東臺灣農場では本島人職員をして西部に出張せしめ、移住を勸誘せしめてゐるが、前者より良好な成績を收めてゐる。移民入植條件を示せば次の如くである。

移民誘致契約書

第一條　移民之資格

移民家族勞働可能者夫婦二人以上爲標準可得入植移民入植後旅費及住宅建築費一部分補助金額旅費貳拾圓建築參拾圓依會社供給若家族十六歲以上每增一人金七圓五十錢加額支給與之

第二條　開墾土地割當及耕作

一　對移民每一戶開墾地面積三甲割當爲標準附與開墾耕作若家族勞働可能者五名以上之移民不在此限

二　開墾期間入植後起算貳箇年間猶豫須要開墾完成若期間中開墾未了之地會社自由處分設定開墾成之事

三　移民開墾地內五分割當附與雜作其他甲當五百本乃至千本之珈琲以及三百本乃至五百本之芭蕉植付栽培方法皆會社農場員指揮之事水田開墾及紅茶栽培須從別途適宜方法契約施行

第三條　購耕料及肥培管理

一　初開墾五分割當雜作地三箇年間無料第四年目起每年須要納金貳圓五拾錢也

二　肥培管理費一切係耕作者之負擔

三　珈琲栽植所關之詳細須照會社規定準據行之

第四條　事業地內地上物件

移民所生產珈琲種子依時價決定會社買收其他芭蕉畑地之收穫實上代手取金之一割要納會社如件

第五條　開墾補助

一　移民割當之土地開墾了工賃補助金甲當參拾圓及珈琲栽植每本工賃補助金貳錢依會社補助支給付移民之事

二　珈琲苗及芭蕉苗皆會社無償配給如件

第六條　移民衞生醫療機關

醫撩費移民入植後五箇年間家族五人者年額金參拾圓也會社支出補助給與移民若家族五人以上者別行考慮補助之事

第七條　移民開墾資金

自入植後六箇月間對以後大人一名每月分十圓小兒一人分五圓開墾資金以現金或糧食品貸與受用至滿一箇年後每月以月賦返濟如件

第八條　耕作管理

移民耕作地不拘如何經中間貸與亦或讓渡他人若無會社承諾諒解斷然不得自由退去遇一無照約束自意行爲退去者耕作地一切權利看做抛放棄之理處不得異議之等

第九條　契約期間

移民對會社地耕作契約每十年再爲斟酌改換原則如果移民無反悔念意思表示者照於前十年的繼續勵行之事

かく移民家族は勞働可能者二人以上を標準として約三甲歩を十年間貸與する。旅費、建築費、醫藥費等を補助するばかりでなく、開墾資金を貸與補助してゐる。農場は種々なる便益を與へて小作移民を誘致し、開墾して珈琲園を造成し、小作形態にて珈琲栽培を行はしめんとするのである。

第三項　珈琲栽培契約

珈琲園小作人は自己の負擔に於て珈琲樹を栽培し、珈琲種子採取權を有し、生產せる珈琲種子全部を農場に納入し、農場はこれに對して指定の報酬金を支拂ふことにしてゐる。而して珈琲を栽培管理するに當つては全く農場の指揮指導に依り農場は珈琲樹の育成に支障なき限り間作を許してゐる。珈琲栽培契約書を示せば次の如くである。

珈琲栽培契約書

○○ヲ甲トシ○○○ヲ乙トシ珈琲栽培ニ關スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　乙ハ甲ノ事業地ニ屬スル末尾表示ノ土地ニ珈琲樹ノ栽培ヲ爲スコトヲ約シ甲ハ乙ニ對シ之ヨリ生產スル珈琲種子ノ採收權ヲ與フルコトヲ諾約ス

第二條　前條ノ期間ハ自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日十ケ年間トス但シ期間滿了前六ケ月ニ於テ乙ヨリ解約ノ意志表示ヲ

爲サルヽトキハ更ニ十ケ年間此ノ契約ヲ繼續スルモノトス

第三條　乙ガ其ノ栽培地ニ植付ケタル珈琲樹及其ノ生産セル種子ハ甲ノ所有ニ屬スルモノトス

第四條　乙ハ其ノ採收セル珈琲種子全部ヲ甲ニ納入シ甲ハ之ニ對シ甲ノ指定セル報酬金ヲ支拂フコトヲ約ス

其ノ報酬金額ハ種子一斤ニ付金貳錢ヲ下ラザルモノトス但シ既植付地ノ經營管理ノ委託ヲ受ケタル場合ハ乙ノ新ニ開拓セル珈琲園ノ珈琲種子採取開始年度迄壹斤ニ付金貳錢ノ報酬金ヲ支拂フモノトス

第五條　乙ハ本件土地ヲ使用シ左ノ期間之ニ間作ヲ爲シ參ケ年間ハ無料使用ヲ許シ第四年目以降ハ甲當金五圓也ノ土地使用料ヲ毎年一月末日迄ニ其年分ヲ前納スルモノトス契約當初ヨリ滿參ケ年問經過後ハ間作ヲ爲サヾルコトヲ原則トスルモ珈琲樹ノ生育狀態ニ依リ甲乙双方間ニ於テ間作繼續ニ關スル協定ヲ爲スコトヲ得

第六條　天災其他ノ不可抗力ニ依リ收穫高著シク減少シタルトキハ雙方協議ノ上前條ノ土地使用料ニ付相當額ノ減額ヲ爲シ又其ノ支拂ヲ猶豫スルモノトス

第七條　肥料ニ關シテハ左ノ各項ニ依ル

一　珈琲樹ニ使用スル肥料ハ一切甲ノ指示ニ俟ツモノトス

二　肥料ノ配合歩合並ニ施肥料ノ決定ハ甲ノ指示ヲ仰グコト

第八條　栽培地ニ對スル公租公課ハ左ニ依リ負擔ス

一　甲ノ負擔スルモノ

二　乙ノ負擔スルモノ

第九條　珈琲栽培ニ關シ乙ハ左ノ條件ヲ遵守スルコトヲ確約ス

一　乙ハ甲ノ苗圃ニ於テ珈琲樹苗ノ無償配付ヲ受ケタル上甲ノ指示ニ遵ヒ其ノ指定期間內ニ之ガ植付ヲ爲スコト

二　植付ケタル珈琲樹ガ乙ノ故意又ハ重大ナル過失ニヨリ枯損シタルトキハ乙ハ左ノ割合ニ依リ損害ノ賠償ヲ爲スベキモノトス

植付後　一年目　一本　金二十五錢也

二年目　一本　金五十錢也

三年目　一本　金一圓也

四年目　一本　金一圓五十錢也

五年目以後ハ成育狀態ニ依リ右ニ準ジ貳圓以上

三　乙ハ十分ノ注意ヲ以テ成熟シタル珈琲種子ヲ選擇シテ採取シ遲滯ナク之ヲ甲ニ納入スルモノトス若シ其ノ納入ヲ遲滯シタルヿ爲メ品質ヲ低下セシメ又ハ未熟虫付等ノ種子ヲ採取シ之ニ依リ損害ヲ與ヘタルトキハ相當ノ値引ヲナスモノトス

四　乙ガ珈琲種子ノ成熟期ニ於テ之ガ採取ヲ怠リ又ハ故意ニ其ノ採取ヲ爲サヾルトキハ甲ハ乙ニ通告シタル上自ラ之ヲ採取シ其ノ費用ヲ乙ニ請求スルコトヲ得

五　間作物ハ粟、陸稻、甘藷、胡麻、玉蜀黍、麥、落花生、黃麻、豆類其他ノ蔬菜ニ限リ其以外ノモノハ絕對ニ栽培セザルモノトス但シ特ニ甲ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニアラズ

六　間作物ノ栽培距離ハ珈琲樹ノ根元ヨリ一尺五寸以上トシ絕對ニ之ガ短縮ヲ許サヾルモノトス但シ落花生、稻、蔬菜等ノ如キ成育ヲ妨ゲザルモノハ此ノ限リニアラズ

七　間作期間中ト雖モ珈琲樹ノ成育ニ支障ヲ來ス場合ニ於テハ乙ハ甲ノ指示ニ遵ヒ直ニ間作物ヲ除去スベク若シ遲延シタル時ハ甲ニ於テ任意之ヲ除去シ其ノ費用ヲ乙ニ請求スルコトヲ得

八　珈琲樹ニ枯損又ハ病虫害發生ノ處アル場合ニハ乙ハ遲滯ナク甲ニ其ノ旨ヲ告ゲ甲ノ指示ヲ受ケ之ガ補塡又ハ病虫害ノ驅除豫防ノ方法ヲ講ズルコト

九　乙ハ珈琲樹ノ栽培ニ付善良ナル管理ヲ爲シ之レガ成育ノ旺盛ヲ期スルコト

十　乙ハ珈琲栽培中作物ノ爲メ脊地ト爲リタルトキハ甲乙協議ノ上乙ニ於テ綠肥ヲ栽培シ以テ地力ノ增進ニ努ムルコト但シ其ノ費用ハ乙ノ負擔トス

十一　乙ハ珈琲栽培ニ關シ一切甲ノ指導ニ遵ヒ之ニ違背セザルコト

十二　乙ハ栽培地附近ニ住居スルコト

第十條　乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ土地使用權ヲ他人ニ賣買讓渡シ擔保ニ供シ又ハ貸與スルコトヲ得ザルコト

第十一條　期間滿了契約解除又ハ其他ノ事由ニ依リ本件契約終了シタルトキハ乙ノ珈琲種子採取權モ亦消滅ス此ノ場合ニ於テ乙ハ間作物ヲ除去シ珈琲栽培ノ儘土地ヲ甲ニ引渡スコトヲ要ス若シ乙ニ於テ間作物ノ除去ヲ爲サザルトキハ甲ハ任意之ヲ除去シ其ノ費用ヲ乙ニ請求スルコトヲ得

第十二條　左ノ場合ニ於テハ甲ハ民法第五百四十一條第六百十八條ノ規定ニ依リ乙ニ對シ本契約ヲ解除シ土地及珈琲樹ノ引渡ヲ求ムルコトヲ得

一　乙ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメ又ハ地力ヲ減耗セシムル行爲ヲナシタルトキ

二　甲ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ

三　土地使用料ヲ殊更ニ滯納又ハ遲延シタルトキ

四　第四條第二項第八條第十一條ニ違反シタルトキ

五　公共ノ用ニ供セラレタルトキ

六　甲ガ自營ヲナサントスル場合ハ此ノ限リニ非ズ

七　第十條第三項記載以外ノ間作物ヲ栽培シ又ハ甲ノ同意ヲ得ズシテ本件地上ニ建物又ハ工作物ヲ建造建設シタルトキ

八　本契約所定ノ甲ノ指示ニ對シ故ナク之レヲ拒絕シタルトキ

九　甲ニ於テ乙ガ珈琲園栽培事業遂行ノ見込ナキモノト認メタルトキ第一、二、四、七號ニ付テハ之レニ依リ生ジタル損害ヲ賠償セシメ第六號ニ付テハ少クトモ六ケ月以前ニ甲ヨリ解約ノ通知ヲ爲スモノトス該通知以後任意ニ作業シタル整地施肥手入ノ諸費ニ付其ノ賠償ヲ甲ニ要求スルコトヲ得ザルモノトス第七號ニ付テハ甲ガ任意其ノ除去處分ヲナスモ乙ニ於テ異議ナキコト

第十三條　乙ニ對シ第四條第一項ノ報酬金其他甲ヨリノ支拂金アルトキハ甲ハ何時ニテモ乙ノ負擔スベキ本契約上ノ債務ト差引清算スルコトヲ得ルモノトス

第十四條　保證人ハ本契約上ヨリ生ズル乙ノ一切ノ責務ニ對シ連帶シテ其ノ責ニ任ズルモノトス

本契約ヲ確保スル爲メ本證書貳通作成シ双方署名捺印ノ上各自壹通ヲ所持ス

小作栽培が直營栽培より劣るは農場側の指導宜しきを得ず、且つ栽培契約にも缺陷も存在するが、他面小作人は副業的に經營するを以て珈琲栽培に熱意を示さず、農作物栽培に集中して短期間に收益を得て珈琲栽培を等閑にしたるにもよる。間作は資本の固定を緩和するが、地力を消耗するものである。

第四項　小作移民收支狀態

珈琲園に於ける小作移民の收支狀態はどうであるか、それは時間に依り異らざるを得ないが、木村嘉義農場に於ける標準的小作移民の收支狀態を推定計算せば次の如くである。即ち家族員大人男二人、女二人、子供男三人、女三人計十人を有する小作移民が昭和十二年に入植し、小作面積三甲歩に主作物として珈琲を栽培し、それに鳳梨を自作するとせば入植後五箇年間に於ける收支狀態は次の如くである。

第一年目

費目	摘要	金額
開墾費	二回開墾	二四〇圓
苗代購入費	間作物鳳梨苗代甲當（一一〇、〇〇〇本植として一本四厘）	二四〇
珈琲植付費	甲當一〇圓	三〇
間作物植付費及運搬費	甲當三六圓	一〇八
管理費	年除草及手入三回（每回甲當三〇圓）	二七〇
收穫費	間作物（鳳梨）初年度甲當五圓	一五
農具費	甲當一五圓	四五

費目	摘要	收入金額
間作物	鳳梨甲當五〇圓	一五〇圓
珈琲	收入無	
雜收入	豚一頭一五〇斤、一〇〇斤五四圓	三四
勞働賃	年七二〇圓	七二〇

費目	摘要	金額
衣食住費	年	一、二〇〇
交際費	年	一二〇
飼養費	豚四頭、飼育人夫子供一人及飼料代	三〇〇
肥料費	間作物用肥料(甲當一五俵每俵五圓)	二二五
家屋建築費		一五〇
計		二、九四三

費目	摘要	金額
計		一、一九四

第二年目

支出

費目	摘要	金額 圓
管理費	年除草及手入三回(每回甲當三〇圓)	二七〇
收穫費	間作物(鳳梨)甲當五〇圓	一五〇
農具費	甲當一〇圓	三〇
衣食住費	年	一、二〇〇
交際費	年	一二〇
飼養費	豚四頭、飼育人夫子供一人及飼料代	三〇〇
肥料費	間作物用肥料甲當一五俵、每俵五圓	二二五
家屋修繕費	屋根葺換人夫賃	一〇〇
計		二、三九〇

收入

費目	摘要	金額 圓
間作物	鳳梨甲當九〇〇圓	二、七〇〇
珈琲	收入無	
雜收入	豚頭一五〇斤、一〇〇斤五四圓	三二四
勞働賃	年	七二〇
計		三、七四四

第三年目

支出

費目	摘要	金額 圓
管理費	年除草及手入三回(每回甲當三〇圓)	二七〇
收穫費	間作物(鳳梨)甲當五〇圓	一五〇
農具費	甲當一〇圓	三〇
衣食住費	年	一、二〇〇
交際費	年	一二〇
飼養費	豚四頭、飼育人夫子供一人及飼料代	三〇〇
家屋修繕費	屋根葺換人夫賃	一〇〇
肥料費	間作物用肥料甲當一五俵每俵五圓	二二五
計		二、三九五

收入

費目	摘要	金額 圓
間作物	鳳梨甲當七〇〇圓	二、一〇〇
珈琲	收入無	
雜收入	家畜豚一頭一五〇斤、一〇〇斤五四圓	三二四
勞働賃	年	七二〇
計		三、一四四

第四年目

支出

費目	摘要	金額 圓
管理費	年除草及手入三回　每回甲當三〇圓)	二七〇
收穫費	間作物(鳳梨)甲當五〇圓	一五〇
農具費	甲當一〇圓	三〇
衣食住費	年	一、二〇〇
交際費	年	一二〇
飼養費	豚四頭、飼育人夫子供一人及飼料代	三〇〇
肥料費	間作物用肥料甲當一五俵每俵五圓	二二五
家屋修繕費	屋根葺換人夫賃	一〇〇
珈琲肥料費	甲當一〇〇圓	三〇〇
計		二、六九五

收入

費目	摘要	金額 圓
間作物	鳳梨甲當五〇〇圓	一、五〇〇
珈琲	每本二〇匁、甲當三〇〇〇本、甲當三七五斤、三甲一、一二〇斤	七八・四〇
雜收入	豚一頭一五〇斤、一〇〇斤五四圓	三二四
勞働賃		七二〇
計		二、六二二・四〇

第五年目

支出

費目	摘要	金額 圓
管理費	年除草及手入三回、(每回甲當三〇圓)	二七〇

收入

費目	摘要	金額 圓
間作物	鳳梨甲當三〇〇圓	九〇〇

收穫費	間作物(鳳梨甲當五〇圓)	一三〇	珈琲	每本四〇匁、甲當三〇〇本、七五〇斤甲當三、二五〇斤
農具費	甲當一〇圓	三〇	雜收入	一、七五〇
衣食住費	年	一、一〇〇		三圓
交際費	年	一一〇	勞働賃	七三〇
飼養費	豚四頭飼育人夫子供一人及飼料代	三〇〇		
肥料費	間作物用肥料甲當一五俵每俵五圓	三三五		
家屋修繕費	屋根葺換人夫賃	一〇〇		
珈琲肥料費	甲當一二〇圓	三六〇		
計		二、七三五	計	二、三二五

かく小作移民の收支狀態は初年度には諸費多く千七百四十五圓缺損し、第二年度には鳳梨收入が多く、千三百四十九圓餘剩を生じ、第三年度は鳳梨收入が減少して餘剩は七百四十九圓となり、第四年度は珈琲收入があれど、鳳梨收入が減少し、七十二圓六十錢缺損し、第五年度は珈琲收入は增加せるも鳳梨收入が減じ、結局七百五十三圓五十錢缺損となつてゐる。かくして珈琲樹が最盛期となれば收入も增加することになる。

第九節　珈琲産業の特質並に將來性

第一項　經營立地

臺灣は局部的に珈琲栽培に適し、就中、南部及び東部の山脚地にその適地を發見する。珈琲産業に於て品種の選定は最も重要であるが、これは臺灣に最も適した品種を選定し或は品種改良により新品種を育成すべきである。而して將來は新設珈琲園は既存珈琲園より高地に立地すべきであるとも云はれてゐる。

第二項　經營形態

臺灣に於て珈琲園經營は大部分栽植式經營である。內地系企業家が多くは原野を拂下げ貸下げ或は土地を買收して珈琲園を造成するのであるが、山脚地なるを以て、土地獲得は比較的容易であり、競爭作物が存在せざる利點もある。經營規模は珈琲加工度、土地勞働獲得上よりして中規模經營を妥當とする。經營形態は直營を原則とし、小作經營をも併用してゐる。

第三項　勞働組織

珈琲園經營者は本島人と高砂族とを小作人或は勞働者として使用してゐる。即ち地元本島人、地元高砂族及び移住本島人を珈琲園勞働者とするばかりでなく、移住本島人を小作人として經營に當らしめてゐる。されば、珈琲園勞働組織は種族的並に階級的に複合形態を呈するものである。現在珈琲園を經營するに當つては勞働者を確保し、これを定着せしむることが重要問題である。

第四項　將來性

臺灣に於ける珈琲産業を發達せしむるには交通機關を發達せしめ、衞生設備をなし、積極的に技術的指導をなし、經營者は一層努力し、勞働者を錬成する必要がある。臺灣の珈琲産業は大東亞共榮圈の一環として如何なる運命を有するか。不急産業として重要視されないとしても、熱帶産業としての經營的意義は南方共榮圈を確立する上に資することが少くないと思ふ。（根岸勉治）

（一七・二・一）

附記　栽植式珈琲園を調査研究するに當つては日本學術振興會、關係會社農場係員並に宗像完氏に負ふところが少くない。ここに深謝の意を表す次第である。

第四章　山地開發

諸言——山地開發の必要性——山地開發調査——土地利用——農業經營の規模——蕃人と山地開發——林業と山地開發——結言

一　緒言

抑々山地とは、平地より抜きん出た高地を指すのであるが、臺灣に幾何の山地面積があるかは之を正確に云ふことは出來ぬ。今假りに、臺灣の林野面積を以て山地とすれば、約二百萬甲の山地があることゝなり、若し蕃地面積を以て山地とすれば、約百七十萬甲の山地が存することゝなるのであつて、大體臺灣の全面積の半分程の面積が山地であるとすることが出來る。

第一表　臺灣森林植物帶別面積（臺灣林業統計による）

帶域	標高		概略面積（甲）	百分率
寒帶	北部 九五〇〇尺以上	中部 一〇五〇〇尺以上	八〇、七七九	二
溫帶	北部 五〇〇〇尺以上 九五〇〇尺以下	中部 六五〇〇尺以上 一〇五〇〇尺以下	四三、六九三	一一
暖帶	北部 三〇〇尺以上 五〇〇〇尺以下	中部 二五〇〇尺以上 六五〇〇尺以下	一一、一四〇、三五七	三
熱帶	北部 三〇〇尺以下	中部 二五〇〇尺以下	二、〇四四、一〇一	五六
計			三、七八、九二九	一〇〇

臺灣の中軸に一萬尺以上の峻峯が五十座も聳え立つて、標高の上昇するに隨つて、氣溫が低下し、暖、溫、寒の三氣候帶を呈出してゐるのである。臺灣林業統計に據れば、臺灣の森林植物帶別面積は、第一表のやうである。

之によつても、大體の想像がつくやうに、臺灣の山地は、その主たる部分は、暖、溫、寒の

三帶に位するものであつて、熱帶乃至亞熱帶に屬する平地とは、その土地利用法に於て異るものあるは當然のことゝ謂はねばならぬ。

この氣候的に特徴ある山地が、僅々九萬人内外の蕃人の生活領域たるの外、林産額年々僅かに千數百萬圓を擧ぐるに過ぎないのは、洵に遺憾と謂はなければならぬ。この山地を有效に利用して、臺灣の山地利用の完璧を期することが必要であることは云ふまでもない。斯くて山地開發の聲が高くなつたのは、昭和十年頃からの事である。山地開發と謂つても、その範圍は極めて廣く、單に農林的利用のみならず、電源や地下資源の開發等も當然考慮の中に入るべきものであるが、玆では主として、農林的開發に就いてのみ述べることゝする。

二　山地開發の必要性

第一次世界大戰を契機として、從來の自由主義的世界經濟は破綻を來し、ブロック經濟は招來せられ、各國は、その領屬する經濟圈内に於て、自給自足的經濟組織の確立に力を致すに至つたのである。我邦に於ても、所謂日滿ブロック經濟を構成し、該經濟地域内に於ける自給生産を圖るに至つたのであるが、昭和十年度總輸入額二十六億圓の中、該經濟地域内よりの輸入は、滿洲及關東州よりの二億二千萬圓であつて、總輸入額の八%に過ぎなかつた。之に反して、熱帶性植物より得らるゝ工業原料又は食糧の輸入額は、四億參千萬圓であつて、總輸入額の十六%の多きを占めるばかりでなく、その中には國防上頗る重要であつて、是非とも我國内に於て生産しなければならぬものが極めて多いのである。例へば、チーク、リグナムヴアイタ、コルク、ゴム、ナタール皮、ケブラツチヨ、ミロバラン、ロツグウツド、桐油、ダマール、コパール、安南漆、アラビヤゴム、規那皮、サンタール油、サントニン、棉、マニラ麻、黄麻、シトロネラ、イランイラン、パチユリ、コプラ、蓖麻、椰子油、オリーブ、砂糖、珈琲、茶、コーア、タピオカ等之である。

その當時、我邦の熱帶地としては南洋の委任統治を除きては、我が臺灣が唯一の熱帶地であつたので、これらの生産を擧げんとすれば、何うしても、臺灣に賴るより外に途はなかつたのである。而かも右熱帶農産物中、珈琲、茶、カカオ、規那、ゴム、其他の樹木作物は、之を强ひて平地に栽培しなくても、山地に於て充分に生産し得るものであるから臺灣の山地を之が生産に振り向けることは、極めて重要な問題である。是れ山地開發の必要なる第一の理由である。

前述の如く、本島の平地は熱帶及亞熱帶の地域であつて、その農産物も多くは熱帶及亞熱帶性にして、暖、溫帶性農産物、殊に新鮮良質の蔬菜、果實、牛乳、乳製品等に乏しく、之を内地から相當に移入してゐたのである。例へば、昭和六、七、八の三ヶ年間に、内地より移入せる玉葱、生野菜、澤庵、梅干、切干大根、椎茸、木耳、其他の乾菜、生果、乾果、茶、鳥獸肉、乳製品等を合して、その價額一ヶ年に約三百六十萬圓に達するのである。若し何らかの方法に依つて、これらの品物を臺灣に於て生産し、新鮮なる狀態に於て、臺灣住民に供給し得るものとせば、本島住民の生活上享受し得る幸福は極めて大なるものがあるであらう。これ山地開發の必要なる第二の理由である。

次に臺灣の平野の根幹をなす普通行政區域に於ける昭和十年度當時に於ては、約十一萬甲しかなく、昭和五年より同九年に至る五ヶ年平均の農業人口一人當り耕地面積〇・三二甲、農業人口增加率一・六五%等を基礎として推算すれば、右十一萬甲は昭和十六年を以て、全部開墾し盡されんとするやうな逼迫せる事態であつて、新耕地の擴張は、臺灣全面積の約半分を占め、其の土地利用率僅かに二%であつたところの蕃地を主體とせる山地に之を求めなければならぬことは、誰しも考へる所である。これ山地開發の必要なる第三の理由である。

更に本邦に於ける人口は、その當時過剩の狀態を呈し、之が救濟はその當時の國内行政の急務であるとせられたの又當時種々の原因より起れる山村農家の疲弊困窮は甚だしく、之が移植民による救濟の必要は、世人の絶叫する所であつた。である。我臺灣に於ても、これらの人々を臺灣の山地に招來して、本邦貧農の救濟と人口壓の緩和等に寄與し得るならば、洵に有意義なること、謂はねばならぬ。これ山地開發の必要なる第四の理由である。

三　山地開發調査

以上の如き諸理由から、臺灣總督府に於て山地開發の必要性を認め、昭和十一年度より昭和十四年度に至る四ヶ年間に亙り、事務官一、技師二、屬一、技手四の陣容を以て、山地開發の可能なる地域を選定し、その現狀を調査し、有望なる土地に對しては、更に利用計畫を樹立することゝなつた。又山地開發には前述の如き種々の熱帶有用植物を導入して、新規の栽培をせねばならぬので、昭和十三年度より技手二名を增置して、山地試作を併せ行ひ、昭和十五年度迄之が實施をなしたのである。

今之が費用並に實績を表示すれば、次のやうである。

第二表　山地開發調査

調査費及試作費

年度別	昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度
調査費	七四、七二六圓	六九、四六五圓	六八、〇七六圓		
試作費	—	—	二七、七五六	二〇、五九八	二〇、三二一圓

調査實績

一　現狀調査

調査年度	調査地方名	面積	所在
昭和十一年度	大武恒春地方	二一、〇四五陌	高雄州潮州及恒春郡及臺東廳臺東郡
同	嘉義奧地地方	二八、五八八	臺南州嘉義郡及高雄州旗山郡
昭和十二年度	臺東地方	二八、九七六	臺東廳臺東郡（高雄州恒春郡ノ一部ヲ含ム）
昭和十三年度	花蓮、鳳林、玉里、關山、新港地方	四九、四三	花蓮港廳下及臺東總關山新港郡
同	新高、能高、東勢地方	二五、三三	臺中州新高、能高及東勢郡
同	安東軍山南方	一三、四〇〇	臺中州能高、新高郡及花蓮港廳花蓮、鳳林郡
昭和十四年度	文山、羅東地方	六、五三七	臺北州文山、羅東郡
同	竹東、大湖地方	二七、〇三一	新竹州竹東、大湖郡及竹南郡ノ一部
計		二〇〇、二三三	

二　概略計畫調査

調査年次	調査地方名	計畫地個所數	計畫地總面積	計畫地內利用面積	企業種別
昭和十二年度	臺東地方	一五	二三、一六三陌	二、三二五	栽植企業地
同　十三年度	花蓮、鳳林、玉里、關山、新港地方	二三	二〇、四四八	九、一四五	同
同	大武、恒春地方　第二調査區	一	七六	五〇〇	同
同	嘉義奧地々方　第一調査區	一	一、一八	五〇〇	同
同	大武、恒春地方	一	五、三八〇	二、三五〇八	牧野計畫地
同	安東軍山南方	一	六、七六六	四、二四七	同
同	新高、能高、東勢地方	一	六、一三〇	四、七二五	同
昭和十四年度	文山、羅東地方	四	二、七三二	一、五八〇	栽植企業地
同	竹東、大湖地方	一	七、〇七三	四、八一〇	牧野計畫地
計		三八	七一、五三五	三九、三三〇	

四　土地利用

土地利用に關する最大なる自然的要因は、氣候特に氣溫及び雨量である。氣溫は標高百米を上昇するに隨つて、攝氏〇・五—六度を低下するのが原則であるが、雨は、その地方の地勢等により非常に異るのである。依つて私は、各蕃地駐在所の氣象觀測の結果に依り、臺灣山地の等溫線圖及び雨量分布圖を作製すると共に、各種熱帶有用植物の生育に適する雨

量及び氣温を調査し、兩者を相考較して、これら作物の適地を考察して見たのである。然し、これは事技術的に互るので、玆に詳述することを避けるが、その結果を要約すれば、中央山脈の最高地には牧畜、中央山脈を中心とする一帶の地域にはコルク樫、山脚地帶には油桐及び安南漆が適する。其の他珈琲、ゴム、カカオ、バルサ、ロツグウツド、ガンビール、アカシヤ、規那、ラック、ペルーバルサム、アツサム茶等は、西部に於ては、臺南州境以南、東部に於ては、新港郡以南の相當の標高のある山地に適することが判明した。臺灣總督府の山地試作所が、この地帶に設けられたのも、この點を考慮してのことであらう。

以上は熱帶有用植物の一斑に就いて述べたのであるが、山地の土地利用については、雨水等に依る土地浸蝕の防止が、一大問題であるので、この目的の爲めには、樹木作物（即ち Tree Crops）の栽培が必要であるから、穀果樹の栽培を大いにしなければならぬ。例へば、內地の山地に於ける栗、胡桃、栃、榧、椎等の栽培も視逃し難く、又外國に於て栽培せらるる家畜飼料用の樹木の栽培の如きも必要であらう。

一年生作物としては、第一に水稻の栽培を考へねばならぬ。米は我國民の主食物であるが故に、之が自給生産は缺くべからざることではあるが、臺灣の蕃地に於て擴張し得る水田見込面積は、理蕃課の推算に據れば、僅かに數千甲に過ぎぬ。とのことであるから、山地の利用法としては、水田は餘り重要でない。しかのみならず、山地に於て水田を造成するには、往々灌漑用水を遠方より引き、多額の施設費を要する。隨つて、臺灣山地に於ける一年生作物による土地利用方式としては、畑地の利用に重點を置かねばならぬ。畑地の食糧作物としては、陸稻、粟、甘藷、里芋、馬鈴薯等が重要であるが、稗の栽培も看過することが出來ぬ。稗は往古我邦に於て、盛に栽培せられたのであるが、晩近は卑しめられてゐる。しかし、最近の研究に據れば、稗の榮養價は、米に勝るのみならず、從來困難とせられたる精白法も研究の結果克服せらるゝに至つた。その藁稈は、家畜の飼料として、極めて適當なることも判明して來たのであるから、稗等も大いに栽培して可なるものである。又蕎麥の如きは從來蕃地に餘り栽培されなかつたが、之も大に奬勵すべきものであらう。

次に畜産としては、家畜の放牧地としての利用であらう。臺灣の山地に於ても、一萬尺邊になれば、冬積雪等もあつて、充分な飼草を得ることが出來ぬことも往々あるが、この場合には、夏は山の頂上に家畜を放牧し、冬になれば、山の中腹に家畜を下して放牧することも一つの方法であらう。例へば歐洲に於けるアルプス農業や Transhumance の事例を考へれば、移動放牧法は、決して無理な事ではない。其他隱岐の牧畑法、歐洲のコツペル農業、エガルテン農業等の穀草農業の如く、穀作地と放牧地に交互に轉換利用するが如きも大いに考ふべき土地の利用方法である。

山地は固より市場との交通極めて不便であるから、農産物を選擇するに當つても、重量や容量の割合に價値の高い農産物即ち Specific value の高いものや、腐敗性少く貯藏の利くやうな種類を擇ぶことが大切である。この意味から言つて、規那、珈琲、蠶絲、乾酪、羊毛の如きものはその好例であらう。現に臺灣の山地には、野生の桑が多數に生育してゐるが、之を利用して養蠶をすれば、至極適當であらう。

五　農業經營の規模

前述の如く、山地の利用としては、平地の如く、一年生作物の栽培のみならず、樹木農業や牧畜等を相當に經營の中に取入れる必要があるから、經營の規模は、相當に大きく且つ資本的でなければならぬのは云ふまでもない。現に總督府の概略計畫調査に於ても、栽植企業地並に牧野經營地の計畫調査のみを行つたのは、この邊の消息を物語るものであらう。しかし、內地の大分、廣島、奈良、岐阜の農村を見るに、その一戶當り田畑面積は、左表の如く少いのであるから、臺灣の山地にも、特定の地域を擇んで小農より成る農村の經營をなすことも、敢て不可能ではないであらう。

第三表　內地山村農家一戶當り田畑面積

縣名	郡名	田	畑	公私有山林
大分	日田	〇、三六町	〇、三三町	六、〇三町

〃	珠玖	東加茂	〇、七二	〇、一七	〇、七二九	六、五〇三	
鹿島	三双神名	〃	〇、五九	〇、一三七	〇、五九七	四、一〇四九	
〃	〃	〃	〇、四八	〇、三七六	〇、四八五	三、六九五	
〃	〃	〃	〇、四九	〇、一九二	〇、四九〇	二、七七六	
〃	〃	〃	〇、五六二	〇、一二六	〇、五六六	六、五五六	
〃	〃	〃	〇、一四〇	〇、二五二	〇、一六〇八	九、一六〇八	
〃	〃	〃	〇、二八一	〇、四二三	一、八、三五〇八		
〃	〃	〃	〇、六七〇	〇、四八五	一、八、三一〇		
〃	〃	〃	〇、四九〇	〇、四五一	一四、一九〇		
〃	〃	〃	〇、六八九	〇、三七四	二、九一五		
〃	〃	〃	〇、三七四	〇、三九七	三、八二三		
〃	〃	〃	〇、二四七	〇、三六九	四、九五七		
〃	〃	〃	〇、四六四	〇、三三七	三、一七六		
〃	〃	〃	〇、四六四七	〇、二九七	七、五四五		
奈良岐阜	吉野益田	山縣大野	〇、一四	〇、二八	〇、一四九	一、一九〇	
〃	〃	吉城	〇、一三	〇、二六	〇、一三七	一、〇九六	
〃	〃	本巣	〇、一三	〇、二六	〇、一三七	一、〇九六	
愛知	北設樂	加茂	〇、一三	〇、二六	〇、一三七	一、〇九六	
〃	〃	〃	〇、一三	〇、二六	〇、一三七	一、〇九六	
平均			〇、一三	〇、二六	〇、一三七	一、〇九六	

六　蕃人と山地開發

前述の如く、臺灣蕃人は、九萬有餘人の人口と約二十五萬甲歩の保留地を擁して、山地に蟠居し、自給自足の經濟の下に、粗放掠奪的なる燒畑農業を營み、土地を荒廢せしめ、治水上の一大障碍を與へつつあるばかりでなく、彼等の保留地は、山地内の良地であるから、彼等の農耕技術を改善して、一は粗放なる輪換耕作より集約なる定地耕作に轉ぜしめ、他は上述の如き種々の農産物を生産せしむるに至るならば、是れ山地開發上一大貢獻であると云はねばならぬ。この意味に於て蕃人の農業改良は、刻下の急務と謂はねばならぬ。

更に蕃人が山地開發上に貢獻すべき點は、山地内に興る栽植企業に對して勞働力を提供することである。

以上の二項が進捗すれば、蕃人の保留地も從來程大面積を要しなくなり、自然、保留地の整理と保留地に於ける内地人の農企業の勃興とが問題となつて來るのである。

更に山地開發上より見たる蕃人の問題としては、蕃人集團移住の問題がある。理蕃當局は、既に大正八年頃より、小規模な集團移住を試みて來てゐたが、之が組織的計畫を樹立したのは、大正十四年以來のことである。抑〻蕃人の集團移住によつて得らるゝ利益は、一、蕃人の授産を確立し、二、教化指導を徹底せしめ、三、警備線の縮小により理蕃警察費を輕減し、四、燒畑農業より定地農業への移行により森林の荒廢を防ぎ、國土を保全し、水源を涵養し、五、原住地を一般山地開發に提供し得る等の利益はあるが、之が爲めに奥地に於ける新事業に要する勞力源が涸渇することになる。例へば、大武支廳管内に興つた規那事業は、その規模餘り大きくないにも拘らず、その附近の蕃人勞力を吸收し盡して、尚ほ不足を見るが如き狀態である。又蕃人の移住地先は、多くは山脚地帶の豐沃な比較的平坦な農耕適地が多いのであるが、蕃人はこゝに移つて、暑熱とマラリヤに苦しみ、鄉愁の念に驅られつゝある狀態である。寧ろ蕃人は、之を山地に留め、彼等の部落及び農耕地の利用を經濟的且つ合理的に利用して、共に、山脚の良地は、之を内地移民の爲めに振り向けることが適當ではなからうか●

七　林業と山地開發

本島には針葉樹林約十七萬甲、濶葉樹林約百四十八萬甲、計百九十萬甲の林地があり、針葉樹蓄材積は二億六千萬石、濶葉樹の蓄材積約五億萬石であると謂はれてゐる。山地開發に當りては、これらの林木を伐採開墾して、之を農耕地となし、或は之をより有用な樹種に更新することが必要となつて來るのである。然るに從來濶葉樹に就ては、有用材として利用するもの少く、多くは薪炭材として利用せらるゝに過ぎなかつたのであるが、之は洵に惜しいことであつて、之が樹性の改良其他新用途の發見等により、その利用價値を增すことになれば、山地開發に依つて伐採せ

らるゝ雜木の價値は頓みに昂進すること、なり、企業者は之に吸引せられて、自然と山地開發も促進せらるること、なるであらう。

尙ほ林內植民の如きも、山地開發上考へねばならぬことであらう。

八　結　言

以上私は、山地開發に關する私見を述べたのであるが、この外に臺灣の山地開發上の問題としては、交通網の整備及び山地衞生の改善が重大な問題であるが、玆には之を略することゝしよう。尙ほ前述の山地開發の必要性中、熱帶植物性原料及び食糧の輸入防遏の爲めの山地開發の必要性は、この度の大東亞戰爭による南方地域の平定により著しくその度を減殺したのであるが、耕地擴張と暖溫帶性農產物の新鮮なる狀態に於て、平地への供給の必要性の如きは、決して減少したわけではなく、むしろ、之が促進を圖らねばならぬことである。

尙ほ臺灣の山地が、一萬尺以上の高峰五十座も有し、到る所に秀麗にして冷凉なる地域を有することは、平地に於ける暑熱に苦しめらるゝ人々の休息地として極めて好適のものである。この意味に於て臺灣山地の持つ重要性は極めて大なるものがあるであらう。

尙ほ高山が有する水源による水力電氣の利用、例へば大甲溪の開發の如き臺灣工業化上、極めて注目すべきものであらう。しかし、遺憾ながら、筆者はこれらの點につき論述するの能力を有しない。（昭和一七・二・一五臺北帝國大學理農學部農業經濟學教室　奥田彧）

第五章　臺灣に於ける小作問題

臺灣土地制度沿革――小作問題の重要性――從來の小作慣行――高率な小作料――農民運動――小作改善事業――小作問題改善の方向

一　臺灣土地制度沿革

臺灣に於ける先住民族は今日の所謂高砂族即ち蕃人であつて其の數が極めて少く、漢族の移住は宋元時代より早くも其の痕跡を留めた。明の末季崇禎萬曆の交に至り閩民顏思齊及び鄭芝龍の徒が本島に占據した前後は支那本土に於て流賊の跋扈に依る生活不安のため漳泉地方よりの移民が益々多くなり、偶々福建一帶の旱魃甚しく、鄭芝龍が饑民數萬を從し銀及び牛を與へて荒地を開拓せしめた。西曆千六百二十四年バタビヤ駐在の和蘭東印度會社總督が本島を領有する事となり專ら貿易上の利益を取得する商業植民を目的としたが、一面漢族の移民を盛に招致し、又は土蕃と共同して土地開墾を奬勵した。その方策は陂塘、堤圳修築の費用及び耕牛、農具、種子等の資本は皆蘭人より支給し、墾民十個を一結と爲し其の內事理に通曉し且つ資力ある者を一人選びて首となし之を小結首と名附け、又數十小結首中最も有力にして衆望ある者を擧げて大結首と爲し、其の實力に應じて墾地を分配し且つ秩序の紊亂を防止した。之に依つて開墾した土地を王田と稱し、其の所有權は治者たる蘭人の官有に屬し移民及び土蕃は單に耕作權を有するに過ぎない。王田は十畝を以て一甲とし上中下の三則に區分し耕作者に對しては相當額の租穀即ち小作料を徵收し、又は耕地收穫物の十分の一を租穀として徵收した。斯くの如く蘭人治下の三十七年間に於て開拓された地域は現在の臺南を中心として附近に分布せし蕃地、即ち北は

蕭壠、麻豆、新港、大目降、南は阿公店（岡山）に及ぶ小範圍であつた。

和蘭の後を受けて明末の遺臣鄭成功が臺灣を統治したが、鄭氏時代は西暦千六百六十一年より父子三世の二十三年間に過ぎなかつた。鄭成功は明朝を恢復せんとする新國家建設の政略的占領であるから、其の統治形式は專ら軍政を布き屯田の制を實施した。當時漢族の人口は施琅の靖海記事に依れば故明より澎湖に原住する百姓五六千、臺灣に二三萬あり、其の外鄭成功の部下家族を三萬餘と推定した。此の時代の開拓地を官田、私田、營盤田の三種類に區分し、官田は和蘭時代の王田の制を踏襲し其の所有權は鄭家に屬する。私田は鄭氏の宗黨又は文武百官が民間有力者と協力して移民を招致して開墾せしめ、自ら移民より租穀を徵收し其の一部を租稅として納めた。營盤田は古の屯田制に則り營兵を利用して勞力の不足を補ひ以て自耕自給を圖つたもので、鄭成功は二族の兵を殘して承天府（今の臺南）及び安平鎭を守らしめ、其の餘を各地に分屯して開墾に從事せしめ野に曠土なく軍に餘糧あるを期せんとした。此の營盤田の數が四十餘に上り鹽水港地方を中心として現在の新營、林鳳營、柳營（元査某營）後營及び左營等の地名が當時の遺蹟である。尙蕃地に於て一定の土地を耕作する熟蕃に對しては土地占有を放任し懷柔策として別に租稅を賦課しなかつた。此の時代の開拓區域は部分的ながら既に西部臺灣全體に亙り臺南を中心に南は鳳山、瑯嶠（恒春）北は嘉義、雲林（斗六）半線（彰化）埔里社、苗栗、淡水、鷄籠（基隆）の各地に及んだ。

本島が西曆千六百八十三年即ち康熙二十二年清朝の領土となり、當時支那本土に於て既に商業資本主義に入り土地私有制度も確立したのであるから、本島の土地制度も之を繼承して從來の官私田は悉く民業となり、其の租額を酌減し等則に應じて租稅を徵收する事となつた。之に依つて全島の土地は、一、民業に屬するもの、二、蕃地又は蕃丁に屬するもの、三、官有のものの三種類となつた。清國政府は始め本島が支那本土より無賴の奸民が逋逃の淵藪となる事を恐れ屢々渡航の禁令を發したが、潛渡防止の方法なく一面に移民墾荒の政策上反對意見も多く遂に之を廢止した。當時中北部臺灣に尙未墾の曠野が千里も連なり、殊に三藩反亂の影響で支那移民が日に月に增加した。而して新たに土地を開墾する者は清國

開墾に關する成例、就中戶部則例に依るを原則とし、唯蕃地又は蕃丁に屬する土地に關しては特別法を制定した。此の戶部則例の要旨は次の如し。

凡そ荒地を開墾せんとする者は土著と流寓とを論ぜず何人と雖も報墾即ち開墾を申請する事は出來るが、先願者に對し先づ五個月間の公示を爲し、若し其の間原業主の呈報なき時は權利喪失と見做して許可證たる執照を下付する。而して開墾の年限は水田六年、旱田十年を定例としたが、必ずしも一定せず、開墾成功後其の土地に等則を附して公課を割賦する。之を限年陞科と稱す。若し開墾者が貧乏のため官より耕牛種子を借受けたる時は陞科の後租稅に附帶して之を官に還付する。開墾者が若し現在業主の存する土地を恰も無業主の如く揑造して開墾を出願し、又は他人の承墾した土地を冒認して己の業と爲したる時は均しく「隱占他人田宅律」に照して之を罰する。

蓋し清朝は國初より墾荒を以て歲入增加の一大政策とし、開墾の多寡に依つて地方官考課の標準としたから、當時尙未墾地の多き本島に於ては何人を問はず私墾地に業主權を附與する事は開墾助成の一大推進力であつた。從つて開墾面積より少く申報して陞科を輕くする者は欺隱の罪を以て論斷した。此の政策が著しく功を奏し康熙の中葉より菲正、乾隆を經て嘉慶の末に至る百四十年間は南は鳳山より北は瑠瑪蘭（宜蘭）に至る廣大な地域は漳泉地方の移民が先住民たる蕃人を東方山地に壓迫した。之に對し廣東客家の渡來は著しくも立ち遲れたため山に近き地方に居住するより外なく兩々相俟つて開拓の歩を進めた。之に依つて清朝治下の二百十二年間に於て田園の面積が領有當時の一萬八千餘甲より三十六萬七千餘甲に激增し、人口も十萬內外より三百萬內外に上つた。

臺灣に於ける荒地開墾は一般人民に開放したとはいふものゝ、資力ある豪族が往々廣大な墾區を獲得して之を資力なき移民に分割して開墾せしむる事が多い。此の開墾起業者を墾首又は墾戶と稱し、移民を佃戶又は佃人と稱するが、資本は墾戶より支給し且つ蕃害を共同防禦する必要も起るので斯かる墾戶も隱然小封建諸侯の如き勢力を揮ふ事となる。これに依つて成墾した場合は其の代價として佃戶より永遠に一定の租を徵收する事を約束し之を大租といはれる。然し中には要路

の權官と結託し、一錢一厘をも費やす事なくして開墾者より大租を徴收する土豪劣紳もあつて、所謂「豪强認占」が之である。其の後墾首より受けた墾區を實際開墾した佃戸は其の既墾地の一部を耕作せしむる事も行はれ、此の現耕佃人より徴收する一定の租を小租といはれる。斯くして大租を收得する墾戸を大租戸、小租を收得する開墾者を小租戸と稱し、此處に於て大小租戸の制度が生れたのである。

古來支那に於ける土地所有觀念は封建時代の遺風たる「普天之下莫非王土」といふ王土思想に基き土地に對しては原則として人民の所有權を認めなかつたため、本島にも其の亞流を受け土地の最大實權者を地主といはずに用益權者として業主と稱し其の權利を業主權と稱した。而して業主の地位は當初大租戸に屬したが、前述の如く其の多くは單に土地開墾の權利を獲得するのみで土地との直接關係薄く、時の經過と共に勤勞を忘り豪者に流れたため產を失する者頻出し、勢ひ其の權利を典賣即ち質入又は賣却する事が行はれた。斯くして大租戸は益々土地との直接關係を喪失するに反し、小租戸は漸次資力を蓄積して一種の永小作權を有する地位から漸次土地の實權者となりつゝ生長する事となつた。此處で見逃すべからざる一事は道光以前より繼續徴收して來た大租額は小租戸との間に大體「一九抽的」即ち生產物に對して一と九の割合か又は「一九五抽的」即ち一五と八五の割合に分けるか、或は定額として上定粟八石、中田六石、下田四石、上園六石、中園四石、下園二石の標準であつた。然るに小租戸の租額は個人との間に大體五分五分の割分か（對半均分と稱す）又は四分六分（小租戸六割、佃人四割）の割合に分けるか、或は定額として上田三十二石、中田二十四石、下田十六石、上園二十四石、中園十六石、下園八石の標準であつたから、兩者の收益比率は小租戸が大體大租戸の四倍に相當しこれがために資本蓄積も小租戸が相對的に肥大するにつれて大租戸の勢力が漸次後退するに至る經濟的背景となつたのである。斯かる勢力の交代に伴つて小租戸は最早大租戸の承認を要する事なくして自由に小租權の轉貸及び讓渡が可能となつた。從つて大租戸に屬する小租權が他に讓渡する時は新小租戸より大租の納付を受け、小租戸も大租權買受の新大租戸に大租を納付しなければならなくなり本島田園に對する法律關係も複雜混亂を極むるに至つた

次に清國政府は領有當初より移民と蕃人との爭鬪を慮り、移民に對しては蕃地の墾墾を嚴禁し假令熟蕃の許諾があつても之を犯せば他人の土地を盜耕する者として處罰した。ところが未墾地が少くなればなる程、勢ひ蕃地に對する侵耕問題が頻出し屢々事端を惹起した。そこで康熙六十一年に蕃界を去る十里乃至數十里（一支里約六町）の所に石を立てゝ土牛を築かしめ以て民蕃の境界を定め、界內の開墾を許すと共に蕃界は悉く蕃人に歸し互に相侵さゞる事となつた。然るに實際的には移民の侵耕絕えざるため雍正三年大社に五百甲、中社に四百甲、小社に三百甲の耕種牧獵の地を除く外移民に開墾を許したが、一切の典賣を禁止した。之に依つて移民は蕃人に永遠に一定の對價を納付する義務を負擔する事となり、之が即ち蕃大租の起源である。其の後蕃地の租賦と共に典賣も盛んに行はれたが、數次の禁令も其の效目なく嘉慶時代に於ては蕃業主より移民に出典し移民よりは更に數回轉典した者も珍らしくない。殊に蕃人出典の際には必ず新に蕃租を設定したが、其の典價が常に契字面に於て虛大に揭げられ蕃人をして容易に贖回する事を得せしめなかつた。又事實に於て受戻しの實例少なく出典した蕃人も漸次他地方へ移住したので清朝の蕃人保護政策も優勝劣敗の前に全く破綻するに至つた。

光緒十一年劉銘傳が臺灣巡撫として臺北に其の任に蒞むや、各方面に對して進步的建設を計畫したが、就中本島賦稅の紊亂せるを見て之が整理を圖り以て歲入の增加及び財政の確立を期せんとした。光緒十二年清賦局を臺北、臺南兩府に置き各縣に縣局を置き先づ各府縣に保甲調查を命ずると共に各戶の收穫、大小租及び地租を調查した。綿いて全島田園の清丈（丈を以て田畝を量る事）を命じ、此等の調查を基礎として賦稅を清查した。之が即ち彼の有名な清賦事業なのである。而して當時田園の面積は和蘭時代以來引續き甲を以て表はしたが、其の測量は民間に於て各自任意の丈量に從ふのみならず使用の尺度も地方に依つて同一でないから、齊しく一甲といつても一甲餘より十三畝餘に上る所も少くない。そこで劉銘傳は舊制を踏襲して一甲の面積を二十五戈平方、每戈の長さを造營尺一丈二尺五寸と規定して十一畝三分一厘となし、之を十一畝として租稅を徴收する事となつた。彼は此の事業を行ふ上に於て

一、大租戶の內には工資を費さずして漁父の利を占むる者多き事。

二、大租戶は地租を負擔するも轉々變遷し徵租の困難を來した事

三、土地の實權は小租戶に歸し田園の成墾多きも屆出を爲す者少く地租の逋脫多き事

四、官民の間に介り名を蕃租、隘租又は大租等に藉りて徵收する徒輩跋扈する事

等の積弊を一掃せんとして一刀兩斷に大租の廢止を企てた。ところが斯かる根本的改革に對し大租戶は頻りに異議を唱へ、林維源其の他の有力者が哀訴歎願を爲したので劉銘傳も其の方策の實行難に鑑み、光緒十三年末に告示を發し小租戶を以て地租の負擔者とすると共に舊來の大租額中地租に相當する租額を控除せしめた。光緒十四年更に此の方針を變更し「減四留六」の法を採用して小租戶を業主と公認した。即ち大租戶は納稅の義務を免ずると共に、從來小租戶より收納せる大租額の四割を減じ殘餘の六割を以つて大租戶の純所得となした。此の結果大租戶は全く土地の實權を喪失し單に一定の權利料を收得するに至つた。此の法も多少異議紛糾を免かれなかつたが、北部臺灣は遂に一齊に之を施行し、南部に於ては北部の如く完全に施行する事が出來なかつた。其の理由は北部は中央官府に近く政令も容易に行はれた上に從來の大小租戶の收入割合に比し多大な差異がなかつたのと、南部は大租權こそ比較的に少いが其の多くは自ら資本を投じて個人招墾の任に當つたからである。これがため原則として南部に於ては小租戶の業主權を認むる以外に、舊の如く大租戶をして地租を納めしめ之を業主權を認める特例も少くない。

劉銘傳在任中は基隆新竹間の鐵道敷設、航海事業、郵便制度、樟腦專賣、理蕃事業等幾多注目を要すべき革新事業を殘したが、中にも臺灣最初の土地淸丈を斷行して納稅義務者の明確なかりし隱田を整理し、不明瞭なりし土地業主權の所在を法律的に小租戶に定め之に納稅の義務を負はした事は封建制度の殘滓を淸算して全く資本主義的な土地制度へ變化した意義を高く評價すべきである。光緒十四年淸賦事業の一段落を告ぐると共に國庫の收入が一擧四十九萬兩を激增し財政も確立せんとしたが、一面に調査過酷の議があつて光緒十六年彼は事業の中途に辭せなければならなくなつた。

明治二十八年（光緒二十一年）臺灣が我が領有に歸してより間もなく劉銘傳の企てゝ成功せざりし土地調査事業は明確な意義と周到な計畫に基いて着々實行せられた。即ち明治三十一年兒玉總督、後藤長官の就任後直ちに着手した事業の一は人籍及び地籍の調査であつた。土地調査に就いては同年九月早くも臨時調査局（局長中村是公）を開始し、明治三十八年調査局の廢止に至る七年間の日子と經費五百二十二萬圓を費して成就したものである。此の事業の進行と共に大租權整理令が行はれ、先づ明治三十六年十二月大租權確定に關する律令を公布して一應は大租權を確認したが、同年十二月五日に限り其の新規設定を禁止した。翌三十七年五月大租權整理に關する律令を公布して既に確定した大租權を消滅せしめ、之に對應する補償金として代價三百七十七萬九千四百七十九圓十六錢と決定し、額面四百八萬四百八十五圓の公債證書及び端數現金十萬七千四十二圓六十六錢を交付した。斯くして小租戶が完全な土地所有權を取得する地主となり、其の代り大租額を地租に加へたので土地面積の增加と共に從來八十六萬七百六圓の地租が一躍二四七%を增して二百九十八萬九千二百八十七圓に上つた。矢內原忠雄氏が其の著書「帝國主義下の臺灣」に於て此の土地調査の效果を一、地理地形を明かにせる事に依りて治安上の便を得たる事、二、隱田を整理して土地甲數の增加を見、且つ大租權消滅と土地增加の故に地租を改正增徵して財政上の增收を得た事、三、土地權利關係を明確にし其の取引を安全ならしめた事を摘記し、此の結果我が資本家の臺灣に於ける土地投資、企業設立の安全性を與へ、これが即ち臺灣資本主義化の前提であつたと結論した。

二　小作問題の重要性

臺灣の農耕地は總督府殖產局の調査に依れば、昭和十五年末現在の總面積が八十八萬七千百四十一甲の內、田面積五十四萬六千四十六甲（兩期作三十三萬四千二百六十四甲、單期作二十一萬千七百八十二甲）畑面積三十四萬千九十五甲歩にして、之を農家戶數四十二萬九千九百三十九戶にて割れば一戶平均の經營規模が二甲零六厘となる。日本內地に於ては滿洲事變以來軍需工業の殷盛及び北滿移民に依る農業人口の減少を來して居るも、昭和十五年末農家一戶當耕地が平均一町

一分一厘（耕地總面積六百七萬七千五百二町歩、農家戸數五百四十九萬七百七十一戸）といふ零細經營であるから、此の點臺灣は內地程甚だしき土地饑饉がない。

然し耕地所有の分布を見るに、內地の一町歩を臺灣の一甲歩と同一面積として、臺灣に於ては一甲未滿の所有者が六四%〇九に對し內地に於ては七四%一八であり、一甲以上三甲未滿の所有者は臺灣の二四%六三に對し內地では一八%四五であり、三甲以上の所有者は臺灣の一一%二八に對し內地では七%三七であるから、土地所有の集中程度は臺灣が內地より頗る高度である事は明かである。

第一表　耕地所有廣狹別地主數

所有規模	臺灣戸數	百分比	內地戸數	百分比
五分未滿	一八三、四二三	四三・三一	二、四四〇、四二七	四八・〇二
一甲〃	九〇、〇三四	二〇・八七	一、三二九、四八三	二六・一六
三甲〃	一〇六、二六五	二四・六三	九三七、四〇八	一八・四五
五甲〃	二四、三二八	五・六二	二三〇、八四四	四・三五
十甲〃	一六、〇二一	三・七一	一〇七、八八八	二・一三
五十甲〃	七、七二〇	一・八〇	四二、七九）	〇・八四
五十甲以上	六五五	〇・一五	三、〇三四	〇・〇六
合　計	四三二、三六六	一〇〇・〇〇	五、〇八一、八七四	一〇〇・〇〇

備考　臺灣は昭和十六年版臺灣農業年報に據る（昭和十四年四月一日現在）
內地の所有規模は町單位、第十六次農林省統計表に據る（昭和十四年末現在）

次に臺灣に於ける耕地經營規模は五分未滿が全農家の二五%〇八、五分以上一甲未滿が二〇%七六、一甲以上二甲未滿が二六%〇九を占めてゐるから、二甲未滿の零細經營が七一%九三を示してゐる。之に對し內地に於ては五分未滿が三三%七六、五分以上一町歩未滿が三二%七八、一町歩以上二甲未滿が二四%一四を占め合計九〇%六八を示してゐるから、臺灣は內地の如く零細化してゐない。而して五甲以上の大規模經營は臺灣の五%一七に對し內地では僅か一%三八しかない。即ち臺灣にありては新式製糖業六社だけで十一萬九千甲（臺灣五萬甲、大日本二萬四千甲、明治一萬八千甲、鹽水港一萬七千五百甲、臺東六千七百甲、三五公司源成農場二千八百甲）の社有地を擁し、總耕地面積八十八萬七千甲の一三%四を占めてゐる。之に臺灣拓殖一萬三千四百甲、三井系の日本拓殖農林四千甲（茶園二千五百甲、一般田畑一千五百甲）臺灣合同鳳梨農場四千甲、南隆農場二千五百甲、日本拓殖二千三百甲を加算すれば僅か十社を以て十四萬五千二百甲となり、總耕地面積の一七%五を所有してゐる。これ全く臺灣に於ける熱帶的農企業の有利性に促されて土地の集中及び新開拓に基いたものであるから、農家一戸當平均二甲歩の經營規模は單なる平均數字であつて、一般農業經營は依然零細農が絕對なる數を占めてゐる譯である。

第二表　經營地規模別農家戸數

經營規模	臺灣戸數	百分比	內地戸數	百分比
五分未滿	一〇八、七五四	二五・〇八	一、八五三、六一〇	三三・七六
五分以上一甲以上	九〇、〇〇七	二〇・七六	一、七九九、八四〇	三二・七八
一甲以上二甲未滿計	一三三、一一七	二六・〇九	三、三二八、八〇五	二四・二四
二甲以上三甲未滿計	三二、八七八	七・九三	四、九七九、二五五	九〇・六八
二甲以上三甲未滿	五七、五二二	三・二七	三二四、四〇五	五・九二
三甲以上五甲未滿	四一、七四九	九・六三	三三〇、六五	二・二三
五甲以上	三三、三九四	五・一七	七六、一三五	一・三八
合　計	四三三、五四二	一〇〇・〇〇	五、四九一、八三八	一〇〇・〇〇

備考　臺灣は昭和十六年版臺灣農業年報に據る（昭和十四年四月一日現在）
內地は町單位、第十六次農林省統計表に據る（昭和十四年末現在）

面積割合が四三%六七、小作面積の割合が五六%三三となり、及び四五%七六と比較すれば、臺灣の小作面積の割合が一〇%五七も多く、それ丈臺灣の小作問題が內地よりも重要性を帶びてゐるのみでなく、水田小作面積の比較的に多き事は高率小作料と相俟つて特に其の深刻性を現はしてゐる。

第三表　自小作別耕地割合（單位甲、內地は町）

年度	水田				畑				合計
	自作	小作	計		自作	小作	計		
昭和七年	三三、二〇〇	二六四、〇二六	二九六、二二六		三八四、〇〇一	四二七、八二五	七八〇、二二七		
昭和十四年	二〇七、六二三	三二八、七二〇	五三六、三五三		三二七、一七九	八三五、三六二			
內地昭和十四年	一、五四七、八五六	一、六六二、三四四	三、二〇九、二〇〇		二、七八一、三八四	六、〇七八、七二〇			
同上　百分率（%）									
昭和七年	三三・三六	六六・六四	一〇〇・〇〇		四六・四五	五三・五五	一〇〇・〇〇		
昭和十四年	三八・七一	六一・二九	一〇〇・〇〇		四三・八七	五六・一三	一〇〇・〇〇		
內地昭和十四年	四八・三三	五一・七七	一〇〇・〇〇		五四・二四	四五・七六	一〇〇・〇〇		

備考　一、臺灣は昭和九年及昭和十六年殖産局刊行「耕作所有並經營調査」に據る（昭和十四年末現在）

一、內地は「第十六次農林省統計表」に據る（昭和七年及十四年四月一日現在）

以上述べたる如く臺灣に於ける農民耕地經營面積は內地より廣く平均二甲強であるが、大規模の農業企業が發達してゐるため一般の農民は依然零細農が絕對多數を占め、殊に土地の集中程度が內地より甚だしくそれ丈小作面積の占むる割合が內地に比し平均一割以上も高率を示し、就中水田小作面積の多き事を內容としてゐると要約する事が出來よう。

三　從來の小作慣行

從來臺灣に於ける小作慣行は四千餘年の歷史を有する漢族の傳統と三百年間の蕪地開墾に基く特殊性を有してゐるが、小作人の地位は封建的身分關係の遺風を受けて極めて低く、之に反し地主は保守的尊大性や自己本位的營利性を多分に持つてゐるため改善を要すべき不良慣行は固より少くない。今一般小作慣行に關し次の如く略述したい。

一　小作契約の期間

從來の賃耕（小作）契約は概ね口頭を以て約束するのであるから、大部分は契約期間の定めなきものにして一年間は小作させるが、其の後何年目でも解約（起耕）又は條件を變更し得る、所謂「不拘年限」が慣習なのである。中には既成茶園は每年改めて小作條件を協議するものが多い。口頭契約の一部及び書式契約にありては普通三年間であり、之を「三年一耕」又は「三年一限」といひ、長いのは五年間即ち「五年一任」と稱する。尤も新墾地又は荒地復舊等特別の場合は普通十年間の長期に亙り其の間一生懸命働かして立派な土地を造り上げさせるのである。茶園又は果樹園の如き永年作物は一般に比し頗る長期にして十年及び二十年が最も普通で、稀には永小作（俗に永耕又は永佃と稱す）のところもある。

二　定頭金

小作契約締結の際に小作人より地主に交付する保證金を定頭金と稱し、一契約に付二圓が普通で、其の他偶數の四圓、十圓、十二圓、二十圓が之に次ぐ。近來積地金の一割とするものもある。尙契約期間中に中途解約を爲さんとする時に地主より小作人に定頭金を交付する事もあるから、定頭金は契約成立又は解約の證たる性質を有する。若し契約が履行されない時、地主が違反する場合には之を返金し更に多少の賠償を爲し、小作人ならば沒收される。此の慣行は臺北州、新竹州及び臺中州の中北部に行はれ、臺中州の南部、臺南州及び東部地方には稀に行はれ、高雄州には全く行はれてゐない。

三　積地金

積地金は小作料の保證金にして地主の信用厚き小作人以外は普通田の契約に關して必ず之を授受する。此の慣行も定頭金の如く北部に多く行はれ、南部に進むに從ひ一般的に行はれてゐない。臺北州下にありては田は契約小作數百斤に付一

圓六十錢乃至五圓即ち甲當五十圓乃至百圓程度にして最高五百圓に上るところもある。畑は契約小作料の二割乃至五割即ち十圓乃至三十圓程度にして、茶園も小作料の二割乃至五割である。新竹州下の苗栗郡にありては田甲當百圓から二百圓以上を突破し最高九百圓に達してゐる。臺中州下にありては昭和十五年の調査に依れば一則田平均二百十七圓、二則田百十一圓、三則百三十四圓、四則百十四圓、五則百十七圓、六則百二十四圓、七則百二十六圓、八則百十一圓、九則七十三圓十則五十六圓となつてゐる。東部地方では田甲當三十圓から最高百五十圓まで、畑甲當五圓乃至十五圓である。

小作人が小作地獲得のため互に無謀な競爭を爲して積地金をセリ上げられる場合が多くこれがため大地主の內には甲當百圓の積地金を增せば百甲歩一萬圓となるから、此の制度を利用して資金化するものもある。積地金は無利子であるから小作人は金利を損失し、且つ小作料減免を要求する場合に解決上不利となり、其の上萬一地主が破產した場合には其の返還を求むる事も不可能となる。

四　小作料決定の規準

小作料の決定は地主から原案を持ち出し、小作人の希望に依つて多少修正するのが普通である。地主小作人が對等の地位に立つて決定する事は極めて稀で、小作地不作の結果地主の一方的意見に依つ決定される事が多い。

田の小作料は一般に收穫高、從來の小作料を主たる基準とし、其の他耕作の難易、隣地の小作料を考慮して之を決定する。小作地賣却の際は賣買價格を高くするため小作料は出來る丈引上げられるのが常なので、一般に購入後の地主は引上げられた小作料を踏襲する。新開墾田は地主が開墾せる場合には三年又は五年間は作分とし、小作人が開墾した時は普通三年間小作料を免除し、其の後は收穫高を基準とした定額小作料となる。作分の分配率は普通折半稀には地主六、小作人四、又は四分六分の割合もある。收穫量を基礎とする定額小作料は一般に平均收穫高の五割乃至六割、中には第一期米收穫量の九割又は全部（一期作は二期より收穫量が多い）から十二、三割に至るといふ高率のものもある。

畑は賣買價格の一割見當、年收穫の三割が普通である。果樹園は一般に畑に準じて定額とする地方と、收穫のあるまでは無料とし後に作分として折半する地方とがある。茶園は春季收穫粗製茶量及び茶價を基準として定むる地方、植付茶株數、茶價品種樹勢を參考として定むる地方、及び年總收穫の一割見當と定むる地方もある。小作人が茶園を造成した時は始めの三―六年は無料、後植付株數を基として定額とする。

五　小作料の種類

田の小作料を田租又は小租と稱し、大部分は籾納であつて、品種を定むるのもあるが、大部分は其の土地に產せる籾を以て納入する慣習が廣く行はれてゐる。籾の單位は從來概ね臺斗石（官斗六斗）であつたが、蓬萊米が普及してからは斤とする樣になつた。

金納は、(一)小作料籾を小作人が自家用とする時、(二)甘蔗作を爲せる時、(三)契約品種と異る品種を栽培した時、(四)地主遠隔地に居住する時、(五)滯納額嵩み籾にて納入不可能の時等の場合の外一般的に行はれてゐない。此の代金納を結粟、結價、結租等と稱し、換算期日は地主の自由であつて、籾價が高くなるまで期日を延ばす事が稀でなく、單價は大部分其の地方の土製間（籾摺業者）の時價に依る。

畑の小作料は園租、園底又は園稅と稱し、一般に定額金納である。

尙新開墾田、看天田、河岸田、果樹園、山畑又は風害多き海岸地方（北港）等の如く收穫不安定の土地には作分、即ち分益小作が行はれてゐるところもある。

六　納期と分納割合

小作料の納期は單期作の場合は收穫後一回に納入し、兩期作の場合は概ね二回に分納する。第一期は新曆七月中に、殘

額は大體十一、二月に納入する。高雄州の如き早場地方にありては收穫直後の十日以内に納入する慣行もある。其の分納割合は第一期に全納（北部地方）するところもあるが、俗に二八打、三七打又は四六打と稱して第一期に八割、七割、六割か、又は對半打と稱して五割宛（南部地方）等區々である。

畑にありては冬至（舊曆十一月三十日）まで次年度の小作料を前納する事多く、或は其の年の三月若くは中秋まで作物の收穫後一回に納入し、又耕作中途の納入もある。分納の時は之を折半し、臺北州では四月と九月、六月と十二月、中秋と冬至、新竹州では五月と九月、臺中州では三月と九月、六月と十二月、臺南州では二月と九月、高雄州では二月と九月、三月と十月に分けられる。製糖會社へ賃貸する時は特約に依つて數年分前納する事もある。既成茶園は概ね春秋二回に分納し、前納の地方と春茶收穫後一回納めの地方もある。果樹園は收穫後一回が普通である。

七　小作料滯納と減免

缺租即ち滯納の場合は地主は隨時解約する事は契約書中に明記し、口約の時は明言する。正當の理由なき滯納を抗租又は覇租と稱し、地主の取る手段は先づ小作人に極力督促し、尚納入せざる時は積地金より差引いて小作契約を解除し、不足額は保證人に請求し或は差押を爲し、時としては貸金の形にするのも少くない。

風水旱害、病虫害等に依る減收の場合には其の程度に應じて減租する事があり、其の例としては

（一）第一期作が凶作なる時は延納を許し、第二期作の結果に依り減免する事あり（臺中、臺東）

（二）收穫皆無の場合は全免し（臺中、高雄）收穫高が小作人の食糧程度に達せざる場合も全免する事あり（臺中）

（三）甚だしき凶作の場合は作分となる事あり（臺中、臺南、高雄、花蓮港）

上記の如き原因に依る減收の場合と雖も、其の年限りの小作料を減免せざる事を普通とする鐵租又は硬租もあつて、之を「有欠無減」とも稱し、其の延納のみを許してゐる。

八　小作地の轉貸及び賣買

小作權の讓渡は高雄州の特殊農場以外は殆ど行はれてゐない。小作地の轉貸は營利を目的とする轉貸業者即ち佃頭、曠頭又は二手頭手と稱するものに依つて行はれ、又佃頭が地主の小作料取立を請負する事もある。特に官租地、社有地及び公業地に對しては轉貸が盛んに行はれてゐる。東部地方にありては一般に西部に比し中間利得を目的とする轉貸及び積地金の授受多き實情がある。

小作地の賣買があつても小作契約の登記があれば期間滿了まで繼續するが、普通の場合は舊地主が小作人に通知し、小作人は新地主と新たに契約締結するを原則としてゐる。此の際新地主が自作するにあらざる限り、賣買が中秋以後の場合は次の一年は從前通り繼續するもの、書式契約の時は期間内其の儘繼續するもの等種々な慣行があるが、小作人の地位は極めて不安定である。

九　佃　丁　田　寮

小作地附屬物として最も主要なものは小作人の住居即ち田寮又は田厝であつて、大概建築費二百圓程度の小屋を附帶するが、造作付でなく大修繕は地主、小修繕は小作人が爲すのである。期間中は無料で貸し、解約の時小作人が修繕を怠り、又は著しく破損する場合は地主は賠償金を積地金から差引く事を明示する。小作人が田寮を增設又は新設する時、地主の補助あれば解約と同時に地主の所有となり、補助なき時は稀に地主又は新小作人より補償するが、中には「或業不毀」と稱して完全に地主の所有となる慣習がある。

十　公租公課の負擔

小作人は原則として普通水租だけ負擔し、地租、同附加稅、農會費、土地整理組合費及び特別水租等は凡て地主が負擔する。普通水租も時としては地主と分擔する事もある。新竹州にありては小作人が普通水租の外に特別水租を負擔する事があり、臺南州下にありては作分小作の水租負擔は地主小作人が折半する事を原則としてゐる。

上記の如く臺灣に於ける小作慣行中內地と異なる諸點は、(一)定頭金及び磧地金の授受、(二)小作料の前納及び分納、(三)鐵租制度、(四)佃頭の多き事、(五)佃田寮を附隨してゐる事等を擧げる事が出來るのである。

四　高率な小作料

次に臺灣の小作料額は領臺前より半封建的遺習を繼承し、現在では寧ろ內地に比し却つて高率となつた。即ち臺灣の小作人は既述の如く明治三十七年の大租權整理までは大租戶及び小租戶といふ一業二主の下積となつたため、從來の水田小作料率は大體收穫物の五割乃至六割であつた事が現在の高率小作料の根柢となつたのである。

然らば最近の小作料は何うなつたかといへば先づ總督府殖產局が昭和二年全島各市街庄に亙つて調査した上、中、下田に對する平均料率に依據して一瞥を加へたい。而して小作料の中樞を爲してゐる水田物納の料率は收穫高に比し臺北州は兩期作五四%、單期作五四%三、新竹州は兩期作五一%二、單期作四二%五、臺中州は兩期作四九%五、單期作三四%八、臺南州は兩期作四四%八、單期作四六%八、高雄州は兩期作四五%三、單期作四三%三となつてゐる。中にも臺中州下の如きは兩期作上田最高平均六九%、中田七二%一、下田七〇%九といふ高率を示してゐる。斯くの如く臺灣の水田小作料率は收穫高に對し大體平均約五割に當つてゐる事は既に一般の常識となつたのである。

第四表　收穫に對する實收小作料割合表　(%)

州別		上田 最高	上田 最低	上田 平均	中田 最高	中田 最低	中田 平均	下田 最高	下田 最低	下田 平均	平均
臺北州	兩期	六四・六	四二・九	五三・七	六八・〇	四三・一	五四・四	六三・三	四七・四	五四・〇	五四・〇
	單期	六四・九	四四・七	五三・八	六九・四	四一・一	五五・一	六六・三	四一・五	五四・一	五四・三
新竹州	兩期	六二・六	三七・六	五一・〇	六五・九	三四・九	五一・二	六四・五	三二・六	五一・四	五一・二
	單期	四二・六	四一・六	四二・一	四八・二	四一・九	四五・一	四一・六	三八・九	四〇・三	四二・五
臺中州	兩期	六九・〇	三〇・七	五〇・四	七二・一	三三・二	四八・二	七〇・九	二六・二	四九・九	四九・五
	單期	四六・四	二九・一	三七・六	四二・六	二三・七	三一・八	四四・一	二四・七	三四・九	三四・八
臺南州	兩期	四九・二	三〇・七	四四・一	五〇・七	三三・一	四四・八	五五・一	二四・五	四五・七	四四・八
	單期	六七・二	二〇・五	四六・六	六〇・九	一八・四	四五・五	六八・七	一八・六	四八・三	四六・八
高雄州	兩期	五四・九	三八・三	四五・八	五二・五	二七・六	四四・八	五九・六	三〇・五	四五・三	四五・三
	單期	五七・一	二八・〇	四三・三	六九・八	二〇・一	四五・〇	五七・三	二四・九	四一・七	四三・三

備考　總督府殖產局「耕地賃借經濟調査」(昭和二年調査)に據りて作成

尙總督府殖產局に於て昭和十二年更に全島各市街庄に亙り收穫高に對する等則別小作料を調査したが、西部五州に於て一則田より五則まではそれ〴〵五九%一六、五五%四三、五四%一五、五二%三四、五一%一六といふ高率であるが、就中調査件數の最も多き六、七、八、九則田はそれ〴〵四九%九〇、四九%五一、四八%二三、四六%八六であるから依然平均五割見當と見る事が出來る。尤も昭和二年の調査方法は上、中、下田の三大別であつたから、双方の比較は多少正確を缺くところがあるかも知れないが、概觀すれば大體同率であるといへよう。ところが畑地の小作料は收穫高に對し十二則以上は悉く三割以上の高率であり、調査件數の最も多き十則畑は三四%〇三を示してゐるから、昭和二年調査の上畑小作料率二九%九、中畑二七%七、下畑二七%一(高橋龜吉著現代臺灣經濟論第九七頁參照)に比較すれば著しく騰貴した事となる。

第五表　收穫高に對する實收小作料割合表　(甲　當)

等則	田（%） 調査耕地件數	全島	西部五州	調査耕地件數	畑（%） 全島	西部五州
一則	二	五九・一六	五九・一六	六	四四・一〇	四四・一〇
二則	一五	五五・四三	五五・四三	五	三一・五九	三一・五九
三則	三八	五四・一五	五四・一五	九	三八・八七	三八・八七
四則	七七	五二・一〇	五二・三四	八	三六・〇〇	三六・〇〇
五則	一二五	五一・〇七	五一・一六	一六	三六・三五	三六・三五
六則	一七一	四九・八三	四九・九〇	四九	三四・九四	三四・九四
七則	一九六	四九・四四	四九・五一	六九	三六・九一	三六・九一
八則	二一七	四八・〇三	四八・二三	一二七	三三・一九	三三・一四
九則	一七九	四六・九〇	四六・八六	一三四	三三・八一	三三・八一
十則	一六三	四六・八三	四七・二〇	一三三	三一・六九	三一・七五
十一則	二一六	四五・一〇	四五・九二	一三八	三〇・一四	三〇・六四
十二則	一〇〇	四五・〇三	四四・九五	一二九	二九・〇五	二九・四五
十三則	六一	四四・一九	四四・二五	一〇七	二七・四一	二七・四一
十四則	三三	四三・八六	四三・三三	九四	二五・九六	二五・三五
十五則	一四	四一・一三	四一・一三	八二	二七・〇一	二六・三四
十六則	一〇	四一・八〇	四一・八〇	四	二五・八三	二五・八三
十七則	四	三九・一一	三九・一一	四八		

備考　總督府殖產局「耕地賃借經濟調査」（昭和十二年調査）に據る

等則は田畑の優劣及び收益高に依つて査定され地租賦課の基準となる

最近臺中州に於て調査した昭和十五年七月一日現在の小作料率は小作統制令施行後の全島最新の材料であるが、一則田より十三則までは十則及び十一則の平均四九%以外はいづれも平均五割以上であり、就中一則田六六%、二則六〇%、三、四、五、六則の五七%、五九%、五七%、五五%といふ高率である許りでなく、前記十二年調査の臺中州下の平均小作料と比較すれば次表の如く最低一%二二、最高九%四六の騰貴率を示してゐる。但し總督府と臺中州との調査方法は必ずしも一致するとはいへないが、同一の下部組織に依つて行はれたものであるから大した誤差がない。これに依つて日支事變以來臺灣米穀移出管理前後までの本島小作料率は騰貴の一路を辿つて來たと證し得られるのである。

第六表　臺中州下小作料率

等則	田（昭和十二年調査） 最高	最低	平均	畑（昭和十二年調査） 平均
一則	七三	五〇	六六	六四・六八
二則	八一	四〇	六〇	五七・四〇
三則	六八	五四	五七	五三・九八
四則	七七	五一	五九	五一・八四
五則	六六	五五	五七	三一・五四
六則	八〇	二一	五五	四八・五一
七則	七五	一五	五四	五二・二一
八則	五五	二八	五四	四九・四〇
九則	七一	一四	五三	四九・六七
十則	五四	一〇	四九	四九・四〇
十一則	四五	五〇	四九	五一・六四
十二則	四六	六四	四四・五三	四八・五三
十三則	五〇	五〇	四八・五〇	四三

備考　臺中州に於ける小作料（昭和十五年度）に據る

論ずる者が如何なる立場を問はず一般に認めてゐるところであるが、若し單に收穫高に對する小作料率からいへば大正元年の水田一、二毛作の平均が五五%三より大正十年は五三%一に低下し、昭和十一年には遂に五〇%を割つて四七%八となつた。即ち內地の小作料率は大正元年頃及び同十年頃は臺灣に比し高かつたが、昭和十一年頃になると却つて臺灣に比し低くなつた此の推移を注目すべきである。即ち內地に於ては一時小作爭議の激化及び昭和二年以降の農業恐慌等の諸原因に基いて最近までは小作料率が漸次低下したに反し、臺灣に於ては大正末期より內地種米たる蓬萊米の普及と之に對抗する優良甘蔗大莖種の水田進出とに相俟つて益々小作料の騰貴を齎らした結果であらう。

第七表　內地小作料率（百分率）

年度	二毛田 普通	二毛田 高	二毛田 低	一毛田 普通	一毛田 高	一毛田 低	平均 普通	平均 高	平均 低
(一) 大正元年	五六・九	五八・二	五四・六	五三・五	五四・七	五二・三	五五・三	五六・六	五三・一
(二) 自大正四年至大正九年(平均)	六六・〇	五七・四	五二・九	五一・〇	五三・三	五一・〇	—	—	—
(三) 大正十年	五五・〇	五七・四	五二・五	五〇・九	五三・三	四八・四	五三・一	五五・五	四九・九
(四) 昭和十一年	四九・八	五二・三	四五・八	四五・八	四八・一	四二・五	四七・八	五〇・二	四四・六

備考　(一)(三)農商務省（四）農林省調査
(二)　帝國農會農業年鑑（昭和十六年版）に據る

更に內地に於ける畑小作料を見るに農林省の調査に依る昭和八年より同十年に至る料率は次表の如く平均三一%三六である。之に對し昭和十二年調査の臺灣西部五州の畑小作料は前表の如く一則から十二則までは最高平均四四%一〇、最低三〇%六四であり、調査件數の最も多い十則畑は平均三四%〇三であるから內地は臺灣より頗る低率である。殊に昭和十五年調査の臺中州下畑小作料に依ると一則より十三則までは最高七〇%、最低二六%にして、七則以上は五則の三九%を除けばいづれも四〇%以上の高率を示してゐる。一般に臺中州下の畑小作料も內地よりは著しく高率となつた事は明かである。他州下に比していくらか高率であるが、最近に於ける臺灣の畑小作料率も內地臺灣と同じく極めて高率である事は既に一般の常識となつたが、民國十九年全國十九省に亙つて取調べた結果分租率は上田五二%四、中田四八%六、下田四五%五であり、穀租率は上田五八%八、中田四六%八、下田四七%であるから、物納小作料に該當する穀租率の中田が平均四六%八を以てすれば內地の平均小作料四七%八よりは却つて幾分低率である。（詳細は天野元之助著「支那農業經濟論」上卷四四六、七頁參照）

第八表　內地畑小作料表

種類	調査府縣數	實收小作料の收穫高に對する割合
米	二六	三一%二八
大豆	三	三一%四四
平均	—	三一%三六

備考　北海道及び沖繩を除く

蠟つて歐洲に於ける小作料を一瞥するに英克蘭にありては一九一八年一%四九にして一八九八年から一九一八年に至る小作料率が平均約一%八二である。なく、蘇格蘭にありては一九一八年一%四九にして一八九八年から一九一八年に至る小作料率が平均約一%八二である。佛蘭西にありては其の小作料が普通農地價格の約三%內外であつて、四%以上に達する事は極めて少く小作料率は約二割四分に該當するのであつて、之を內地小作料率の四割七八厘に比較すれば其の懸隔が如何に甚だしいかが解る。此の點は那須博士が曾て其の著書「日本農業論」に於て之を指摘したところである。

此處で見逃すべからざる一事は、小作料は單に收穫高に對する割合の多寡を以て地主の收入を規定するのでなく、土地及び品種の改良に基く收穫の向上に依つて同一料率でありながら實收小作料が著しく增加する。例へば同じ五割の小作料といつても一甲步の收量が玄米十石の場合と十五石の場合とは地主の取得數量が五石より七石五斗に引上げられたと同樣である。尤も實際の成行は甲當數量の增加に伴ひ地主から小作料引上げの要求に基く結果であらう。今臺灣に於ける甲當收量の推移を見れば明治時代の末期は玄米八石より九石臺の間を往復し、大正時代は同十年までは十石六升以外は概ね九石臺であつた。其の後土地改良及び蓬萊米の普及等の好影響に促進されて甲當數量が著しく向上し、昭和十三年の如きは平均十五石二升餘の新記錄を作つた。

第九表　臺灣米作甲當數量推移表

	石		石
明治四十二年	九・三七六	昭和六年	二・四四八
大正二年	一〇・〇五九	同十二年	一三・六一七
同五年	九・五六〇	同十三年	一五・三五五
同十年	九・七四三	同十四年	一四・一七七
昭和二年	一一・四三八	同十五年	一三・〇〇一

備考　總督府米穀局刊行「米穀要覽」に據る

今明治四十二年の甲當收量の指數を一〇〇とすれば昭和十三年が一六二となり、昭和十五年の如き凶作年度でさへ一二八となる。尙前記小作料調查年度の昭和二年の指數を一〇〇とすれば同十二年が一一九、同十三年が一三三、同十五年でさへ一〇五となるから、此の間地主の物納收入數量が之に應

じて増加した事となる。

更に小作料收入の増加を齎らす米價の推移を見るに、先づ明治四十二年より昭和十六年に至る內地米主要市場中米一石の平均相場を表示すれば次の如し。

第十表　內地米價推移表（石當）

年次	價格（圓）	指數
明治四十二年	一二・五四	一〇〇
大正二年	一二・〇一	一〇八
大正八年	四五・四九	三六三
大正十四年	四〇・七一	三二五
昭和六年	一七・七七	一四二
昭和十二年	三二・〇〇	二五五
昭和十五年（公定）	四三・〇〇	三四三
昭和十六年（公定）	四五・〇〇	三五九

備考　昭和十六年の農民より買入價格は一石五十圓なれど奬勵金五圓を差引く

上記の如く明治四十二年の米價指數を一〇〇とすれば昭和六年の如き農業恐慌時代でさへ一四二となり、大正八年の歐洲戰後の景氣沸騰時代の指數三六三を頂上としたが、最近の公定價格一石四十五圓（表面一石四十四圓であるが銘柄の整理で約一石引上げられ地主の手取が四十五圓となる）を以てすれば指數三五一となり、地主の總收入が增加して歐洲戰後の好景氣時代に肉薄した。

更に臺灣に於ける米價の推移を見るに固より內地と同一歩調を辿つて來たが、中にも支那事變後は大體に於て騰貴の一途を辿り之を摘記すれば第十一表の如し。

斯くの如く支那事變の勃發した昭和十二年は蓬萊米一袋平均十圓六十八錢であり、同十四年には十二圓六十七錢に騰貴し、折角臺灣當局が米穀移出管理を以て昭和十四年二期米買入價格を十圓八十二錢に引下げようとしたが、其の後物價騰貴及び作柄の諸影響に依つて上記の如く七回も引續いて其の買上價格を改訂せざるを得なくなり、昭和十六年二期米買入價格が一三六となつた譯だ。

一〇〇とすれば昭和十六年二期米買入價格の指數が一三六となつた譯だ。

之を要するに臺灣に於ける水田小作料率は表面上平均五割見當であり、其の騰貴率が僅少であつても近年來に於ける米穀甲當數量の增加及び米價の騰貴趨勢と相俟つて實質小作料がそれ丈增加し、地主の收入も著しく增大した事は爭はれない。

第十一表　島內米價推移表（百斤袋當）

昭和十二年	一〇・六八（圓）	昭和十五年一期米買入價格	一三・七六（圓）
昭和十三年	一一・三五	昭和十五年二期米買入價格	一三・六四
昭和十四年	一三・六七	昭和十六年一期米買入價格	一四・二三
昭和十四年二期米買入價格	一〇・八二	昭和十六年二期米買入價格	（一四・三九）
改正	（一一・四八）	改正	一四・六一
再改正	一三・七三		

備考　昭和十二、十三、十四年は米穀移出管理以前の臺北州三等蓬萊米基隆、高雄渡の相場を平均したもの、昭和十四年二期以降は米穀局發表の買入價格、括弧內の價格は改正のため實施せず、但昭和十五年一期からは包裝代を含まざる價額に付麻袋代六十二錢を加算し昭和十六年一期からは七十二錢を加算す

五　農民運動

臺灣農民は平素頗る從順純朴且つ勤勉にして地主を頭家と尊稱し、俗に「無頭家無佃戶」といつて頭家あつての佃戶であると考へられてゐるから、從來の小作慣行が不良を極めてゐるにも拘はらず容易に組織的農民運動を發生するに至らなかつた。大正の末期となり內地及び海外に於ける社會思想の流入と島內に於ける文化の向上に促進されて漸く各種社會運動が擡頭し、就中大正十年十月組織した臺灣文化協會は臺灣に於ける本島人の社會的政治的解放を目的とし、民衆運動を活潑に展開する事となつた。

之に刺戟されて大正十三年五月林本源製糖會社の甘蔗採取區域に屬する臺中州北斗郡二林庄に蔗農組合が組織せられた。同組合が翌十四年の甘蔗收穫期に林本源製糖會社に對し

（一）甘蔗買收價格の刈取前發表
（二）甘蔗計量の立會（會社計量の不正確を阻止するため）
（三）甘蔗買收價格の引上げ及び給與肥料代の引下げ（いづれも隣接他會社に比し頗る不利なるが故に）

との三項目の實行を要求した。之が臺灣に於ける最初の近代的農民爭議である。會社側は斯かる要求に應ぜずして例年の

如く苦力を派遣し蔗園に入つて刈取に着手せんとしたが、農民と苦力頭及び護衛警官との間に衝突を惹起しこれがため五十餘名の組合員は業務執行妨害、公務妨害、傷害罪及び騷擾罪として檢擧され、遂に懲役の判決を受けたのである。

續いて大正十四年十月鳳山小作人組合の團結に依つて臺灣に於ける農民運動が漸く組織化の第一歩を踏出した。其の動機は高雄州鳳山に於て陳中和物産會社が其の所有地七十甲歩を新竹州よりの移民五十餘名に小作せしめてゐたが、此の土地を姉妹會社たる新興製糖會社の直營に移管するため昭和十四年六月突然小作地を返還するか、若しくは米作を廢止して蔗作に從事すべき事を通告した。此の問題を契機として當時教員を退職した簡吉が乘出して此等の小作人を中心として同組合を設立する事となつた。

翌十一月鳳山農民組合と改稱し、島内各地方に共鳴者を募つたところ翌年臺中州下に大甲農民組合、臺南州下に竹崎農民組合、曾文農民組合等が設立せられたので、此等を統制するため大正十五年六月臺灣農民組合を組織し、本部を一時鳳山に置いたが、同年十二月臺南州曾文郡麻豆街に移し、昭和二年十一月更に臺中市に移轉した。其の後各地に設立せられた支部と連絡して巡回講演を試み盛んに組合員の獲得に奔走した。

昭和二年同組合の幹部簡吉と趙港が農民無斷開墾地の退官者拂下問題及び竹山に於ける竹林の三菱拂下問題等を提げて上京し、それを帝國議會を始め朝野の人士に訴へたが、東京に於て解散前の勞農黨の實際運動を見學し、同時に福本イズムの信奉者となつた。此の影響を受けて其の後の農民運動は内地の日本農民組合の手法を學ぶところが多かつた。

昭和二年十二月臺中市に於て第一回全島大會を開催し、耕作權確立、小作料減免、立毛差押立入禁止反對、生産物資管理權確立、土地は耕作者に拂下ぐべし等の議案を提出して頗る氣勢を擧げた。昭和三年同組合の華やかなりし時代は組合員二萬四千名内外、各地の支部二十七の多きに達したので、高雄、臺南、臺中、新竹州に州支部聯合會を置き其の州下の支部を統轄した。昭和三年十二月開催の第三回全島大會に於ては其の主張が著しく小兒病的左傾を爲し、國際帝國主義打倒等の如きスローガンを掲げたため、遂に當局の彈壓を受けて漸く凋落した。昭和五、六年治安維持法違反の廉で其の幹部が數回に亘つて悉く檢擧され、各地方の組織が全く崩壞するに至つた。

以上の如く臺灣に於ける農民運動は先づ對製糖會社問題から發生し、續いて退官者及び特權階級に對する土地拂下問題に展開し、最後となつて對地主關係にまで發展した事は外地臺灣の特質として注目に値ひすべき現象であらう。

六　小作改善事業

臺灣に於ける小作改善事業の發端は明治四十一年舊桃園廳長西美波氏が該地方の小作期間が不定且つ短期であるため小作人の生活が安定せず、加ふるに中間者が介在して地主小作人双方より不當利得を取得するを見て、桃園廳農會をして其の改善事業を實施せしむる事となつた。其の後廳長の交迭に伴ひ數年を出でずして折角小作改善に第一歩を踏出した事業を中絶するに至つた。

大正九年總督府殖産局に於て農業基本調査を開始し、小作慣行及び耕地分配經營調査を施行した結果、臺灣に於ける小作制度が農業の發達を阻害する事少からざるものあるを發見し、之が改善の必要を認むる事となつた。大正十一年臺南州新營郡が率先して試みに小作改良事業に着手し、郡下各街庄に地主小作人の協調團體たる業佃會を、郡に其の聯合業佃會を組織し、該團體をして小作慣行の改善、紛爭の調停、其の他地主小作人間の協調融和の施設を爲し以て農産の增殖を圖らんとして努力する樣になつた。之に依つて當局に於ては斯かる業佃協調運動が臺灣小作問題の對策として最も適切なりと認めたので昭和二年より始めて總督府の方針として豫算を計上すると共に全島に此の種の團體を普及せしむる事に決定した。

斯くて總督府殖産局に於ては昭和二年七月小作制度改善事務に從事する職員（臨時職員設置制に基く定員）として技師一、屬一、技手一名を設置して街庄業佃會、郡聯合會の設立助長及び指導監督に當らしむると共に、將來の小作問題に關する對策調査を爲さしめて來た。昭和十四年に至り非常時局下に於ける小作改善事務擴充强化の必要と米穀管理事業の實

施に伴ふ小作問題の推移に對應するため、總督府官制改正に基き事務官一、屬一、技手一名の外、地方廳に地方官制改正に基き地方技師五、屬八名をそれ〴〵增員した。

尙總督府よりは昭和二年から同八年まで業佃會設置の地方に對しては補助金を州又は州農會に交付し、州又は州農會より之を一團體每に每年千二百圓、三個年間繼續補助する事となつた。

斯くの如く總督府の奬勵に基き、臺北、新竹兩州下に於ては昭和二年以降順次各郡下に街庄業佃會及び郡聯合會の設立となり、臺中州に於ては他州より幾分遲れて昭和四年より郡單位の興農倡和會を設立し、各街庄に支部を置き、臺南州に於ては業佃會の名儀の外に或は農業組合又は農事改良組合の兼業として、高雄州に於ては農會支部の兼業として各小作改善事業に乘出す事となつた。之に依つて設立されたる小作改善團體は昭和十五年末に至り市街庄單位が八十四、郡單位が四十九、合計百三十三團體となつた。各州別團體數は次の如し。（東部及び澎湖廳は未着手）

臺北州	四八	新竹州	五一	臺中州	一三	臺南州	一二	高雄州	九	合計	一三三

此等小作改善團體の活動分野を見るに其の第一步として先づ從來の口頭契約を證書契約に改むると共に契約期間を五年又は六年以上に定めたが、斯かる證書契約は昭和五年の件數五萬九千四百十件、契約土地面積八萬七千九百三十五甲から昭和十五年に於て件數二十三萬四千三百十三件、契約土地面積三十三萬六千四百五十五甲に上り、此の間件數約四倍土地面積三倍八分六の增加を來した。而して昭和十五年の小作地總面積が四十六萬三千八百二甲であるから、證書締結割合が七二%五四となつた。

第十二表　證書契約締結狀況

州別	小作地總面積	證書契約面積	同上割合	締結件數	締結人員 地主人	締結人員 小作人
臺北州	六〇、三〇五甲	三九、二六六甲	六五・二%　二三、七七六	一三、八四七	一九、三四九	
新竹州	一〇一、六〇七	九三、一九六	九一・七二	三九、四五五	三〇、五三七	三四、八六七
臺中州	一〇三、四九九	五八、三九三	五六・四二	五一、二一七	一七、二一八	三七、三八〇
臺南州	一二八、八三四	九五、八八三	七四・四二	七三、〇四八	二六、九三五	六二、〇五六
高雄州	六九、五五七	四九、七一七	七一・四八	四六、八一七	一二、七三〇	三九、九九三
計	四六三、八〇二	三三六、四五五	七二・五四	二三四、三一三	一〇一、二六七	一九三、六四五

備考　小作地總面積は昭和十四年四月一日現在、基隆市を含まず、總督府殖產局刊行本島小作改善事業成績概要昭和十六年版に據る

次に小作紛爭を生じた場合は各小作改善團體の規程に基き團體の調停を受くる事となり、而して其の調停に關し二級制團體の場合は先づ街庄の小作調停委員會又は理事會に於て調停し、郡聯合會に於ては街庄團體の手で不調となつたもの、又は重大な紛爭に就て調停する事となつてゐる。單級制團體にありては先づ支部に於て調停し、支部長に於て適當と認むる時は調停委員會又は理事會を開催せざる場合もある。今過去に於ける紛爭調停狀態を見るに、昭和四年より同十五年まで八一七九件の內、成立七八六九件即ち九六%の好成績を示し、不成立二八〇件、未決は三〇件しかない。尙昭和五年より昭和十五年までの每年紛爭件數を見るに、昭和五年六一六件、同七年九二九件、同七年八四六件、同八年九二〇件、同九年七一九件、同十年六六六件、同十一年四八三件、同十二年三六七件、同十三年二四一件、同十四年二九三件、同十五年一五〇二件、合計七、五八四件となる。即ち昭和六年より同八年迄の農村不況時代がいづれも八百餘件乃至九百餘件に上り、爾來農村景況の恢復につれて漸減し、日支事變後の昭和十三年の如きは僅か二百四十一件しかなかつた。ところが昭和十五年に千五百二件といふ最高記錄を示し、就中其の過半數の八百三十七件は小作料の一時的減額及び三百十五件は小作料の永久的減額並びに百十六件は小作地の返還にして、蓋し凶作、勞賃騰貴、米穀移出管理に依る米價格安等の諸原因が相錯綜した結果に基くものであらう。

更に昭和五年より同十五年までの紛爭內容を見るに、總紛爭件數七千五百八十四件の內、小作料一時減額が筆頭の千六百七十三件であつて、之に小作料滯納千百七十六件及び小作料永久減額四百五十一件を加算すれば三千三百件となり、小

作料中心の紛爭が總件數の約半數の四九%に當る。尙中途解約千百三十九件、小作地返還四百三件、合計千五百四十二件にして、總件數の二割强に當るのであるから、上記五原因を以て總件數の七割を占むる事となる。斯くて臺灣に於ける小作問題の核心が依然高率小作料及び小作地不安定の二項目に外ならない事を知り得るであらう。

第十三表　原因別小作紛爭件數

原因別	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十三年	昭和十五年	自昭和五年至同十五年
	件	件	件	件	件	件
小作料一時減額	一二三	一九二	三三	六二	八七	一、六七三
小作料滯納	一一七	二四一	一二〇	三九	四七	一、三七六
中途解約	一三九	二〇一	六二	二八	一九	一、一三九
小作料値上	三六	三五	四〇	四	三一五	四五一
小作料永久減額	五	四	—	一三	一一六	四〇三
小作地返還	七	七	八一	一〇	二	二五〇
補償金賠償金	四五	二	一七	二三	二	一八六
契約更新	二九	一四	一三	六	三	一六四
所有權移轉	四	三三	一九	三	一	一五七
小作地水利關係	一四	三五	七	三三	三	一〇七
其他	一一七	一一〇	九〇	二四一	一、三〇三	七、三八四
合計	六一六	九二〇	四八二			

備考　總督府殖産局刊行本島小作改善事業成績概要昭和十六年版に據る

次に各小作改善團體は地主小作人の協調施設を指導奬勵して頗る好成績を擧げてゐる。其の施設事項は左記の如し。

地主小作人懇談會又は慰安會

(一)　小作人農作物競作會又は農産品評會

(二)　農事講習會開催、農事經營指導、農事視察奬勵補助

(三)　愛佃施設奬勵指導

(四)　試驗田園設置又は共同耕作奬勵

(五)　農繁期託兒所設置

(六)　農村實行小組合設置經營

(七)　耕地分合交換又は共業地整理

(八)　綠肥栽培、堆肥豚舍建設及び堆肥品評會奬勵

(九)　防風防砂設備奬勵

(十)　改良農具及び種苗樹苗共同購入

(十一)　籾乾燥場設置奬勵

(十二)

一般地主に於ても之に刺戟されて各種愛佃施設を爲すものが續出し、主として小作人慰安會、競作會、改良豚舍、堆肥舍建設奬勵、耕作資金、肥料代及び公租の融通、深耕犁其の他改良農具購入補助、優良小作人表彰等の事項を實施する事となつた。昭和九年七月一日現在に於ては愛佃施設地主數三百三十五名、關係小作人一萬四千九百五十五名、關係小作地面積二萬六千七百八十二甲であつたが、昭和十四年十月一日現在に於ては愛佃施設地主數三百十五名、關係小作人一萬一千二百三十八名、關係小作地面積二萬二百二甲にそれ〳〵減少した。

從來の業佃協調運動は上記の如く幾多見るべき成績を擧げたが、固より地主小作人間に於て自然發生的に生じたものでなく、全く地方官吏が中心として推進して來たのである。最近總督府が補助金を廢止すると共に當局の奬勵熱も漸く減退し、殊に昨年來小作紛爭が著しく增加して來たから、此の種の運動も其の限界に達し、今や新しく展開せねばならないで

あらう。

七　小作問題改善の方向

上來述べて來た如く、臺灣の小作料は內地及び支那よりも却つて割高であるから、斯かる高率小作料が一般農民に對する重壓となり、延いては農業の再生產過程に於て其の生產力の發展を阻害しつゝあるは明かである。幸に臺灣は亞熱帶に屬してゐるから、農民の被服類の支出負擔が內地程多くない上に、光と熱の恩惠を受けて、水田ならば一個年に水稻の二期作及び一期の裏作（小麥、亞麻、蔬菜、甘藷の類）が行はれ、殆ど農閑期といふものがないため高率小作料に耐へ得る底力を持つてゐる。然し臺灣の農民は決して一般に想像してゐる程、そんなにユトリがあるとは思はれない。總督府殖產局の調査に依れば、昭和三、四年に於ける米作小作農十一戶（耕作面積平均三甲二七）の一個年平均所得五百七十圓に對し家計費六百九十五圓にして差引百二十五圓の不足を來してゐる。尙昭和九、十年に於ける甘蔗收支經濟調査に依れば、二作田早植甘蔗の小作農家六戶及び二作田晚植小作農家五戶の收支經濟は前者の缺損三戶、利益三戶、後者の缺損四戶、利益一戶しかなく、而も其の缺損額が平均一戶百三十二圓四十錢に對し利益額平均一戶八十二圓六十錢を示してゐる。（昭和十三年刊行甘蔗收支經濟調査に據る）尙總督府殖產局の調査に依る農家負擔に依れば、昭和八年十一月十五日現在が平均一戶四百十圓五十七錢（調査農家戶數三七、五四三戶）であつたが、昭和十五年十一月十五日現在が平均六百四十四圓十八錢（調査農家戶數五、二七一戶）に增加し、內地に於ける一戶平均農家負債推定額五百圓內外より多額である事は明かに農村の窮乏を物語つてゐる。（昭和十年及び同十六年刊行農業金融調査に據る）

支那に於てさへ民國十六年來各地に於て減租運動が展開され、就中浙江省に於て所謂「二五減租」問題が最も有效に實行せられたといふ。「二五減租」とは收穫の五〇%を最高小作料とし小作農は最高小作料より二五%を減じた額を納租する事を原則としたが、地主の反對に逢ひ民國十八年雙方會合して平均收穫量の三七%五を小作料額と修正した。其の後省黨部と省政府との間に意見の齟齬を來し延いて此の減租政策も次第に衰退期に入る事となつた。

臺灣に於ても斯かる高率小作料を引下げる必要あるは夙に識者の認むるところである。ところが從來小作改善團體は大正十三年內地に施行した小作調停法の如き法的背景さへなく、其の活動分野を見るに、最も根本問題たる小作料の是正に關しては殆ど大した寄與を爲してゐない。勿論口頭契約を證書契約に改めたり、小作期間を延長したり、小作紛爭を調停したり、又は地主小作人間の共同施設を爲したり、更に進んで地主の愛佃施設を奬勵したりして小作制度の改善に少からざる效果を擧げたが、此等の協調團體は其の性格として積極的に小作人の耕作權を擁護したり、又は小作料の適正化を圖るだけの權能なきは爭はれないのである。ところが支那事變以來各種農產物價格の騰貴に促されて小作料が稍々もすれば騰貴の傾向があり、之に對して政府としては一般物價統制の完璧を圖るため小作料をも統制する必要に迫られた。即ち昭和十四年十二月五日國家總動員法第十九條に基き、勅令八百二十三號を以て小作料統制令を實施し、內地に於ては同年十一月一日より、本島に於ては十二月十八日より之を施行すると共に、府令を以て其の施行規則を公布する事となつた。之に依つて州知事若くは廳長の許可以外は、貸主は昭和十四年九月十八日に於ける小作料を超えて借主の負擔增加となる變更を爲す事が出來なくなつた。

然しながら、此の統制令を以て抑壓した小作料は金納（畑地は大部分金納制）なら兎も角、小作米の數量が一定されながらも米價の引上に伴つて事實上小作料の引上げとなる。現に昭和十五年一期米の買入價格臺北蓬萊米一袋十二圓七十六錢から三四回の引上げを爲し同十六年二期米に於ては遂に十四圓六十一錢となつたのである。其の上昭和十六年二期米からは米作農民の自家用米を差引いた供出米に對し一石二圓（內地一石五圓、朝鮮三圓）を交付する事となり、其の趣旨は米作生產費膨脹に對する補助を意味するものである。斯くの如き米價公定を以て其の騰貴を抑壓せねばならない現階段に於ては、小作料の騰貴を防ぎ、且つ米價引上に依る農民の收入增加を圖るには、須らく物納小作料より金納に改革すべき客觀的條件が既に具備したのである。殊に臺灣にありては米穀管理を强化するため、昭和十五年一期米より早くも農民の

自家用米を除く一切の賣出を全部米穀局に於て買上げる事となり、從つて小作人は地主に對して既に物納より全部代金納に變貌する事となつたから、此の際金納小作料に引直すには絶好の好機會といへよう。

最近の動向としては昭和十四年臺灣移出米管理が實施されて以來、島内に於ける米價が内地販賣價格に比し一石五六圓も格安に公定されるに反し、肥料高、勞賃高及び高率小作料に伴ふ生産費の增加に基いて米作の採算が著しく惡化した。就中勞賃高の最大原因は、日支事變の深化に依る臺灣工業建設の進展及び各種工事の勃興に依つて各方面に勞力の不足を齎し、斯くて小作地の返還が漸く風を爲し、昭和十五年の如く其の件數が激增したのである。此の結果小作料引下げの要求が續出し、中には肥料不足等の關係で此の風潮に便乘したものも少くない。地主としては、兩三年來の不作と小作人が各々自家用米を保有し、且つ肥料代其の他の諸負擔を米穀統制團體及び産業組合に於て優先的に差引けば、到底現在の小作額を契約通り完納する事が出來なくなつた事情に鑑み騰貴の一途を辿つて來た小作料を事實上漸次引下げざるを得なくなつた。尚臺中州等の如く、當局に於て比較的に不利な甘蔗との輪作を奬勵するため、地主が小作人の農業放棄を阻止するには小作料の引下げを餘儀なくさせられて來た所もある。

上述の如く臺灣に於ける小作問題の核心は高率小作料の是正にある事は明かであるから、今後の應急對策としては現在の代金納より金納へ改革すべきであると共に小作料の適正化をも圖るべきであるが、所謂適正化の基準に關しては今之を詳論する事を差控へたい。更に進んで其の根本對策としては小作法の如き實體法を施行し、以て小作協調團體の法的根據を整備すべきである。此等の問題に關し總督府當局が全島に亙つて速かに適切妥當な方策を樹立し、折角此の好機を逸せずして一日も早く農政上の一大革新を斷行すべきである。（陳逢源）

第六章　構成から見た臺灣勞働力の社會的性格

——臺灣工業と勞働力の發達——

はしがき——工業勞働力の一般的性格と發達の指標（臺灣勞働力の量と質—勞働力發達の一般的指標）——工業の發達と勞働力の構成並にその社會的基礎（業種別構成—性別構成—出身地別構成）——結論

第一節　はしがき

臺灣の經濟は、從來その構造上の外地的性格の故に、自己の勞働力を正常に發展せしめ得なかつた。正にこの事は、今日臺灣經濟がその外地的性格より脫却し、その經濟的基本構造を工業化の方向へ轉換せしめんとする際に於ける大なる障害となつてゐる。

勿論從來は兎も角、今日の臺灣の工業勞働力は、その量的方面に於ても著しい發展を見、且つ質的方面に於ても一律に外地的、農本的として規定しうる程、單純な性格のものでもない。臺灣の工業勞働力の構成自體の中に、近代的化學工業の樹立過程自體の中に、極めて舊い要素の中に、生々とした新しい近代的要素の漸次的成長の諸契機の包藏されてゐる事實を明かに看取することが出來るのである。

だが問題の重點は、臺灣の工業化發展のテンポの要請に即應して、この量的にも質的にも立遲れにある勞働力の近代的勞働への轉換、再編成へのテンポを、如何に一致相應せしめて行くかにある。

これが解決こそ、今日の臺灣の工業化計畫を現實的な地盤の上に樹立し、その發展過程の促進を約束するための最大の契機なのである。蓋し產業の基礎構造の工業化への轉換は、當然にこれが構造の基本的部分である生產關係自體の再編成したがつてまた、工業勞働力の再編成の確立を基底とすることなくしては不可能であるからである。即ち近代的生產機構にあつて必要なる諸價値を作出するものこそは、勞働の精神的・肉體的創造力以外の何物でもなく、かかる勞働力の量的並に質的兩部面における確保のための對策が立遲れる事なく樹立されずしては、如何に工業化が叫ばれ、工業が誘致され物質的設備が完備されようとも、（否寧ろ工業を誘致することさへ不可能な場合が考へられる）現實的な生產的效果は之を期待することが出來ないであらう。

既に臺灣產業の工業化への轉換が叫ばれて以來、勞働力の量・質的確保の緊急性が課題とされてゐること久しく、且つこの爲の諸對策の考究が絕えず續けられてゐるのにも拘らず、（勞務需給組合、勞務需給協會、勞務協力會等の勞働力供出並獲得機關の設置—各州、地方工業徒弟養成機關制度の部分的確立—高雄州、各種勞務統制法制の整備）依然として勞働力の問題が、今日の工業化途上に於ける一つの大きな惱みとして低迷して居る事實は、勞務問題に關しても最早現在のやうな對策の限界に止つてはならない事を、所謂戰時經濟體制の一段の促進に呼應して新たなる構想の下に、計畫的な科學的調査と、强力な勞務統制の一段の促進が計られなくてはならない事を物語つて居る。

臺灣の勞働力の源泉池が過去に於て農村であつた如くに、今後も唯一最大な供給源泉池は農村であらねばならない。だが從來豐富と稱されて居た臺灣の農業勞働力も、現在では戰時下食糧增產の要請と工業化遂行のための大量的供出の要請の前に、漸く不足が告げられつつある。その意味するところ必ずしも判然としないが、「農業勞働の中心を女子勞働へ移行さすべし」（「臺灣の勞働力不足とその對策に就て」一〇頁、讀賣新聞臺北支局）との極論さへ見るのである。從來臺灣に於ては、農業勞働への婦女子の動員が極めて少かつたのであるが、即ち「……本島婦人は、一般に手先が器用で家庭內でする仕事を好む。これは、福建婦人は皆纏足をして居た爲め外出する事なく、家庭內で針仕事をして居た遺習であるが、廣東婦人は斯かる習慣がなかつたので步行が自由で力仕事もするふのは、廣東婦人を表徵したものと思ふ。」（「臺灣の女工について」臺灣銀行調査、大正八年）かかる舊習の今日尙行はれてゐる狀態に對處して、從來に比較して農業方面へ婦女子をより多く動員すべしといふ意味に於て一應贊しうるのであるが、然し人的勞働力のみを唯一の農業生產力の基礎として、從つて極めて低度な生產能率（內地の六—七割）を以て、兎も角今日までの農業經營を維持發展せしめて來た立前に立ち、これを墨守する限り、即ちかかる人的勞働力を以てのみ農業生產を維持擴充せんとの立前に立つ限り、工業方面への大量的な勞働力の需要を目前にしては、臺灣の農業勞働力の不足は、今後益々甚だしくなるのは極めて當然である。

從つて工業勞働力の創出に對する基本的政策はまた、農業勞働力に對する政策、基本的には農業生產政策との關連に於てのみ、計畫化されなければならないであらう。併しながら工業化政策並に工業部門に於ける生產力の擴充は、一應農業に對する根本的對策の完備を俟つまでもなく遂行されなくてはならないものであるとする限り、當面或程度の農業を犧牲としての、勞働力の供出も蓋し已むを得ないであらう。勿論この際この供出後の對策に遺憾なきを期するため、所謂「農業勞働力に對する」その量と質に關する調査が農業の經營との關連の下に於て遂行されなくてはならない。この方面の調査研究の最も遲れて居る臺灣では「農業勞働力」の調査研究こそ緊急な課題である。本稿は之が課題に對して、全部的な解答を試みたものではない。ただ本島に於ける工業勞働力の生成發達の史的過程を檢討することによつて、これの歷史的な社會的地盤を追求し、以て農業勞働との密接不可離の社會的關係にあることを明かにし、特にかかる勞働力の發達段階にある臺灣に於ては農業勞働の特質の究明こそ、今後の勞働力創出の地盤を提供するものであるとの結論に具體的に到達するに至つたまでに於ける調査過程を一應整理し、結論付け、次への調査——農業勞働力調査——への、序論的準備を用意せんとしたものである。

第二節　臺灣勞働力の一般的性格と發達の指標

一　臺灣勞働力の量と質

臺灣經濟への內地經濟への從屬的依存關係——此處よりの農業加工品と內地よりの食料品以外の一切の生活必需品並に其他の生産財との交流過程を通じて實現されるところの、所謂本國經濟と外地經濟間の特別利潤供出關係——領臺以來四十有餘年間の久しきに亙る、かかる農業經濟より工業分化の停滯的狀態の持續は、極く最近まで臺灣に於ける工場勞働力の量的・質的發展をも當然に著しく停滯的ならしめざるを得なかつた。昭和六年の滿洲事變を契機とする我國の軍需工業擴充の要請に基く外地經濟開發への要望、昭和九年七月の日月潭水力發電所の完成等を轉機とする工業化の提唱を見るまでは、尙「製糖、製茶、製腦等の如き現地工業の外、見るべきものなし、是れ臺灣の事情上當然の事にして、積極的に保護奬勵の必要なく、內地工業品の消費地として存置せしむるを適當とす。」（「臺灣植民發達史」一九二頁、東鄕實著、大正五年）といふ見解は、外地臺灣の經濟的地位に關する最も代表的なものである。

その故に最近までに於ける臺灣の勞働者とも云ふべきものは、一切の勞働者をも含めて漸く十八萬內外、この中工場勞働者數に至つては十二萬內外を推測し得るのみである。

右の推定の基礎は次の通りである。

工場勞働者　九七、二一七　（昭和十三年以降の推定增加數字を加算すれば、約十二萬內外は妥當と思はれる。）

（右は昭和十三年度「工場名簿」總督府殖産局編による。）

鑛業勞働者　二八、七八四　（最近の他の調査によれば、炭坑勞働者のみにて約二萬人が——詳細は略す——報告され、之に他の鑛業從事勞働者を加算すれば、約四萬と推定し得る。）

（昭和十三年度「勞働調査結果」同殖産局による。以下同じ。）

交通勞働者　七、九〇八

官營交通事業　六、六六〇

官營工場勞働者　二、六三六　（他の調査報告によれば、專賣工場のみにて二、五四八、（十二年七月）其他鐵道工場一、四〇二、其他二五〇を加算すれば、當時既に四、二〇〇人に達すると思はれる。）

官營通信　二、二二三

驛丁及腦長　八、四六二

（右は「調査資料蒐錄」第二輯、四九八頁、臺灣銀行）

計　一五三、八九〇

右は所謂自由勞働者—苦力（主として高雄、基隆を主とする港灣荷役に從事するもの。）並に各産業に於ける昭和十三年度以降の推定增加數を加算すれば、十八萬人內外を推測出來るのである。

大正四年當時に於ける勞働者四萬九千九百十六人（大正四年十月の戶口調査職業人數中の職工其の他と稱する項による）に比較すると、約二十五年間に三・六倍の增加を見ることが出來る。この增加趨勢は決して著しいものと云ひ得ない。而して本島總人口約五百七十四萬六千人中、農業從事者が百四—五十萬人（昭和十四年度農家人口は二百八十九萬六千人であるが、この中現實の農業從事者は約この半數と推定しうる）を占めるに比し、勞働者の比重は極めて僅かである。

勞働力發展の停滯性は、その量的發達の著しい低位性に見られるのみならず、その質的方面にも之を見ることが出來る。所謂外地的・農本的性格なる言葉をもつて表現されてゐる質的低位性は、今日に於ける工業勞働力の構成自體の中に極めて明瞭に看取することが出來るのである。

次表の數字は「昭和十三年度末現在に依り動力若くは五人以上の職工を使用する設備を有し、又は常時五人以上の職工

を使用する工場よりの報告により作成した工場名簿」（殖産局編）による。

種類	工場數	職工數 男	職工數 女	職工數 計
A 食料品工業	五、四八九	三二、六七六	二三、一三	五五、一三
A 窯業	六五六	八、二一〇	二、二六七	一〇、三七七
A 紡織工業	八〇	一、二一〇	二、三六七	三、五三七
A 製材製品	四〇六	二、九八六	二九九	三、二八五
A 印刷製本	二〇〇	二、一四三	二九五	三、二三七
A 其他の工業	四五五	二、一九七	五、九一八	八、一二五
A 小計	七、二八八	四九、九八一	三四、三五八	八四、三三四
B 機械器具	二九六	五、一一〇	三六	五、一四六
B 化學工業	五九	四、〇二八	一、〇一七	五、〇三五
B 金屬工業	三三四	二、三二七	一八〇	二、六九二
B 小計	八八九	一二、六四五	一、二三三	二三、八七三

織の三分六厘、製材製品、印刷製本の各々約三分の順位である。

Bグループは、僅かに全工場勞働者數の一割三分を占めるに過ぎず、即ち機械器具工業、化學工業の各約五分、金屬工業に至つては最低位の二分八厘を占めるに過ぎない。

既述の如く右の二つの範疇は、工業本來の一般的性質に基くものであつて、現實の臺灣について之を見る場合、それぞれの各業種の構成内容が問題となる。即ち機械工業と雖も大部分は小規模のものが多く、前記二九六工場中、大工業ともいふべきものは僅かに五工場を擧げ得るに過ぎない。「原動機製造業」中に一工場、（中田製作所—臺北）「農業用機械器具製造業」中に一工場、（武智鐵工所—高雄）「食料品製造加工用機具製造業」中に一工場、（臺灣鐵工所高雄工場—本島最大のもの）、造船業に一工場、（臺灣ドック—基隆）「其他」中に一工場、（前田鐵工所—臺北）其他三〇名—五〇名までのもの一六工場、五〇名より一〇〇名未滿のもの一八工場、以上中工場ともいふべきもの計三四工場、殘りの二五七工場は三〇名以下の小工場で、その大部分は鍛冶修理工場である。

又金屬工場について云へば、全工場一三三工場中百人以上の大工場は、櫻井電氣鑄鋼所、（臺北）東洋製罐、（高雄）臺灣電化、（臺北）日本アルミ、（高雄）其他花蓮港方面に日本アルミ、東邦金屬の工場。其他、中工場ともいふべき三〇名—五〇名未滿が七工場、五〇名以上—一〇〇名未滿は二工場、他の一二〇工場は全部三〇名以下の小工場である。

右の二工業について「臺灣の工業」（總督府殖産局編）は「……其の大半は本島特殊たる製糖機械器具の製造及修理、鳳梨罐詰罐の製造を除けば、未だ本島人常用の農具鍋釜等を生産するに止まり、新式機械及精密機械などの製作は内地に委託せねばならぬ現狀である。」從つて其の技術熟練の程度も推測出來るのである。

化學工業全工場四六〇工場中、大工場はパルプ製紙工業中に三工場、他二工場を數ふるのみ。三〇名—五〇名までの工場一〇工場、五〇—一〇〇未滿一四工場、計二四工場、殘り四三〇工場は小工場である。「石鹸及化粧品製造（大部分は白粉で而も臺灣白粉）」、「植物性油製造」「製紙業（竹製粗紙）」が大部分を占める。特に植物性油製造は二〇七工場を數ふるが、大工場なく、中工場は僅かに二工場（杉原產業—大豆油・粕、高雄、臺灣油脂工業株式會社—蓖麻子油）に過ぎない。他は全部小工場で、大部分は落花生油工場で「落花生を莢付の儘一旦炒熱し、之を篩で選別し蒸熟して壓搾する。壓搾機は凡て在來型楔式壓搾機で、水壓機、エキスペラー等を使用してゐる工場は全くない。」等々。

右は所謂Bグループ工業の臺灣的性格を——從つてまた此處に働く勞働力の質的性格を極めて明瞭に物語つてゐる。

而も此處までに到達した勞働力の史的過程といふべきものは、極く最近の三—四年間を除いては、そのテンポに於て實に極めて緩慢であつた。

その故に之れ等の勞働力は、曾ては比較的容易に、且つ低賃銀をもつて（「從來本島の勞銀は多く低廉に失するを以て……」「臺灣に於ける勞働力の需給について」大正九年六月）獲得することが出來たのである。そして作業の短期間で熟練を必要としない砂糖、鳳梨罐詰、籾摺業等の食料品工業を中心とする農產加工業の跛行的な發達は、臺灣の勞働者の大

部分をして、近代的賃銀勞働者として自らを形成せしめることなくして、僅かに農閑期を利用する農業からの出稼勞働者に、即ち下半身は農民に過ぎない狀態を長い間持續せしめてきたのである。專らかかる勞働力に、且つ又部分的には對岸からの所謂季節的移入勞働に依存してきた臺灣の工業が、常に農業との關係に於て「勞働力の爭奪關係にあるのではなく、農業と工業とは勞働力に付ては相互利用關係にあつた」（「臺灣の農業勞働力問題に關する一考察」石橋俊治―食糧經濟第七卷第十一號八九頁）といふ事も一面の眞理であつた。

だが反面に於て勞働力がかかる量・質的限界に止まつてゐるが故にこそ、同一の原因がまた、常に過去の歷史に於いて勞働力の不足が訴へられる原因ともなつてきてゐるのである。即ち彼等が土地から切り離されない勞働者であるが故に、其處に何か一つの事業（大規模な土木建築事業或は工場設置等）を設置せんとする場合、それが農閑期と一致しない限り、勞働力の不足を生じるのである。過去に於て勞働力の不足といふやうに云はれてきたのは、この意味に、即ちかかる臺灣勞働力の性格自體に基いてゐるものと解すべきである。

日月潭水力發電所開發工事は、その大規模な點に於て典型的なものであるが、斯樣な大規模な工事が起ると、平常は圓滑に需給されてゐた勞働力が必ず不足となり、從つてまた賃銀昂騰の現象が隨伴して惹起らざるを得ない。

「……昨春以來財界不況と雖も、吾臺灣にありては日月潭、官佃溪埤圳並に海岸線工事等の完成を急ぐものあり、昨今勞力の不足を訴へつつあり。」（「臺灣の資源と其の經濟的價値」九六頁、福田要著、大正十二年二月）

「就中既に著手したる日月潭水電事業並に近く著手すべき官佃大埤圳の如きは、其の工事の進行に伴ひ漸次勞力の需給を激增すべきは明かなるを以て……」（「臺灣に於ける勞働力の需給について」前揭）

「大正三年以來各種事業の勃興となり、之に伴ふ勞力の需要を激增せしめ、而も之に對する供給不足なりし爲、勞働賃銀は益々騰貴を示したり。」（「臺灣の資源とその經濟的價値」一一〇頁、福田要著）

從つて之等の勞働者の給源地たる農村の生活程度に比較しての勞働賃銀の割高といふ現象を惹起す場合がある。即ち臺灣に於ける勞働賃銀高もかかる條件の下に認識すべきであり、之を以つて臺灣勞働賃銀の一般的な割高を云ふのは當らないであらう。

この間の事情は鐵山勞働者について同樣な事が指摘出來るのである。「臺灣に於ける石炭礦業について」二三の考察」二六頁（臺灣銀行、昭和十五年一月）は次の樣に記錄してゐる。

「……元來本島鑛山勞働者の六割以上は、半農半漁のものにして、炭坑附近の部落より通勤するものなり、教育程度低く舊慣を墨守し、舊正、中元の前後には休業多く、又田植、稻刈の農繁期も同樣事情にて出炭減少するを常とす。」「又移動も頻繁にして、隣接炭坑の賃銀値上げを知り、又切羽狀態の良化を聞けば、收入と安易を求めて之に走り、監督嚴重なれば忽ち逃ぐるが如き日常繰返される處なり。」「而も近年農業の多角經營化と諸工業の勃興に伴ひ、勞働者は著しく不足を告げ、各炭坑間に坑夫の爭奪を起し……」

勞働力のかかる停滯的發達の狀態の故に、昭和十二、三年を一轉機として所謂工業化時代に入ると、勞働力の決定的な不足を表面化するに至つたのである。勞働力の一時的な、季節的な不足から恒常的な、半永久的な不足時代に入つたのである。勿論此の間臺灣は最近四―五年の急速な勞働力の要請に處して、兎も角之に對應するの準備を示すと共に、實際にも要請のテンポに即應して來たのである。

然し問題は解決されたのではない、寧ろ多くのものを今後に殘してゐる。

即ち將來設置されんとする各種の工業は別とするも、（製鐵事業、機械器具工業、造船事業、化學肥料工業、セメント工業、カーバイド工業及利用工業、パルプ工業等――臺灣經濟審議會答申）既に設置され、その操業を眼前に控へて居る全島に亙つての二十有餘の化學・重工業に於ける新たな勞働力の確保を、その量的方面に於ても將又その質的方面に於ても、既存の地盤の中に求めることは極めて至難と云はねばならない。

臺灣に於ける勞働對策の緊急な課題は、この量的にも極めて貧弱な狀態にある勞働力に對處して、如何にして今日の工

業化達成を遺憾なからしめるやにある。

このためには、まづ臺灣産業の全機構分野に於いて、漸く近代的工業化への發足、轉換を見んとしつつある工業勞働力の史的地位を明確に規定付け、この規定關係の中から、將來の勞働力對策の一モメントを發見せんとするものである。

二　勞働力發達の一般的指標

工場數、勞働者數の發展

年次	工場數	職工數	年次	工場數	職工數
大正三年	一、三〇九	三一、八九九	昭和元年	四、四五九	五三、三四〇
四年	一、三三三	二八、五四八	二年	四、七四七	五三、七四九
五年	一、三七一	二四、〇四六	三年	五、一八二	五八、七七七
六年	一、四九三	二八、三三七	四年	五、八七〇	六二、八七七
七年	二、二四四	四〇、〇〇五	五年	六、一二八	五八、三三〇
八年	二、四二四	四〇、七二七	六年	六、〇四四	五七、七六〇
九年	二、六九五	四八、四九六	七年	六、二九二	六二、〇八九
一〇年	二、八四一	四五、〇四二	八年	六、六一八	六四、七四五
一一年	二、七九一	四〇、三五二	九年	六、七七六	六六、七三九
一二年	三、〇二七	四二、二四七	一〇年	七、〇三二	六八、七七三
一三年	三、四六一	四三、六三三	一一年	七、八八一	八一、二八九
一四年	三、八八三	四八、四六四	一二年	八、一七五	九七、二一七

（日月潭完成後の四ケ年）　（滿洲事變後の四ケ年）

本表は動力若くは常時五人以上職工を使用する設備を有し、又は常時五人以上の職工を使用する工場に付き調査せるもの（「臺灣商工統計」殖産局）

工場勞働者數の趨勢はまた工業發展の趨勢を如實に指示する。領臺以後、大正初期までの工場並に職工數の趨勢を見るべき統計がないので之を明かにするを得ないが、大正三年には工場數一、三〇九、職工數二一、八五九人を數へてゐる。之等の大部分が食料品工業であり大正三年當時食料品工業工場數八一九、職工數一六、六四一、就中製糖業は「……領臺當時すでに製糖法は極めて幼稚ながらも工場は千百餘を數ふるに至つて居た。」（「臺灣」三六一頁、武內貞茂著）其の他の工業は見るべきもののなかつた事は明白である。（「其他、製紙、製藍、機織、製油、製帽、竹細工等多種の工業ありと雖も、大體舊式の製造方法に依り未だ大なる發達を見るに至らず。……」「臺灣植民發達史」二三二頁、東鄕實著、大正五年）

大正七、八年頃までは、その發達のテンポが極めて緩慢である。大正七年に至つて工場數二、二四四、職工數四〇、七二七人に達し、前年に比し工場數五〇%、職工數四二%といふ急激な增加である。更に大正三年に比較すると、工場數に於て一・六倍、職工數に於て一・八倍の增加である。この時期を特徴付ければ、「歐洲大戰中に於ける日本經濟の一般的發展の時期」である。內地經濟に依存して發展してきた臺灣經濟が、直にこの繁榮を受け入れた事は勿論である。「……歐洲戰亂末期の事業界熱狂時代には、化學工業、織維工業、機械器具、製粉其の他の新工業が續々として起つた。……」（「前揭」三五九頁、並に「現代臺灣史」一九八頁、大園市藏著）

かくて大正七、八年に於て、領臺以來見なかつたところの發展を來したのである。

この發展の指標は上記の表でも明かである。だが、發展の芽生えは、大戰後の反動的恐慌に當面して停頓せざるを得なかつた。そして所謂「金融の梗塞により、深刻な打擊を受け、整理を餘儀なくしたものが多い」（「前揭」三五九頁）ことは、大正十一年に至つては漸次ながらも增加しつつあつた工場數、職工數が反對に減少を、即ちその前年（十年）に比較して、工場數に於て五〇工場、勞働者數に於て四、

會社設立解散各年別

年次	新設	計	解散	現在數
明治三二年	三	三	—	三
三三年	三	六	—	六
三四年	一	七	—	七
三五年	二	九	—	九
三六年	六	一五	—	一五
三七年	三	一八	—	一八
三八年	六	二四	—	二四
三九年	七	三一	—	三一
四〇年	二	三三	—	三三
四一年	二	三五	二	三三
四二年	一八	五三	五	四八
四三年	一六	六九	八	六一
四四年	一五	八四	六	七八
大正元年	四九	一三三	一四	一〇四
二年	三三	一五六	一八	一三八
三年	一八	一七四	一九	一五五
四年	？	一七一	一	一七六
五年	五	？	？	一七六
六年	四二	二一八	一九	二〇四
七年	五一	二六八	二三	二二五

五一七人減少してゐるのを見ても明瞭である。

爾來一進一退をたどり「僅かに製糖業を中心とする砂糖、酒精、製糖用機械器具、帽子、鳳梨罐詰等に因つて工産額の增加を見る」（「現代臺灣史」二九八頁、大園市藏著）工業生産高も大正十四年には二〇七、三一七千圓、昭和四年には、二六三、八二二千圓（この間昭和二年の所謂金融恐慌に影響されて、工産額も一八五、九四七千圓に減退せることあり）に達したが、昭和六年に至り、所謂世界的恐慌——所謂資本主義の一般的危機の第三期と稱されしもの——による打撃、並に「滿洲事變勃發による對支輸出貿易の激減による物價の低落は諸事業の廢業滅産の慘狀を呈して來た。」（「前揭」二九八頁）

かかる工業的發展と勞働者數增加の趨勢との間には、兩者の發展の密接な相關的關係が極めて明瞭に見られるのである。即ち昭和六年には、大正十二年以來更に緩慢ではあるが增加の跡をたどつてゐた工場數、職工數が、再び僅少ながら減少してゐる。昭和六年は、即ち前年に比し工場數に於いて三四工場、勞働者數に於て五五〇人の減少である。

然るにこの狀態からの逸脫は急激に行はれた。即ち滿洲事變以後に於ける日本の軍需工業の急激な擴張は、外地經濟の工業的發展を促進すると共に、金再禁の斷行は內地資本の外地進出の一轉機となり、特に臺灣に於ける昭和九年七月の日月潭水力發電所の完成は、所謂この低廉な電力と結合する近代的工業の計畫設置となり、臺灣工業化問題は漸く軌道に乘るに至つた。昭和七年以來、臺灣の勞働者數は漸次その發展の堅實性を示すに至つたのである。

昭和六年の五七、七八〇人より四年後の昭和十年（日月潭完成まで）には一〇、九九三人を增加し、六八、七七三人となり、更に其の後の三年間には、二八、四四四人增加の九七、二一七人に達してゐる。極く最近の數字は不明であるが、恐らく十二萬人を推測するに難くない。即ち最近五、六年間の增加は、過去二十五年間を要して到達した數字に匹敵しうるのである。この發展の趨勢は、今後益々拍車をかけられるであらうことを想像しうる。

この勞働者の增加のテンポ自體は、臺灣が產業の基礎のその農本的性格から、工業的地域への轉換のテンポを反映してゐるものである。斯樣な意味で、此處最近五六年間に於ける勞働者の增加の意義は極めて重大であると見なければならない。即ち之を換言すれば、勞働力の側から見て臺灣の工業は、過去二十五年餘を要した發展を最近五ケ年間に於て成し遂げたといふ事が出來るのである。而もこの事實は單なる量的な發展を示すのみならずして、質的轉換を示すものであることは、最近に於ける機械器具工業並に金屬工業、化學工業等の生產部門の向上線の一路に反して、食料品工業の停滯的狀態を見ても明かである。

第三節　工業の發達と勞働力の構成並にその社會的基礎

一　業種別構成

イ、業種別構成の變化　工場に於ける勞働者數は急速に增大しつつある。だがこれらの量的增加の中に於て、如何なる種類の勞働者が如何樣な過程を辿つて發展してきたかが明かにされなくては、此處に於ける勞働力の特質的性格は明かにされないであらう。

即ち、どの工業も全部一樣に發達してゐる理由ではない。自ら消長あり、遲速あり、臺灣產業の發達の特殊的型を以て此處に於ける工業編成を基本的に特色づけつつ、即ち工業構成上の農本的、外地的形相を特徵づけつつ發展した。勞働力の產業別編成の變遷過程は、またかかる工業發達の基本的規定に制約される。而も、かかる業種別勞働力發展の跡を追求する事によつて得られるところのものは、一は、之等の勞働力の依存せる現實的地盤を明かにすることによつて、且つ彼等の依つて立脚する地盤から工場勞働への轉化のモメントを發見し、以て將來への量的確保のための一資料を發見すると共に、それぞれの工場に於ける所謂「勞働操作」と、この勞働力の現實的地盤との關連を明かにする事によつて、從來の「臺灣に於ける勞働力の社會的性格」を明白にし、以てこの中から之が近代的勞働への再編成の諸契機を發見せんとする

ものに他ならない。

業種別工場竝に勞働者數の發展

年次	紡績工業勞働者數 男	女	計	金屬工業勞働者數 男	女	計	機械器具工業勞働者數 男	女	計	窯業勞働者數 男	女	計	化學工業勞働者數 男	女	計
大正三年	三〇一	二四四	五四五	—	—	—	三八二	一	三八三	—	—	—	一、八六六	五四	一、九二〇
四年	二九六	二一八	五一四	—	—	—	五四二	—	五四二	—	—	—	二、一六四	九六	二、二六〇
五年	三七八	二一八	五九六	—	—	—	七二九	二	七三一	—	—	—	一、九九二	九九	二、〇九一
六年	一、二八二	三〇六	一、五八八	—	—	—	一、〇三七	二	一、〇三九	—	—	—	五、〇七九	一五七	五、二三六
七年	六一一	三七六	九八七	—	—	—	一、九五三	三二	二、〇三五	—	—	—	五、九〇四	八七二	六、七七六
八年	六〇一	五〇七	一、一〇八	—	—	—	一、七三八	一一	一、八四九	—	—	—	七、四一二	一、一五九	八、五七一
九年	四四一	四一四	八五五	—	—	—	一、九八〇	六二	二、〇四二	—	—	—	一〇、三六四	一、七六一	一二、一二五
一〇年	五五五	五三六	一、〇九一	—	—	—	一、四二一	五七	一、四七八	—	—	—	九、五八四	一、五三四	一一、一一八
一一年	六六一	一、〇四八	一、七〇九	—	—	—	一、二八一	五九	一、三四〇	—	—	—	八、六一七	一、二三六	九、八五三
一二年	七九〇	一、二一一	二、〇〇一	—	—	—	一、四一三	五八	一、四七一	—	—	—	七、七二五	一、二二一	八、九四六
一三年	八一三	一、三九四	二、二〇七	—	—	—	一、三三九	八六	一、四二五	—	—	—	八、一九〇	一、五三九	九、七二九
一四年	八五七	二、四二四	三、二八一	—	—	—	一、四七五	九三	一、五六八	—	—	—	八、六九七	一、六三〇	一〇、三二七
昭和元年	四〇〇	一、五五八	一、九五八	七四九	八二	八三一	一、七四六	二一	一、七六七	六、一四八	七一八	六、八六六	三、七四一	一、〇八一	四、八二二
二年	六六六	一、八〇八	二、四七四	六八四	一〇四	七八八	一、八六六	一五	一、八八一	六、六〇七	八六六	七、四七三	三、八八五	一、四六二	五、三四七
三年	五六二	三、一五六	三、七一八	八三二	一〇二	九三四	二、一二三	二	二、一二五	六、八七〇	一、〇三五	七、九〇五	三、九二八	一、八八五	五、八一三
四年	四五一	一、七八九	二、二四〇	一、〇〇〇	四六	一、〇四六	二、二〇八	二一	二、二二九	八、三七七	一、〇七二	九、四四九	三、六二〇	一、二八一	四、九〇一
五年	四〇八	一、五〇一	一、九〇九	九三〇	六七	九九五	一、八九五	一〇	一、九〇五	七、五九八	一、〇七〇	八、六六八	三、〇三一	一、〇〇〇	四、〇三一
六年	四二一	一、四六五	一、八八六	九七七	八三	一、〇六〇	一、六九六	九	一、七〇五	六、五二三	九四一	七、四六四	二、六六〇	七二〇	三、三八〇
七年	四四四	一、五一二	一、九五六	八二四	一一七	九四一	二、〇三七	一〇	二、〇四七	七、三三二	一、二八四	八、六一六	二、七九〇	八三四	三、六二四
八年	四一三	一、七一七	二、一三〇	一、〇四二	一〇〇	一、一四二	二、一九九	二一	二、二二〇	七、五八〇	一、二〇一	八、七八一	三、一二〇	九五三	四、〇七三
九年	四六八	二、〇八四	二、五五二	一、二五八	二〇七	一、四六五	二、五四三	二四	二、五六七	七、五三九	一、二二三	八、七六二	三、四二五	一、〇〇〇	四、四二五
一〇年	四九六	二、一〇六	二、六〇二	一、七七四	二〇九	一、九八三	二、九二一	二一	二、九四二	七、八一八	一、三九六	九、二一四	三、六三八	一、一一三	四、七五一
一一年	九七九	二、七〇九	三、六八八	二、三七〇	二八二	二、六五二	三、四九三	四二	三、五三五	八、七六一	二、〇〇一	一〇、七六二	三、六一七	一、二九九	四、九一六
一二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一三年	一、一七〇	二、三六七	三、五三七	二、五一七	一八〇	二、六九七	五、一一〇	三六	五、一四六	八、一一〇	二、二六七	一〇、三七七	四、〇一八	一、〇一七	五、〇三五
一四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一、金屬工業は第十六次「臺灣商工統計」に於て昭和元年度より機械器具工業より分離して獨立に取扱ひあれども、それ以前は機械器具工業に包含しあり、內部を「機械製造及修理業」と「金屬品製造」に分ちあり。

二、窯業は第十六次「臺灣商工統計」に於て昭和元年度より化學工業から獨立す。

年次	食料品工業勞働者數 男	女	計	雜工業勞働者數 男	女	計	特殊工業勞働者數 男	女	計	製材及木製品工業勞働者數 男	女	計	印刷及製本工業勞働者數 男	女	計
大正三年	一一、一七六	五、四六五	一六、六四一	一、七三二	四七九	二、二一一	一五九	—	一五九	—	—	—	—	—	—
四年	一六、九四六	六、二六九	二三、二一五	一、三九三	四二九	一、八二三	一九六	—	一九六	—	—	—	—	—	—
五年	一一、三五〇	六、三一〇	一七、六六〇	一、四一三	一、三八五	二、七九八	一七〇	—	一七〇	—	—	—	—	—	—
六年	一〇、九一〇	六、三〇三	一七、二一三	一、三六八	一、六〇三	二、九七一	一八一	—	一八一	—	—	—	—	—	—
七年	二〇、一七六	六、三六〇	二六、五三六	二、〇七九	一、一一七	三、一九六	四七三	—	四七三	—	—	—	—	—	—
八年	一七、五〇八	六、五六三	二四、〇七一	二、七一七	一、六一四	四、三三一	七九七	—	七九七	—	—	—	—	—	—
九年	二一、一一〇	六、八五五	二七、九六五	三、〇六七	一、五三四	四、六〇五	八七二	—	八七二	—	—	—	—	—	—
一〇年	一七、六八四	八、三五八	二六、〇四二	三、〇〇三	一、五〇九	四、五一二	七九七	五	八〇二	—	—	—	—	—	—
一一年	一六、二四八	六、〇九一	二二、三三九	三、一一七	一、三五七	四、四七四	八〇〇	—	八〇〇	—	—	—	—	—	—
一二年	一六、七〇九	六、三二一	二三、〇三〇	三、三四九	一、七三四	五、〇八三	七二六	—	七二六	—	—	—	—	—	—
一三年	一七、一一二	六、四一七	二三、五七九	三、六〇四	二、二六六	五、八七〇	八三二	一	八三三	—	—	—	—	—	—
一四年	一八、九四三	六、八七五	二五、八一八	三、八〇九	二、六九八	六、五〇七	九一二	一	九一三	—	—	—	—	—	—

昭和元年	二一、一二六	七、五八八	二八、七〇四	—	—	—	—	—	—	九八四	一二八	一、一一二	一、四〇八	二三二	一、六三〇
二年	二〇、六八九	七、二九八	二七、九八七	—	—	—	—	—	—	一、四一七	一八五	一、六〇二	一、三七七	二七八	一、六五五
三年	二一、八三六	七、六七三	二九、五〇九	—	—	—	—	—	—	一、六一二	九八	一、七一〇	一、五〇一	二八四	一、七八五
四年	二二、五六六	一〇、一二四	三二、六九〇	—	—	—	—	—	—	一、九三九	九六	二、〇五	一、七九二	二九四	二、〇八六
五年	二一、五八八	九、五〇四	三二、〇九二	—	—	—	—	—	—	一、六九八	五二	一、七五〇	一、七八四	二七六	二、〇六〇
六年	二二、五八〇	一〇、八一九	三三、三九六	—	—	—	—	—	—	一、六〇一	八八	一、六八九	一、九〇二	二六六	二、一六八
七年	二三、三一二	一〇、四九六	三三、八〇八	—	—	—	—	—	—	一、六七一	七九	一、七五〇	一、八二七	二五八	二、〇九五
八年	二三、九二一	一二、四八〇	三六、四〇一	—	—	—	—	—	—	一、九四二	一一六	二、〇五八	一、八七一	二五九	二、〇七〇
九年	二四、五五九	一二、〇二八	三六、五八七	—	—	—	—	—	—	一、九八八	一二四	二、一一二	一、八七一	二四五	二、一一六
一〇年	二五、一八二	一一、五六〇	三七、七四二	—	—	—	—	—	—	二、三三六	一六四	二、五〇〇	二、一一一	二六六	二、三七七
一一年	二八、五八六	一五、二九三	四三、八七九	—	—	—	—	—	—	二、六一〇	一六〇	二、七〇〇	二、三八〇	三三五	二、七一五
一二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一三年	三二、六七六	二二、一二二	五四、七八八	—	—	—	—	—	—	二、九八八	二九九	三、二八七	二、八四二	三九五	三、二三七
一四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一、昭和元年度までは「昭和二年臺灣商工統計」による。この統計における勞働者數は平均一日使用數

二、昭和二年度以降は「第十六次臺灣商工統計」による。この統計に於ける勞働者數は年末現在なり

三、昭和十三年度は同年度工場名簿による

表に依つて見るも、食料品工業從事勞働者の數的比重は、終始一貫して壓倒的地位を占めてゐる。大正三年の一六、六四一人中が、一進一退を見つつも、事變前昭和五年末までには約倍の三二、〇九二人に、昭和十三年末までには五四、七八八人（昭和五年末現在の約一・七倍）に達してゐる。

大正七年の食料品工業勞働者の數が、一七、二一二人から二六、五三六人へと飛躍的な增大を示してゐるが、所謂第一次世界大戰後の一般的好況に、就中砂糖輸出の增大に基因する。其後十一年には二二、三三九人へと減少を示してゐるが所謂戰後の恐慌による影響である。

この恐慌過程を通じての其後所謂大企業の制覇と共に、砂糖工業の基礎は愈々確立して、爾後確固たる發展振りを示した事實は、其後の食料品工業の勞働者の增大一途に反映されてゐる。食料品工業に次いでは、窯業勞働者數が大である。（統計上窯業は昭和元年から化學工業より獨立して示されてゐる）。だがその發展のテンポから見れば、昭和元年の六、八六六人が昭和十三年度に於て一〇、三七七人となり、十三年間に約一・五倍の增加であるからして、緩慢と云はねばならない。

又化學工業について見るも、窯業との統計分離當時（昭和元年）四、八二二人が、昭和十三年度に於て漸く五、〇三五人であるからして、即ち約十三年間に一・四倍の增加であるからして、之又極めて遲々たる發展といふべきである。これは臺灣の化學工業の大部分が、所謂近代的化學工業とは遙かに隔つた小規模の植物性油製造、竹製粗紙業等によつて占められて來た事實に基因するのであつて、化學工業が所謂高度な電氣化學工業等への質的轉換を示しつつある今日、勞働者數に於ける新たな飛躍が期待しうるであらう。

紡織工業について見ると、大正十四年末に於て三、二八一人に達して居た。其後漸次減退を示し、昭和六年には一、八八六人に減少してゐる。所謂臺灣に於ける紡織機業の發展の基礎の極めて薄弱であることを示してゐる。昭和十一年に至り三、六八八人に達してゐるが、これは臺南製麻株式會社（黃麻織物）の創設に基因してゐる。

前述の四種の工業の何れもに比して、臺灣の機械、金屬工業に於ける勞働者の數量は極めて貧弱である。此處に臺灣工業の低位性は明かに示されてゐる。だがその發展のテンポからすれば、特に最近の統計に表示されてゐない近代的電氣金屬精錬工業の勃興を考慮に入れると、著しいものを推測しうる。統計に表示されたもの丈について見ても、機械工業より分離した昭和元年當時の八三一人が昭和十三年には二、六九一人、約三・二倍の增加である。（之に統計に表示されて居ない最近の數字を考慮する時は、增加率は遙かに大である）機械工業は、昭和元年の一、七六七人が昭和十三年度に於ては五、一四六人の約三倍である。

だが十三年度以降に於ける生産力擴充の要請が、主として兩工業に重點が置かれて居る結果よりして、右兩工業は統計上における發展的趨向より、其後に於ける發展のはるかに急激であることを推測出來るのである。そして此處に、臺灣工業の一般的低位性の中における近代的高度的なものへの轉換の契機を發見することが出來るのである。

ロ、食料品工業勞働力の性格　既述の表によつて見るも、食料品工業の工場數、職工數の他種工業に對する比重は、壓倒的に大である。全工場數八、一七五工場中の六割七分の五、四八九工場を占め、勞働者數に於ては九七、二一七人中の五割七分の五五、七八八人を占めてゐる。既述の如く、極く最近までにおいて臺灣の工業中における食料品工業の壓倒的比重は明瞭である。然らばこの食料品工業に從事する勞働者の性格を明かにすることは、ここにおける勞働者の社會的性格を明かにする所以である。

食料品工業と他工業との比重

	全工業	食料品工業	比率 昭和一四年	比率 昭和二年
工場數（一三年）	八、一七五	五、四八九	〇・六七	〇・六五七
職工數（一三年）男	六一、六二六	三二、七七六	〇・五三	〇・五二九
職工數（一三年）女	三五、五九一	二三、一一三	〇・六四	〇・五七六
職工數（一三年）計	九七、二一七	五五、八八九	〇・五七	〇・五三七
生産額	五二〇、七二三千圓	三八二、二六九千圓	〇・六七九	〇・七〇九
會社總數	四九三	二〇〇	〇・四〇	〇・三七一
拂込資本金	二九二、三三圓	七四、二四千圓	〇・二五	〇・四五七
利益率	一六・一%	二四・三%	工業中の最高	

屬するものは、製糖、鳳梨罐詰、茶等、後者に屬するものには、植物性製油、製粉、製麵、釀造（味噌、醬油）精米等がある。

臺灣の工業發展は食料品工業を中心としたものである。大正三年の數字は、全工場數一、三〇九工場の中、食料品工場が六割二分五厘の八一九工場を、勞働者數は二一、八五九人中の七割六分の一六、六四一人を占めてゐる。最近の工業中に於ける食料品工業の地位を要約すると、上記の樣である。

食料品工業の發達は、之を二つの方向から考へることが出來る。一は輸出品商品として發達せしめられたもの、他は島內の日常生活必需品を對象として發達したもの。前者に屬するものは、製糖、鳳梨罐詰、茶等、後者に屬するものには、植物性製油、製粉、製麵、釀造（味噌、醬油）精米等がある。

前者は、この土地に於ける自然的條件を基礎とせる農產原料を加工までを一貫して、臺灣の外地的性格を最も端的に表現してゐる。而もその大部分は內地資本の導入によつて、早くより最も大規模に經營されてきたのであるが、かかる中心的企業の內地資本による制覇の發展過程こそは、結局土着資本の大規模な蓄積の機會を不可能ならしめる過程であるからして、僅かに土着資本は島內の日常生活必需品を對象とし、島內の地方的消費を對象としつつ、農業經濟の發展に依存しつつ、家內工業的に若くは手工業的に、既述の製油、製麵、釀造等に、極めて小規模な經營形態で、而も極めて緩慢な足どりで發達したのである。

したがつて食料品工業中の勞働者の大部分は、前記三種の加工業に集中されてゐる。

製糖工業勞働者——食料品工業勞働者中、製糖勞働者の占める比重は極めて大である。既述の如く、大正三年に於ける全工場數一、三〇九工場の中、食料品工場は八一九を占め、この中製糖工場は二八一工場を占めて居た。爾來製糖工場の數は漸次減退してゐる。昭和元年には一八五、昭和六年には一一六、昭和十年は一一五、昭和十六年は九九、といふ樣に。だが勞働者數は寧ろ增加してゐる。大企業への制覇の過程である。（一二、四七三、一〇、四八一、一一、三一九、一三、一三五）昭和十三年度調査によると、三十人以上使用工場に働くもの三萬六千人で、食料品工業勞働者がこの中約二萬人、この中製糖勞働者の大部分を占めてゐる。

だが製糖勞働者の中には、所謂本來の意味での工場勞働者と云ひ得ないものを極めて多く包有して居る。彼等の大部分は農業勞働者であり、苦力である。元來工場內の製糖過程自體は、甘蔗の破碎から分蜜精白までの作業は、機械の自働的操作によつて行はれるのであるからして、作業自體に熟練的技術を緊要とする部分は、極めて少いのである。運轉機械の監視並に作業終了後の機械手入に技術的部面を必要とする位なものであつて、製糖業に要する勞働の大部分は、所謂甘蔗の刈取り、運搬である。而してその大部分は季節勞働である。（製糖期は每月十一、二月に始まつて、翌年の四、五月頃まで には終る。）

從つて之等の大部分は、所謂農閑期を利用せる地元農村出身の、主として甘蔗栽培農民――勞働者並に苦力勞働者によつて構成せられてゐる。その故に、本來の意味での賃銀勞働者としての要素の極めて少いものである。甘蔗畑の中心に設置された製糖工場の內部は、製糖期が過ぎると跡形もなく解體して仕舞ふ。したがつて其の大部分は臨時工である。

「製糖會社は決して工業に非ず、農業なり。不肖は之を工業と名づけず。稻を作るは米を得んが爲めなり。甘蔗を作るは糖を得んが爲めなり。稻をして不實のまま食用となすは、雀鼠の類なり。人は必ず脫皮す。蔗をして幹のまま是を行ふは稻の不實のまま食ふよりは容易なりと雖も、鼠、栗鼠の範圍を免る能はず。然ればこれを壓搾し、その汁液の凝縮するは米の脫皮と同じ。而して之を分蜜精白するは玄米を白米ならしむる如し。故に强て云はば精白のみは半工業なれ共、一括して農業の中に入るを適當とす。而して臺灣より製糖會社を除去せば、煙突の煙は恐くは幾十の數を算するに過ぎざるべし」(「臺灣島の現在」五八五頁、大谷光瑞著)

右は昭和十年の著作であるが、砂糖工業の性質を、從つてまた此處に働く勞働者の性格を明瞭に表現してゐる。

製糖工業勞働者を大別して、工場勞働者、農場勞働者に分ち、工場勞働者は更に之を機械工、製糖工、包裝工及雜役夫に分つことが出來るが、この中機械工、製糖工は所謂熟練工で、主として會社で直傭するが、包裝工並に雜役夫は大部分請負制度で、製糖期間中苦力頭を通じて雇傭される。いま新式工場勞働者の平均賃銀を見ると

內地人　二圓・一二乃至二圓・六九　　本島人　〇圓・八五乃至一圓・四九

右は「高雄產業調査會商業貿易部資料」によるものである。最近の値上りは考慮に入れなければならないが、大體の目安は明瞭である。

尙各製糖會社の自作農園に於ける耕作は、苦力をして從事せしめて居るが、大部分請負制度により苦力頭を通じて雇傭する。前揭同書によると、「苦力は概ね地元の農民にして農閑期を利用し本勞働に從事するものなり」、「蓋し甘蔗の植付時期は九、十、十一の三ヶ月間にして、右期間は恰も第二期米作植付後の農閑期に當り、勞力の需給は圓滑に行はるるも、十二月より四月に亙る甘蔗收穫期は、一、二月の第一期米作植付時期に際會し居るため、勞力の供給十分ならざる狀態なり」

尙農場勞働者の請負賃銀については、「各苦力一日の收入概算は男約五〇錢乃至五五錢、女三〇錢乃至三五錢見當にして、之等賃銀は纏めて苦力頭に支拂はるる制度なり。」これに依つて見るも、實際の苦力の手取賃銀は、當然に前記額より低いことは明かである。

鳳梨罐詰工業勞働者――昭和元年三三工場八五九人が、昭和十一年三一工場九三三人、昭和十四年には二五工場一七、一〇四人となつてゐる。所謂工場數は減少し勞働者は增加せる適例（昭和十年六月の臺灣合同鳳梨株式會社の設立による鳳梨罐詰事業の獨占の成立するまでは、小規模な家內工業的經營によるもの多し）。罐詰工業の勞働者の大部分は女子勞働に依存す。昭和十四年度を見ると、一七、一〇四人中、男四、一一二人、女子は一二、九九二人で、約三倍である。（第十九次「臺灣商工統計」六八頁）。所謂「外皮の除去と蕊拔きの後に於ける目取り、罐詰作業等」は、殆んど女子によつて行はれるのである。

大企業經營の集中度は臺灣で最高であるが（昭和十三年度鳳梨罐詰工業二十九工場全部が二百人以上使用工場で、中五百人以上十一工場に達する）之等の大部分は所謂臨時工である。之を例へば高雄について見れば、「職工及雜役苦力は各工場に於て二、三の常傭工を除くの外、其の作業期間中夫々雇傭契約を爲すものにして」、「各工場に於ては作業期に至れば、概ね各常傭工の周旋により其の所要人數を雇傭しつつあり」（「高雄產業調査商業貿易部資料」一〇〇頁）。從つて賃銀も極めて低廉である。又この作業工程自體の、單純な女子勞働に依存する點よりして之に內地人職工の從事するものは殆んど絕無と云つて好い。（昭和十年作業期間に於ける狀態―高雄。）

種別	男	女	勞賃 男	勞賃 女
內地人	一人	—	一圓・三〇	—
本島人	五九四	二、〇二八	・五五―・八五	・三七―・四五

製茶勞働――製茶は、最も早くより臺灣に於て發達した加工業の一つであり、砂糖製造についで臺灣食料品工業中の大宗である。早くより對岸から移植され、移住民の需要を滿すのみの生產に止つて居たが、後「……外國人で渡來し再製を

試みるものあり、一八七二年には五洋行を見た」（「臺灣」三七三頁、武內貞茂著）。而して當時その製茶勞働は特殊の技能を必要とする結果、之を島內に求めることを得ず、その技術の大部分は對岸からの出稼支那人勞働に依存し、揀茶勞働は本島人婦女が、茶箱の製造、施彩者は之に本島人の男が用ひられてきた。當時の勞働者數は詳かにするを得ないが、松尾弘著「臺灣と支那人勞働者」一一頁に依ると、明治二十九年三月、製茶勞働者二千人以上、茶箱製造及び鉛葉作及び施彩者千人、茶鑑定者二百人內外、揀茶婦女一萬人」、「この他書記、助手等を加ふれば、茶製造の爲めに働く人數は二萬に近かるべし」、「この中每年對岸よりの出稼支那人は、製茶勞働者と茶鑑定者との二種の茶工合して約二千人である」と。

彼等は春より秋末に至る製茶期間を限つて出稼に來るものであり、廈門、福州、其の他福建省の者が多い。之を雇入れんとするには、其の歸鄉するに方つて明年の雇入を約するを以て普通とし、雇主は往復の旅費を與ふることが一般の慣習となつてゐる。斯くの如き狀態を見ても解る通り、臺灣の茶業は福州、廈門邊りより渡來する支那人茶工無くしては、經營出來ぬ狀態にあつたのである。然るに明治二十八年十一月（二十九年一月より實施）の島內の安寧秩序の維持を目的とする「清國人臺灣上陸條例」は、支那人勞働者の渡臺を禁止したので、明治三十年に至り、本島の製茶季節到來するも支那人茶工來らず、製茶業者は非常な困難を來し、臺北茶業者一同より總督府に對し、「本島の製茶職工は概ね支那人に依賴し、其の需要を充し來りたるを以て、彼等職工の渡臺の禁止は本島茶業の盛衰に關するのみならず、茶貿易上重大の影響を及ぼすべし」の陳述書を提出し、茶工に限り支那勞働者渡臺禁止に對する例外を請ふたのである。かくて明治三十年十月十五日、乃木總督の名を以て「清國人タル製茶職工ヲ雇便セントスル者アルトキハ、其渡航前被雇職工ノ原籍、住所氏名、年齡並雇入期限を詳記し、其身元ヲ保證シタル願書ヲ差出サシメ、不都合ナキ者ニ之ヲ許可スベシ」の訓令が發せられた。

茶工の渡臺許可から、一般勞働者の渡臺許可へ「……各種の事業勃興するに從ひ多數の勞働者を要し、本島在來の勞働者に缺乏を告げ、勢ひ南淸地方における勞働者の供給を仰がざるを得ざるを以て云々……」（「明治三十二年度民政事務成績提要」一六六頁）。

かくて淸國勞働者取締規則——契約移民即ち「保證金を納めて、當局の許可を得た勞働者請負人と雇傭契約を締結せる支那人勞働者で、勞働を目的として臺灣に渡航する者の上陸を許可」した。（明治三十二年七月十八日府令第七十四號）

製茶業は、初期の時代に於てその勞働力を支那人勞働に依存したが、總督府の優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置或は製茶器械の無償貸付等による製茶業の發展と共に、更にその技術の普及のための巡回教師の派遣、又昭和五年よりの茶業傳習所の開設による茶業子弟の養成等は、漸次茶業勞働力を本島人勞働に依存することを可能ならしめたのである。昭和十一年度に於ける再製茶製造勞働者は六八工場で、男六〇五人女工二、九三〇人、計三、五三五人となつてゐる。更に昭和十三年度の「工場名簿」によつて粗製茶工場をも計算に入れて見ると、三四八工場六、〇五七人に達する。（この中女子勞働者數は三、〇九七人である。）だが何れも小規模であつて次の樣な數字を示し、（全工場三四七工場中小工場三〇一工場を占め、五名以下のもの四九工場、五名以上十五名未滿のもの十九一工場、十五名以上三十名未滿のもの六一工場、勞働者數に於て計二、九五〇人を占める。）したがつて小規模に於ける經營尙極めて多いが、百人以上のものも七工場ある。

製茶業

工場	勞働者數
五名未滿	四九	一七三
五名以上一五名	一九一	一、三五〇
一五名以上三〇名	六一	一、三八
三〇名以上五〇名	一九	七四八
五〇名以上一〇〇名	二〇	一、三六
一〇〇名以上	七	一、〇四三
計	三四八	六、〇五七

食料品工業中他業種と比較して以上三種のものは、所謂輸移出產業たるが故にこそ比較的大規模經營に（特に砂糖、鳳梨罐詰）發達せしめられたるものであるが、その生產過程自體から見る時は、農業から工業へのその轉換の境界線を示せる種類のものに止まり、これをもつて近代的工業といふ事は出來ない。況んや此處に從事する勞働者が既述の如き半農（寧ろその生活の支柱を主として農に置く）に依つて構成されてゐる事情は、この感を一層深くするものである。

從つて之等の食料品工業勞働者の勞働賃銀が一般的に比較的低率なのは、之等の工業に於ては勿論技術的勞働力を要請

されてゐない點に基いてゐることは當然であるが、又所謂賃銀の性質が、農閑期を利用せる出稼勞働賃銀としての「家計補充的」意義の限界に定着せしめられざるを得ない事情に基因する。

二　性別構成

イ、男女構成の比重　昭和十三年度統計によると、工場勞働者總數九七、二一七人中、女子勞働者の占める割合は、その三割六分六厘の三五、五九一人を占めてゐる。この比重は大體歴史的にも變らない事實は、上記の表が之を示してゐる。

「日本工業勞働の特質と將來」（「社會政策時報」第二五一號、二二頁以下、美濃口時次郎氏）によると、「從來の日本における工業勞働力の特質の第一は、明治から大正及び昭和の初年までのすべての年を通じて、年齡の若い女子勞力の割合が大であつたといふことであつた」ことを報じ、之に關する指標的數字を掲げて居る。（日清戰爭直後の明治二十九年において、職工十人以上を使用する工場の職工數は四十三萬五千人の中女子は二十六萬一千人、大正三年——五人以上使用工場——男工三十八萬、女工五十六萬、大正八年男工八十六萬、女工九十一萬人、昭和四年男工八十五萬、女工九十七萬人）。日本の工業的發展が、輕工業を基礎として、就中

年次	職工數	女子職工數	年次	職工數	女子職工數
大正三年	二一、八九五	六、二四三	昭和元年	五二、三四〇	一四、二四八
四年	二八、五四八	七、〇一三	二年	五二、七四九	一四、九八八
五年	二四、〇四六	八、〇一四	三年	五八、七七九	一七、八二八
六年	二八、二二七	八、三六〇	四年	六二、八七七	一八、九八七
七年	四〇、〇〇五	八、七三九	五年	五八、三三〇	一六、六四七
八年	四〇、七二七	九、九五四	六年	五七、七八〇	一七、五二八
九年	四八、四五〇	一〇、六二六	七年	六〇、〇八九	一七、九〇三
一〇年	四五、〇四二	一一、九九八	八年	六四、七四三	二〇、五六〇
一一年	四〇、五二五	九、七九一	九年	六六、五五九	二〇、九〇〇
一二年	四一、二四七	一〇、五二五	一〇年	六八、七七三	二〇、六一〇
一三年	四三、六三三	二一、四〇三	一一年	八一、五八九	二六、五五八
一四年	四八、四二四	一三、七二一	一二年	—	—
			一三年	九七、二二九	三五、五九一

昭和十二年迄は「臺灣商工統計」昭和十三年度は「工場名簿」

所謂低廉な女子勞働力をその基礎とする紡織工業を槓杆として齎された事實からして、女子勞働の比重の割合の大なることが理解出來るところである。

いま臺灣について見ると、女子勞働力の地位は全體の二割五分——三割五分の間を往來して、從つて男子のそれより遙かに低位にある。この事は、臺灣に於ては女子勞働に依存せざるを得ない種類の工業——之を例へば紡織工業等の停滯的部分的發達を、從つてまたこの種の工業に於ける女子賃銀勞働者の未形成を示してゐる。だがこの事實から直ちに、この種の工業の未發達にある原因を、低廉な女子勞働力が臺灣には存在しなかつたためであるといふ風に類推する事は間違ひである。といふのは後述の如くに、意外に多數に達する女子勞働力——而も低廉な女子勞働力の存在が、農村に分散して發見せられる事實を見るからである。

而してこの「意外に多數に達する女子勞働力」が、工場勞働者に形成されることなく、現在尙農村に於ける副業的「家內工業勞働」として分散して存在して居る事實は、今後に於ける勞働力を如何なる方面へ（その分野並に擔當勞働の種類等）向けて動員編成すべきやの意味に於て、重大な意義を持つものと考へられるのである。

ロ、臺灣に於ける女子勞働の社會的基礎、特質　女子勞働者を最も多く使用する工業は食料品工業の二三、一一二人で、全勞働者中の六割四分九厘を占めてゐる。次で紡績業の二、三六七人で、三分六厘、化學工業の一、〇一七人、印刷製本の三九五の順位である。機械工業は女子の使用數最も少くして三六人、金屬工業は一八〇人である。

この食料品工業に於ける女子の大部分は、罐詰工業に集中されてゐる。（即昭和十三年度に於ける數字は、女子勞働者數三五、五九一人中、食料品工業は二三、一一二人、この中罐詰工業に從事するもの一四、八四五人を占める。この中鳳梨罐詰に從事するものが大部分で一三、八五八人を占めて居る。昭和十四年度一七、一〇四人中、男工四、一一二人に比し

女工一二、九九二人。）

繊詰工業――既述の如く、勞働行程に於いて極めて單純な操作が大部分を占める結果、熟練勞働たるを必要としない。且つ特に之が中心たる鳳梨罐詰工場は季節的工業であるからして、定備的な勞働を必要としない。大部分は臨時傭である。從つてその勞働力の基礎は、必然に農閑期を利用せる農業女子勞働に依存せざるを得ない。罐詰工業に於ける女子勞働力の大部分は、臺中、高雄に集中されてゐる。特に鳳梨罐詰工業女子勞働者一三、八五八人中、臺中に八、三九八人高雄に三、九八〇人（「工場名簿」昭和十三年度によつて集計）であるからして、この事實は、この種の工業は原料生産地域に集中し、その勞働力は殆んど地元の農村婦女子の季節勞働に依存せることを示してゐる。中・南部の樣な工業的條件に缺けてゐる北部、臺北、新竹方面では、南部におけるこの罐詰工業の女工數に匹敵する或はそれ以上の女子勞働者數が、副業的家内工業に供出されてゐるのを見る。この事實は、全島的な女子勞働力の潜在的な存在を示してゐる。

之等の女子勞働の基礎は、所謂徒食の婦女子の場合あり、（製茶勞働に最も多い）或は從事する仕事が地方住民の窮狀に基く授産の意義をもつもの（この場合は單なる副業的意義をもつのみではなくして、生活の大部分が之れの賃銀に依存するのである。）或は農村の副業的意義をもつ（この場合賃銀は家計補充的意義をもつ）もの等種々ある。

> 多數の徒食の婦女子の存在した事實の最大原因として、「……本島人の半ばを占める婦人中勞働年齢に達するものの過半は、遊んで暮してゐる……」（「臺灣に於ける勞働力の需給について」大正十二年六月「臺灣日日新聞」掲載森忠平）「女工募集並に採用の場合を聞いて見ると、煙草工業は志望者が頗る多いから、欲しいと云へば幾らでも來る。」「數年前臺北大龍峒の織物會社が五十名の女工を採用する際、申込者が七百人からあつたさうで……」（前掲）女子纏足の慣習を擧げることが出來る。そしてこの存在こそは、地方的家内工業に於ける低廉な勞働力の地盤であり、今日「尚意外に多くの女子勞働力」が、地方的に分散して存在してゐる史的原因の一つである。
>
> 纏足は漢民族の間に盛んに行はれ、從つて臺灣の如くその大部分を福建省の閩族を以て占められてゐる結果、纏足者は極めて多いのである。勿論今日では纏足者數は著減してゐるが「明治三十八年十月一日現在の全島纏足者數は八十萬六百十六人、女子總人口に對し、其の比例五六・九%に當り、更に纏足時期に達しない五歳以下の幼兒を除外した總人口に對せば、その比例は六六・六%に當る。福建種族は此惡慣習最も深く、その比例は六八・〇%に當り、反之、廣東種族は最も少く僅に一・五%に過ぎない。」「地方別に女子百に對する比例を見るに、多きは澎湖の八二・七%とし、宜蘭の八〇・九%、鹽水港の七九・八%、嘉義の七九・四%基隆の七七・四%を主とし」、「年齡別に於ては、實數は二十一歳乃至二十五歳が最も多く十萬人を越え、十六歳乃至二十歳及二十六歳乃至三十歳迄は各九萬人を越え、之に次ぐものは三十一歳以上三十五歳の八萬二千餘人とする。」
>
> 之等の農業勞働へ躍り立てられない夥しい纏足婦女子の存在は、家庭工業を農村へ普及せしめ得た原因の一つである。之れを所謂茶業について見るに、「臺灣農事報」第九十一號、大正三年六月號は、「凡ての勞働中、茶摘の如きは僅かに指頭の作業なるが故に、婦女子の營利的業務として最も適當なるが故に、福建女子の如き非勞働的纏足者が能く之を爲し、亦妙齡の少女が之れに從事する……」
>
> 如何に多數の女子勞働がこの茶業に動員されてきたかは次の一例で明白である。
>
> 「全廳下（桃園廳）茶業戸數五千二十四戸に使役茶摘婦の員數を見るに、一戸當十人とするも五萬二百四十人の多きに及び、是の五萬餘人の婦女は新竹廳下並に臺北廳下より出稼する極少數を除く外は悉く當廳下の住民とす。」
>
> 更にこの茶業勞働の「極めて低い賃銀」について
>
> 「桃園廳下百十街庄中、二、三庄を除くの外は何れも茶樹を栽培し、何れの地方も四月初旬に開始し十月下旬を以て終了するの例なるが、此間を春茶、夏茶、秋茶、冬茶との四季に分ち、通じて十六回乃至二十回の摘葉を爲し、其間殆んど間斷なきの狀態たり。……悉く婦女の業務に屬し、纏建人たると廣東人たるとを問はず、妙齡の婦女之に當る。每年茶摘の時期到來せば、各耕主において庄内若くは隣接街庄を奔走し、稍々世間慣れたる中老の婦をして需要人員の周旋を爲さしめ、摘茶期に到れば、其前日若くは前々日迄に佛人婦を引連れ到來するものにして（茶工頭）、耕主にありては右の茶工頭に對し、其周旋人員に應じ一人當り拾錢内外の報酬を給與する。

耕主にありては、遠來婦女に對しては茶寮と稱する小屋を設け、寢具其他を貸與し宿泊せしめ、食料を給し、庄内の婦女に對しては、中食一度は必ずこれを給する。而して生葉一斤の摘茶賃

	三食付のもの	一食付のもの
春　茶	〇・八(錢)	一(錢)
秋　茶	一	一・三

作業時間一日十時間の採摘量

	最多のもの	中位のもの	下位のもの
春　茶	四七斤	二八斤	一五斤
秋　茶	二六	一六	九
平　均	三〇	一八	一〇

一日を通じては、最多のもの平均三十斤、中位のもの十八斤、下位のもの十斤を摘むを以て、前三者を平均すれば僅かに十九斤に過ぎずして、其の工賃は三食付のものは十八錢內外、一食付のものは二十二錢餘に當り、其內五六十錢を得るもあり、亦十錢餘に過ぎざるものあり。

	三食付のもの	一食付のもの
夏　茶	一(錢)	一・二(錢)
冬　茶	一・一	一・三

	最多のもの	中位のもの	下位のもの
夏　茶	三〇斤	一八斤	一〇斤
冬　茶	一八	一〇	六

紡績工業勞働——全女子勞働者三五、五九一人中の六分六厘の二、三六七人を占め、其の女子勞働者中に於ける比重は極めて低位である。紡織工業の未發達は、女子賃銀勞働の形成を未發達ならしめた原因である。そしてこの事は、臺灣に於ける女子勞働者の占める比重の低い最大の原因となつてゐる。

臺灣の紡織工業の殆んど全部は製麻工業である。もちろん、綿布工業も全然その勃興の端緒を見出し得なかつたのではない。利澤簡機業組合（明治四十二年創立）が所謂「內地より綿糸及瓦斯糸を取り寄せ、之に苧麻を加へて交織及綿織物を製作せしめ」（「臺灣第九產業年報」殖產局、大正二年）を報じてゐるが、本來內地の商品市場として形成せられざるを得なかつた臺灣に於て、極めて有利な條件のもとに發展しつゝあつた內地のそれと拮抗して、綿布工業の勃興を見なかつた理由は極めて明白である。

前記產業年報はその「三二四頁」に於て、當時早くも（その着手の初期より）「織物業は、製麻業を除かば依然として不振の狀態にあり、就中木綿織は益々衰頹に傾き」と報じてゐる。僅に製麻工業のみは、所謂熱帶地域に於ける特有產物たる黃麻、苧麻を基礎として（本島住民は自家用衣服の資料として苧麻を栽培し、）勃興を見るに至つたのである。

苧麻織物工業の成立過程とその勞働力の基礎について

臺中州鹿港地方　明治三十六年、同地方住民は苧麻布製織を促進せしむる方法として、先づ遊民婦女子に授產せんとし、臺中州廳の斡旋により、資本金五千圓を投じ機業組合を組織し、「バッタン式」手機二十八臺、手紡機四臺、停止裝置機一臺、力織機一臺計三十四臺を設置し、綿布の製織を開始、同四十三年資本金を一萬圓となし、「バッタン」式手機百三臺を更に購入し、對岸支那より技術者五名を招聘し、苧麻粗布の製造を併せ試みたりと雖も、—中略—營業方法拙なるものあり、爲めに經營困難に陷りたる外組合員間に意思の疏通を缺くものあり、大正二年解散。

臺北州羅東郡玉結庄　利澤簡機業組合。同地方の住民の窮狀を授產により救濟し、併せて同地方に於ける蕃人に對し大租補償金を有意義に使用せしめんとの目的より、前記組合を組織、明治四十四年に「バッタン」式手機二十四臺、金田左手機二臺、計二十六臺を配置、四十五年更に「バッタン」式手機十二臺を加へ綿布の製造をも併せ行ひたるも、五年解散するに至る。

其後臺北＝大正十年、日華紡織株式會社臺北麻糸工場の設立。

臺北＝大正十三年、十一月誼和紡織公司工場（豊田式小幅力織機二十臺）。

臺北＝大正十四年、臺灣染織株式會社（資本金五萬圓、手織大幅物七臺、中幅物七臺、小幅物四十八臺計六十二臺、）昭和十二年以降經營困難となり營業中止等の如き。

この發展過程を要約すると、明治三十六年以來一進一退の過程を辿り、結局昭和の初期に至るも依然として急速な發展を見せず、「原料苧麻產地に徒食する婦女子をして副業的に加工奬勵するを適當と認め、臺北州下の宜蘭、羅東、新竹州下新竹街を指定し、沖繩縣より技術者を招き織布の講習會を開催し、終了後は組合を組織せしめ製織の普及に努め……」

（「商工資料」第一號、昭和五年三月殖産局）とある様に、僅に家内工業として普及するに止まつてゐたといふべきである。

昭和五年の調査報告に依ると、「……大半は規模狹少なる副業又は家内工業に類するものなれば、工場も普通の民家古廟の跡を使用するが如き狀況にあり、工場と言ふて憚るもの少からず……」、「而も加工は大半手機に依り、力織機を利用するものは誼和紡績公司工場一箇所、手機に依り作業中のものの中、主なるもの（臺灣染織株式會社、土城紡績公司、宜蘭機業組合、蘭陽機業組合、利澤簡機業組合、劉永淋工場、潮内庄機業傳習所、之等七企業社の投下資本六萬七千餘圓、雇傭職工僅かに百餘人、生産額年三萬圓を超えず」（「商工資料」第一號昭和五年三月、殖産局）。

かくて、領臺以降明治の末期より昭和の初期に至るまで約三十年間の長期に亙る間、所謂苧麻織物も一般的に見て家内工業的な域を脫する事が出來なかつた。この間僅に資本主義的工場生産として、苧麻糸の製造に日華紡績臺北工場——臺灣苧麻紡織株式會社（昭和十一年）、後の臺灣織維株式會社（昭和十三年）あるのみである。

之等の家内工業も所謂農家の副業的意義しか持ち得ない、且つ大部分は所謂問屋制家内工業に屬するものであることは史的事實の示すところである。

即ち生産者より此等市場に製品を集中する經路は、「仲買人問屋を歷訪して註文の有無を質し、註文ある時は各製造業者間を奔走して商談を進め、又原料を提供して賃織をなすものあり、誼和紡績公司工場の如き之なり。」「仲繼商は、其地方機業者に對する一種の有力なる金融機關の態を爲し、資金の缺乏を生じたる場合仲繼商より一時的の融通を受け、製品納入に依る返濟方法により金融をうくる者業界好況の際には特に其例多かりしも、近時斯業不況の影響により機業者に資金の融通を爲すもの著しく減少せり。……」「比較的規模の大なるものは、仲買人の手を省き直接取引を爲し得れ共、小規模生産者にありては其の製品の數量僅少なるのみならず、一般に資力乏しきを以て、資金の回收を迅速ならしむるの要あり。……勢ひ仲介機關を經由して、勤もすれば商人に乘ぜられ……」（「商工資料」第一號昭和五年三月殖産局）

だが之等のものは、本來狹隘な島内市場に依存せんとする限り、その發展の基礎極めて薄弱であり、且つ販路を内地に求める場合は、その資金、經營規模、技術に於て到底之と競ふことは不可能のため、即ち「本島は熱帶圏内にありと雖も、蔴麻布の使用期間は約半歲に涉るに過ぎざれば、本島斯業者は販路を内地に求むる爲内地向のものを製織する關係より、勢ひ内地品と激烈なる競爭を惹起し、常に之が壓迫を蒙るの狀況にあり。」（「商工資料」第一號昭和五年三月殖産局）かくて苧麻絲製造（臺灣織維）のみ之が工業化され（即ち原料供給としての限度に於てのみ）、苧麻織物としての發展を見ることが出來なかつた。

苧麻工業が製織方面に發展し得なかつたに比して、黄麻製織は臺灣に課せられた食糧資源地としての役割に相應しく、巨大な額に達する砂糖並に米袋用に、まづ發展の基礎を求めることが出來た。

今日臺灣紡織業に於ける代表的なものは、前記（臺灣織維）以外は、臺灣製麻、臺南製麻（昭和十一年一月設立、十三年職工數九四二人中女工四三一人）を揭げうるのみである。

臺灣製麻株式會社は、明治三十八年九月臺中州廳の計畫に基き、當時島民に下附せられた大租補償金を資本として創立されたもので、最初の資本金は二十萬圓、其後大正元年十二月、葫蘆墩製麻會社を買收し、資本金二百萬圓、拂込五十萬圓を以て設備擴張「現代臺灣史」三〇五頁（大園市藏著昭和九年）によると、昭和八、九年當時、同社作業員五〇〇名、（中男工二〇〇名）就中社宅を與へてある者八十戶百五十名家族共四百八十名に及び、其の外は、豐原街近在の住居者で、自宅より通勤してゐる。而して當時男女一日平均六〇錢、女工一日平均四〇錢で、毎月出來高奬勵賞與、半期成績賞與、毎月精勤賞與、半期精勤賞與等の制度を置いてゐる。

又紡織工業に於ける「女子勞働力の基礎」についての宜蘭廳報告によると

「機業の奬勵に關しては、明治四十三年、利澤簡機業組合の設立以來、總督府より年々補助金の下附を仰ぎ、專ら地方徒食の婦女子に機業の業を授け、漸次之を家庭に普及するの目的を以て女工の養成に從事し、現に百五十名の多きに達し、其の内一通り練習を卒へたる者に對して機臺の貸出をなし、自宅に於て家政の傍ら苧麻及綿布の織方に從事せしめつつあるもの十數名に及び、其の

成績見るべきものあるも、之が粗製濫造に流るる嫌あるを以て云々……。」（「臺灣第九產業年報、大正二年」臺灣總督府殖產局）

「現在女工を多く使用しつつある產業としては、纖維類が最も多く、製帽、月桃表、各種紡織、製麻、蓆、網糸等之に屬すべきものの他、專賣局煙草工場、茶摘及選茶、草紙等……。」（「臺灣の女工について」臺灣銀行調査、大正八年）

更に右の資料に基き、之等の女子勞働者の「年齡別構成」を見ると、當時極めて幼少な女子勞働の存在してゐるのを見ることが出來る。

煙草工場	女工五二六（中、十歲未滿一三四、十歲以上五十歲迄三八九—十歲以上の年齡內譯がない—五十歲以上三）					
臺南纖布	二一六（中、十歲未滿三〇、十五歲迄二〇、十五歲以上一六〇）（二十五、六歲以上は女工中では年寄の方との事」といふ註がある）					

工場經營に比して、家內工業は年齡の幅がずつと廣い。家の中で出來る仕事であるし、一度技術を覺え込むと年々上達し、賃銀も多く取れるから廢められない。製帽職工七萬人を年齡別に割合して、

七—一〇	五分	一一—二〇	二割一分二厘	二一—三〇	四割	三一—四〇	三割三分	四〇—五〇	三分	五〇—六〇	四厘
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

更に女子勞働の「能率」について見ると

「工場內（煙草工場）では、臺灣女工は責任觀念が割合に稀薄で、中には屑を澤山出すものや、監督の目を盜んで雜談するものや、又は糸が切れても（紡織工場）、知らん顏で途中から繋ぐものや種々ある。」「以上の外に、尙言語の不通から來る能率減殺がある。監督者の命令が徹しなければ、監督者と機械と女工との呼吸が合はぬ。時によると陽靴搔痒の奬が出て來る。之は物質上のみではない。精神的にも影響する所が尠くない。」「一般に女工を足並揃へて訓練する事の困難なのは、年數にもよるが、社會の訓練が出來て居ないからでなければならぬ。社會の責任感が弱いのに女工丈が強い筈がない。」「臺灣人は一般に打算的であるから、請取仕事となると働く。此慾が又邪魔をする。其れは折角一人前の女工になつたと思ふと、他により以上金を出す所があれば、譯もなく轉ずるのが多い。」「女工を訓練するのは、一箇所に收容して團體としての氣風を造ることが必要であつて、……臺灣では臺南織布會社でやつて居るが、本島人の家族制度からして成績が豫期の如くではあるまい。」「臺灣は祭禮が多いから、其度に休みたがる習慣がある。企業の側から見ると、豫期して居ない時に休まれるからたまらない。」「臺灣婦人の髮飾りに注意する事は非常なもので化粧にも中々骨を入れる。便所に迄行つて化粧するものが尠くないとの事。」「ポケットに西瓜の種子や南京豆を忍ばして、隙を見ては食べる。」「本島人女工と內地人女工と一緒にして仕事をさせると、後者が監督指導する資格のあるものなれば良いが、之が無くて其振りをすると、往々にして臺灣人女工の反感を招くことがある。」「娘として家庭に育つたものと、養女として買はれて來たものとでは、働き振りに幾分の相違がある、家庭工業等で親が養女に餘計に働く樣嚴達して、若し其の日の稼ぎが豫想よりも少いと叱りつけられるから、成るべく一生懸命やる。」（以上「臺灣の女工」前揭）

「工場勤務の如き時間の約束に耐へざるのみならず、從業婦女子は未婚にして生活の爲め勞働に服するもの少なき關係より、當に遲刻、早退、缺勤するもの相踵ぐの狀況なれば、操業に累すること頗る大なるものあり。……」（「商工資料」第一號昭和五年三月殖產局）

以上の檢討の如く、臺灣の女子勞働は前記罐詰、製茶、紡績の三工業に集中されてゐる。何れも初期の時代は、小規模な家內工業としてその勞働力の基礎を農村の餘剩婦女子の低廉な勞働力に求めつつ、前二者は所謂輸移出產業としての所謂特用產物で、且つその故にまた商品市場的條件を具へるが故に、比較的大規模經營へと發展したが、後者は特用產物ではあるが、特に既述の如き內地紡織工業との對抗的關係に於て著しくその商品的發展の基礎的條件を缺き、僅かに原料供給としての限界に（苧麻糸）、或は特殊的な用途に於てのみ（黃麻袋）發展を見たのである。

然し前二者共その農產加工業本來の性質からして、著しく農本的性格をもつものであり、後者（紡織工業）も亦その技術的段階の低位性と——むしろ製品自體の性質に基因する——（昭和十四年に於て紡績を別として、織物のみの總生產額七、二三一千圓、この中「ガンニー袋」が四、八六四千圓を占める、）極く最近まで家內工業的經營の域を脫し得なかつた等の理由により、紡織勞働としての質は決して高度なものではないのは當然である。且つ量的見地よりするも、女子工

場勞働者としての數的發展は、飛躍的なものは見出し得ない。

だが所謂工場勞働者としては集結形成されては居ないが、大量的な女子勞働力が、地方の農村に分散して副業的家内工業に從事して居るのを見ることが出來る。いま「臺灣の副業」（「殖産局商工課」昭和十一年三月）によつて之を見るに、次の様に分布してゐる。

	男	女	計	
臺北州	四八一	七、二六一	七、七四二	以上の數字は判明せるものだけで、生産額、生産量共に判明し且つ相當大でありながら、從事者數の記載しないものが極めて多いからして、實際は更に大なる數字を示すものであらう。
新竹州	一、三六五	三〇、一七七	三一、五四二	
臺中州	一、〇二四	三五、六七七	三六、七〇一	
臺南州	一、九八五	二九、六五三	三一、六三八	全島中副業に從事するもの八八、七三二人中、女子從事者は七四、二二七人で、この中三〇、一五七人（大部分は帽子）は新竹州に集中してゐる。副業の主なるものは、藥加工品、木竹加工品、月桃加工品、機業製品、帽子、籐加工品、金銀紙、麻製品、製莚業、茶摘茶撰等であるが、この中「帽子」は代表的なものである。新竹州だけでも、約二六、八〇九人の女子が帽子製造に從來してゐるのを見る。
高雄州	二一	一、四八〇	一、五〇一	
花蓮港廳	一	一	一	
計	四、八二六	七四、三二七	八八、七三二	

備考　計に於て多くなつて居るのは、戸數として掲げあるものを合計せる結果である。

帽子從業者のみにても、大正五年には男一、〇一一人、女二一、三〇五人、六年には男六六、一五二人といふ多數に到達して居た事實が報じられてゐる。（「臺灣製帽の現況及改善策」臺灣銀行調査課）

「高雄州を除き本島西海岸各州に跨り、至る處に於て八、九歳の少女より老婆に至る迄、家内副業としつつあるを見ることを得べし。」「編製は帽體の編製及耳組の二種に分れ、前者は熟練せる女職工にして、後者は八歳乃至十二歳の少女の爲すものとす。」「職工は製造業者より原料を受け、自宅に於て帽子の編製を爲す者なり。普通五十歳以下十二歳以上の者に編製に從事し、十一、二歳以下七、八歳の者は耳組を爲す。」「新竹州、臺中州兩廳下には同業組合より職工章を交付し、一定の製帽業者の下に附屬せしむるも、その他の地方に在りては一定の製帽業者に附屬するものとす。」（前揭）

帽子製造の問屋制家内工業的經營は「本島に於ける帽子の製造は、工場組織に依り大規模に行はるるものにあらずして、皆手工的家内工業なりとす。」「製帽業者は自ら帽子の編製を爲さしむる、……即ち機業に於ける織元の如く、原料を職工に交付して帽子を編製せしめ、之に對し編賃を支拂ふものなり。」「取引者に於て原料を編工者の家に持參し、所要原料を渡して製編せしめ、數日後帽子取引者、編工者の家庭へ到り其製品を集め、編工賃を支拂ふものなり。」（「臺灣の副業」一四四頁殖産局）

而してこの製帽業者の大部分は、帽子移出業若くは帽子仲買業を兼ねてゐるのである。（「前揭」二一頁、並「林投帽製造調査」八五頁、殖産局）

尙帽子製造從事者の一ヶ月の平均收入は極めて小額である。

等級	上等職工 箇數	上等職工 工賃	中等職工 箇數	中等職工 工賃	下等職工 箇數	下等職工 工賃
三等	三	三・八四圓	—	—	—	—
四等	一五	三・八四	八	四・六八	—	—
五等	三〇	四・八〇	二五	五・七五	三七	五・六七
六等	二八	五・八八	三〇	六・〇〇	三	五・八九

即ち一ヶ月收入最低三・八四圓から、最高六圓である。（「臺灣製帽業の現況及改善策」三八頁）

之等の副業的家内工業は、必ずしも原料の產出される地域に於てのみ（大體はさうであるが）勃興したとは限らない。原料を他から持つて來て、農村の餘剩勞働力の存する地域に（農業生產力の低度な處）に基礎を置いて、育成されたものもある。

この事實は「高雄州は鳳山を除いては、家内工業は餘り發達しない。原因らしい。屏東郡にしろ潮州郡にしろ、其他の郡共農耕に忙はしいしも寧ろ野原に出て働いて必要な品物を買ふといふやうな風習である。」「例へば屏東方面で、木瓜とかバナナとかを入れる籠だけでも少くない數である。それを嘉義とか員林、豊原方面から取り寄せて居るといふ有樣である。」（「臺灣に於ける家内工業」總督

府商品陳列館）

農村の餘剩勞働に依らないもの――部分的には基隆市の如く「本市存在の漁業者は漁閑期少からざると同時に、漁業は强壯なる男子のみに限られたるを以て、此等の餘剩勞力を副業に向けしむることは緊要なる問題なりと認め……。」（「臺灣の副業」三一頁）

以上檢討の如く極めて僅かな報酬を目標として、農村の女子の餘剩勞働力が副業的家內工業に從事し、且つ之れが生産力の低いところ程普及してゐる事實は、この僅かな副業の收入が、缺くべからざる農家の家計補充としての重要な意義をもつてゐることは明かである。

最近農業生產力擴充の要請と勞働力の調和のために、農村女子勞働者の農業方面への進出が促進されつつある。斯くすることによつて、他方所謂農業勞働力の工業への供出の基礎を補供せんとするのである。然しこの事は一般的に見て、農業勞働に女子が適するや否やは別とするも、大量的な農場進出は、一方從來の副業自體に對する適切なる再編成の問題を提起するのは必然である。即ち、一方副業自體の合理的經營への再編成――經營・技術・販賣等に亙る――（農會の指導的役割はこの分野にまでタッチすべきである。）並に比較的女子勞働の基礎を豐富に有する地域に於て、これに依存せる工業の計畫化（纖維工業等、必ずしも大規模の必要なし。）他方農業方面への進出の場合に於ける女子擔當勞働の計畫的選定による所謂過重勞働に陷らざる配慮等を、それぞれ有機的な綜合的計畫のもとに遂行すべきである。

三　出身地別構成

イ、民族的構成　外國人とあるは、大部分支那人勞働者である。全島職工數に對する百分比は、本島人九割四分、內地人四分八厘、外國人一分一厘である。工場勞働に從事する外國人勞働者（支那人勞働者）は極めて少い。

「內地人職工は、本島人職工の指導者或は監督者として從業を見つつあるに過ぎない狀態である。」（「臺灣の工業」一八頁）とあるが、この事實は、本來比較的熟練勞働を必要とする化學工業、機械工業、金屬工業に於て、內地人の占める比重が比較的高い事實に依つても明らかである。即ち化學工業に從事する內地人は、同工業勞働者の一割四分、機械工業の一割七分七厘、金屬品工業の二割三分五厘。最近まで所謂技術工は內地に之を求めるといふ事が一般的方針とされて居たのであるが、今日では內地自體の情勢からして到底之を期待し得ない。且又臺灣自體の勞働力を所謂長期的國防經濟への協力體制にまで鍊成再編成するといふ立前からしても、臺灣勞働力の技術的高度化といふことは考慮されなくてはならないであらう。そしてこの事は、內地人職工の指導に俟つところが多いのは勿論である。その故に內地人職工の臺灣への招致は、單なる依存ではなくして、かかる指導的任務を期待する意味においてのみ考へられなくてはならないであらう。

次に所謂熱帶地域に於ける勞働耐久力に關する內臺人の差異についてであるが、かかる「勞働科學」的方面の研究は最も立遲れの狀態にある。僅かに「臺灣に於ける氣候と作業能率との關係並にその內臺人比較」（力丸慈圓、臺北帝國大學

業種別		內地人 男	內地人 女	內地人 計	本島人 男	本島人 女	本島人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	計 男	計 女	計 計
食料品工業		一、六二八	七六	一、六四	二八、八八二	一七、六九六	四六、五七八	二八二	三一	四〇三	三〇、七八三	一七、八九三	四八、六七五
窯業		一〇九	二	一一一	八、一七〇	二、二四〇	一〇、四一〇	四七	七	五四	八、三二六	二、二四九	一〇、五七五
其の他の工業		一、六五五	一四	一、六九	一七、三六	四、七〇九	六、四四五	一〇	一〇	二〇	一七、〇八一	四、七三三	六、八一四
化學工業		四七九	五五	五三四	三、一七一	一、一二〇	四、四九二	二四	四	二八	三、六七五	一、一三九	五、〇一四
機械器具		七七六	一三	七八九	三、五五一七	五七	三、五七四	七六	一	七六	四、三六九	七〇	四、四三九
紡織工業		二七	四	三一	一、〇九三	二、八一四	三、九〇七	六	七	一三	一、一二六	二、八二五	三、九五一
印刷製本		一五二	一一	一七三	二、四八一	三四七	二、八二八	九	一六	二五	二、六五二	三七四	三、〇二六
金屬品工業		六六八	一	六六九	一、八五三	二六〇	二、一一三	九二	一	九三	二、六一三	二六一	二、八七四
製材木製品		八五	二	八七	二、三三四	一三二	二、四六六	二七	二	二五	二、三六一	一三六	二、六七〇
計		四、〇八九	一六八	四、二五七	五三、二二八	二九、五四五	八二、七七三	四四一	一六八	一、〇〇九	五八、一五八	二九、八八一	八八、〇三九

（「臺灣の工業」殖產局昭和十五年五月）

記念講演集第二輯所載）があるのみである。

之により要點を摘記すると、

（一）　毎日平均八四人の臺灣人女工の煙草包裝作業能率と、作業時平均氣溫との關係につき約一年四ヶ月間に亙る調査と、毎日平均約二五人の內地人女子就業員の穿孔作業能率につき同樣の關係の七ヶ月間の調査と、此二つの資料につきこの結果

（二）　月別平均の結果によれば、季節によつて作業能率に優劣あること明かであり、春秋二季最も好く、極寒極熱時最も惡く、中間はその中間に位する。

（三）　氣溫の上より觀れば、臺灣人は二三・五度(C)最も作業に適し、內地人は一九・五度を最好適溫とする。臺灣人の適濕は七五・二%となるけれど、確定的ではない。適濕は溫度と切離して單獨には定め難いであらう。

（四）　臺灣人は、過度の高溫低溫に於ては作業能率は共に低下するも、低溫よりは高溫に於ける方が比較的能率が高い。內地人も高溫に於ては著しく能率が低下する。各々の平均能率からの高溫に於ける低下の度合は、臺灣人に比して內地人の方が遙かに甚しい。即ち耐熱性に於て前者が優る。高溫に於ける能率低下の比率の逆比を以て假りに耐熱性の尺度とすれば、內臺人の耐熱性は凡そ六六對一一二即ち一對一・七の割合となる。

（五）　臺灣在住內地人の適溫は、臺灣人のそれと三、四度低く、寧ろ溫帶住民の適溫に甚だ近い。調査された內地人の大多數が臺灣產の內地人なることから、この事實は一層興味深いものがある。即ち氣候の異る土地には異る適溫の存在するといふことは、各々其地に永住する民族に於てのみ云はるべき所であつて、移住民族には當て嵌まらぬことである。又住民民族は一代位の短期では、その適溫に著しい變化を生じないものと見える。

この研究は「臺灣に於ける最初の試みであり、豫備的試驗的のものであるから、その結論も豫備的性質を免れず」とあるが、若しこの見解が正しいとすれば、內地人工業勞働者の熱帶地域への移住の問題に對して、深い考慮がなされるべき事を示すと共に、所謂臺灣に於ける熱練勞働の問題の方向に一つの示唆を、即ち寧ろこれを臺灣勞働者の中にこそ養成敎育してゆくことを、適地的に見て最も妥當とするといふ見解を正しいものとする結果に到達するのではなからうか。然しこの問題に對する研究は寧ろ今後に期待すべきであらう。

ロ、移入勞働問題　領臺以來、臺灣產業の開發には支那人勞働力を必要とした。一は技術工として支那人勞働力を、一は所謂低廉な苦力としての勞働力を。

製茶工としての要求が極めて大であつた事は、既述の如くである。或はまた「明治三十二年――營業者は煙草職工を對岸から招き、島內で葉煙草を輸入して製造に著手するに至つた。」（「臺灣」二八九頁、武內貞茂著）

所謂苦力としての支那人勞働者は、主として鑛山勞働者、製糖農場、土木建築、港灣勞働等に從事する。

而して臺灣に於ける工業勞働並に港灣勞働等何れも所謂季節的意義を脫せず、土木建築或は治水事業等何れもまたその勞働期間は一時的性質のものであるが故に、「移入勞働」自體も定着性を持ち得ず、之等の季節勞働を補充する所謂出稼勞働に終始せざるを得なかつた。そして既述の如き本島人勞働者の季節的勞働に基く賃銀騰貴抑制策として、對外勞働者の移入が問題とされてきたのである。

從つて之等の移入勞働者の生活狀態の一端を見ると

「自己の居住地より福州に來る迄の旅費、南國公司の手數料（九圓餘）、汽船賃、上陸地基隆より就職地までの費用等如何に最小限度に見積るも二十八圓を要すべく、臺灣に於ける勞働賃銀は一日八十錢乃至一圓二十錢位なるも食費のみに四十錢を要すとせば、一ヶ月の收入は十圓乃至三十數圓を算すべきも、渡航に要せる費用は南國公司其他より借入れ、月賦にて償却するものにして、鄉里に殘せる家族扶養の外借入金を辨濟するには、少くとも三、四箇月の時日を要するならん。（三月頃渡航十月頃歸還）」とある（大正八年二月二十七日、臺灣銀行福州支店報告）

この低賃銀が本島人賃銀に及ぼせる影響については、

「以前に在りては、毎年數千人の勞働者が對岸より春に來りて多に去り、以て臺灣の拓殖事業を助けたるものなりしに、領臺以降

に至りて是等制限（清國勞働者取締規則を指す）あるが爲、各種事業の勃興は領臺以前に比して倍加せるに拘はらず、支那勞働者の輸入は領臺以前に於けるが如く盛ならず、主として茶の季節に方り之に從事すべき勞働者の輸入を見るに過ぎず、……支那勞働者の自由輸入に對する制限は、他の行政の目的にも關係を有すべしと雖も、產業の方面より云ふときは、政府が一方に於て極端なる產業の奬勵助長政策を執れるに拘はらず、一方に於て產業の發達に必要の條件なる低廉勞働の自由輸入を制限しつつあるは、頗る矛盾したる政策なる嫌なしとせざるなり。」（「臺灣植民政策」四一二頁、持地六三郎著、明治四十五年七月）

「臺華植民合資會社の支那勞働者に對する一種の入國稅（保證金制度を指す）は、益々勞働賃銀の低下を阻止したり。」（「臺灣植民發達史」二三五頁、東鄕實著、大正五年）

元來對岸福建省自體の農業生產力の未發達と、特に第一次世界大戰後の輸出工業生產の加速度的減退は、福建省勞働の海外移動を必然ならしめつつあつた。

「現下の福建財政は行詰りの極に達し居り金を得るに何等の手段を選ばざる現狀にて、此際此の方面に相當の便を與ふる事を交換條件として交涉せば勞働者募集の協定を得るの絕好の機會なるべく」（大正八年十一月七日、臺灣銀行福州支店報告）

本島人自體が福建人、廣東人によつて構成され對岸福建、廣東よりの出稼勞働が所謂鄕土的血緣的關係によつて繫り、毎年多數の殘留者があり、今日臺灣勞働力の一部分を構成してきてゐるのは史的事實の示すところである。

南支那に於ける勞働者出稼狀況（「臺灣銀行福州支店報告」大正八年二月二十七日）

福州——「當地勞働者の渡航先は一應は全部臺灣にして……。」勞働者の渡航取扱は從來南國公司の特扱に屬し、他の者は自由に之を取扱ふことを得ず、人目を忍んで募集する程度にして、自由渡航の形式に相成居り、自然多數を取扱ふことを得ず、一時に多數を取扱ふ時は支那側の注目を受け、僑工局其他支那官憲の抗議等問題を惹起するの虞あり。

廈門——**茶工**　毎年茶期に入り臺灣に渡航する者は殆んど全部安溪縣及永春縣人、**煙草工**　全部龍石縣及永定縣人なり。

「元來福建省中南洋方面及臺灣に於ける支給勞働者は、主として福清縣、惠安縣下の出稼多く、是等地方は土地產業起らざるより出稼多く勞役に堪ゆるを以て……。」

汕頭——臺灣に渡航し來るものは、製茶期、即ち五、六月最も多く、毎年平均五百人乃至六百人なり、而して其鄕里は潮陽、潮州、揭陽、普寧、海豐、陸豐方面を主とす。取扱ふ者は、汕頭に於ても南國公司にして、同公司買辦たる長生洋行が（臺灣籍民）南進旅館を經營しつつ南國公司の下請となり、苦力を募集し、又は出稼を希望して居る者の渡航手續を取扱ひつつあり。

香港——「船舶の發著港なるが爲諸種の便宜あり、從つて海外出稼勞働者の仲介業を營む客棧多く又移民會社の代理店もあり……。」「臺灣出稼人としては、廣東人及汕頭人最適當なるべく、而して香港在住者の鄕里は汕頭最多し。」

廣東——所謂廣東人出稼人と稱する者は其の實汕頭港より出入する勞働者にして……。」「當地より臺灣行勞働者は主に閩清、寧德、羅源、長樂、溫州、興化及福州附近の貧民にして、苦力頭なる者あり、其の人員毎年千五、六百人乃至二千五百人に達す。」

なほ日支事變前までの毎年對岸よりの本島上陸者並に歸還者は次の如くである。

	大正元年	二年	三年	四年	五年
上陸者	六、九七二	六、八五七	六、〇八〇	六、七一八	六、〇九二
歸還者	五、二九〇	六、〇九〇	五、七三六	六、三三三	五、八七六
殘留者	一、六八二	七六七	三四四	三九五	二一六

	六年	七年	八年	昭和八年	九年	一〇年	一二年
上陸者	六、三五七	七、三六六	六、五九九	八、六三三	一三、五三〇	一五、〇三四	一三、〇六六
歸還者	五、〇五六	六、三三九	五、一七二	六、三〇六	七、一九三	九、七九八	九、〇二六
殘留者	一、八〇一	一、九七七	●一、四二九	二、三二七	六、三七七	五、二五六	三、〇四〇

之等の輸入勞働の職業は主として製茶、人力車夫、雜役、編物工、織物工であつて、工業勞働に從事するものは至つて少い。

日支事變による對岸經濟力の減退は、所謂對外輸出增加を必然ならしめるであらう。而も對岸勞働力に關しては「支那勞働者の輸入は敢て今日始まりしものにあらず、殆んど二十年來實行せる所なるも、未だ嘗つて之が爲めに本島勞働界若くは生產界に騷擾を來せしことなく」（「前揭」）の事實に鑑み、今日之等の對岸勞働者は途絕えて居るが、今後一應この勞働力の移入も考慮される。だが移入勞働は飽くまでも部分的補給の性質のものであつて、本質的なものであつてはならない。特に今後南支方面の現地の積極的開發政策は、ここよりの勞働力に對する期待の可能性を漸次減少して行くべきものである。この意味に於て、臺灣の工業勞働力としての移入勞働の地位は、當面重要な意義をもつものとは思はれない。

然し現在所謂南方地域に於ける支那人勞働者（主として福建、廣東の二省より）は、極めて多數に達してゐる事實に鑑み、今後この觀點から、對岸勞働力の性格は重視されなくてはならないであらう。

第四節　結　語

以上が、最近までに於ける臺灣工業勞働力の量並に質に關する觀察である。言ひ及ぶべきであり及ばない問題が多々殘されて居り、從つて一指標的意義しかもち得ないものである。之を例へば、臺灣勞働の諸條件―賃銀、時間、能率等、其他の勞働對策（厚生施設、勞働法制等）の檢討なくしては、その「性格」の全姿容を浮び上らせるに不十分であることはいふまでもない。

のみならず、既述の如くに現在の臺灣の勞働力なるものは、簡單に農本的、外地的と云ひ得ない要素の、工業化の進行と共に、即ち一方に於ける近代的工業勞働力への轉換の要素の發生しつつある事實を見遁し得ない。臺灣の工業自體が舊いものと新らしいものとの交錯を具顯してゐると同樣に、勞働力自體も舊いものの中から新らしいものの成長を見ることが出來るのである。勿論新しいものへの轉換は、現在尙僅にその第一歩を踏み出した程度に過ぎず、從つてまた此處の勞働力の性格を全般的に規定しうる要素にまでの發展を見る事は出來ない。

むしろ現在の段階は、舊い要素を脫皮するための第一歩の踏み出しを確實にするためには、如何なる用意と方策とを以てせねばならないかの尙準備の時代にあると云つた方が適當とさへ思はれる。從つて、この準備を遺憾なからしめる爲にも、今後の新しい要素の發生の地盤である舊いものの、而も多分に現實的ですらあるものの、性格の檢討こそ緊急な課題である。

この意味に於て、僅か此處で檢討した資料の範圍だけでも、極めて多くの解決されなければならない課題のあることに氣附くのである。まづ根本的には、今後需要の增大を見透される工業勞働力と、農業勞働力との調和的な發展を如何にして解決してゆくかといふ點である。既述の如く臺灣に於ける工業勞働力は、單にその大部分を農村に依存してきたといふのみならず、一部はその下半身は農民ですらあるものによつて構成されてゐる。

その故に、今後の工業的發展は、一層大規模な勞働力の量を要求するに當つて、總人口五、七四六千人の五割三分を占める、殆んど本島人によつて構成されてゐる二、八九七千人の農村人口は、唯一廣大なる勞働力供給の資源地として期待することは疑のないところであるが、この農業人口が現實に勞働力の貯水池的存在となるためには、この農業人口が過剩的な存在となつて居なければならない。然らざる時は、何よりも農業勞働力との摩擦を引起さざるを得ないのは當然である。

其處で當然に工業勞働力の創出の量的確保のための諸對策は、これが地盤たる農業勞働力の實態が、換言すれば、農業勞働力として如何なる社會的條件、技術的條件の下において、農業生產に結びついて居るかが分析され、この基礎の上に樹立されなくてはならない。

臺灣に於ける人口の自然增加率は、從來極めて大である。だからと云つて「本島工業は、現在既に其の生產額に對比して相當豐富な勞働力を有するのみならず（この意味は如何なることを指すのか明かでない、）本島農業人口は年々激增を示しつつあるから、農村人口の工業勞働轉出の度は益々著しくなるであらう」（「臺灣の工業」二二頁、殖產局）といふ單純な考へは、排されなくてはならない。即ち如何に增加せる農業人口を農村に收容し得ないで（收容能力の限界點を突破して）、一應過剩人口として工業方面へ轉出する場合ありとするも、これが大量的になつた場合は、且又轉出が恒常的になつた場合は、直ちに農業生產への影響を及ぼさざるを得ない。特に臺灣の農業の如くに、農業勞働の源泉を主として人間勞働に依存し、若干の家畜勞働が之を補助するのみであつて、機械力の使用は極めて僅かなものが甘蔗農場に於てのみ之を發見しうる現實の狀態に於ては、一層のこれに對する計畫的な配慮がなされなくてはならないであらう。

右の樣な意味で、農業勞働力の工業的方面への供出轉換といふ事と、同時に供出轉換せしめても農業生產力の停滯若く

は之が減退を來さざる樣な配慮がなされなくてはならないのである。そしてこの配慮が極めて適切たるが爲めには、現實の農業勞働力の性格に對する嚴密な意味での認識と、これを基礎とする確固たる對策が樹立されて居なければならない。

農業勞働力の問題の中心は、一方如何なる量の農業勞働力が如何なる地方に、如何なる過不足の狀態を以て存在するやの量的平面的な觀察にあると共に、他方存在する一定數量の農業勞働力が如何なる形態を以て農業生産と結びついて居るやにある。所謂農業勞働自體の「立體的な存在」である。そしてこの事は、結局農業經營の普遍的な存在と關連し、これに制約規定されるのである。而も、かかる意味での農業勞働の實態は、現在の農村の到達せる社會的な發展段階の分析によつてのみ、其の眞實が語られるのであるが、此處では勿論農村の到達せる社會的段階の分析自體は目的ではないので、工業勞働力の基礎としての農業勞働力が今日如何なる量的な發展の段階にあるかを極めて一般的に觀察することによつて、問題の所在を指摘するに止めるものである。

耕地面積、農家戶數、農業人口累年增加趨勢

年次	耕地面積	農家戶數	農業人口
昭和四年	八三〇、〇一〇甲	四〇七、七四二	二、四八九、二四七
五	八三三、三九八	四一一、三七七	二、五三四、四〇四
六	八三五、四〇六	四一四、八六〇	二、五八三、三五九
七	八三九、七二九	四〇四、〇〇二	二、五七六、〇〇三
八	八四五、四七九	四〇六、二二三	二、六三四、四八五
九	八五一、三三四	四一一、九八一	二、七〇〇、九九〇
一〇	八五六、七七四	四一九、八六五	二、七九〇、三三一
一一	八七二、二五八	四二八、一五一	二、八五四、七三三
一二	八八三、二五六	四二七、三七九	二、八八〇、四一〇
一三	八八四、四〇九	四二四、五二五	二、八九六、三九七
一四	八八六、二二五	四二八、四九二	二、九二四、七八一

「臺灣農業年報」

いま臺灣農業年報によつて、耕地面積、農家戶數、農業人口の最近に於ける變化を見ると、上の樣に累年增加してゐる。

耕地面積の增加は、農業戶數の增加を追ひ越して居る。昭和四年から九年までの五ケ年間、九年より十四年までの五ケ年間に於けるそれぞれの增加比率を見ると、耕地面積は、二分五厘、四分、計十ケ年に六分五厘であるに比し、農家戶數は、一分三厘、四分、計十ケ年に五分三厘であるからして、この意味からすれば、僅かながらも農村に於ける一戶當りの耕地增加を見ることが出來、從つて農村の人口包有力の餘裕を示すものの如くである。だが一方農業人口の增加の傾向を見ると、耕作地開墾の可能の範圍が少い臺灣に於て、農業經營をますます細農化せしめざるを得ない方向に在ることを知るのである。即ち農業人口の各五ケ年每の增加率は、八分五厘、八分二厘、計一割六分七厘といふ增加で、農家人口一人當りの耕地面積は、農家戶數一戶當りの增加と反對に減少の傾向を示してゐるのを見るのである。

かくて、最近十ケ年の傾向は、農業人口の增加は、農家戶數の增加を追ひ越し、結局一戶當りの世帶人員—家族勞働力の增加を來し、而も耕地面積の增大は之に伴はないのであるからして、實質的に、耕作規模はますます細農化されざるを得ない方向にある事、耕作規模と家族構成との乖離はますます著しく、農業經營はますます集約勞働による經營となり、家族勞働力一人當り耕地面積は狹少化するに從つて、勞働の收益化程度は加速度的低下を來し、農業が有する生活支持力は漸次減少するが故に、農村の人口包有力は一層低下せざるを得ない狀態にあるといふのが、最近までに於ける一般的な傾向である。事實、臺灣に於ける人口の自然增加率は極めて大であつて、昭和五年より十年までの五ケ年間に約一割五分の增加、十年より十四年までの四ケ年に於ける增加率は一割、計九年間に二割五分であるにも拘はらず、農業人口の增加率は遙かに低位にあつて、農村の人口包有力の停滯の現實は看取出來るのである。斯うした傾向にも拘はらず、極めて目立たない程度にしか農村よりの轉出勞働を見得なかつた理由は、臺灣に於いて漸次勃興、發達しつつあつた工業が、所謂半農民的な性格をもつた勞働力で事足りたといふこと、他方臺灣農民の極めて低位な生活に對する「習性」若くは「力の强さ」に基因すると思はれるのである。

從來臺灣農民の富裕といふことが云はれ、この事こそ臺灣に於て農村よりの轉出勞働を阻止してきた唯一の原因であると云はれてきたのである。勿論富裕な農村經濟は、豐富な人口包有の地盤である事は疑ひない。然し低度な生活力もまた、農村の多量な人口包有力を示すものである。臺灣農民の富裕を結論せしめたものは、現象的に內地に比較しての一戶當りの耕地面積の大であることと、一戶當りの總生産額總量の大であることに基因する。平均一戶當りの耕地面積二甲餘は、

內地一戸當りのそれの約倍である。この耕地面積の大であることと、土地利用の回轉率の內地に比較して僅かばかり大であることとは、（昭和十五年度回轉率は耕地面積八八四、〇九・三五甲に對し土地利用率は一、三三二、二七八・三六甲であるからして、一五〇・六四％となる。昭和六、七、八三ヶ年平均については臺灣一五二・五三％、內地一三三・〇二％—臺灣の農業四六頁）その生產能率は內地の六割—七割で、結局單位面積當りの收穫率は內地より低いにも拘はらず、一農家當りの總收穫量を內地よりも大ならしめてゐるのである。（一戸當りの家族構成員は、內地に比較して臺灣は大であるからして一人當り生產額の比率はすつと低下する。）

農家一戸當りの生產額　　最近に於ける兩者の差は僅かになつてきてゐる。何れにしても多少の生

年次	臺灣	內地	產總額が大であることだけで、臺灣農民の富裕を結論するのは早計である。
昭和元年	七三七・四四	———	これに關しては先づ二つの方向からの觀察が成立する。一般的には日本
五年	六三〇・四七	———	經濟に於ける、臺灣經濟の內地經濟への從屬的地位、即ち農業生產品若く
十年	八五九・九一	五〇四・〇八	はその加工品とその他爾餘の一切の生活必需品をはじめ生產財との交流過
十一年	九〇六・八四	五八一・七五	程に於ける特別利潤供與の關係、この關係は臺灣農民をして所謂高い價值
十二年	九四二・九五	七〇四・〇一	のものを廉い價格で賣つて低い價值のものを高い價格で買ふ不利な立場に
十三年	一、〇八四・三	一、〇一七・二一	置かしめる。臺灣農業の如くに商品經濟的色彩が强い場合（農業生產物
十四年	一、二八三・一六	———	中、販賣生產物は六五・〇％—七〇・〇％となつてゐる。「臺灣の農業」一八頁）この影響は常に最も强く現はれる。

臺灣は臺灣農業年報より內地は朝日年鑑より

第二には農業生產物の分配關係から生ずる臺灣の大多數農民の不利な地位である。云ふまでもなく分配關係は、耕作の權利關係によつて、耕作の權利關係は土地の所有形態によつて規定されるのである。臺灣に於ける土地制度の成立の歷史は、一定の土地に對する三重の權利者（墾首若くは墾戸—開墾權の所有者、大租佃戸若くは佃人—實際開墾に從事せる耕作管理權を有するもの、小租現耕佃人—後に佃戸の下に既墾地の耕作に從事するもの）を生ぜしめ、この成立の過程は土地の細分化を生ぜしめると共に、かかる土地に對する三重の權利者の存在は、必然に此處に於ける耕作關係が、極めて高率な小作料を以て結ばれざるを得ない結果となつた事實を示してゐる。

この土地に關する權利關係は、我が領臺後も雖も根本的には、我が領臺後も存續した。明治三十六年實際的にも漸次土地に對する權利を失ひつつあつた大租權の整理に着手し、同年十二月先づ大租權を確定し、その後の大租權の設定を禁じ、明治三十七年五月之が補償による消滅を遂行した、かくて土地に對する「佃人」「現耕佃人」のみを殘し、佃人は業主と稱され「現耕佃人」も單に佃人と稱せられるに至つたが、之等の土地に對する權利關係の內容は、領臺後と雖も清朝時代の舊慣に依つたものであるからして（明治三十一年七月律令第九號）土地關係は根本的には改革されるところがなかつたと見て好い。臺灣に於ける土地の零細所有、そして零細經營は壓倒的であり、八十八萬六千甲の土地が四十三萬一千人の土地所有者に分割され、之を經營規模から見ると（昭和十四年四月一日現在）、一甲未滿の經營者は全農家總數四十三萬六千戸の四五・八一％、十九萬八千戸を占め、更に二甲未滿の經營二五・九一％十一萬三千戸を加算すると、實に七一・七二％といふ數字に達する。又經營形態の側から見ると、四十二萬九千戸の中、小作が三七・〇％の十五萬八千戸、自作兼小作が三一・〇％の十二萬四千戸で、兩者で六八・〇％の二十九萬二千戸を占めてゐる。

之等の大多數の農民は、極めて高率な小作料（平均約五割以上）を納付すると共に、物納、死租—豐凶の如何に拘はらず、小作料の一定額を取り立てる、先稅後耕等或は定頭金、積地金等の封建的な小作關係によつて結ばれてゐる。

一般的には以上の樣な檢討からして、特に臺灣の農民の富裕を斷定し得ないのである。現に昭和六年度に於ける臺灣米作農民の收支計算の調査は、到底相償はない事實を報告してゐる。分散的ではあるが、これに關する報告は隨所に之を見ることが出來る。「臺灣時報」昭和十五年七月號に於ける「臺灣農民の生活調査」は、結論として「……上田、上佃を耕作するか經營面積の大なるものか、或は自作農業者や都市近郊で農閑勞働收入あるものでなければ、餘裕ある生活は營み難

い樣である」と述べて居る。又既に昭和六年七月當時の臺灣農事報の卷頭言に「農村生活の實體を正視せよ」と題して次の樣な記事が掲載されてゐる。

「年中光と熱がある。お米が二度穫れる。臺灣の農民は富裕だ。こんな樂觀的な聲が往々吾人の耳朶を打つ、果して然うか？本島の農業が自然の惠みを相當豊にうくる事には、敢て吾人も反對するものではない。だが農民多數の懷具合は？本島には未だ信ずるに足るべき農家經濟調査がないから、農民が損か得かを數字で示すことは或は不可能かも知れない。一歩足を農村に踏み入れて、彼等の衣食住の實際を見よ。彼等が最も關心を持つ冠婚葬祭の際に於てすら、何んと褻禮と素足の多い事であらう！　蠅の黒く飛んでゐる中で、一日一人五錢といふ藷飯と、油だけで肉の見えない汁とが、掬せた彼等の喉に吸込まれる！　建築費二、三百圓の土塊造藁葺の家に、彼等の多くの家族が家鴨と豚と群居してゐる！「食はずに溜めるのだ」と謂ふ勿れ、明かに不利と知り乍らも、切羽詰ればこそ、青田賣買が盛んに行はれるのではないか。改隷以來、本島農業は著しき躍進を遂げて、農産年額今や三億圓に達する。眞に盛んな事ではある。だが農民多數の生活が未だ斯かる狀態にあるを思へば、樂觀は尚早計ではあるまいか。

從つて轉出勞働を阻止してゐるものが、臺灣農民の富裕にありといふ見地には贊し難いのであつて、寧ろ農民は彼等の生活をより低下せしめることによつて、增大する農村人口を包有しつつ、一經營單位勞働力の量的な擴大再生産を確保しつつ、家族の集約的勞働に依存しつつ、彼の投下總勞働量を增大させることによつて、農業生産の上向線を癈してきたのではあるまいか。之を逆に言へば、絶えざる農業生産量の增大の要請に即應するために、一方收益率の低下の傾向といふ不利な條件を伴ひつつも、他に手段をもたない農民は、人的勞働力のより以上の投下に賴らざるを得ないが故にこそ、增加する農村人口を包有して置かなければならないのである。この意味に於て、この增大する農村人口は必要勞働でもある。臺灣の如くに、傭入勞働の占める比重が內地と比較して大なるのは、經營面積一甲以上、二甲未滿の農家でも一ケ年間自家勞働五七一・〇六日に對し雇入勞働一一七・〇七日を要してゐる—「農家勞働調査」總督府）農業勞働の本質にもよること乍ら、特に內地よりも大である耕地面積に比較して生産性の低い勞働力が結びついて、農業經營を維持せんとする限り必然の趨勢であり、この事實は、農業の生産技術に變化なき限り、所謂比較的大なる數量の農業勞働力が農村に保有されざるを得ない事情を物語つてゐるものと思はれるのである。

以上の諸事實によつて、農村よりの農業勞働の工業方面への轉出の條件は、農村自體に於て進行しつつあるといふことと、而も一度農村に於て最低の生活の局限を保持することが不可能となるや否や、從來の轉出を阻止してゐた條件が排除されるのであるからして、此處に大量的な轉出は必然であるといふ事が出來るのである。

然しこの過剩的人口も、實は、最近に於ける戰時食糧資源の增大確保の要請を前にして、農業生産力の增大を土地に對する勞働量の過大なまでの投下によつてのみ齎さなければならない事情に在る限り、眞の過剩的人口としての存在にはならない。潛在的に存在する過剩的農村人口を、本質的に過剩なものとして土地から終局的に引離し得るが如き條件が、農業經濟の側に於て成熟することを必要とし、從つてまた今日の所謂「勞働需給の調節」の對策も、この問題との關聯に於て考慮されること、此處に「農業勞働」と「工業勞働」との調和的發展への正しい途が開かれるのである。

以上を要約すると、

一、工業勞働の發展は、量的にも且質的にも極めて低位にある。今後量的發展の唯一の地盤は臺灣人口の五割以上を構成する農村人口である。農村からの工業臺灣への大量的な轉出を見なかつたのは、農村經濟の富裕と云ふよりは、工業それ自身の未發達に基因するもさる事ながら、農村に於ける農民の生活程度の低位性に見られる人口包有力の大であつた事、而して、より多大な農業人口を包有することこそ、特に生産能率の低い、人的勞働を以て臺灣の農業生産力を上向せしめるための必要條件であつたといふ事。

二、その故に農村の最低限度の生活線に耐へられなくなる時は、大量的な轉出の可能性が十分潛んで居る。

三　然しこの大量的な轉出並に恒常的な轉出は、現時に於ける農業生産力增大の要請に當面して、農業經濟に多大なる影

響を與へる恐れがある。

四　その故に根本的には、農業生産の側において「現在の農業經營に於けるやうな、極めて人的勞働に依存する程度の高い狀態」から脫却する事の配慮が、工業勞働力への轉出の條件であらう。其他の諸點について要約すれば、

五　勞働力の量的確保の觀點から、最近女子勞働力の農場方面への動員が促進されつつあるが、工業勞働方面への進出も期待することが出來る。現在女子勞働として工場への轉出、集結の數は極めて僅かである。然し他方可成り大量の女子勞働力が、地方農村における副業的家內工業に從事して居る事實を見る。從つて「女子勞働に依存する工業は發達する見込みがない」といふ結論は、早計であらう。但しこの際注意すべきは、單に量的に存在するといふ意味であつて、その大部分は何等の技術的な要素を有しないものである點である。

六　臺灣勞働力の農本的・外地的性格からの脫却、近代的勞働力への轉換の準備が考へられなくてはならない。勿論この目的の達成は、單なる十や二十の技術工養成機關の創設によつて完遂さるべきものではなく、臺灣經濟自體の外地的・農本的な性格の脫却と密接に關聯し、之と離るべからざる繫りをもつものである。然し一應かかる養成制度の急速な確立は、全經濟體制の轉換のための有力なる契機ともなるべきであるからして、現在極めて緊急な課題である。(最近全島七ヶ所に修業一ヶ年の下級工業技術練習所の設置を見る。)

臺灣勞働者の技術的訓練を最も效果的ならしめる方法は、內臺人職工の交流方法である。臺灣としては、所謂主として少年勞働者の技術的熟練習得を目的として、內地の各工場へ委託するのである。この點大規模な本工場を內地に有するものは、極めて容易にこの目的を達することが出來るのであるが、有せざるものは當局の計畫的な委託配置に俟たなければならない。

內地人職工は、所謂技術的指導者としての意味で移入するのである。現在の電氣化學工業方面に於ける勞働は、所謂生產裝置の自働的操作に期待するところ大であるといふ意味に於て、現在の本島人勞働者の質的向上を待つことによつて間

に合ふと考へられる。だが機械器具、造船工業等は、高度な熟練勞働力に依存する度合が大であるといふ意味に於て、この技術工の一部分はドウしても之を內地に求めなくてはならないであらう。

この際、臺灣からの移出は內地の負擔を幾分でも輕減することに役立つのみならずして、所謂、臺灣少年職工の內地派遣は、工場における生產的活動を媒介として、眞に日本の姿を認識、理解せしめ皇民錬成の實を擧げんとするものである。

七　かかる新たな養成制度の確立と共に、極めて僅かであるが既存の勞働力の保全のための、適切なる對策が樹立されなくてはならない。從來臺灣では勞働力に對する「保全」についての配慮が特に立遲れてゐた事は、外地經濟的地位にあつたことからして當然である。この事實は、今日尙工場法の適用されて居ない一事が之を物語つてゐる。もとより保全のための對策の樹立は、單なる既存の勞働力の維持といふ消極的な意義のみならず、之が擴大再生產のための積極的な意義をもつものであり、從つてまたこの意味に於て、之が保全のための好意ある政策は、生產擴充政策自體の完全なる一環として取り上げられなくてはならない。

他方既存の勞働力は、その技術的觀點からして、これが低度なものではあるが、一の社會的段階の發展を示すものであるからして、所謂熟練工は內地に之を求めるといふ見解が妥當でない今日、熟練勞働の地盤といふ意味に於ても、既存の勞働力の保全は重要である。又臺灣に於ける勞働力の移動率の極めて大であること、そしてこの激しい移動率が生產能率に少なからざる惡影響を與へてゐる事實を、そして之の原因の大部分が所謂本島人特有の利己主義的打算的思想に基くことは屢々耳にするところであるが、之が防止は結局適切なる勞働力の保全のための政策と關連せしめられなければならないであらう。而してこの保全の對策は、勞働力の量的な擴大再生產並にその生產性の增大が中心的な目標となるのであるからして、特に臺灣では所謂「熱帶地域に於ける勞働の特質」といふ樣な、勞働科學的課題の徹底的な檢討を要請するものである。

更に、右の如き基本的な調査と研究によつて樹立されたる適切なる保全の政策の意義は、他方技術的・精神的二方面よ

りの勞働教育の問題と相俟つて、之を通じて本島人によつて構成されてゐる臺灣勞働者の中に、國防經濟樹立のための生産擴充に對する、協力體制への自覺を喚起せんとするにある。更にこの目的を達するためには、所謂「勞働に於ける民族性」の把握の必要である。所謂民族性格が勞働作業行程に如何に反映されて居るかの研究である。特に最近軍需的工業の擴充に伴つて、而も中堅的職工とも云ふべきものを本島人勞働者の中に之を求めなければならない情勢に於ては、この研究こそ、緊急缺くべからざるものであり、かかる基本的な調査研究に基いた勞務對策のみが、現實に工場生産分野の中に民族的紐帶を築き上げて行くであらう。（高雄商工會議所　田中　備（スヽム））

第七章　臺灣に於ける農業移民

序言――移民事業の沿革――移民村の現況――移民村と經濟問題――移民村と社會問題

序言

明治政府による北海道開拓、昭和政府による滿洲國移民の共に國防的意義を有する二大移植民政策に比し、又南北米洲、ハワイ、ダバオ等に於ける經濟的移民事業に比し、我が臺灣植民政策がその規模に於て、從つてその數に於て、又その成果即ち成功の度合に於て及び難きは云ふ迄もない。蓋し、前二大移植民政策が國策として中央政府の熱意と援助によるに對し、之は一地方財政たる臺灣總督府の保護奬勵によるものであり、又經濟的成果の點よりするも、前記移民事業が文化の程度高く或は自然的條件に惠まれたる地域への移住なるに對し、之は後述する如き地味瘠薄にして自然的脅威極めて大なる河川浮覆地を利用したものであるから、その成果を同日に論じ得ないのは固より當然である。然しながらその數に於て劣りその果に乏しきが故に、從來臺灣移植民事業が世の視聽を惹かず、偶々論ずるものありとも一口に不成功なりとし、本島人農業者の富裕なるに比し、內地植民が氣の毒なりとの單なる同情論を以て、或は臺灣に於ける植民政策は抑々その出發點に於て過誤を犯せるものなりとの一般論を以て論議終れりとなすは、深く遺憾とする處であつた。

之等の論は、固よりそれ自らとして一應肯綮に當るものではあるが、それ等の論議の內に猶々探究せらるべき幾多の重要課題を藏するのみならず、臺灣植民事業を以て一口に不成功なりと論ずるが如きは、抑々移植民事業そのものの本質を

辨へざる者の迂濶の言である。然して又臺灣植民事業の當事者に於ても、その實情に對して多く官廳的一般報告を以て口を覆はんとし、敢て忌憚なき內容の分析に立ち入るの勞を避けんとした點は之を反省すべきである。

然るに近年の輝かしき我が民族的發展の氣運に促され、更に今回南方征略の豫想外の進展による南方移植民政策の實際問題に直面して、過去三十有餘年に亙る我が貴重なる經驗が、熱帶地移民に對する比ひなき教訓として普く世の視線を浴びるの日に會したるは、固より當然のこととは云ひながら、臺灣植民事業の勞苦遂に報いられしものにして喜びに堪へない所であると共に、その分析的研究による再認識の愈々緊急なることを感ぜざるを得ない。

この一篇固より匆卒の間になるもので、右の如き重大なる責務に對しては何等貢獻する價値なきものであるが、臺灣植民事業の概貌を述べ、且つ之に幾分の批判を加へて、以て將來の研究に對する幾分の示唆たらんと欲するものである。

附記　臺灣移住民は學問的には之を植民と稱すべきであるが、從來の慣用に從つて以下之を移民と呼ぶ。

第一節　移民事業の沿革

臺灣に於ける移民は、普通之を官營移民私營移民の二種に分つ。前者は總督府の直營事業として行はれる移民であり、官の手厚き保護の下に立つに反し、後者は有力なる個人乃至は會社が事業主體となり、或は移住希望者が集つて組合を作り、夫々官有地の豫約賣渡を受けて、其處に移民村を形成するものである。然して過去に於ける臺灣移民事業の變遷を回顧する時、我々はこの兩種の移民形式が交互に行はれ來つた事を發見する。要するに私營移民が行き詰つて官營移民となり、官營移民熱冷めて私營移民再び興るの狀況であり、現在は再び時勢的影響も手傳つて官營移民熱の再燃時代となつてゐる。

臺灣に於ける移民事業は開始以來既に三十有餘年を經てゐるのであるが、右の如き時代別を以て見る時、之を次の四期に分つてその沿革を尋ねるのが便利であらう。

第一期　初期私營移民時代
第二期　花蓮港廳下に於ける官營移民時代
第三期　臺東廳下に於ける私營移民時代
第四期　現行官營移民時代

第一　初期私營移民時代

先住民族との關係もあつて、元來臺灣は資本的植民地としての性質を持つものであり、更に移民に缺くべからざる治安容易に整はず、ために臺灣に於ける移民事業が先づ行はれたのは改隷後十年を經た後であつた。即ち島內の秩序漸く整ひ平和的事業緒につき、產業の勃興を見るに及び、總督府は漸く母國農民の移植を慫慂し、或は積極的に內地移民收容を命令する事あるべきを條件として、開墾を許可するの方針を取つた。玆に母國農民移住の途が拓けた譯であるが、斯くして大正元年度末迄に移民收容條件附にて豫約開墾許可を願ひ出でたる件數は、宜蘭廳下二件、臺中廳下五件、南投廳下三件、嘉義廳下八件、阿緱廳下十六件、臺東廳下三件、花蓮港廳下一件、合計三十八件、許可面積總計三萬八千百四十七甲の多きに達した。然し右の內實際に移民招來移植の業をなしたる者は次の八者（九件）で、各自經營の概要を述べれば次の如くである。（註）

第一　**源成農場**　愛久澤直哉の經營に係り、臺中廳深耕堡及二林下堡內の許可地四百五十六甲九分七厘三毛九絲に、之と接續せる民有地千五百六十九甲を買收し、以て一集團地を作り、明治四十二年農場を創始し、源成農場と稱し、同年初より五月迄に八十六戶三百二十二人の內地農民を招致せり。

其の保護の狀態を擧ぐれば

（一）　農場迄の旅費支給

第二部　第七章　臺灣に於ける農業移民

(二)　家屋と敷地菜園の無料貸與
(三)　家屋農具及種子肥料の貸與
(四)　一定期間食費の貸與
(五)　右貸與金品の回收は移住の翌年より四箇年內二年賦を以て返納せしむ
(六)　衞生に關しては農場附近に醫療所を特設し、醫師を招聘し診療其他衞生の事を掌らしむ。又病室を設け重患者を收容し治療藥價の實費を徵收す。
(七)　敎育に關しては農場の費用を以て移民地に校舍を建設し、之を官に寄附し彰北小學校分敎場とし、移民子弟の敎育を掌らしむ。

如上の保護ありと雖も、其成績甚だ不良にして移住の翌年既に破綻を來し、移民の戶數一時百二十三戶の多數に上りしことありしも、遂に離散せり。

第二　臺灣製藥農場　臺中廳下二林下堡庄に山衆農場なる農場を經營し、六戶の內地農民を移植し小作に從事せしめたり。此移民は明治四十二年中岐阜縣農民が本島の農業に從事せんとするの目的を以て渡臺し、各地巡歷中恰も本農場に小作人を要するに會し、彰北廳長の紹介を以て移民せるものにして、其移住地は源成農場の移住地に近接し相互補益する所ありしが如し。而して農場主の之に對する保護は略源成農場に等しく、其成績の不良なること亦相等しく、偶々大正四五年の甘蔗作好結果を收め多少の資金を得たるに乘じ皆分散し去りたり。

第三　賀田組農場　賀田金三郎の經營に係り、花蓮港廳下に於ける豫約開墾許可地の內吳金城（賀田村）鯉魚尾（壽村）鳳林の三原野が相接して一區域をなせるを以て一農場とし、明治三十九年中內地農民を募集移住せしめ、一時吳金城に五十三戶百六十四人、鯉魚尾二百七十八人及同廳下加禮宛に四十三人の盛況を見たるも之亦失敗に終りたり。農民保護の狀態は現金を給與して移民をして自ら藥造せしむること、開墾地の十分の一の所有權を小作人に與ふること等、多少他に異なる所あるも大體は前者と相同じとす。

第四　竹一市二外九名の開墾地移民　明治四十三年十一月竹一市二外九名嘉義廳下茄苳北堡菁寮庄白鬚公潭堡白沙墩庄官有原野八十三甲五分の豫約開墾許可を得、之が事業經營のため明治四十四年一月兵庫縣人十一名を招致し、白沙墩庄に住居せしめ開墾に從事せり。然るに此の移民は何れも事業家の親戚又は昵懇のものにて事業者と明確なる契約なく、單に旅費を支給して渡臺せしめ食費を給與し、事業成功の後は相當の土地を分割給與すべき契約にて、殆ど共同事業の如く、專ら甘蔗耕作に從事せしが、同年八月下旬乃至九月上旬の暴風雨により開墾地の大部分流出し多大の被害ありたる結果、各移民は前途を悲觀し歸國するものあり、或は他に職を轉ずるものありて現在に於て居住するものなし。

第五　臺灣蠶業奬勵會移民　明治四十五年三月石島良三郎、根岸幌太郎等の五名嘉義廳下茄苳南堡竹仔門庄外二庄官有林野二百八十六甲餘の豫約開墾許可を得、桑苗を養成栽培し養蠶をなす目的を以て蠶業奬勵會を設け、同年八月養蠶に經驗を有する群馬縣農民三十四戶を招致し、何れも渡臺費及家屋を給し、一戶に付一箇月十五圓の割合を以て六箇月間食費を給し、尙一戶に付土地三甲以上を給與し、專ら桑を栽培し蠶をなさしむる契約なりき。然れども開墾地に關し土地業主權問題に付紛爭起り、高等林野調查委員會の裁決を待たざれば開墾に着手する能はざる境遇に立至り、之が爲事業者は移民に土地割當を爲す能はず、故に移民は僅かの菜園と少し許りの蠶具をなし得るに過ぎざる如き狀態となり、彼等は爲に本事業の前途を悲觀し成功の見込なきを慮り、逃走歸國するもの續出し或は他に轉職するものあり。大正三年四月土地問題解決し、殘留者は同時に一戶三甲乃至四甲の土地の給與を受け、專ら栽桑養蠶に從事せるも、牧益乏しく何れも生計困難にして遂に離散せり。

第六　大日本製糖株式會社臺灣工場移民　明治四十年七月蕉園開設の爲嘉義廳布堡馬公厝庄外三庄の原野千九百五十七甲餘を無償貸付許可を受け、全部目作法に依り開墾し、之が事業經營上勞力缺乏の爲明治四十三年十一月愛媛縣外三縣より百六十八名の農民を移し、其半數を農場に、半數を工場に使用せしも、賃金手當等に付不平を唱へ、續々逃亡者を生じ、契約期間たる滿三箇年を無事勤續せるは僅かに三分の一に足らずして、現在に於て殘存するものなし。

第七　鹽水港製糖拓殖株式會社手巾寮庄移民　阿緱港西上里手巾寮庄百三十一甲八分二厘四毛五絲はもと吉鹿善次郎の起業に係り、同人が內地移民を招致し七戶の小作移民をなしたりしが、明治四十二年高砂製糖株式會社に讓渡し、今は鹽水港製糖の經營

に屬し移民の現在するものなし。

第八　南隆農場　愛久澤直哉の經營に係るものにして、阿緱廳港西上里吉祥庄龍肚庄中坛庄金瓜寮庄に於ける許可地及手巾寮庄に於ける一部民有地を買收し建設せるものにして、明治四十三年源成農場の移民整地の結果三十四戸百五十七人の內地移民を收容せり。然れども移民定者の風なく漸次離散し、大正六年九月末に於ては僅かに二戸を殘すのみにして、日常辛うじて糊口を得るのみの狀態なりしが其の後全部離散せり。

第九　臺灣製糖株式會社後壁林農場　後壁林地方は今尙住民少く、殊に同製糖所建設當時には一入勞働者の不自由なるべきを考慮し內地移民募集に著手し、明治四十一年十二月より翌年二月迄に夫婦者一七八人外に兒女九六人獨身者一八二人の移住民到着せり。

契約期間三ヶ年間中素行不良の爲解雇、病氣の爲歸國又は死亡逃走退去者等、總計夫婦者七一名獨身者一三名を除き、其他は契約期間滿了後は全部解傭せるも、其內平素の成績良好にして引續き居住の希望のもの工場職工として二十人、農夫として二十人を採用せり。

註　官營移民事業報告書並に熱帶產業調査會編移植民に關する調査より摘記。

以上の外少數の內地農民の移植を企てしもの糞箕湖農場其の他二、三ありしも、いづれも失敗に終つてゐる。今これ等諸事業の失敗の原因を見るに、

第一　植民事業の營利を目的とする私人の經營に適せざる事　本島移民の如く生產力低き土地に定植して、母國と異なれる風土氣候に堪へ、瘴癘に打克ち農村の健全なる發達を期せんと欲せば、經濟上文化上特殊の施設を要し、各種の豫備的事業に多大の資本を投ずるの必要がある。斯くの如きは到底營利に念なる私人の經營に適せざるものと云ふべきである。

第二　右の私營移民事業は自作農民の移植を目的とせざりしこと　元來之等の移民事業は企業者の土地拂下げ又は農產原料の獲得といふことが目的であつて、移民を招來することはそのための方便に過ぎないのであり、從つて拂下げの土地は之等移民に小作せしめた上所有權は自ら保有せんとした。斯くの如き方針が移植民定着に障碍たるは云ふ迄もなく、農民の謂はゞ本能的慾望たる土地所有の希望なくしてその永住を求むるが如きは、寧ろ不可能事を徒に企圖するに過ぎないであらう。

第三　移民選擇に當を得ざりしこと　事業者は唯營利觀念に從ひ、徒らに官の要求する定員を充さんがため移民の選擇につき意を用ひず、又は眞の農民の移植を爲さずして間に合せの下級勞働者職工を交へ、其性質溫良ならざるの徒往々多數を占むるの狀態であつた。堅忍不拔を要する農業移民事業に單なる富の追求者が適せざることは言を要しないであらう。又移民募集の方法につきても、甘言を以て之を誘ひたる場合あり、移民が目的地に到着せる後も、其の待遇の方法土地の狀況等彼等の豫期に反し彼等をして失望を感ぜしめたる傾向もあつて、營農の方針立たず、襲擊する風土病と逼り來る貧困に驅り立てられて、勞働者階級に轉落する者が日に多きを加へた。

第二　花蓮港廳下に於ける官營移民時代

三十年代を以て臺灣統治の基礎も旣に定まり、戰後日本資本主義の確立と共に臺灣に於ける產業の發達漸く見るべきものあるに及び、識者の間には臺灣をして單なる資本的植民地に止まらしむるに滿足せず、

一、母國民移植は本島統治上必要なり

二、母國民移植は日本民族の熱帶地發展の將來に資す

三、母國民移植は過剩人口の調節をなし且つ母國過小農の弊を救濟す

等の理由を揭げて、(註)猶移民事業は到底私營を以て行ひ得べからざるの經驗に徵し、爾後官營移民事業の必要を叫ぶ聲次第に高く、明治四十二年に至り總督府は遂に官營移民事業の實施に着手することとなつた。

註　官營移民事業報告書十六頁以下、東鄕實著臺灣農業植民論三三頁以下參照

即ち同年度に於ける豫算三萬圓を以て、專ら本事業遂行の準備調査に充當せしめ、然して移民事務は當初殖産局林務課管掌の事項とし、主として移民適地の調査及び內外移民に關する事例の調査等に務め、翌明治四十三年度に至り、七九、七五五圓の豫算を計上して該事業を實行するに及び、同年五月勅令第二百三十號を以て移民事務管掌のため臨時職員を置ぐの件發布せられ、以て移民事務委員會、移民課、移民指導所等の機關の設置を見るに至つた。(註)

註　詳しくは官營移民事業報告書二八頁—三三頁參照

斯くて先づ第一に移民適地の調査が行はれ、西部臺灣に於て九萬二千二百餘甲、東部臺灣に於て三萬二千九百餘甲を得た。今この兩者の移民適地としての可否を見るに、西部はマラリヤ其の他の風土病猖獗を極め、交通不便にして市場に遠く海岸良港なく物資の授受集散極めて不便なること等開拓の歷史古き既開地方として有利なる點あるに反し、東部は土地僻遠にして風土病猖獗を極め、交通不便にして市場に遠く海岸良港なく物資の授受集散極めて不便なること等その缺點が多い。然し之等は主として經濟的利益の優劣に屬するもので、本島移民事業の目的たる母國農民を移植し健全なる母國農村の建設を計り、本島人蕃人の同化及び國防に資し、更に南方發展の基點たらしめんとする國家的意志より見るならば、寧ろ西部臺灣は、

一、全體としての適地は多いが、それ等は各處に飛散せるものにして農村建設に適する集團地を得るに困難なること。

二、それ等の土地は概ね土質劣等なる平地若くは山地にして、自然的社會的要素に於て現耕地に劣るものが多い。斯かる地域に風土氣候に慣れぬ母國農民を移植する事は徒らに彼等をして先住人に對し劣敗者たるの地位に立たしめるであらう。

三、西部海岸は人口頗る稠密にして、之を母國に比するに敢て遜色なく寧ろ勝るの狀態である。故に斯かる地域に更に母國人を入れる事は原住人との間に利害の衝突を生じ、少數の母國人が多數原住人の壓迫を受くる處れなしとしない。

等の理由により寧ろ經濟的には不利に見える東部地方を移民適地と決定した。

かくて明治四十三年二月花蓮港廳豈蘭社に豈蘭移民指導所を設置し、德島縣下より九戶二十人の農業者を招致し、之に熱帶農業を習熟せしめ以て移民の模範たらしめんとした。これ當時模範移民と稱したるもので、實に官營移民村建設の嚆矢とする。次で同年十月再び德島縣其他一、二縣より五十二戶二百七十五人の農民を招致し、前回の九戶と併せて七腳川原野に土地家屋の割當をなし、六十一戶二百九十五人の移民村を形成し、別に移民指導所に傭役農夫十三戶六十名を收容し、各種農作物の試植をなし、以て一般農耕の模範を示し專ら移民の指導に任ぜしめた。これ即ち吉野村の前身である。

明治四十四年度に至り三十一萬三千餘圓を以て事業を擴張し、更に移民百七十餘戶を廣く四國中國九州より募集して前記の場所に招致し、遂に前後併せて二百四十戶の一大農村を出現せしむるに至つた。然して同年八月東部臺灣移住適地十五團地の改稱を行ふに及び、七腳川原野を吉野村と命名した。元來吉野村の移民收容地は南勢七社蕃中七腳川社を除きたる豈蘭以下五社が當時占有せる地域全般に亙り、其の占有の事實習慣及び廣袤の調査をなし、各社戶數に應じ集約的農法による所要面積を算定したる後、蕃人休耕畑二〇〇甲六七五七、原野一四四甲五三五〇を收め、元七腳川蕃の沒收地と併せ更に元七腳川蕃の土地の內二八甲四二五〇を豈蘭社蕃に與へ、別に前記收容地補償金一萬二千九百二十四圓を關係蕃人に交附し以て吉野村の地域を確定したのである。

かくて吉野村の建設は順調に進み、明治四十五年半ばに至つて宮前圳完成通水し、更に吉野圳の掘鑿に着手し益々設備を完成すると共に、一方土地の開拓愈々進捗しつつありしに、不幸大正元年九月未曾有の大暴風雨極度の猛威を振ひ、花蓮港方面はその中心の通過地に當りしため烈風暴雨は本島を襲ひ、花蓮港地上の諸設備一つとして其の慘害を被らざるものなく、吉野村は建設半ばにして全村潰滅の悲境に轉落した。然も災害後連日雨天續き、住むに家なく着るに衣なき慘狀は更に惡疫の蔓延となり、ために移住民は精神的物質的に極度の打擊を蒙り、意氣全く銷沈し、中には前途の見込立たず移民解除を願ひ出でる者もあつたが、百方之を諭示すると共に同年十二月には復舊費十七萬七千餘圓の豫算配附を受けて銳意工事の竣功に努めた。爾來移民の精勵と職員の獻身とは相俟つて順調なる發展を來し、大正四年には豈蘭、薄々雨蕃社の占有地中より更に補償費二萬圓を以て休耕畑二九〇甲九、原野二八

甲九を收用し、吉野村地域に編入して九十戸を加へ、合計三百三十戸の一大農村を完成した。

吉野村に引續き大正二年には豐田村、大正三年には林田村が夫々前記移民豫定地に建設されたが、先づ豐田村の沿革を略記するならば、明治三十九年賀田組（前述參照）は東部臺灣の殆んど全部に就て事業經營の計畫を立て、其豫約拂下許可を受け、內地移民を募集して吳全域（賀田村）に農村を建設したが、四十三年に至り臺東拓殖合資會社はその豫約許可地約二萬甲と共に事業權を買收し、翌四十四年熊本、宮城二縣より更に移民を招致し、鯉魚尾の南方即ち現在豐田村字森本部落より豐田神社附近に至る面積約百甲の土地を開墾したが、後合資會社を株式會社とし、臺東拓殖製糖株式會社と改名、更に大正元年鹽水港製糖拓殖株式會社に合併したが、同社に命じ總督府は豐田村に該當せる地區一九一一甲一七九九を返地せしめ、此處に豐田村を建設することになつたのである。即ち大正二年四月指導所開設、會社移民殘留者二十戸中身元調査の結果條件を具備する者十一戸を官營移民に採用、別に內地より募集せる者と共に、同年中に總計百三十九戸、六百七十四人を收容するに至つた。

林田村の沿革は大正二年六月より鹽水港製糖拓殖株式會社豫約開墾許可地の鳳林及び葛里橋原野の調査を行ひ、其結果同年十一月二十六日付を以て林田村原野面積八九四甲二三の返地を命じ、林田村官營移民地の開設準備に着手し、三年二月十六日指導所開設、同時に南岡に五十戸北林に二十五戸の移民を收容した。然るに同年七月七日大暴風雨の襲來あり、其被害吉野村は輕微なりしも豐田村最も甚しく、林田村之に次ぎ、移民家屋の倒潰、指導所其他の建物、用排水路、輕鐵、野獸防禦柵等の損害甚しく、更に二回三回の暴風雨の襲來あつて住民の意氣銷沈し前途を悲觀する者多かりしも、復舊作業次第に進み、殊に大正四年度には二十七萬餘圓を以て知亞干溪上流溪口に水刎堤を築造し玆に豐田村の水害防禦工事成り、更に吉野、豐田、林田、三村に對する治水並びに水利工事、道路の改修、簡輕水道の新設等諸設備次第に整ひ、住民其業に安んずるを得、官營移民事業も漸く其緒に就くを得た。然るに財政其他の都合により同種移民村建設の事業を打切り、大正六年度迄に上記三村の建設を完了し、之を花蓮港廳に移管せしむるに及び官營移民事業は玆に中絕の形となつた。

第三　臺東廳下に於ける私營移民時代

明治四十二年總督府は東部臺灣に於て官營移民事業に着手すべく、兩廳下を通じ十五ヶ所の移民收容適地を選定し（既述）臺東廳下には旭村、美和村、富原村、鹿野村、大原村、池上村の六ヶ所の集團地を豫定した。然して先づ第一著手として四十三年二月旭村に移民指導所を設置し、同原野に內地農民を收容すべく既に移民家屋の建築に迄著手した折柄同廳下に蕃人騷擾事件勃發し、同移民計畫地の土地問題に關し更に蕃情を惡化せしむる恐れあるため遂にこの計畫を見合はす事とし、全力を花蓮港廳下の移民事業に注ぐに至つた。然るに大正六年官營移民事業打切りとなり、ために臺東廳下に於ては遂に官營移民は實施せられざるに至つた。然し總督府は大正六年官營移民事業の廢止を行ふと共に同年六月移住奬勵要領を府議決定し、臺東廳下に於ける私營移民事業を奬勵助成する方針を採つた。因みに同要領は大正九年十二月、大正十一年四月及び昭和三年三月の改正を經て現行要領となつてゐる。（後記）

扨臺東廳下に於ける私營移民は右要領による總督府補助により臺東製糖株式會社の行へる事業なれば以下同社の事業に就き略述する要がある。

臺東製糖株式會社は大正二年二月資本金三百五十萬圓を以て臺東街に創立せられた。同會社は自己新式工場の原料充實のため官營移民豫定地に對し內地移民を招致開墾せしめ、甘蔗を栽培せしめんと欲したが、之に對し總督府も積極的に援助すべく內諾を與へたので、大正四年には技術者を米國に派遣し、開墾に使用すべきスチームプラウ二臺を購入、移民として新潟縣下が冬季降雪のため屋外の勞働困難にて出稼の風習あるを考慮し、同年十一月より翌五年四月迄を期し、往復の旅費を支給し、內地に於けるよりも高率勞銀を與ふる契約の下に開墾及び甘蔗耕作に從事せしむべく短期移民を招致する事となり、第一著手として鹿野村の開墾を始め、大正五、六年に亙り旭村及び鹿寮を開墾した。これがため一時短期移民として二千餘人の來住を見たが、次で短期移民中より永住移民を募集し、更に新潟縣下より永住移民を前記三村に大正

六年より八年に至る間逐次招致して其の充實を計つた。即ち同年間會社は鹿野村に對しては二十七萬圓、旭村に三萬圓、鹿寮に四萬圓、池上村に二十五萬圓合計約六十萬圓を投じて移民二百二十六戸、八百三十人を招致するに至つた。一方會社は事業擴張として卑南里壠間二十七哩の鐵道敷設、新武路溪の發電、都巒山の銅採掘等事業多岐に亙りしも、資本金僅かにして、助成せられたりとする補助金はその間僅かに二十九萬五千圓に過ぎず、然かも斯かる僅少なる補助金のために會社によつて有利なる本島人移民の招來を許されず、事業思はしからざる所へ大正九年のパニツクとなり會社は破滅の危機に陷つた。

かくて調査の結果缺損實に百六十七萬圓に上り、關係者間に於ける協議の結果製糖事業と植民開墾事業とを分離することとなり、資本金を半減して製糖會社は資本金を百七十五萬圓とし、植民事業は別に資本金五十萬圓を以て分立せられし臺東開拓株式會社に繼承せしめ、前記鐵道は之を鐵道部に賣渡して官營線たらしめた。この根本整理を契機として會社も稍々業績の回復を見るに至つたが、(註)移民は之を本島人本位に改めた結果內地人移民事業は一路衰退の途を辿つた。

註　昭和八年五月資本金を更に八十七萬五千圓に減少して不良資金並びに繰越損金の償却を行ひ、同六月優先株一萬七千五百株、この拂込金八十七萬五千圓を增資して玆に社礎を確立、更に十三年五月には開拓會社を再び合併し、資本金を三百萬圓に增加して今日に及んでゐる。

臺東廳下に於ける過去の內地人移民戸數の變遷を見るに大正六年末旭村二四戸、鹿野村一〇〇戸、鹿寮三〇戸合計一五四戸、九年二月末調査は旭村三七戸、鹿野村一四三戸、鹿寮三〇戸、合計二二八戸にて最高、爾後漸次減少し、大正十年末には新たに池上村の十七戸を加へても一五三戸となり、十二年には合計九十九戸に下り、昭和元年には池上村は全部離散して再び三村となり、以後漸次減少を續けつゝ今日に及んでゐる。

第四　現行官營移民時代

大正六年吉野、豐田、林田三村の一應の建設を終了し、之を花蓮港廳に移管して以來、官營移民事業は實に十五ヶ年間に亙り中絶してゐたが、昭和七年に至り治水事業の進捗と他方滿洲開拓政策等に刺戟せられて、總督府は新たに西部臺灣に本事業を開始することとした。即ち昭和七年度より四ヶ年計畫を以て臺中州北斗郡沙山庄草湖の元保安林解除跡地一千六甲に入植計畫を立て、七年度十八戸、八年度十八戸、九年度二十戸、十年度九十戸、合計百四十六戸を招致することとなり、秋津村と命名せられ無事豫定の事業を遂行した。

又本島製兩切煙草需要の激增により、其の原料たる黃色種煙草の島內自給を計畫し、本島人農民による產地の擴張と收量及び品質の向上を計りつつあつたが、煙草栽培には特殊の技能を要するため、內地に於て栽培に經驗ある農業者を招致する必要を認め、之を移民事業と關聯せしめて、總督府は高雄州屛東郡下の下淡水溪治水工事による新生地を選定して、此處に煙草耕作移民村の建設を企圖し、昭和十年七月日出村（二十五戸）を、十一年八月には千歲村（百戸）及び常盤村（六十五戸）を入植せしめた。

更に臺南州に於ては昭和九年曾文郡下に州立農業國民學校嘉南塾を創立し、本島農村の中堅となるべき子弟を一ヶ年間收容し、國民精神の涵養、心身の鍛鍊、農業技術の修熟を圖り、以て內臺親和の擔當者たらん事を期しつつあつたが、翌年卒業生出づるに及び、その內地人子弟を定着せしむるため、財團法人嘉南共榮協會はその事業計畫として、新虎尾溪新生地中、斗六郡荊桐庄所在の八十三甲を選定し（現在の東園）十年六月右の中六名の移住希望者を定着せしめ、翌年四月更に八名を追加した。然るに昭和十一年度總督府移民事業計畫（後述）確立するに及び、移民事業の重要性に鑑み之を總督府直營事業に移し、別に部落を建設して同年中に二十六戸、翌十二年度に五十戸を入植せしめて榮村を完成した。

斯くて總督府は移民事業の益々重要なるに鑑み、更に秋津村其他の實績に好感して臺灣移植民政策に一步を進めることとし、官租地（官有田畑）官有可耕未墾地及び將來河川整理によつて新生すべき土地等の中大なる土地改良費を投じないでも容易に移民を收容し得る地域二十ケ所一九、八三九甲を選定し、昭和十一年度以降十ケ年間に三、七〇一戸を定植せ

しむるの計畫を立てるに至つた。即ち該計畫に基き昭和十一年度に於て臺中州北斗郡下濁水溪新生地に豐里村を建設、翌十二年度に於ては更にその隣接地に鹿島村を、臺南州榮村隣接地に春日村を建設すると共に、東部臺灣に於ける官營移民事業を再現し、臺東廳下の臺東平野卑南大圳灌漑區域内に敷島村を設立、十三、十四年度と之等諸村の充實を計りつつ、十五年十二月には前記臺中州下豐里、鹿島兩村の指導區域廣きに失し指導上圓滑を缺く處れあるを以て、豐里村の二部落と鹿島村の三部落を以て一村を分離し、之を香取村と命名した。猶十六年度計畫として臺中州秋津村隣接地に八洲村（假名）を建設し移民百戸を入れんとして目下計畫實行中である。

最後に移民事業そのものではないが、將來のそれと關聯し、更に南方進出の鍬の戰士を養成する目的を以て昭和十五年度に於て三拓士道場が設立せられた事を看過し得ないであらう。即ち一は總督府直營にして臺中州北斗郡北斗街に在り、他は臺東廳營にして臺東街に在るもの、花蓮港廳營にして鳳林街にあるもの以上三つである。內臺中州所在のもの規模最も大なるは云ふ迄もなく、現在所屬地農場九十四甲、敷地十一甲、合計百五甲、道場長以下教士五名書記二名を擁し、十七年一月八日既に七十八名の第一回卒業生を送つたが、その實行きは極めて良好であつた。參考のため右卒業生に關する若干の調査を揭げれば次の如くである。

臺灣總督府拓士道場第一回卒業生調

年齡別

年別	二五歲以上	二〇歲以上	二五歲以上	三〇歲以上	計
入員	七	三〇	二九	二	七八

內、妻帶者二名あり

卒業後の行先き

種別	臺灣拓殖	明治製糖	大日本製糖	日本油脂	スマトラ拓殖	日本窒素	ボルネオ殖産	鹽水港製糖	熱帶園藝試驗所	府林業試驗所	官營移民	精錬科	應召入營	計
人員	二〇	六	五	五	五	五	四	一	一	一	一〇	三	七	七八

入學前學歷別

出身校	農卒	中商卒	中中退	青年卒	高卒	專卒	計
人員	九	三	四	八	三一	三	七八

內地人農業移民村概況（昭和十五年末現在）

州廳別	村名	建設年度	戶數	人口	割當面積
花蓮港廳	吉野村	明治四十三年度	二六九	一、四九四	一、七七〇・〇〇〇甲
	豐田村	大正二年度	一七三	九〇三	七二四・〇〇〇
	林田村	大正三年度	一七二	七二一	七六六・〇〇〇
計			六二一	三、一四八	二、七六〇・〇〇〇
臺東廳	旭村	大正五年度	二三	一七二	三三一・〇三八
	鹿野村	大正四年度	四五	二五三	一、〇六七・八七二
	鹿寮	大正六年度	六	四〇	六九四・〇七六
	敷島村	昭和十二年度	三五	三一〇	二四六・〇〇〇
計			一三三	七三五	二、三三八・九八六
臺中州	秋津村	昭和七―十一年度	一五六	七八四	八八一・四〇〇
	豐里村	昭和十一―十二年度	一九	六四〇	四九四・〇〇〇
	鹿島村	昭和十二―十三年度	一三八	六九一	五三一・二〇〇
	香取村	昭和十五年度	八九	四二八	三六八・一八〇
計			四九一	二、三三三	二、二四四・七八〇
臺南州	榮村	昭和十年度	九〇	三七七	四七一・三五〇
	日村	昭和十二―十三年度	五六	二四五	三二三・六三〇
計			一四六	六二二	七九四・一八〇
高雄州	日出村	昭和十年度	二五	一二四	一二五・〇〇〇
	常盤村	昭和十一年度	六五	三六六	三三五・〇〇〇
	千歲村	昭和十一年度	一〇	五五	五〇・〇〇〇
計			一九〇	一、〇四五	九五〇・〇〇〇

總計	一、五八二	八、二三五	九、二七・九三六

私營移民村、昭和村、新高村、自由移民村、瑞穗村、上大和村、三笠村を除く。

第二節　移民村の現況

現在臺灣に於ける內地農業移民村は官營移民村十三、私營移民村（會社經營）五、計十八ヶ村にして、之に自由移民村三を加へる時は二十一ヶ村となる。以下それ等諸村に就て現況を略述する。

花蓮港廳下

一、吉野村（明治四十三年建設官營移民村）　東部臺灣の新興都市花蓮港街の西方七粁、臺東線に乘れば二つ目が既に吉野驛であり、更に頻繁に往來するバスを利用すれは、十數分にして宮前部落に着くであらう。實に花蓮港街の郊外と云ふべきで、臺灣に於ける凡ゆる移民村中最も地の利を占め、花蓮港街の發展と共に將來或は農村たるの實を失ふべきが豫感される。本島最初の官營移民村として、その苦惱に喘ぎたる三十有餘年の歷史は、本島移民事業の金字塔として永く語り傳へられるであらう。然し問題は過去の追憶には存しない。吉野村が現在最も成功したる移民村である事は何人も否定しないであらうが、それは決して本村の建設が最も古いが故ではない。それが人の力であるか又自然の利であるか、又それが移民村としての本道を行くものであるかどうか、そこには研究せらるべき興味ある幾多の問題が存するであらうが、それ等に關しては後節に於て幾分觸れるであらう。

本村は中園を中心として、宮前、清水、草分の三部落より成り、昭和十四年度末現在總戶數二四五戶總人口一、二七〇人、所屬土地總面積一、二七〇甲である。概況書によつてそれ等の統計を示せば次の如くである。

吉野村字別戶數並びに人口（大正十四年末現在）

字別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計	一戶當り人口
宮前	一〇九	二七四	二九二	五六六	五・二
清水	八六	二二一	二二八	四三九	五・〇
草分	五〇	一四一	一三四	二七五	五・三
計	二四五	六二六	六四四	一、二七〇	五・二

吉野村土地面積（大正十四年末現在）

總面積	開墾面積 田	開墾面積 畑	開墾面積 宅地	開墾面積 計	未開墾面積
一、二七〇甲	一、〇〇九	二〇五	四五	一、二五九	三

土地割當に就ては最初總て官に於て荒開墾を了したる後交付するか、又は一甲に付三十圓以內の荒起費を補助し、移民それ等の中には石礫地又は水害のため耕土の流失したるもの等あつて、更に割增地を交付し、平均三甲七分餘となつた。その後轉出者の殘せる者を現住者が買收した結果更に平均四甲三分となつた。然して之等割當地の所有權移轉は昭和三、四年から五、六年の間にかけて大部分を終了し、現在割當地はすべて個人の完全なる所有權に歸してゐるが、それと同時に土地の分合も相當行はれ、昭和十四年度末現在に於て土地所有狀態は次の如く不均衡になつてゐる。然し官より附與せられたる不動產は出來るかぎり之を子孫に傳へると共に、村內の土地は絕對に村外に賣出さないために、現在吉野村恒產會の申合せ規約により自由賣買を禁止し、村內に需要者なき場合には一時產業組合（後述）が之を買ひ受ける事となつてゐる。現在組合の所有地約四十八甲である。

吉野村土地所有狀態（昭和十四年末現在）

所有面積	戶數	所有面積	戶數
二〇甲以上	二	二甲以上	四一
一〇甲以上	七	一甲以上	三一
五甲以上	五三	一甲以下	一四
三甲以上	九七	計	二四五

註　二十甲以上所有の二戶の內一戶は三十甲、他は二十六甲を所有す。

本村に於ける主要作物は水稻、甘蔗、煙草であるが、花蓮港街を近く控へてゐる關係上蔬菜栽培による收益も少くない。

二、豐田村（大正二年建設官營移民村）　臺東線にて花蓮港驛より七つ目豐田驛迄一時間餘、花蓮郡壽庄に屬す。亘流知亞干溪の氾濫による數度の慘害は本村の建設に極めて大な

吉野村農作狀況（昭和十四年末現在）

種別	作付面積	收穫高	價額	甲當收量
水稻	一、四七六甲	三〇、二二八石	四三九、五三二圓	二〇、四六〇石
甘蔗	二一三	二九、八六七、〇〇〇斤	一〇四、五二四	一四〇、二二〇斤
煙草	一五一	二二九、七三七瓩	二三一、三六八	一、四二一瓩
甘藷	三七	六八八、九九〇斤	六、九九七	一八、六二一斤
豆類	三三	九七、三二九石	八、八三〇	二、九四九石
蔬菜	四七	六八四、六三七斤	二八、七九四	—
其他	二二	二五〇、一六一	二二、一六四	—
計	一、九七九	—	八四二、二二一	—

割當土地面積は吉野村と同樣後の割增を加へて一戶當り平均四甲二分、昭和八年頃より所有權の移轉が初まり現在殆ど完了した。現在に於ける土地所有狀況を示せば次の如くである。

本村の主作物は水稻、甘蔗、煙草であるが、內甘蔗の生產價額は本村農產物の首位を占めるのみならず、廳下移民村中第一位である。昭和十四年の農作狀況を示せば次の如くである。

豐田村土地所有狀況（昭和十四年末現在）

所有面積	戶數	所有面積	戶數
二〇甲以上	二	二甲以上	一二
一〇甲以上	一七	一甲以上	七
五甲以上	二七	一甲以下	五
三甲以上	一〇九	計	一七九

る影響を及ぼし、然も吉野、林田に比して水利に惠まれること乏しく、衞生狀態亦劣り、その開發或は更生に就て將來を期すべきもの多々あるを感ず。部落は中里を中心にして大平、森本、山下の三つに分れ總戶數一七九戶、人口八六六人にして、所屬總面積八六八甲は現在すべて開墾を終へてゐる。本村概況書によりそれ等の實狀を次に示す。

豐田村字別戶數並びに人口（昭和十四年末現在）

字別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計	一戶當り人口
大平	六三	一六一	一七一	三三二	五、二
森本	七二	一六八	一八七	三五五	四、九
山下	四四	八四	九五	一七九	四、〇
計	一七九	四一三	四五三	八六六	四、八

豐田村土地面積（昭和十四年末現在）

總面積	開墾面積 田	開墾面積 畑	開墾面積 宅地	開墾面積 計	未墾地面積
八六八甲	三二二	五二一	三五	八六八	ナシ

豐田村農作狀況（昭和十四年末現在）

種別	作付面積	收穫高	價額	甲當收量
水稻	六二三甲	一四、五二〇石	一九三、一一六圓	二三、二二五石
甘蔗	四四五	三九、二五〇千斤	一六四、八二〇	八八、二二〇斤
煙草	七七	一一四、七五九瓩	一三五、三七九	一、四九〇瓩
蔬菜	二五	二二五千斤	一〇、七五〇	八、六〇〇斤
キャッサバ	一八	五四〇千斤	四、三二〇	三〇、〇〇〇斤
甘藷	六五	一、一〇五石	八、八四〇	一七、〇〇〇斤
豆類	三三	五〇六石	六、〇七二	一五、三三三石
柑橘	一五	六四、三〇〇斤	四、五〇一	八〇、三七五斤
其他	二〇	—	四、五五〇	—
計	一、三一〇	—	五三二、三七八	—

林田村字別戶數及人口（昭和十四年末現在）

字別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計	一戶當り人口
南岡	四九	九八	一〇二	二〇〇	四、〇
中野	五八	一三〇	一三七	二六七	四、六
北林	六六	一二四	一四二	二六六	四、〇
計	一七三	三五二	四八一	七三三	四、二

林田村土地面積（昭和十四年末現在）

總面積	開墾地 田	開墾地 畑	開墾地 宅地	開墾地 計
七六六甲	二五一	四八四	三一	七六六

三、林田村（大正三年建設官營移民）　林田村は花蓮港を距る事三十二粁、鳳林郡鳳林街に屬す。昔時はその名の示す如く一面の茅原と平地林の連續にて、マラリヤ最も猖獗を極めたりしも衞生に意を用ひ、昭和五年總督府の補助の下に產業組合にて醫療所を開始し、更にマラリヤ防遏所の設けありて、血液檢査を勵行し之が防遏に努めたるため、近年衞生狀態頓に改善され、延いて村の經濟に裨益する處が甚大である。

昭和十四年末に於ける總戶數一七三戶、人口七三三人、所屬土地面積七六六甲である。

本村はその移民收容を完了したる大正六年末に於て土地割當面積は五四六甲で、一戶當り平均三甲五分であつたが、其後土地の割增を行ひ現在一戶當り平均四甲一分九厘となつた。昭和二、三年頃から所有權の確立が始まり現在殆んど完了した。本村は他村に比して比較的土地の分合行はれず堅實に割當地を保持する者が多い。猶本村は煙草耕作を主とする關係上別に九十甲の官有地の貸下げを受けて之を利用してゐる。土地面積並びにその所有狀況を示せば上の如くである。

本村農作物の大宗は同じく水稻、甘蔗、煙草であるが、就中煙草を以て